

平成 30 年 12 月

定 例 会 会 議 録

亀 山 市 議 会

質 疑 内 容 （通告要旨）

【12月10日】

1 今岡翔平（勇政） 25～33ページ

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について及び

議案第81号 農事調停について

1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 財産管理費、市有財産管理費、工事請負費及び用地購入費の増額補正について

(1) 補正の要因について

(2) 和賀白川線沿線用地の取得について

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

1 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、空調機整備事業及び第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費、空調機整備事業の増額補正について

(1) 今回の計画の前倒しについて

(2) 市からの働きかけについて

議案第97号 市道路線の廃止について

1 今回の経緯について

2 服部孝規（日本共産党） 33～43ページ

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

1 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、亀山駅周辺整備事業の増額補正について

2 第2表 繰越明許費補正 追加 第8款 土木費、第4項 都市計画費、亀山駅周辺整備事業について

3 第4表 地方債補正 追加 都市開発資金貸付金債及び一般補助施設整備事業債について

4 第4表 地方債補正 変更 亀山駅周辺整備事業債及び都市計画事業債について

5 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 財産管理費、市有財産管理費の増額補正について

6 第2表 繰越明許費補正 第2款 総務費、第1項 総務管理費、市有財産管理費について

3 森 美和子（公明党） 43～50ページ

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

1 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、亀山駅周辺整備事業及び第2表 繰越明許費補正 追加 第8款 土木費、第4項 都市計画費、亀山駅周辺整備

備事業について

- (1) 補正の理由について
 - (2) 繰越の理由について
 - (3) 貸付金について
- 2 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、空調機整備事業及び第10款 教育費、第4項 幼稚園費、第1目 幼稚園費、空調機整備事業の増額補正について
- (1) 補正の理由について
 - (2) 今後のスケジュールについて

4 鈴木達夫（大樹） 50～56ページ

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 財産管理費、市有財産管理費、工事請負費及び用地購入費の増額補正について
 - (1) 今回の補正に至った経緯について
 - (2) 市道和賀白川線沿線用地の有効活用について

5 伊藤彦太郎（勇政） 56～66ページ

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 財産管理費、市有財産管理費の増額補正について
 - (1) 背景について
 - (2) 妥当性について
- 2 第14款 国庫支出金、第2項 国庫補助金、第5目 土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の増額補正 及び 第2表 繰越明許費補正 追加 第8款 土木費、第4項 都市計画費、亀山駅周辺整備事業について
 - (1) 本事業に対する国の認識について

6 福沢美由紀（日本共産党） 66～74ページ

議案第73号 亀山市税条例の一部改正について

- 1 改正の内容について
- 2 市民への影響について

議案第75号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 新たに借り上げる市営住宅の概要について
- 2 市民の住宅の確保は十分なのか

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

- 1 第10款 教育費、第2項 小学校費、第1目 学校管理費、空調機整備事業の増額補正

について

7 櫻井清蔵 (勇政) 74～82ページ

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について

- 1 第8款 土木費、第4項 都市計画費、第1目 都市計画総務費、亀山駅周辺整備事業の増額補正(610,300千円)及び第2表 繰越明許費補正 追加 亀山駅周辺整備事業(1,434,700千円)について
 - (1) 平成30年度当初予算970,000千円の事業のほとんどが年度内完了が見込めない中、このたびの大型補正により、平成30年度予算は1,580,300千円となり、そのうち1,434,700千円(約91%)を繰り越す補正予算となっている。今後、市長は亀山駅前整備について、どのような対応を考えているのか

議案第75号 亀山市営住宅条例の一部改正について

- 1 亀山市住生活基本計画(平成21年3月策定)において、低所得者などの住宅困窮者の居住の安定確保を図るため、200戸の市営住宅を供給する目標を定め、そのうち70戸については、民間が所有する賃貸共同住宅を活用して供給することとしている。このたび、亀山市民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅24戸について尋ねる
 - (1) 賃貸借契約の内容について
 - (2) 20年間の公営住宅使用料及び住宅借上料について
 - (3) 新所住宅6戸及び本町住宅18戸の間取りについて

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について及び

議案第81号 農事調停について

- 1 第2款 総務費、第1項 総務管理費、第5目 財産管理費、市有財産管理費 工事請負費及び用地購入費の増額補正について
 - (1) 補正の内容について
- 2 調停の内容について

8 豊田恵理 82～85ページ

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算(第4号)について及び

議案第81号 農事調停について

- 1 農事調停に至るまでの経緯について
- 2 該当地の今後の使用について

質 問 内 容 (通告要旨)

【12月11日】

1 今岡翔平 (勇政) 88～100ページ

今回の市職員の不祥事について

- 1 11月の全員協議会における議会からの質問に対する答弁について
- 2 民間主導の入札に市職員が立会いを行うことについて
- 3 今後の対策について

通学路のブロック塀等の安全点検について

- 1 国や県からの通知内容はどのようなものだったのか
- 2 通学路の安全点検をどのように行ったのか
- 3 初動段階で協力いただいた学校・PTA関係者の責任が問われることはあるのか
- 4 危険箇所に対する対策はどのように行うのか

乗合タクシー制度について

- 1 天神・和賀地区まちづくり協議会で意見収集の場が設けられたことについて
- 2 現在の乗合タクシーの利用率をどのように考えているか
- 3 運行開始を1時間前倒して9時からにはできないのか

2 岡本公秀 (新和会) 101～109ページ

乗合タクシー制度と地域公共交通について

- 1 市の公共交通体系の現状について
- 2 乗合タクシー制度の滑り出しについて
- 3 利用者又はタクシー会社の反応について
- 4 コミュニティバスの利便性について
- 5 太岡寺町及び布気町落針地区のコミュニティバスの運行について
- 6 次回のバスルートの見直しとルート設定の方向性について

亀山市立地適正化計画について

- 1 居住誘導区域について
- 2 居住を誘導する施策について
- 3 居住誘導区域と都市機能誘導区域の違いについて
- 4 和賀白川線以西の地域の考え方について
- 5 誘導区域の拡張について

3 服部孝規 (日本共産党) 110～124ページ

亀山駅周辺整備事業について

- 1 11月20日にまとまった基本設計について
- 2 議会や市民への説明について
- 3 再開発組合設立に向けた動きについて
- 4 拡幅予定の御幸8号線と狭隘な御幸7号線について

シャープ（株）亀山工場での外国人労働者の大量の雇い止めについて

- 1 今回、報道された事実関係について
- 2 シャープ（株）や三重県からの報告の有無について
- 3 亀山市としての今後の対応について

4 森 美和子（公明党）	124～137ページ
--------------	------------

福祉を取り巻く課題について

- 1 健康福祉部の職員体制について
 - (1) 職種について
 - (2) 正規・非正規の割合について
 - (3) 専門職員の適正配置について
- 2 障がい者施策について
 - (1) 障害者差別解消法施行後の対応について
 - ア 職員の認識について
 - イ 職員の研修について
 - (2) 自立支援について
 - ア 公共施設における物品等の販売について
 - (3) 医療的ケア児について
 - ア 市内の現状について
 - イ 幼稚園や保育園での受け入れ状況について
 - ウ 小中学校の受け入れ状況について
 - エ 相談体制について
 - オ レスパイトケアとして地域包括ケア病床の活用について
 - カ 訪問看護ステーションの活用について

5 前田耕一（大樹）	137～148ページ
------------	------------

亀山市公園施設長寿命化計画の策定について

- 1 公園施設長寿命化計画の概要について
- 2 公園施設等の現況と問題点の把握について
- 3 長寿命化計画の目標と今後の進め方について

亀山市における働き方改革の取り組みについて

- 1 働き方改革関連法の概要について
- 2 働き方改革に対する亀山市の重点目標について

- 3 職員の有給休暇の取得状況と目標について
- 4 職員の時間外労働の現況と削減対策について

6 伊藤彦太郎（勇政） 148～157ページ

都市計画審議会について

- 1 委員の構成について

議会から提案する政策的条例について

- 1 予算措置を伴う条例の考え方について

児童生徒の携行品について

- 1 市内の実態について
- 2 教育行政としての考え方について

質 問 内 容 (通告要旨)

【12月12日】

1 福沢美由紀 (日本共産党) 160～173ページ

高齢者タクシー料金助成制度 (タクシー券) について

- 1 今後の考え方について
- 2 外出支援としての効果について
- 3 助成制度の継続について

補助金を交付する事業の入札について

- 1 先の贈収賄事件に対する市長の責任について
- 2 補助金を交付する事業における入札のルールについて
- 3 事件に至ったのはどこに問題があったからなのか
- 4 今後の見直しについて

台風等の影響による農道への倒木や土砂流出について

- 1 被害の実態について
- 2 補助に対する考え方について

2 鈴木達夫 (大樹) 173～185ページ

亀山市の住宅団地の再生について

- 1 現状について
- 2 都市マスタープランにおける位置付けについて
- 3 再生へのシナリオについて
- 4 誘導施設について
- 5 教育施設について

3 前田 稔 (勇政) 185～196ページ

職員の収賄事件について

- 1 事件の概要について
- 2 市長の監督責任について

乗合タクシー制度について

- 1 現状について
- 2 課題について

新庁舎建設基本構想 (中間案) について

- 1 庁舎の概要について
- 2 建設予定地について

- 3 事業手法について
- 4 事業費と財源について

4 櫻井清蔵（勇政） 196～207ページ

通学路の現状と課題について

- 1 児童・生徒の登下校の安全確保について
 - (1) 関小学校、加太小学校及び野登小学校の遠距離通学の児童は、バスにより登下校の安全を確保されているが、他の小学校の遠距離通学の現状を尋ねる
 - (2) 遠距離通学児童の今後の対策について
 - (3) 中学生は、ほとんどが自転車通学であるが、県道及び市道の安全性は確保できているのか
 - (4) 通学路における歩道のバリアフリー化の現状について

保育所への入所について

- 1 利用申込の手続について
 - (1) なぜ1次募集期間が11月2日までなのか
 - (2) 保育所等利用申込書について、なぜ入所を希望する保育所の欄が第8希望まで設けられているのか
 - (3) 保護者の居住地にある保育所に全て入所できているのか

乗合タクシー制度とタクシー券について

- 1 10月1日からスタートした乗合タクシー制度について、今日までの利用状況を尋ねる
- 2 先の市議会議員選挙の際に、多くの市民から、乗合タクシー制度が理解できず、タクシー券の存続を求める声を聞いたが、市長にそのような市民の声は届いているのか

鈴鹿農業協同組合に対する市有地の貸付について

- 1 経緯について

5 草川卓也 207～223ページ

リニア亀山駅について

- 1 都市機能について
 - (1) 「三重県全体の玄関口」機能について
- 2 人口拡大の可能性について
 - (1) 移住・定住の促進について

子育て・教育支援について

- 1 就学前の教育・保育環境の整備について
 - (1) 幼児教育無償化について
 - (2) 幼児教育・保育現場の現状と課題について
- 2 学校教育について
 - (1) 「社会に開かれた教育課程」について

ア 多様な人的・物的資源による協働について

イ 教職員の働き方改革と教育の質について

健康都市政策の推進について

1 介護予防・自立支援について

(1) 多様な協働体制の創出と見える化について

東南部地域のまちづくりについて

1 土地利用計画について

(1) 将来的な土地利用計画について

2 昼生地区のまちづくりについて

(1) 通学路・生活道路の整備について

(2) 歴史文化、里山の保全と発展的活用について

6 中島雅代 223～234ページ

地域におけるまちづくりについて

1 亀山市全体のまちづくりへの思いについて

2 まちづくり協議会、自治会、コミュニティ・スクールのそれぞれの役割と連携について

3 各組織における人手不足の解消や役員の負担軽減について

(1) 地域から問題の声は上がっているのか

(2) 具体的な対策について

4 若い世代のまちづくりへの参画について

中学校給食について

1 現状について

2 給食室や給食センターの建築費の試算など、ハード面に関する検討は進んでいるのか

3 具体的に何がクリアできれば、前に進むことができるのか

4 第1次実施計画において、平成29年から31年の3年間は、中学校給食について検討するとあるが、その後はどうするのか

犯罪被害者支援について

1 犯罪被害者支援について、三重県では検討がされているが、亀山市ではどうか

質 問 内 容 （通告要旨）

【12月13日】

1 森 英之 236～248ページ

亀山・関テクノヒルズへの企業誘致について

- 1 亀山・関テクノヒルズ分譲地への誘致状況について
 - (1) 立地協定の締結状況について
 - ア 立地企業の概要（事業内容、事業規模、従業員数等）について
 - イ 稼働時期について
 - (2) 誘致による経済効果について
 - (3) 地元雇用について
 - (4) 従業員の市内定住化促進について

移住・定住の促進について

- 1 市の人口の動向について
- 2 移住・定住促進の効果と今後について

リニア中央新幹線について

- 1 リニア中央新幹線計画の進捗状況と亀山駅誘致について
 - (1) 計画の進捗状況と亀山駅誘致の取り組み状況について
 - (2) 駅誘致の目的と波及効果について
 - (3) 今後の取り組みについて
 - (4) 市民への情報提供、発信について

乗合タクシー制度について

- 1 乗合タクシーの利便性向上について
 - (1) 利用時間の拡大について
 - (2) 停留所について

2 尾崎邦洋 248～259ページ

救急体制の充実について

- 1 市内各消防署・分署から距離のある加太、坂下、野登地区への救急車の出動について
 - (1) 過去5年の市全体と各地区への出動回数について
 - (2) 高齢者の救急車の利用状況について
 - (3) 各地区への出動に要する所要時間と市の平均時間について
 - (4) 所要時間短縮のための対策について
 - (5) 救急車を地域に常駐させるステーションの設置について

職員の交通事故について

- 1 公用車の事故について

- (1) 公用車の台数について
- (2) 過去5年の公用車による事故件数と事故の内訳について
- (3) 公用車の運転が出来る職員の範囲について
- 2 過去5年の通勤途中による事故件数について
- 3 過去5年の公務外での事故の報告件数について
- 4 交通事故防止策について
 - (1) 安全対策について
 - (2) 研修について
- 5 人事評価について

3 豊田恵理 259～273ページ

地域まちづくり協議会について

- 1 地域予算制度について
 - (1) 地域活性化支援事業補助金について
- 2 地域まちづくり研修について
- 3 地域担当職員制度について
- 4 地域担い手研修について
- 5 今後のまちづくり協議会と行政との関係について

亀山市ICT利活用計画について

- 1 これまでの亀山市の取り組み状況について
- 2 大規模災害に備えたICT活用について
- 3 ICTを生かした地域との連携について

平成30年11月29日

亀山市議会定例会会議録（第1号）

●議事日程（第1号）

平成30年11月29日（木）午前10時 開会及び開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
- 第 4 現況報告
- 第 5 議案第70号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第71号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 7 議案第72号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 8 議案第73号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 9 議案第74号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 10 議案第75号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 11 議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 12 議案第77号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 13 議案第78号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 14 議案第79号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 15 議案第80号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 16 議案第81号 農事調停について
- 第 17 議案第82号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第83号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第84号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第85号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第86号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第87号 指定管理者の指定について
- 第 23 議案第88号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第89号 指定管理者の指定について
- 第 25 議案第90号 指定管理者の指定について
- 第 26 議案第91号 指定管理者の指定について
- 第 27 議案第92号 指定管理者の指定について
- 第 28 議案第93号 市道路線の認定について
- 第 29 議案第94号 市道路線の認定について
- 第 30 議案第95号 市道路線の認定について
- 第 31 議案第96号 市道路線の認定について
- 第 32 議案第97号 市道路線の廃止について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	草川博昭	議事調査課長	渡邊靖文
書記	水越いづみ		

●会議の次第

(午前10時02分 開会)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから平成30年12月亀山市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号により取り進めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、議長において、

2番 中 島 雅 代 議員

11番 鈴 木 達 夫 議員

のご両名を指名します。

次に日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月21日までの23日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

会期は、本日から12月21日までの23日間と決定しました。

次に日程第3、諸報告をします。

今期定例会の議事説明のため、地方自治法第121条の規定に基づき、あらかじめ関係当局の出席を求めておきましたところ、お手元の配付文書のとおり、それぞれ出席を得ておりますので、ご了承願います。

次に日程第4、現況報告を行います。

初めに、市長に市政の現況について報告を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

平成30年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、市政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のさらなるご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、我が国の経済につきましては、内閣府の月例経済報告において、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復が続くことが期待されるものの、通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があるとしております。政府は、経済再生と財政健全化の双方を同時に実現していくため、「経済財政運営」と「改革の基本方針2018」等を着実に実行するとともに、全ての世代が安心でき、活躍できる「全世代型社会保障制度」を実現するため、労働制度を初め、制度全般の改革を進めることとしております。また、来年10月に予定されている消費税率の引き上げを控え、経済財政運営に万全を期すこととしております。

これに伴い、消費税率引き上げによる増収分を財源とした幼児教育無償化につきましては、全国市長会等を通じて国の考え方が示され、地方負担のあり方について大きな議論となっております。

本市におきましても、新年度の予算編成はもとより、今後の市政運営に与える影響は多大なものでありますことから、その動向について十分注視し、適切に対応してまいります。

ところで、先月22日には、三重県知事との1対1対談を行い、企業誘致活動における連携強化や、三重県立子ども心身発達医療センターの体制強化等、幅広い分野にわたるテーマにより、率直な意見交換を行ったところであります。中でも企業誘致につきましては、亀山・関テクノヒルズ内の分譲地整備や交通インフラの充実等、本市の地域ポテンシャルの高まりにより企業からの引き合いが増す中、今回の対談において、改めて企業誘致に対する考え方を相互に理解し共有することができましたことは大変有意義で心強く感じるとともに、今後もさらなる産業集積に向け、より一層連携を密にしながら取り組んでまいります。

一方、先月14日には、大阪府羽曳野市において、羽曳野市及び奈良県御所市との日本武尊・白鳥伝説の3市交流事業が開催されました。講演会や白鳥陵の見学等に約30名の市民の方とともに参加したところであります。羽曳野市では、百舌鳥・古市古墳群の世界文化遺産への登録の推薦が決定しており、この好機を生かした古墳の特別見学も行われるなど、平成最後の交流事業にふさわしい大変貴重な機会になったものと考えております。

こうした中、来年度、新市施行から15年の節目を迎える本市は、「緑の健都 かめやま」の具現化を目指し、新たに策定する前期基本計画第2次実施計画を財政の健全との両立により、着実に推進しなければなりません。そのため、来る平成31年度を「機転の年」と位置づけ、健康都市政策の推進と中心的都市拠点の求心力向上、亀山市行財政改革大綱20の取り組み項目の着実な実践、市役所の働き方改革と組織機構再編の検証の3つを行政経営の重点方針として定めたところであります。国・県の動向や社会情勢を踏まえ、柔軟に対応しながら、来年度に向けた取り組みを進めてまいります。

それでは、市政の各部門にわたり、第2次亀山市総合計画の施策の体系に沿ってご説明申し上げます。

まず、「快適さを支える生活基盤の向上」についてでございますが、都市づくりの推進のうち、都市マスタープラン策定事業につきましては、先月3日に亀山市都市計画審議会へ中間案の報告を行うとともに、これを踏まえた素案について、今月21日には都市マスタープラン市民協議会を開催し、ご意見をいただいたところです。本年度中の策定に向けて、今後、都市計画審議会への諮問・答申を経て、パブリックコメントを実施し、都市づくりの指針となるよう進めてまいります。

また、亀山駅周辺整備事業につきましては、2ブロック市街地再開発準備会において策定された再開発ビルの基本設計や事業計画に基づき、組合設立が進められており、設立後には実施設計や権利変換計画が作成されることとなっております。さらに、新たな取り組みとして組合のスムーズな事業推進を支援するため、本市が市街地再開発事業に対する国の貸付金制度を活用して、組合へ必要な資金の一部について貸し付けを行うなど、引き続き市として必要な支援を行いつつ、区画道路整備等を着実に進めてまいります。

なお、この大型事業は、社会資本整備総合交付金を活用して行うものであり、今回、交付金が当初の見込みを上回る額で内示を受けたことから、本議会に関係経費及び繰越明許費の予算補正を提

案いたしております。

次に、住環境の向上のうち、民間活用支援住宅事業では、去る9月に亀山市借上型市営住宅選定委員会において応募のありました関町新所地内及び本町三丁目地内の新築物件2棟24戸の借り上げが認可されたことから、住宅セーフティーネットの確保を図るため、当該物件を借り上げ、市営住宅とするべく、本議会に關係条例の改正を提案いたしております。

次いで、上下水道の充実のうち、上水道事業につきましては、亀山・関テクノヒルズ第5期造成区域の水圧不足を解消するため、加圧ポンプ施設の整備を進めており、来月には運用を開始する見込みであります。

一方、公共下水道事業では、本年度末の供用開始に向け、天神二丁目、天神四丁目、阿野田町、野村二丁目などにおいて下水管渠布設工事を行っているところであり、生活排水処理アクションプログラムに基づき、計画的に整備を進めてまいります。

次に、道路の保全・整備のうち和賀白川線整備事業につきましては、用地測量を進めるとともに、国道1号亀山バイパスから北側200メートル間の用地買収や、これに伴う市営住宅の解体工事を進めているところでもあります。また、野村布気線整備事業につきましては、長田池の池部及び国道1号バイパス付近の工事を行っているところであり、来年度の供用開始を目指して進めてまいります。

次いで、公共交通網の充実では、先月から新たな公共交通手段として乗合タクシーの運行を開始したところでもあります。利用状況につきましては、先月末現在の利用登録者数535人、先月の延べ利用者数61人、1日当たりの平均利用者数は約3人となっております。今後も身近な交通手段として乗合タクシーを多くの方にご利用いただけるよう、引き続き広報紙での周知や地域へ出向いての制度紹介等、さまざまな機会を捉え利用促進を図ってまいります。

次に、安全・安心なまちづくりの推進では、今月9日、四日市市に本社を有する石井燃商株式会社と「災害時における飲用水供給に関する協定」を締結したところでもあります。今回の協定につきましては、地震等による災害が発生した際、能褒野町地内の生産工場から必要に応じて飲用水を優先的に供給いただけるもので、本市の災害対策のさらなる強化が図れるものと考えております。

また、長妻池耐震整備事業につきましては、現在、来年度の工事着手に向けて、三重県において詳細設計が行われており、先月には関係地域の方々へ事業計画を説明させていただいたところでもあります。

一方、消防力の充実強化につきましては、一昨年に発生した新潟県糸魚川市の大規模火災を教訓として、消防用水の確保が困難な地域での迅速な消化活動を目的に、去る9月、鈴鹿生コンクリート販売協同組合と「火災時における消防用水の確保に関する協定」を締結したところでもあります。今後は、この協定に基づき実働訓練を実施するなど、円滑な運用が図れるよう万全を期してまいります。また、新名神高速道路の県内本線開通を控え、関係消防本部と「高速道路における消防相互応援協定」における担当区間等の見直しを進めているところでもあります。

次いで、低炭素・循環型社会の構築のうち、来年4月の運営移譲を予定しております刈り草コンポスト化センターにつきましては、現在、移譲先の民間事業者において關係法令等に基づく手続など諸準備が進められているところです。引き続き、事業者と緊密に調整を行い、円滑な運営移譲に努めてまいります。

次に、自然との共生では、本市が有する自然環境を保全・活用し、次世代へ引き継ぐことを趣旨とした（仮称）鈴鹿川等源流域である誇りと責任を明らかにする条例の制定について、3月定例会への議案提案に向けて、条文の検討やパブリックコメント等の準備を進めているところであります。

次いで、歴史的風致を生かしたまちづくりの推進のうち、亀山市歴史的風致維持向上計画に基づき平成27年度から実施しております太岡寺畷の歩道整備工事につきましては、本年度中の完成を目指し進めているところであります。

また、「関の山車」会館整備事業につきましては、先月末に主屋である管理・展示棟の改修工事が完了したところであります。一方、新築する地域交流施設についても、年内完成を予定しており、関宿祇園夏まつりが開催される来年7月の開館に向けて鋭意進めてまいります。

次に、歴史文化の継承・活用では、歴史博物館におきまして、来月9日まで第31回企画展、明治150年「幕末明治そのときの亀山」を開催しております。幕末から明治の廃藩置県までを中心に、社会の変動期における地域の人々の様子をごらんいただけます。今後もこうした企画展の開催により、本市の歴史や文化を学ぶ機会づくりに努めてまいります。

続きまして、「健康で生きがいを持てる暮らしの充実」についてご説明申し上げます。

まず、地域福祉力の向上につきましては、本年度から亀山市社会福祉協議会にCSW（コミュニティ・ソーシャル・ワーカー）を配置し、地域の助け合い、支え合いの仕組みづくりを推進しているところであり、先月末現在の相談件数は延べ280件となっております。引き続き、地域や教育現場との連携を図りながら、地域課題解決に向けて取り組んでまいります。

また、今月21日には、中央コミュニティセンターにおいて第14回亀山市社会福祉大会を開催し、社会福祉関係団体等の功労者顕彰を行うとともに、秋田県の藤里町社会福祉協議会の会長をお招きし、「ひきこもり支援から見えた地域福祉の可能性」と題したご講演をいただいたところであります。関係者がそれぞれの役割やさらなる連携の必要性を認識する機会となったものと考えております。

一方、貧困の連鎖の防止に向け、子育て世代の現状を把握し、取り組むべき課題や施策の方向性を分析するため、学校や関係団体へのヒアリング調査を実施したところであります。今後は、調査結果や来年1月に実施予定の市民アンケートの結果を踏まえ、貧困の実態や課題等の整理を行い、学習支援や養育相談の充実につなげてまいります。

次に、健康づくり・地域医療の充実では、三重県が市町との共同により実施する「三重とこわか健康マイレージ事業」への参加に向けた準備を進めているところであります。この事業は、健康づくりの取り組みを行っていただいた方へ、県内の店舗等で利用できる特典カードを配付させていただくもので、こうした取り組みを通じて健康づくりを社会全体で応援する環境づくりを進めてまいります。

また、今後、インフルエンザの流行が見込まれる中、子供や高齢者、慢性の呼吸器疾患等がある方は、罹患すると重症化しやすいことから、これらの方を対象にワクチンの接種費用を助成し、感染予防を図っているところであります。

一方、医療センターにつきましては、去る4月にステーション化した訪問看護事業の利用拡大に向けて取り組んでおり、半年間の実績は利用者176人に対して、訪問回数は延べ737回となり、昨年度同時期と比較し、利用者は24人、訪問回数は延べ81回の増加となっております。また、

今月から市内5カ所の特別養護老人ホーム及び老人保健施設と24時間365日対応のホットラインを開設することにより、施設入所者の急な受診等にもスムーズに対応できるよう体制を整えたところであり、今後につきましても、他の介護施設にも対象を広げ、サービスの充実を図ってまいります。

次いで、高齢者の地域生活支援の充実のうち、介護予防の推進では、認知症予防運動プログラムを取り入れた新たな認知症予防教室を開催するなど、認知症高齢者の介護予防対策の充実に努めているところであります。また、認知症対策の推進として、地域の団体や事業者を対象とした認知症サポーター養成講座や小学校でのキッズサポーターの養成講座を開催し、地域の協力体制の充実を図っているところであります。

続きまして、「交通拠点性を生かした都市活力の向上」についてご説明申し上げます。

まず、本市の広域的な交通拠点性が高まる中、現在、中日本高速道路株式会社において、本年度中の新名神高速道路の県内本線開通に向けた整備が着々と進められており、今月15日には鈴鹿高架橋の完成式典が開催されたところであり、本市といたしましては、広域高速道路網の結節点としての機能がさらに向上することから、それらを生かした企業誘致や交流促進につなげてまいります。

次に、企業活動の促進・働く場の充実のうち、企業誘致につきましては、去る9月亀山・関テクノヒルズへの進出が決定した愛知県豊明市の食品加工メーカー「寿がきや食品株式会社」と立地協定を締結したところであります。さらに、このたび同産業団地への新たな企業進出が決定したことから、本日、市役所において立地協定締結式を行い、協定書を取り交わすこととなっております。今後は、関係機関と連携したサポートにより、スムーズな工場の立ち上げを支援してまいります。なお、これにより、亀山・関テクノヒルズ内の新たな分譲地全10区画のうち6区画について企業進出が決定したものであり、引き続き残る区画への誘致を進めてまいります。

次いで、地域に根ざした商工業の活性化につきましては、にぎわいのある商業地域の形成に向けて本年度に創設した空き店舗等活用支援事業補助金により、市内での出店者を支援しているところであります。先月には、制度を活用した飲食店が関宿内で開業したところであり、今後も空き店舗情報を把握する亀山商工会議所と連携を図りながら進めてまいります。また、来月9日、亀山商工会議所主催により、西野公園を会場として小学生を対象とした職業体験イベント「カメジョブキッズ2018」が開催されます。このイベントは、亀山商工会議所青年部、商工業団体、行政が一体となって行うもので、子供たちが地元の仕事に関心を持つ機会づくりを進めることで、子供たちのキャリア教育の推進や長期的な視野を持った市内商工業の活性化につなげてまいります。

次に、農林業の振興につきましては、森林環境譲与税（仮称）を財源とした新たな森林管理システムの着実な運用に向け、対象地域や手法等について、鈴鹿森林組合や林業事業体、三重県と連携を図りながら検討を進めているところであります。

また、林業生産活動支援事業につきましては、林業事業体の森林経営計画策定や利用間伐等を支援するため、本年度はこれまで計画策定2件及び利用間伐等2件に対して補助金を交付したところであり、引き続き、林業事業体の安定した事業量確保や適正な森林整備を図ってまいります。

一方、管内農業用排水路復旧工事につきましては、本年度中の農業用排水路のブロック積みの復旧が見込めないことから、繰越明許費の予算補正を本議会に提案いたしております。

続きまして、「子育てと子供の成長を支える環境の充実」についてご説明申し上げます。

まず、子供たちの豊かな学びと成長につきましては、本年度の組織・機構の再編に伴い、就学前の教育・保育に関する窓口等を総合保健福祉センターへ一元化しており、先月には来年度の園児募集を行ったところであります。1次募集につきましては、幼稚園では80人、保育所等では353人の申請があり、引き続き、来月末での内定通知の発送に向け、適切な利用調整等を行ってまいります。

また、幼稚園保育室等空調機整備事業につきましては、猛暑対策を喫緊の課題と捉え、園児が快適な環境の中で過ごせるよう、全ての幼稚園における保育室等への空調機設置に向け、実施設計を行っているところであります。

なお、本事業につきましては、国の補正予算に当該事業に関する財政支援措置が盛り込まれましたことから、来年夏までの空調機設置に向けて事業を前倒して行うため、関係経費及び繰越明許費の予算補正について本議会に提案いたしております。

次に、安心して産み育てられる環境づくりの推進のうち、本年度より着手しております第2期の亀山市子ども・子育て支援事業計画の策定につきましては、今月20日に亀山市子ども・子育て会議を開催し、来年1月に実施予定のアンケート調査に関するご意見をいただいたところであります。引き続き、現計画の検証等を進めつつ、アンケート調査などを通じたニーズ把握を行い、来年度の計画策定につなげてまいります。

また、本年4月に設置した子育て世代包括支援センターでは、妊娠・出産・子育てに関する各種相談や情報提供はもとより、支援プランの作成や相談者と関係機関をつなぎ、相談者に寄り添った支援を行っております。さらには、産婦健康検査や新生児聴覚スクリーニング検査費用の助成を行うとともに、先月からは助産師による授乳相談を新たに開始したところであり、今後も妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を進めてまいります。一方、不妊治療費助成事業につきましては、10万円を限度として治療費に対する助成を行い、経済的負担の軽減を図るとともに、適切な時期に適切な治療を受けていただけるよう市の広報紙やホームページのほか、医療機関窓口での効果的な情報提供に努めるなど、子供を持たないことに悩みを抱える方を支援しているところであります。

さらに、子供たちの命と人権を守るための社会的養護について啓発する「三重県家庭的養護プロモーション事業」において、本年度は亀山市及び鈴鹿市が重点エリアとして位置づけられておりますことから、本市といたしましても「あいあい祭り」や「ヒューマンフェスタ in 亀山」において、里親に関する啓発活動を行うとともに、来月からは三重県との共同により、市内3会場で里親体験発表会等の啓発イベントを行ってまいります。

また、放課後児童クラブにつきましては、井田川小学校区及び亀山西小学校区において、民間事業者により、来年度の放課後児童クラブ開設に向けた準備を進められております。どちらも利用者ニーズが高い校区での開設でありますことから、今後、開設に向けた支援を行ってまいります。

続きまして、「市民力・地域力の活性化」についてご説明申し上げます。

まず、自立した地域まちづくり活動の促進のうち、地域まちづくり協議会支援事業につきましては、来る1月20日、中央コミュニティセンターにおきまして、地域まちづくり交流祭の開催を予定しており、現在、準備を進めているところであります。この交流祭は、地域まちづくり協議会間や市民活動団体との交流を目的として開催するものであり、こうした取り組みを通じて地域まちづ

くり協議会活動に対する理解をより深めていただける機会にまいります。

次に、市民参画・協働の推進と多様な交流活動の促進では、先月21日に市民参画協働推進補助金選定委員会において、2つの市民活動に関する公開プレゼンテーションとその審査が行われました。いずれの事業についても採択となったところであり、活動の活性化を期待するところでもあります。また、協働事業提案制度につきましても、同日に協働事業提案制度選定委員会で公開プレゼンテーションを開催し、3つの提案事業全てが採択となりました。引き続き、市民団体等との連携調整を行い、新年度での事業実施に向けた諸準備を進めてまいります。

一方、若者交流推進事業につきましては、今月25日にかめやま若者未来会議において、イベント等の企画・運営や情報発信の手法等に係る研修会を開催いたしました。今後、研修内容を踏まえて、メンバー主催によるイベント開催に向けた準備を進めてまいります。また、来年度には、政策アイデアの提言を予定しており、若者ならではのアイデアを発表できるよう検討を進めるとともに、若者の積極的なまちづくりへの参画を促進してまいります。

次いで、共生社会の推進のうち人権の尊重につきましては、来月4日からの人権週間に合わせ、同月8日に亀山東小学校において「ヒューマンフェスタ in 亀山」が開催されます。中学生による人権作文の発表、高校生等による人権スピーチや関係団体によるブース展示などが予定されており、市民の方々が人権への意識を深めていただく機会にまいります。

また、ワーク・ライフ・バランスの推進では、今月10日から25日までを「亀山市ワーク・ライフ・バランス推進週間」と定め、各種団体にもご協力をいただきながら、市民や事業所への啓発活動を行ったところであります。推進週間中の今月18日には、文化会館大ホールにおいてワーク・ライフ・バランス講演会を開催し、市内事業所の先進的な取り組み紹介や講演等を開催するなど、仕事と生活の調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方を意識していただける機会となったものと考えております。

続きまして、行政経営についてご説明申し上げます。

まず、財産・情報の適正な管理・活用のうち、本年度末で期限を迎えます指定管理施設について、このほど指定管理者選定委員会の意見を踏まえ、平成31年度からの新たな指定管理者の候補者を選定いたしましたので、本議会にそれぞれ指定管理者の指定について提案いたしております。また、亀山市斎場につきましては、平成31年度からの管理業務委託を行うに当たり、本議会に債務負担行為の追加について予算補正を提案いたしております。

一方、住山町地内の市道賀賀白川線沿線用地の有効活用を図るべく、市有地に隣接する用地を取得し、その一部と市有地を造成して鈴鹿農業協同組合へ貸し付けるため、本議会に関係経費の予算補正を提案いたしております。なお、造成用地に農地が含まれており、土地所有者から農事調停の申し立てがなされましたので、本議会に関係議案を提案いたしております。

さて、このたびの本市職員の不祥事は、全体の奉仕者として法を守り、高い廉潔性を求められる公務員としてはあってはならない行為であり、市民の信頼を損なうものであります。今後は、公務員倫理、コンプライアンスの徹底に資する関係例規の見直しと市補助金交付を伴う民間事業の契約行為に関するチェック体制の強化を図り、早期の信頼回復と再発防止に向けた取り組みを進めてまいります。

なお、学校教育、生涯学習等、教育分野の詳細につきましては、後ほど教育委員会当局からご説

明申し上げます。

最後に、本年8月11日から11月10日までの一般会計及び各特別会計に係る3,000万円以上1億5,000万円未満の工事請負契約の状況は、別紙のとおりでございましたので、ご高覧賜りたいと存じます。

以上、簡単ではございますが、市政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の現況報告は終わりました。

続いて、教育長に教育行政の現況について報告を求めます。

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

おはようございます。

平成30年12月亀山市議会定例会の開会に当たり、教育行政の現況と今後の見通しについてご報告し、議員並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

まず、教育に関する国の情勢であります。文部科学省は、本年8月末に来年度予算の概算要求を発表いたしました。この概算要求には、新学習指導要領の円滑な実施、学校における働き方改革の一環となる専門スタッフ及び外部人材の配置拡充が計上されています。教員の働き方改革に関しては、教員の勤務実態調査の分析結果をもとに、中央教育審議会特別部会において議論が続けられており、年明けにも働き方の指針が示される見通しです。また、本年度第1次補正予算においては、大阪北部地震や平成30年7月豪雨などの災害対応と熱中症対策としての小・中学校への空調機設置、倒壊の危険性があるブロック塀の対応が計上されております。

次に、県の情勢であります。本年8月と先月に三重県教育改革推進会議が開催されました。今後予想される社会情勢の変化や教育を取り巻く状況の変化を見据えて、これからの時代を生きる三重の子供たちに必要とされる力とその力を育むための学校・家庭・地域での取り組みについて、次期三重県教育ビジョンの内容につながる審議が続けられております。

また、いじめの防止等に関する県民の理解を深め、社会総がかりでいじめの問題を克服していくため、三重県いじめ防止条例に規定するいじめ防止強化月間に合わせて、今月いじめ防止フォーラム及びピンクシャツ運動が実施されました。

それでは、最初に学校教育関係についてご説明申し上げます。

まず、教員の働き方改革につきましては、総合教育会議の場で協議いたしました改善方針に沿って取り組みを進めております。去る9月から勤務時間外における緊急時以外の電話連絡や来校を控えていただく取り組みを施行し、保護者・地域の皆様のご理解、ご協力もあり、一定の成果を得ております。今後も改善方針に沿って総勤務時間縮減に向けた取り組みをさらに推進してまいります。

次に、学力向上につきましては、各校において作成した学力向上推進計画に基づき、授業改善や補充学習、さらには地域や保護者の皆様のご協力も得た家庭学習の充実に向けて、取り組みを継続的に進めております。

教育委員会といたしましては、これまでの学校支援のあり方や取り組みの検証も行いつつ、学校現場のニーズに即し、指導資料や指導方法の情報提供、校内における組織的な授業改善に向けた助

言等、県教育委員会との連携のもとで学力向上への取り組みを進めているところであります。

次いで、教員の研究活動につきましては、先月10日、昼生小学校と関中学校において教育研究発表会が開催され、他市からの参加者を含め約400名の教員が授業づくりや指導方法の工夫などについて学び合いました。参観した教員は、自校での実践に生かすべく、さらに研修を積み重ねているところであります。

次に、英語教育につきましては、平成32年度から小学校新学習指導要領が全面実施となり、小・中学校における英語教育が大きく変わろうとする中、英語における「聞く・話す・読む・書く」の4技能の育成が求められております。これを受け、従来からの読む・書くに加え、聞く・話すの力をはかるパフォーマンス評価について、学校現場で確実に評価活動が行えるようその具体的な方法について検討を進めております。また、三重の英語教育改革加速事業モデル校においては、小学校における英語指導法の研究開発に係る授業公開が順次行われております。そして、来年2月1日には、亀山東小学校におきまして、第15回全国小学校英語教育実践研究大会三重大会の授業公開を行い、日ごろの取り組みの成果を県内外に公開いたします。

次いで、生徒指導につきましては、去る9月にいじめに関する調査を実施し、新たに認知された事案や未解消事案についての現状を一つ一つ確認して県へ報告を行うとともに、対応が困難な事案については学校及び教育委員会並びに関係機関が連携を図り、事案解決に向け、取り組みを進めています。今後もいじめの実態を確実に把握するとともに、亀山市いじめ問題対応マニュアルに基づき、引き続きいじめの未然防止と早期発見に努めてまいります。

具体的な取り組みといたしましては、各校において「いのち」に関する講演会や人権フォーラムを開催したり、子供たちの自己肯定感を高め、いじめをなくしていける仲間づくりを進めるために、道徳や人権学習を計画的に取り組んだりしているところであります。また、去る9月末時点の不登校の児童・生徒数は、昨年度の同時期と比べて小学校が増加傾向にあることから、子ども未来課や青少年総合支援センターなどの関係機関と連携した迅速な相談体制の整備や、教職員研修の実施など未然防止に向けた組織的な取り組みを進めております。さらに、鈴鹿大学、鈴鹿大学短期大学部との連携事業である「つなぐ育ち研修会」の中で、不登校も含めた子育ての悩みに応える講演会を開催し、子育てについて教職員や保護者がともに考える機会といたしました。

次に、児童・生徒の体育文化活動につきましては、先月から今月初旬にかけて開催されました鈴亀地区新人体育大会におきまして、団体競技、個人競技ともに好成績をおさめる生徒の姿が見られました。選手の健闘をたたえるとともに、今後も生徒が活躍できるよう部活動ガイドラインに沿って、部活動環境の整備等に努めてまいります。

また、今月6日には、市内全ての小・中学校が参加する亀山市小中音楽会を開催いたしました。合唱や楽器演奏で日ごろの練習成果を各校が互いに披露するとともに、亀山市文化大使である作曲家原正美氏をお招きし、亀山市に伝わる民話を取り上げた楽曲を楽しむ機会となりました。

また、本年度フラワー・ブラボー・コンクール花壇中央審査におきましては、神辺小学校が大賞を、白川小学校が内閣総理大臣賞を受賞するなど、市内8校が入賞いたしました。

次いで、児童・生徒の通学路の安全点検につきましては、ブロック塀などの安全点検を終え、防犯上の観点からの登下校防犯プランによる点検を進めているところであります。この点検につきましては、まず学校と教育委員会において連れ去り等が心配される危険箇所の抽出を行い、今月21

日には警察や道路管理者など関係者間により対策について協議を行いました。今後は、関係者による合同現場確認を実施してまいります。

続きまして、学校施設の整備関係についてご説明申し上げます。

まず、川崎小学校改築事業につきましては、去る9月に2期工事の新校舎が完成し、児童たちは先月から新校舎全体で学校生活を送っています。現在、旧校舎第3棟を解体しており、その後、外構工事及びグラウンド改修工事を進めてまいります。今後も工事の安全と学校運営に十分配慮を行いつつ、来年3月の事業完成に向け、鋭意取り組んでまいります。

次に、普通教室等空調機整備事業につきましては、現在、小学校の設計業務を進めているところではありますが、本年度におきまして、国の交付金の交付決定が見込まれますことから、事業を前倒しするため、本議会に工事請負費と関係経費について予算補正を提案させていただいております。

続きまして、生涯学習関係についてご説明申し上げます。

まず、図書館整備事業につきましては、図書館市民ワークショップを9月以降2回開催し、亀山駅周辺地区・2ブロック市街地再開発準備会で進めていただいております基本設計に、市民の皆様のご意見を反映させるとともに、図書館整備基本計画との整合を図っているところであります。

次に、地域人材キラリ育成事業につきましては、この事業を推進するため、委員会を立ち上げ、来年度の本格実施に向けたカリキュラム編成の検討を進めています。

次いで、図書館関係につきましては、来月9日開催予定の「カメジョブキッズ2018」において、市立図書館も参画し、子供たちが図書館司書実務の体験ができるよう準備を進めているところでございます。なお、公立図書館が出展することは、全国でも先駆けとなるものでありまして、職業体験を希望する子供が大変多い状況となっております。

最後に、教育功労者の表彰につきましては、先月7日、亀山西小学校体育館におきまして、学校教育ボランティアや登下校の見守り活動の分野におきましてご尽力をいただきました方々、個人48人と33団体を対象に初めて表彰式を実施いたしました。受賞されました方々のこれまでの活動に対し感謝と敬意を表するとともに、今後も本市の教育に対しましてご支援を賜りたいようお願い申し上げます。

以上、教育行政の現況についてのご報告及びご説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

教育長の現況報告は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第5、議案第70号から日程第32、議案第97号までの28件を一括議題といたします。

市長に上程各案に対する提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

まず、議案第70号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正についてでございますが、公職選挙法の一部を改正する法律により公職選挙法が改正され、平成31年3月1日に施行されることに伴い、市議会議員の選挙において選挙運動用ビラを頒布することができるようになったことから、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、本条例において市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関し必要な事項を定めることといたします。

2つ目といたしまして、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラについて、1枚当たりの作成単価7円51銭を上限として、無料で作成することができることといたします。

3つ目といたしまして、市議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成に係る公費の支払いについては、選挙運動用ビラの作成を業とするものに対し支払うことといたします。

なお、施行日は、平成31年3月1日といたします。また、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるとする経過措置を設けることといたします。

次に、議案第71号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてでございますが、平成30年8月10日の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、特定任期付職員について、各号給の給料月額を1,000円ずつ引き上げます。

2つ目といたしまして、特定任期付職員について、12月期の期末手当の支給月数を0.05月引き上げます。

3つ目といたしまして、特定業務等従事任期付職員について、各職務の級の給料月額を400円ずつ引き上げます。

4つ目といたしまして、特定任期付職員について、6月期の期末手当の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の期末手当の支給月数を0.025月引き下げます。

なお、施行日は公布の日とし、特定任期付職員及び特定業務等従事任期付職員の給料月額の引き上げについては平成30年4月1日から、特定任期付職員の期末手当の引き上げについては平成30年12月1日から適用することといたします。ただし、平成31年度以降の期末手当の支給月数を改正する規定の施行日は、平成31年4月1日といたします。

次に、議案第72号亀山市職員給与条例の一部改正についてでございますが、平成30年8月10日の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与改定するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、宿日直手当の額を「4,200円」から「4,400円」に改定いたします。

2つ目といたしまして、平成30年度の一般職の職員について12月期の勤勉手当の支給月数を

0.05月引き上げ、再任用職員について12月期の勤勉手当の支給月数を0.05月引き上げます。

3つ目といたしまして、給料月額を一定水準（平均0.2%）引き上げます。

4つ目といたしまして、平成31年度以降の一般職の職員について、6月期の期末手当の支給月数を0.075月引き上げ、12月期の期末手当の支給月数を0.075月引き下げます。

また、再任用職員について、6月期の期末手当の支給月数を0.075月引き上げ、12月期の期末手当の支給月数を0.075月引き下げます。

5つ目といたしまして、平成31年度以降の一般職の職員について、6月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き下げます。

また、再任用職員について、6月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き上げ、12月期の勤勉手当の支給月数を0.025月引き下げます。

なお、施行日は公布の日とし、宿日直手当の改定及び給料月額の引き上げについては平成30年4月1日から、勤勉手当の引き上げについては平成30年12月1日から適用することといたします。ただし、平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当を改正する規定の施行日は、平成31年4月1日といたします。

次に、議案第73号亀山市税条例の一部改正についてでございますが、地方税法等の一部を改正する法律及び所得税法等の一部を改正する法律により地方税法及び租税特別措置法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、まず1つ目といたしまして、給与所得控除及び公的年金等控除の控除額がそれぞれ一律10万円引き下げられ、基礎控除の控除額が10万円引き上げられることに伴い、平成33年度以降の各年度分の個人市民税の非課税の範囲を改めます。

まず、非課税措置の対象となる障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下といたします。また、前年の合計取得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下の者に対しては、市民税の均等割を課さないことといたします。また、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者または扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、市民税の所得割を課さないことといたします。

2つ目といたしまして、平成33年度以降の各年度分の個人市民税については、現在、全ての所得割の納税義務者に適用している基礎控除を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に限り適用することといたします。

3つ目といたしまして、平成33年度以降の各年度分の個人市民税については、現在、全ての所得割の納税義務者に適用している調整控除、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者に限り適用することといたします。

4つ目といたしまして、資本金1億円超の内国法人に対し、法人市民税の納税申告書及び添付書類の提出について、地方税関係手続用電子情報処理組織（通称：eLTAx）を使用して行うことを義務づけます。

5つ目といたしまして、地方税法及び租税特別措置法の一部改正に伴う規定の整備を行います。

なお、施行日は平成31年1月1日といたします。ただし、地方税法の一部改正に伴う規定の整備の一部の施行日は平成31年4月1日とし、法人市民税の納税申告書等の提出に関する改正規定の施行日は平成32年4月1日とし、同日以降に開始する事業年度分の法人市民税から適用することといたします。また、個人市民税の非課税の範囲、基礎控除及び調整控除に関する改正規定の施行日は、平成33年1月1日といたします。

次に、議案第74号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正についてでございますが、道路法等の一部を改正する法律により道路法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、改正前の道路法第40条において規定されていた占用物件が、改正後の同法39条の8で規定されたことにより、本条例で引用する条項の整備を行うものといたします。

なお、施行日は公布の日といたします。

次に、議案第75号亀山市営住宅条例の一部改正についてでございますが、市では低所得者などの住宅困窮者の居住の安定の確保を図るため、亀山市住生活基本計画において200戸の市営住宅を供給する目標を定めており、このうち70戸については民間が所有する賃貸共同住宅を活用して供給することとしております。こうした中、亀山市民間活用市営住宅事業により、新たに借り上げる賃貸共同住宅について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、借り上げによる市営住宅として、新所住宅及び本町住宅を新たに設置いたします。なお、施行日は公布の日といたします。

続きまして、議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ10億5,556万4,000円を追加し、補正後の予算総額を224億5,858万4,000円といたしております。

最初に、繰越明許費補正につきましては、亀山駅周辺整備事業や空調機整備事業など、事業の進捗状況等から判断し、年度内の完成が見込めない計5事業を追加いたしております。

次に、債務負担行為補正につきましては、平成31年度の契約事業者の選定を行うために、各種検診業務委託料など計5事業を追加いたしております。

次に、地方債補正につきましては、亀山駅周辺整備事業における市街地再開発組合に対する貸付金の財源として発行する都市開発資金貸付金債などを追加するほか、事業費の変更等により地方債の限度額を変更いたしております。

続いて、歳出の主な補正内容をご説明申し上げます。

歳出全般にわたりまして人事院勧告に基づく給与改定等に伴う人件費について補正を行っております。総務費につきましては、住山町地内の市道和賀白川線沿線用地の有効活用を図るべく、市有地に隣接する用地を取得するとともに、その造成に係る工事請負費等を計上いたしております。

民生費につきましては、介護給付費等の増加に伴い、障がい者及び心身障がい児の自立支援事業に係る給付費等を増額するとともに、国の基準額の改正等に伴い、民間保育所における施設型給付、地域型保育事業に係る負担金を増額いたしております。

農林水産業費につきましては、農業集落排水事業繰出金を減額し、土木費につきましては、公共下水道事業繰出金を減額するほか、国の事業配分の確定により、亀山駅周辺整備事業における市街

地再開発事業補助金等を増額いたしております。

教育費につきましては、国の補正予算において学校施設の空調機整備に対する財政措置が盛り込まれたことから、小学校及び幼稚園の空調機整備について、平成31年度に予定しておりました事業を前倒しするため、工事請負費等を増額いたしております。

一方、歳入でございますが、地方交付税につきましては、普通交付税の交付額決定により増額いたしております。

国庫支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、亀山駅周辺整備事業における社会資本整備総合交付金及び小学校、幼稚園の空調機整備に係る冷房設備対応臨時特例交付金などを計上いたしております。

県支出金につきましては、障がい者自立支援給付費負担金を増額するほか、地域型保育及び施設型給付事業負担金を計上いたしております。

繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れを減額し、繰越金につきましては前年度繰越金を全額計上いたしております。

市債につきましては、亀山駅周辺整備事業債や学校教育施設整備事業債などを増額いたしております。

次に、議案第77号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ403万円を追加し、補正後の予算総額を45億8,040万9,000円といたしております。

主な補正内容は、職員の人事異動等による人件費を増額し、また債務負担行為として健康づくりのてびき発行事業を追加いたしております。

次に、議案第78号平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ351万9,000円を追加し、補正後の予算総額を10億1,251万9,000円といたしております。

主な補正内容は、過年度保険料還付金を計上するほか、平成29年度決算の精算に伴う一般会計繰出金を計上いたしております。

次に、議案第79号平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでございますが、補正額は歳入歳出それぞれ469万9,000円を追加し、補正後の予算総額を4億9,019万9,000円といたしております。

主な補正内容は、前年度繰越金を計上するほか、人件費及び消費税などの増額を計上いたしております。

次に、議案第80号平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてでございますが、収益的収入を265万円増額し、補正後の予定額を10億785万円とし、収益的支出を265万円増額し、補正後の予定額を9億9,875万円といたしております。また、資本的収入を40万円増額し、補正額の予定額を10億540万円とし、資本的支出を40万円増額し、補正後の予定額を12億5,280万円といたしております。

主な補正内容は、収益的収入における雑収入の増額や、資本的収入における受益者負担金を増額するほか、一般会計負担金、一般会計補助金を減額いたしております。

以上が、今回提案いたしました一般会計補正予算及び特別会計補正予算並びに企業会計補正予算

の主な内容でございます。

なお、詳細につきましては副市長から説明いたしますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、議案第81号農事調停についてでございますが、住山町地内の農地に係る所有権移転登記手続請求農事調停事件の調停を成立させることについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第82号から議案第92号までの指定管理者の指定についてでございますが、公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

公の施設の指定管理者となる団体でございますが、議案第82号の亀山市運動施設につきましては三幸・スポーツマックス共同事業体を、議案第83号の亀山東小学校区放課後児童クラブにつきましては亀山東小学校区学童保育所児童クラブとちの木運営委員会を、議案第84号の昼生小学校区放課後児童クラブにつきましては昼生小学校区放課後児童クラブ遊友クラブ運営委員会を、議案第85号の井田川小学校区放課後児童クラブにつきましては井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会を、議案第86号の井田川小学校区第二放課後児童クラブにつきましては井田川小学校区学童保育所くれよんくらぶ運営委員会を、議案第87号の川崎小学校区放課後児童クラブにつきましては川崎小学校区放課後児童クラブあおぞら運営委員会を、議案第88号の関小学校区放課後児童クラブにつきましては関小学校区学童保育所さくらクラブ運営委員会を、議案第89号の亀山市文化会館及び亀山市中央コミュニティセンターにつきましては公益財団法人亀山市地域社会振興会を、議案第90号の亀山市石水溪キャンプ場施設につきましては公益財団法人亀山市地域社会振興会を、議案第91号の亀山市勤労文化会館につきましては亀山地区労働者福祉協議会を、議案第92号の亀山市都市公園施設等につきましては公益財団法人亀山市地域社会振興会を、それぞれ指定管理者といたします。

なお、指定管理者を指定する期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間でございます。

続きまして、議案第93号から議案第96号までの市道路線の認定についてでございますが、開発行為により設置された新規路線である川合36号線、川合37号線、川合38号線及び川合39号線の路線の認定について、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第97号市道路線の廃止についてでございますが、一般交通の用に供する必要がなくなった能褒野12号線の路線の廃止について、道路法第10条第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、今議会にご提案申し上げます議案の説明といたします。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、副市長に平成30年度各会計補正予算についての補足説明を求めます。

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

それでは、今議会に提出いたしました各会計補正予算の主な項目につきまして、補足説明をさせていただきます。

最初に、一般会計補正予算（第4号）でございますが、補正予算書の4ページをごらんください。

第2表 繰越明許費補正でございますが、亀山駅周辺整備事業や空調機整備事業など5事業について、事業進捗や国の事業配分の増等により、それぞれ年度内に完成が見込めないことから、やむを得ず翌年度に繰り越しを行うものでございます。

次の第3表 債務負担行為補正でございますが、平成31年度からの契約事業者の選定を行うため、各種検診業務委託料など5事業について債務負担行為の追加をいたすものでございます。

次の第4表 地方債補正でございますが、1の追加では亀山駅周辺整備事業に係る市街地再開発組合への貸付金の財源として都市開発資金貸付金債5,000万円及び一般補助施設整備事業債3,750万円を追加いたしております。

また、2の変更では、国の事業配分の増等により、亀山駅周辺整備事業債など3事業債について増額をいたしております。

次に、予算に関する説明書をごらんいただきながら、順次ご説明いたします。

まず、今回の補正予算におきましては、人件費の補正を歳出の各項目で行っておりますが、個々の説明は省略させていただき、給与費明細書においてご説明をいたします。

46ページをごらんください。

上段の2. 一般職の（1）総括の比較欄でございますが、給料で1,076万円の減額、職員手当で938万3,000円の増額、共済費で186万円の減額により、合計では323万7,000円の減額といたしております。

中段の（2）給料及び職員手当の増減額の明細でございますが、給料につきましては、人事院勧告に伴う給与改定により353万円の増額、また職員の異動による減及び育児休業者の増等により1,429万円の減額となり、合計1,076万円の減額をいたしております。

次に、職員手当につきましては、人事院勧告等に伴う期末勤勉手当の増額126万円などにより、合計938万3,000円の増額をいたしました。

次に、歳出でございますが、15ページをごらんください。

下段の第2款総務費、市有財産管理費の一般管理費9,947万9,000円につきましては、住山町地内の市道と賀白川線沿線用地の有効活用を図るべく、市有地に隣接する用地の購入費及び造成に係る工事請負費等を計上いたしており、工事請負費において年度内の完成が見込めないことから繰越明許費を計上いたしております。

次に、21ページをごらんください。

第3款民生費の中段、社会福祉一般事業1,218万1,000円につきましては、介護保険給付業務を行う非常勤保健師の任用に係る経費のほか、平成29年度の障がい者自立支援給付費等国庫負担金などの確定に伴う国・県への返還金を計上いたしました。

次に、国民健康保険事業376万円につきましては、国民健康保険事業特別会計への繰出金であり、人事異動等による人件費の増に伴うものであります。

次に、下段の障がい者支援事業、自立支援事業2,281万9,000円につきましては、利用者

の増加等により、介護給付費等及び自立支援医療費などを増額いたしました。

次に、地域生活支援事業300万円につきましては、利用者の増加による地域活動支援事業委託料の増額を計上いたしました。

次に、23ページをごらんください。

上段の総合保健福祉センター費、施設管理費466万円につきましては、高圧受変電設備のふぐあいなど、予定外の緊急修繕が発生したことなどから修繕料を増額いたしました。

中段の児童福祉一般事業246万5,000円につきましては、平成29年度の児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金などの確定に伴う国・県への返還金を計上いたしました。

次に、25ページをごらんください。

上段の民間保育所に対する施設型給付・地域型保育事業1,380万円につきましては、国の基準額の改正などにより増額をいたしました。

下段の障がい児支援事業1,500万円につきましては、対象園児の増加により、介助員等を追加配置したことなどにより増額いたしました。

次に、27ページをごらんください。

上段の心身障がい児の自立支援事業3,900万円につきましては、利用者の増加により介護給付費等を増額いたしました。

下段の生活保護事業の一般管理費790万5,000円につきましては、平成29年度生活保護費等国庫負担金などの確定に伴う国への返還金を計上いたしました。

次に、31ページをごらんください。

下段の農業集落排水事業1,131万6,000円の減額につきましては、農業集落排水事業特別会計において、平成29年度決算による繰越金を計上したことなどに伴い、繰出金を減額いたしました。

次に、35ページをごらんください。

下段の公共下水道事業2,473万4,000円の減額につきましては、公共下水道事業会計において事業収益の雑収益が増加したことから繰出金を減額いたしました。

次の亀山駅周辺整備事業6億1,030万円につきましては、補正額のうち5億1,030万円は国の事業費配分が増加したことから、平成31年度に予定しておりました事業費の前倒しを行うとともに、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費の計上をいたしております。

また、残りの1億円につきましては、当該事業において国の都市開発資金貸付金制度が利用できることから、市街地再開発組合への都市開発資金貸付金を計上いたしました。

次に、41ページをごらんください。

第10款教育費、上段の小学校費の空調機整備事業2億1,330万円、次の43ページ中段の幼稚園費の空調機整備事業3,180万円につきましては、国の一次補正予算において追加された事業であり、平成31年度に予定しておりました事業の前倒しを行うもので、年度内の完了が見込めないことから繰越明許費の計上をいたしております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

恐縮ですが、戻っていただきまして9ページをごらんください。

第10款地方交付税1億522万2,000円につきましては、算定の結果、普通交付税の交付額

が決定いたしましたので増額を計上いたしました。

次に中段の第14款国庫支出金でございますが、障がい者自立支援給付費負担金2,835万円につきましては、支援事業費の増加により増額を行うものでございます。

下段の都市計画費補助金、社会資本整備総合交付金2億5,719万1,000円につきましては、亀山駅周辺整備事業に係る事業費配分の増加により増額するものでございます。

次の冷房設備対応臨時特例交付金では、小学校分5,656万5,000円、幼稚園分680万円を空調機整備事業の財源として計上いたしております。

次に、11ページをごらんください。

中段の第15款県支出金、障がい者自立支援給付費負担金1,542万5,000円につきましては、支援事業費の増加により国庫支出金に準じて増額を行うものでございます。

次に、13ページをお開きください。

上段の第18款繰入金、財政調整基金繰入金でございますが、地方交付税及び前年度繰越金の増額などにより財源調整を行い、4,019万5,000円を減額いたしました。

中段の第19款繰越金、前年度繰越金1億5,336万円につきましては、前年度繰越金の未計上額の全額を計上いたしました。

下段の第21款市債、亀山駅周辺整備事業債1億270万円、次の都市計画事業債1億3,180万円につきましては、亀山駅周辺整備事業費を増額したことから、次の都市開発資金貸付金債5,000万円及び一般補助施設整備事業債3,750万円につきましては、同事業における市街地再開発組合への貸付金の財源として計上いたしました。

次の学校教育施設整備事業債では、小学校分1億1,310万円、幼稚園分1,360万円を空調機整備事業の財源として計上いたしております。

以上をもちまして、一般会計補正予算（第4号）の説明を終了させていただきます。

続きまして、国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

50ページをごらんください。

下段の第2表 債務負担行為補正でございますが、平成31年度の契約事業者の選定を行うため、健康づくりのてびき発行事業について債務負担行為を追加いたすものでございます。

次に、57ページをお開きください。

歳出でございますが、上段の第1款総務費の一般職員人件費376万円につきましては、人事異動等による増額でございます。

戻っていただきまして、歳入でございますが、55ページをごらんください。

下段の第4款繰入金の職員給与費等繰入金376万円につきましては、人件費の増額に伴い、一般会計から繰り入れするものでございます。

続きまして、後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

71ページをごらんください。

歳出でございますが、第3款諸支出金の一般会計繰出金301万9,000円につきましては、前年度繰越金を財源として、平成29年度決算の精算に伴う一般会計への繰出金を計上いたしております。

戻っていただきまして、69ページをごらんください。

歳入でございますが、下段の第5款繰越金、前年度繰越金の全額である301万9,000円を計上いたしました。

次に、農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

81ページをごらんください。

歳出でございますが、第1款事業費の一般職員人件費250万7,000円につきましては、人事異動等により増額いたしました。

次の一般管理費119万2,000円につきましては、消費税の納付額が確定したことから増額いたしました。

戻っていただきまして、79ページをごらんください。

歳入でございますが、上段の第5款繰入金の一般会計繰入金1,131万6,000円の減額につきましては、前年度繰越金の計上などにより、一般会計からの繰入金を減額するものでございます。

下段の第7款繰越金でございますが、前年度繰越金の全額である1,601万5,000円を計上いたしましたところでございます。

次に、公共下水道事業会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

83ページをごらんください。

第4条債務負担行為の補正でございますが、平成31年度からの5カ年契約を行うため、企業会計システム管理事業について債務負担行為の追加をいたしております。

次に、85ページをごらんください。

上段の収益的収入第1款下水道事業収益、下段の雑収益では、流域下水道維持管理負担金の還付金の増などにより、2,738万4,000円を増額し、収益的収入及び支出における補正による財源調整といたしまして、一般会計負担金2,123万5,000円及び一般会計補助金349万9,000円の減額を計上いたしております。

次に、86ページをごらんください。

上段の資本的収入第1款資本的収入では、下段の受益者負担金につきまして、本年度供用開始いたしました地区での一括納付が多かったことから、1,240万円を増額し、収入増により公共下水道事業債の借入額が減少したことから、1,200万円の減額をいたしております。

以上をもちまして、補正予算の補足説明を終了させていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

副市長の補足説明は終わりました。

以上で上程各案に対する提案説明は終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

続いてお諮りします。

あす30日から12月9日までの10日間は、議案精査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

あす30日から12月9日までの10日間は、休会することに決定しました。

次の会議は12月10日午前10時から開き、上程各案に対する質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

(午前11時41分 散会)

平成30年12月10日

亀山市議会定例会会議録（第2号）

●議事日程（第2号）

平成30年12月10日（月）午前10時 開議

第 1 諸報告

第 2 上程各案に対する質疑

議案第70号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

議案第71号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第72号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第73号 亀山市税条例の一部改正について

議案第74号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第75号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について

議案第77号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第79号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第80号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第81号 農事調停について

議案第82号 指定管理者の指定について

議案第83号 指定管理者の指定について

議案第84号 指定管理者の指定について

議案第85号 指定管理者の指定について

議案第86号 指定管理者の指定について

議案第87号 指定管理者の指定について

議案第88号 指定管理者の指定について

議案第89号 指定管理者の指定について

議案第90号 指定管理者の指定について

議案第91号 指定管理者の指定について

議案第92号 指定管理者の指定について

議案第93号 市道路線の認定について

議案第94号 市道路線の認定について

議案第95号 市道路線の認定について

議案第96号 市道路線の認定について

議案第97号 市道路線の廃止について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めます。

日程第1、諸報告をします。

監査委員から例月出納検査結果報告書2件が提出されておりますので、ご報告します。

次に、日程第2、上程各案に対する質疑を行います。

初めに申し上げておきます。

質疑に当たっては、議題となっております事件について、その内容を明確にするため説明を求めらるもので、議題の範囲を超えて、また一般質問にならないよう注意をお願いいたします。

通告に従い、順次発言を許します。

4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

勇政の今岡です。

通告に従い質疑をさせていただきます。

まず1つ目の、議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、及び議案第81号農事調停についてということなのですが、これそれぞれ別々の議案ではあるんですけども、11月21日開催の全員協議会でも説明のありました鈴鹿農業協同組合に対する市有地の貸し付けに関連する予算と、それにかかわる手続ということで、一括して質疑をさせていただきたいと思えます。

この議案についてなんですけれども、全員協議会で説明があったように、文化会館の隣に鈴鹿農協が土地を持っていて、そこに葬儀場を建てようという話があったのに対し、市が別の土地を用意して、そこと交換してその交換した土地に葬儀場を建ててもらって運営をしていただくというような趣旨で聞いておりましたが、その内容においていろいろ突っ込みどころと申しますか、疑問に思えるところがありまして、すごく私の見た範囲で疑問に思う部分、質疑をさせていただきたいと思えます。

それではまず、前提条件として説明のありました、条件2つあったと思うんですけども、この文化会館の隣の土地ですね、亀山市文化会館駐車場隣接地に葬祭場を建てるのが少し問題があるのではないかというふうに市のほうでは考えられたということなのですが、改めて建ててはいけないというような用途制限のあるルール、計画、条例による規定ですとか、法的根拠などはあるんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

おはようございます。

今岡議員のご質問にお答えさせていただきます。

葬祭場につきましては、都市計画法の第9条の用途地域でございます。用途地域につきまして、葬祭場というものは制限の強い住居系の用途地域では立地できないとなっておりますが、文化会館の周辺地は準工業地域という用途地域でございます、立地は可能であります。

また、都市計画法第11条には、都市施設というのがございまして、葬祭場は都市施設に含まれていないということから、都市施設の整備に関する基本方針である都市マスタープランには位置づけられていないということで、文化会館の隣に葬祭場を建ててはいけないという法的根拠とか計画というものはございません。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

これは全員協議会でも説明のあったとおり、用途制限上は何ら問題はないというような表現がされていたんですけども、もう一点、2点目の条件として、亀山市文化会館においては大規模イベントの開催時には駐車場が不足するから、つまりその農協が持っている土地を駐車場として利用することによって文化会館にとってもいいことであるよというような条件がついていたんですけども、この駐車場のニーズについてなんですけれども、この全員協議会的时候は、副市長がたしかご説明をされていたと思うんですが、副市長がその説明をされる様子というのが、私が見た限りでは、近々で開催されたイベントを個人的な感覚で、このとき不足していたこのとき不足していたというような、ちょっと言ってしまうと思いつきのよう形で上げられていたように見えたんですけども、この駐車場のニーズというのに関してしっかりと調査はされているのでしょうか。

この文化会館においては指定管理者がいると思うんですけども、指定管理者の意見というのはこの駐車場のニーズとして聞いていたりするのでしょうか。その前提条件、もう一つ伺いたいします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回の件につきましては、11月21日開催の議会全員協議会において初めて公表させていただいたものでありまして、指定管理者である亀山市地域社会振興会にも事前にはお伝えはしておりませんでした。

ただし、文化会館の駐車場につきましては、大きなイベント時には前のホテルの駐車場を臨時にお借りするなどして対応してまいりましたが、満車で入り切らない状態がありまして、また近隣の店の駐車場にあふれてお店から苦情をいただいたこともございます。

947席の大ホールと、中央コミュニティセンターを有する施設として180台余りの駐車場では明らかに不足しておりまして、鈴鹿農協の駐車場90台余りはそれを完全に補完するものではありませんけれども、文化会館の駐車場不足に大きく寄与して、市民サービスの向上につながるものと考えているものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

前提条件2つ確認させていただいたんですけれども、今回補正予算でこの件に関する予算が1億円ほど上がっているんですけれども、私が今聞く限りは、客観的な情報というのが少し不足しているのかなと。つまり市が見た限りこうだと思ってしまうような、市がちょっと見ただけでしっかりとその調査をしていない。だから、都市計画、用途制限もかかっているのに、言ってしまえばその気持ちとしてはわからなくもないんですけれども、説明がつかないかなというのが1つ目の条件で、2つ目は、やっぱりそういう状況であったとしても、本当に足りるのか足りないのかというのは、やっぱり外から見た感覚だけの話であって、もう少し客観的な意見収集というのは要るのかなというふうに感じたんですけれども、今回上がっている補正予算についてなんですけど、住山の、ここでは市営住山住宅南側の土地というふうに表示されているんですけれども、和賀白川線整備事業の用地道路分プラス道路用地以外の、これを和賀白川線沿線用地というふうに呼んでいるんですけれども、今回、この住山住宅南側の土地を持っている地権者さんが和賀白川線用地を売ってほしいというふうに交渉したときに、それだけではなくて道路用地以外の買収を求めているということなんですけれども、このことについても、やっぱり同じような所感で、気持ちはわかるんですけど、説明がつかないというような話になるかなあと。

まず、この和賀白川線沿線用地の取得についてということなんですけれども、まずこのケースを認めてしまうと、今後ほかの市民に対して、私、ほかにも、市にここを買ってほしいわとか、ここ何とかしてほしいわという話なんですけれども、やっぱり原則として道路用地しか買えないと。それ以外の残地というのは一貫して買わない、だから交渉が難航しているという話も何件か聞いているんですけれども、このケースを認めてしまうとほかの市民さんに対してどう説明をするのかなというところがまず気になったんですが、そのあたり今後の用地交渉に関して支障というのは出ないんでしょうか。市民に対してどう説明をつけるのか、お答えをお願いします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

市としましては、原則として事業に必要な土地について購入するという原則がございます。残地は購入しないという方針でございますけれども、しかしながら今回の場合は、周辺地が市有地であるということで、一団の土地として将来的に土地利用が有効に図られることが見込まれるということと、もう一つ、今般の農協の葬祭場用地として一部利用が見込まれることということから、道路用地以外について買収するものとしたものでございます。

今後におきましても、原則として事業に必要な土地について購入すると。残地は購入しない方針は引き続き持ちますが、今回の場合のように、周辺地が市有地であるなど特別な状況である場合は個別に判断をしていくということでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

将来的にその和賀白川線沿線用地、つまり道路用地以外の残地と呼ばれる部分については、今後その事業、一部その葬祭場用地として利用が見込めるというふうな説明があったんですけれども、

つまり一部ということなんで、葬祭場にならないところが土地として出てくるんですけども、将来利用が見込まれるということなんですけど、何に利用できるか、今見込みというのは立っているのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

一部鈴鹿農協への貸し付けといたしますが、そのほかの土地につきましては、現時点について具体的な利活用の用途は決定はしておりませんが、将来和賀白川線の開通を見越して、今後検討してまいるといってございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

用途決定、葬祭場に使うもの以外は、周りが亀山市の土地やから、そことつなげて何かしら使えるだろうというような答弁に聞こえるんですけども、ちょうどこの改選前に総務委員会から提案もさせていただいているんですけども、議会のほうから所管事務調査で、土地開発公社が持っている土地ではあるんですけども、おおむね亀山市が持っている土地について、早々に蹴りをつけていく、処分をしていくようなという提言というのはさせていただいているんですけども、そもそも道路用地の交渉がうまくいかないのだから残地を含めて購入していきますという答弁がもし返ってきたのであれば、そもそもその提言とはずれてくるわけなんですけれども、このケースについても、つまりその用途が決まっていない土地について、先んじて買うというような話になっているんですけども、議会で提言をしたことというのは、余り意に介されていないのかなというふうはこのケースを見ても思われるんですけども、そのあたりの考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

本年の総務委員会所管事務調査報告書におきまして、普通財産の未利用地については、現状に応じた区分けを行い、売却や貸し付けなど、今後の具体的な方向性と優先順位を示すことという提言をいただいております。

このことを受けまして、現在までに普通財産の区分け、売却できる資産であるとか、境界画定などの事務を要する資産であるとか、売却資産としてはちょっと難しい資産であるとかという区分けをやっておりまして、不要財産の処分に向けて今事務を進めております。

このようにしまして、市としましては不要財産については処分していこうという方針でございますけれども、今回の場合は、周辺が市有地であって将来的には一体的な利活用が見込まれる必要な土地であると判断しまして、不要財産は処分していこうと。そして必要と見込めるものは取得するというので、決して議会の提言を意に介していないというものではございません。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

何らかの事業に使えるかもしれないのが今回の土地で、議会から提案をしたのは不要な、全く用途が見込めないというような答弁なんですけれども、これ本当にこんなにお金、1億円今回補正でつぎ込むんですけれども、本当に葬祭場用地以外って何にもめどって立っていないんですかね。おおむねどういうことに使えそうとか、具体的にこれじゃなくても、その周辺の土地の様子ですとか地域の様子を踏まえて、こういうことに使えるであろうというような見通しというのすらないんですかね。もう一回お伺いします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

先ほども答弁させていただきましたように、現時点において具体的な利活用の用途は決定しておりません。

今後、和賀白川線の開通を見越して、今後において検討していくということでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

これ改めてお伺いしたいんですけど、このケースを認めてしまうと、今後残地を含めて土地を買ってほしい、あるいはこういう話もありましたね。もう土地を寄附しようという人がいたときに、執行部に対してちょっと聞いたときに、余分な土地を持つことができない方針なので、さっきの議会からの提言に対する答弁にもかかわると思うんですけれども、上げようと言っているけど、そうやすやすとももらえない。だから残地を持つ、土地を持つことに関してはすごくシビアになっているんだな亀山市というのは、これまでのやりとりで思うんですけれども、これは周りが市の土地やからその事業として認められるという、何かその用途が見込めるというような言い分なんですけれども、土地の所有者にとっては関係ないですよ。どんな理由であろうが、自分が買ってほしいと言っておる土地が買ってもらえるのであれば、理由というのはどうでもいいと思うんですけど、つまり自分が言っておる土地全部買ってもらえる人が出てしまったというこのケースと、そうではないケースでこれから交渉というのは難航していくと思うんですけど、このケースを認めてしまって本当にこれから交渉というのはできていけるんですか、改めてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

ただいま落合総合政策部次長が答弁いたしましたように、道路用地のみ買収していくというのは、これまでも原則でしたし、これからも原則であるということについては変わりございません。

今回確かに、地権者の方が残地もというご希望でございましたが、まず第一としては、その和賀白川線の事業進捗を図りたいということがございましたが、原則としては今、冒頭に申し上げたとおりでございます。

その葬祭場以外の土地については、今回買収させていただく。今、次長が答弁申し上げたように、直ちにこれという目的は決まっておりますが、何度も次長も答弁しておりますが、和賀白川線が開通すれば国道1号バイパスと和賀白川線の角地になりますので、非常に便利といたしますか、有意

義な土地になるということで、土地利用上は相当どういう目的であっても、それと一定面積ございますので、土地利用については図れるものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

副市長、それでは最後にもう一回お伺いしたいんですけれども、市営住山住宅南側の土地の購入をしてもらったときに、自分が思う土地全部買ってもらったやないかという、ほかの道路用地の交渉においてそういう地権者さんがあらわれたときに、市民さんに対して簡単にどういうふうに説明されるか、もう一回お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

何度も申し上げておりますが、今までもこれからも道路用地部分を購入するという原則は変わっておりません。

ただ、その残地購入の希望があった場合については、今回のように、例えば全て周辺が市有地であるということ、あるいは利用が見込まれるというようなことで、個々具体的にそれぞれは検討すべきことかなというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

この残地、和賀白川線沿線用地について、葬祭場用地以外の部分が見通しが立っていない以上どうなんだろうというのがすごく疑問に残るやりとりではあったかなと思います。

私がやはり常に気にするのは、ほかの市民に対して、このケースを認めてしまうと説明がつくのかなというのが大いに疑問に感じました。

最初の部分もそうですね、その葬祭場の建設、もちろん市の中心部、ど真ん中ですけど、いいか悪いかと言われたら、感情として聞かれたらあんまりどうだろうというようなところはありますけれども、やっぱり説明がつかない、ルールもない、計画もない、でも何となく嫌だというのでは済まされない話なのかなというふうに感じております。

では、次の項目に移りたいと思います。

議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてお伺いいたします。

この補正予算、小学校、幼稚園の空調の整備についてかかわるところだと思うんですけれども、まず、今回の増額補正の内容についてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在進めております小学校の普通教室等空調機整備事業につきましては、第2次亀山市総合計画前期基本計画第1次実施計画における主要事業として位置づけ、小学校10校の普通教室と音楽室を対象として本年度に設計業務、来年度に工事を実施する計画で進めているところでございます。

また、その財源は、国の学校施設環境改善交付金による補助を見込んでおりました。

しかしながら、国におきましては本年度、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が新たに創設され、そのための予算が第1次補正予算で成立いたしました。この特例交付金は、通常の学校施設環境改善交付金とは異なる補助制度で、近年の厳しい気象状況に対応するため、熱中症対策として特別に創設されたものでございます。本市が進めている空調設備事業もこの特例交付金の対象となりますことから、本年度中の交付決定を見込んでおります。

このようなことから、来年度工事を予定しておりました小学校の普通教室等空調機整備事業について、事業を前倒しし、来年夏までに完成させるため、今議会において補正予算を計上いたしましたものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ことし、夏、非常にもう本当に猛暑といいますか、苛酷な暑さだったんですけども、その様子を受けて国からの補助金が見込まれるということで、当初の計画より前倒しで小学校、幼稚園に空調の整備が進められそうということで、今回増額の補正が出ているということで、これ自体は本当にいい話だなあと思うんですけども、私がこの議案が上がってきて気になったのは、いい話はいい話ではあるんですけども、この計画は立ってはいるものの、ことしなんかすごく苛酷な暑さがありまして、計画は計画なんですけれども、やっぱり何とかして早くできないのかなと思うのが人間なのか、政治なのかというふうに思うんですけども、この計画の前倒しに当たって補助金を見つけてきましたということなんですけれども、この計画を前倒しするために教育委員会側から何か動いてもらっていたことというのはあったんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

学校施設の大規模な整備事業を実施する場合には、まずその財源確保として、国の補助メニューに該当するかは一般的に調査いたします。近年の気象状況の厳しさ、特に本年夏の猛暑により、学校施設における空調機整備の必要性はますます高まっていたことから、県内他市の動向であるとか、国の補助制度の状況の情報収集を行っておりました。

また、県下の教育長会議の場におきましても、空調機整備が話題になっていたところでございます。

そのような中で、国の今回特例交付金制度創設のために、10月15日に第1次補正予算案を閣議決定があつて、この後自治体に対象事業の調査がございました。既に当市も設計業務を進めておりましたので、この特例交付金を活用したい旨の報告を速やかに行つたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

それでは、普通教室への空調の整備というのが計画では上げられていたと思うんですけども、今回の増額補正、補助金が出たということに関連して、これまでの計画の内容が少し変えられる、

具体的に言うと特別教室にも整備ができるというような計画の内容に何か変化というのはあったんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在進めております小学校の空調機整備事業は、対象教室を普通教室と特別教室の一部である音楽室としております。

今回の事業前倒しは、これら教室への空調機設置について来年夏までに工事を完成させるためのものであり、対象教室に変更はございません。

仮に他の特別教室を事業に含めると、設計対象範囲が広がることから設計業務の期間を延長する必要が生じます。その結果、工事着手がおくれることとなりますので、来年夏までに普通教室で設置するという目的が達成できなくなるということが考えられます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうすると、特別教室に空調を設置するというふうに計画を変えてしまうと、普通教室への設置自体がおくってしまうので検討の余地がないというような答弁だったと思うんですが、そういう認識でよかったですか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

まず、理科室、図工室などの他の特別教室につきましては、早期に整備することが望ましいとは考えておりますが、まずは来年夏までに現在の普通教室、音楽室の設置を最優先させたいということでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

今回の夏の猛暑を受けて、国のほうでもちょっとこの夏はまずいだらうということで、ある意味これはもう本当に政治の力なんだろうなと思うんですけども、やっぱり計画だったり、計画ってあると思うんですけども、その現状に応じてやっぱり対応って変えていかないと、特にこの空調設備については子供たちがかかわる問題でありますので、1年でも前倒しできれば本当に亀山市における定住促進にも本当につながっていく重要な話になるんじゃないかなというふうに思っておりますので、計画はあるものの何とかできないかなとか、現状を見てどうにかできないかなあというのは常に探っていたきたいなというのが、今回の議案を通じて感じた所感でした。

では最後、もう時間が少しになってきたんですけども、市道路線の廃止について、今回の経緯についてと、この路線が企業さんに払い下げられると思うんですけども、幾らぐらいで払い下げできるものか、続けてお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

幾らで払い下げをするのかということでありまして、今回廃止します道路敷地につきましては、道路法第92条の規定によりまして、廃止告示の日から2カ月間は市の管理となりまして、それ以降、市の普通財産として売り払いが可能になってくるということになります。

その際、不動産鑑定を行いまして払い下げ額を決定するというところでございますので、現時点におきましては払い下げの額につきましては未定でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ちょっと今回の経緯についても一緒に伺ったんですけれども、経緯と、あとは払い下げをするというときには、担当課というのは変わってくると思うんですけれども、こういったあそこの市の道何とかならんかなというような話を企業だったり自治会のような人たちから情報として集めてくるということも必要になるのかなと。

先ほど農協の議案を通じて土地というのは処分していこうよと、余分な土地というのは持たないほうがいいんじゃないのかというような議論を展開してきましたけど、この市道路線の廃止に関しては要らないものが処分できたという例だと思うんですが、そのあたり、経緯と情報を集められる仕組み、答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、今回の経緯でございますけれども、市道の廃止の願い出を提出されました事業者につきましては、今回の市道の両側の土地をその関係者ととも所有をしております、その事業用地として市道を含めて一体的に土地利用をしたいということから廃止願いを提出されたものでございます。

この願いを受けまして現地確認を行いまして、市で検討いたしましたところ、その市道を廃止した場合、代替機能としましては西側に約60メートルに市道がございまして、また東側約130メートルにも市道があるということで、これらにつきまして当該市道と同様に南北に横断する形状となっておりますことから地域の交通に影響を与えることもないということ。

また、先ほども申し上げました隣接する地権者でありますけれども、廃止願い出の提出された事業者とその関係者のみということで、さらに地元の自治会からも当該市道の廃止の同意を得られているということから、今回、廃止をするということに至ったものでございます。

また、その情報を集める仕組みということでありまして、市道につきましては行政財産として管理をしておりますので、市のほうから積極的に払い下げの情報を収集したり、また市のほうから積極的に市道の供用を廃止して売り払うということは考えにくいところでございます。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑は終わりました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番（服部孝規君登壇）

通告に従い質疑をいたします。

まず、議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

ことしの3月議会で、次のような質疑をいたしました。事業が成り立つかどうかわからない時点で、平成30年度の予算を計上したのは理解できないとただしたのに対して、亀渕参事は、平成30年度は、準備会から組合設立、権利変換計画へと進め、関連する補助金交付や駅前広場、街路等の詳細設計と補償、また市道御幸8号線の工事等、計画的な具体の事業展開をしてまいりますので、そのために必要な予算を計上したものでございますということであります。

しかし今、9カ月たちました。組合設立を初め権利変換の計画、交付金を使っての駅前広場、街路等の詳細設計と補償、ほとんどできておりません。ただ補助金が交付されるということと、第1種市街地再開発事業ではない御幸8号線の工事だけが始まったというのが現状であります。

この表をまず見ていただきたいと思います。

これは、亀山駅周辺整備事業の予算の執行状況です。

最初に本格的に組まれたのが平成29年度です。29年度当初予算、それから補正で減額をされましたが、補正後に1億8,000万ほどの予算になっています。これが結果的には、執行された額は7,000万程度で、1億1,000万が繰り越しをされた。30年度の予算として来ているわけですね。

それから、この30年度については9億7,000万もの予算を組んで、さらに今回5億円近い補正を計上されています。こうなるとトータルで15億近い予算額になるんですね。ところが、この15億近い予算額のうちのほぼ全部、9割以上のお金が繰り越されるわけです。執行額はわずか3.1%、こういうことになっています。これ2年間通して見ても執行額はわずか7.1%ですよ。こんな異常な予算はないですよ。私も長いこと議員をやっていますが、こんな異常なのは初めて見ました。

それでお聞きしたいのは、まずこれだけの予算執行しかできていないのに、年度末が迫るこの時期になぜまたさらに補正をしたのか。

それからもう一つつけ加えておきますと、予算の提案としては6億1,000万の今回補正やったんですけども、その中にこの1億円については都市開発資金の貸し付け事業が入っておりますので、これはもう駅前の周辺整備事業とは別の事業でありますので、これはこの表から除いてあります。5億ということで表はつくってあります。今の質問に対する答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

亀山駅周辺整備事業につきましては、国からの交付金、社会資本整備総合交付金を受けまして実施しております。

平成30年度当初、国の交付金は約4億9,000万円を見込んでおりましたが、国の交付金内示によりまして2億5,700万円の増となりました。そのため5億1,000万円を増額補正したいというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

国が予算をふやしてきたんで増にしたということですよ。事業は進んでいないですよ。

やっぱり見通しを立てないことには、結局こういう繰り越しを繰り返していくことになるんですよ。やっぱりこの2年間を見ている、最大の問題はやっぱり繰り越しですよ、これね。

繰越明許の額、いわゆるそういう問題になるわけですけども、財務省のホームページを見ますと、繰越制度というのが解説してあります。どう書いてあるか。財政法第42条本文において、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない、こういうふうに財政法では規定しています。これは、歳出予算の性質と会計年度独立の原則から当然のことだというふうに述べております。一会計年度の歳出予算の経費の金額は、原則としてその年度内に使用し終わるべきであって、使用し終わらなかった経費の金額については、これを全て不用とするのが建前ですというのが財務省のホームページです。

財政法で、会計年度独立の原則に対して若干の例外が認められております。一定の条件のもとに、本来ならば不用とすべき歳出予算の経費の金額を翌会計年度に繰り越して使用する道を開いて繰り越しを認めていますと、これがいわゆる繰り越しの制度なんですよ。ただこの制度は、歳出予算の性質と会計年度独立の原則に対する特例を出すものであるから、これを無制限に認めることは適当ではない、こういうふうに財務省は言っているわけなんです。

つまりそういう制度はあるけれども、これはあくまでも特例だということで、無制限に認めることはできないんだというのが財務省の立場だと。

まず、確認の意味でお聞きしたい。亀山市もこの立場に立っているのか、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

亀山市といたしましても、今ご指摘のとおり、当年度の予算については当年度に執行するというのが原則でございますけれども、やはり今の現状、交付金等の交付によりまして状況が変化した場合については、このような措置をとりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに国から交付金がおりにきたらこれは例外だと、こういう答弁ですよ。

しかし、おかしいですよ。やっぱりその年度に使い終わるべきものが使い終われなかった。だから繰り越しをするということですけども、じゃなぜ使い終わらなかったのかということですよ。そこのところが問題なんです。

やっぱりそれは見通しが立っていない。最初に言いましたように、本当に9億7,000万使う予定だったんですよ、これ、できなかったわけですよ。一番大きな原因は基本設計ですよ。基本設計が本来なら3月にできて、そこから動き始める予定が、8月に延期をされて、8月にもできない。とうとう11月20日になってようやくできたんですよ。こういうことが現実起こったわけで

すよ。だから、国からお金がおりてこようが何しようが、これはやっぱり事業が進まないという現実がある。だから私はこれは例外的な事情にはならないと思いますよ。

当初予算を審議したときに、こういうやりとりをしています。今回、私はこういうふうに言いました。今回組まれた予算9億7,000万が、権利者全員の合意がない限り一步も動かないというのが現状じゃないか。それでもやるんですか、市長と、私は聞きました。結果は、残念ながらそのとおりになっています。

今回のような事態が生じた最大の原因は、やっぱり事業の見通しが立っていないのに国の補助金を申請した。ここにあるのではないかと私は思います。おりてきたから繰り越すんじゃないです。あなた方が事業が進捗していないにもかかわらず国に申請しとるわけです。そこにやっぱり原因があるんだろうと思います。

結果的に何が起きているかという、今、またあしたに、議案から外れていきますので余り言いませんけれども、あした一般質問でやります。地域の権利者、それから市民に対してしっかりとやっぱりこれだけの、今の段階で60億もの事業ですよ。こういう事業をやっぱりしっかりと話し合って理解してもらって、その上でやっぱり進めるというのが本筋やと思うんですよ。それができていないんですよ。補助金が来たから、早いとこやらなあかんから、年度内にしなきゃならんからとか、こういうことで追い立てているわけですよ、今。こんなことは本末転倒やないですか。事業がちゃんとあって、理解もあって、国の補助金を使う、これが本来でしょう。あなた方がやっているのは、補助金が来たから何とか進めなきゃならん、何とかうんと言ってくれと、これが今の実態やないですかね。私はやっぱり、この29年度も30年度も事業が進む見通しが立っていないのに予算を組んだことが、今回9割もの予算を翌年度に繰り越すという異常な事態が生まれたんだと思います。

そこで、基本設計がまだ明らかになっておりませんが、これが明らかになればまたいろんな議論が私は生まれてくるんだろうと思います。そういうことを考えますと、今回の提案されているような繰り越しはやめるべきだと私は思います。やっぱり年度内に執行できなければ、財務省が言っているような不用とするというのが本来のやり方ではないかと思うんですが、その点について見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

この事業については、一旦やめるか、繰り越しについてもやめるべきだということでございますけれども、再開事業を完成するためには、工事費等の支出に見合った収入をいかに確保するかが重要でございます。再開事業への補助金の確保は必要不可欠なものでございます。

このような中、亀山駅周辺整備事業に対し国より多くの交付金の配分がなされたものでございまして、本交付金を活用いたしまして事業を実施するため、繰り越しにより事業の推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それはあくまでも歳出の執行できる見通しが立っての話ですよ。立っていないのに予算を取るからこういうことになるんだというふうに言っているわけです、私は。歳出の見通し立ちますか、これ、あなた方。あと12月はもう真ん中まで来ています。1、2、3、これだけです。どこまで進められるんですか、これ。

もう一つ、この29年度の繰り越しの1億1,000万、今のところ年度内にやると、執行すると。それはそうですね。一旦29年度の予算を30年度に繰り越して、それがまだ現時点で執行できていないですよ、1億1,000万については。これはもう何としてもやらなあかんですよ。もしやれなかったらどうなるんですか、これ。1億1,000万がこの30年度に執行できなかったらどう扱うんですか、これ。不用として落とすんですか。それとももっとほかの方法を考えるんですか。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

平成29年度の予算でございますけれども、当初予算2億4,920万円に対しまして補正後の予算額が1億8,721万6,000円ということになっております。この予算につきましては、補正の枠として1億7,775万2,000円を取りまして、先ほどパネルのほうにございます1億1,238万円を繰り越しとしております。

この繰り越しの内容でございますけれども、2ブロック、4ブロックの設計委託等の補助金でございまして、その分についての執行については繰り越しをいたしておりますけれども、年度内には確実に予定しておりました事業として100%の執行というふうになるというふうと考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要するに2年かかってやっと使えるわけですよ、これね。うまくいったとしてね。

私が思うのは、もうこれ14億ですか、来年度ね。もうこれで当初予算あるようなもんですやん、来年度の。ことし9億7,000万ですよ、当初予算。当初予算を立てる前にもう14億の予算があるんですよ、駅前については。そうすると、もう繰り越しをこの議会で認められたら、来年度は当初予算は要らないんじゃないかと思うんですけど、その点についてどうですか。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

平成30年度分の予算執行の大半は組合設立後となりますが、平成30年度の予定の事業につきましては、引き続き鋭意対応して進めていきたいというふうに考えております。年内にできなかったものを繰り越しというふうにさせていただきたいと存じます。

また、今回の補正で平成31年度に予定しております市街地再開発事業に係る補償費等に対する補助金や道路等の公共施設に係る補償等の負担金を前倒しいたしまして実施してまいります。繰り越しにはなりますが、十分その分については消化してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

要らないということですかね、来年度は当初予算が要らない。

私、こういうやり方を続けていくとどういうことが起こるか。つまり、来年の今ごろ、またここで3年続けて繰り越すのか、こういう質疑をしなければならんということですよ。それぐらい異常な事態だということですよ。やっぱり私はもう歳出の見通しが無い、歳入は見通しありますよ。国がどんどん再開発事業を進めておりますからお金は交付してきますよ。歳出の見通しが立たないんですよ。こういう事業はやっぱり不用にすべきだということを申し上げて、次に移ります。

次に、総務費、総務管理費の市有財産管理費1億円についてであります。

これは、先ほど今岡議員も質疑をされました。鈴鹿農協が東御幸町に葬祭場を建てる。こういう計画を知った市が、そこに建ててもろうたら困るということで、住山町の市有地と民有地に建てるように協議を進められ、そして用地購入費として6,000万、それから土地の造成に係る工事費として4,000万、計1億円を今回補正予算で上げているわけです。

最初にお聞きしたい。なぜそこまで、市が1億円を出してまでこの計画を変更させなきゃならんのかと、この辺についてお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

今回の件については、先ほども次長が説明を申しあげましたように、市といたしましては農協の葬祭場の当初の建設地の予定地が文化会館の隣接地であって、市の文化の中心施設である施設に隣接しておいて、違う場所で建設していただいたほうが望ましいということでございます。

それともう一つは、駐車場の問題を申し上げたところでございます。

もし、農協の支店の横に葬祭場が建てられれば、当該地に長期にわたる固定的な施設が建設されることとなります。それについては、市にとっては文化行政上、あるいは都市政策上の制約から、先ほど次長が申し上げたように、好ましいものではないという判断からさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

こういうところにそういう施設が建てられる都市計画上の問題があるんですよ、亀山市はね。やっぱりそこがもうずっと私言っていますけれども、やっぱり何でもありの都市計画ですよ。そこが問題だということをもっと言っておきたいと思えます。

この問題、東御幸の人に話を聞きますと、農協がそんな計画があるんなら私は反対ですよと言われるんですよ。このあたりのことを考えていくと、私はそう簡単にあそこへ農協が葬祭場を建てられるのかなあという。当然、法的にどうこうやないですよ。地域の理解なしにそういう施設はやっぱり建てられないでしょうということなんです。

そういう意味で、この計画が地域の理解の上で進んでいるものなのというふうに考えてみるの

か、把握してみえるのか、この辺、地域の理解はどうかという点、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

当初農協が建設を予定しておりました東御幸の場所については、地元の方にお聞きしたと今、議員おっしゃいましたけれども、居住してみえる方は意外に少ないというふうに理解をしております。お店とかそういう事業所等が多いというふうに私どもは理解しております。

それと、これは鈴鹿農協の話ではないかと思いますが、県内の他の農協で農協の葬祭場については地元の反対を押し切って建てられた例もあるやに聞いておりますので、地元の反対があるから葬祭場はできないのではないかということは、私どもは考えていないというか、できるのではないかと。都市計画上の用途の規制がない以上、建設はできるのではないかというふうに市は考えたところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、反対を押し切ってやった例もあるけれども、反対があつてできなかった例もあるんですね。そういう言い方ですよ。やっぱりこれ重要なことですよ。地域の人の了解を得る。やっぱりそのことは大事やというふうに思います。

やっぱり都市計画上の問題だと思うんですけども、亀山市ってずうっと言っていますけど、北東部にミニ団地がどつとできる。それから、いわゆる大型の商業施設がどんどんできてくる。こういう問題が今までいろいろと言われてきました。こういう問題を結局もう全部フリーパスで来たわけですよ、亀山市は。ところがここに至って、この農協さんがこういうことを建てるとなったら、いや、そこは困るんだという話になるわけですよ。この辺が非常にわかりづらい。要するに今までそういう開発があつたら、何らかの形で亀山市がストップをかけてきたのかと。かけていないですよ。ところがこれだけはこういうふうに対応するんですね。そこが私は解せません。

比較してみますと、東御幸町の土地、それから住山町の土地、比較すると面積は東御幸が2,500ですね。それから住山3,800、1.5倍なんです。広くなりますね、これ。駐車場もとりやすくなると思うんですよ。それから斎場に関しては、もう本当に目と鼻の先になるんですよ。東御幸やと遠いですよ。あそこで葬祭会館で葬儀をやって、そこから斎場に移る。こういうことを考えた場合、これは非常に便利になるんですね。それから造成工事ですね。そこを市が4,000万出してやってくれるんですよ。これ本当に農協にとっては願ったりかなったりじゃないですか。

私、これだけ条件がよくなるのに、なぜ造成工事まで亀山市が持たなきゃならないのか、この辺がわかりません。あなた方、これだけ土地も広くなりますよ。斎場にも近くなりますよ。好条件になるんですから、造成工事は自分でやりなさいと何で言わないんですか、これ。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

まず、今回補正予算で計上させていただいております造成工事については4,000万というこ

とでございます。これは先日の当初説明させていただいた全員協議会でも私申し上げましたが、この4,000万については、今後具体的な設計をする段階で極力圧縮をしたいというふうに思っております。

それと、議員、全て市がやって、農協は何も痛みはないんじゃないかというようなご趣旨やと思いますが、例えば東御幸で農協が建てる場合、舗装工事はほとんど必要ない、今もう現状舗装もされておりますが、今回は舗装は農協側がするような内容になっております。それと、例えば污水处理ですが、東御幸のほうについては、もう公共下水道が供用開始をしておりますので、公共下水道へ直結するだけの軽微な工事費で済みますが、今回の住山のほうは公共下水道の区域外でございますので、合併処理浄化槽が必要になってきて、東御幸以外の農協側に多大なお金も発生するというところで、私は農協側が手で受けて待つておるようなことではなく、今回の市側の申し出を踏まえていただいて、農協側もそれ相当の出費をしていただくというような理解でおるところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

都合のいい話ですわ。有利なことは間違いないですよ。土地は広くなる。斎場には近くなる。やっぱり大きな工事費用ですよ。造成費、それから土地の購入費ね。それから土地は借りるわけですからね。農協は買うわけじゃないですね、市の。だからそういう購入の費用も要らない、こういうことですよね。

私、この問題をやっぱりこの問題だけで考えてもなかなか理解ができないんで、全体を見てみたんですけども、この全員協議会の資料で見ますと、この土地自体は所有者とそれから市道と賀白川線の道路の用地購入という問題で交渉していましたが、先ほど今岡議員も言われたように、道路以外の土地も含めて全部買うてほしいというふうな話が出て難航していたということですよ。市は、要するに事業目的のない土地は買えやんのやと。当たり前のことですよ。こういうことを言われて難航しておったということです。

ところが、ここに来て、結果的にその土地に農協の話で事業目的が生まれたということで交渉が進展したと、こういうことやと思うんですよ。こういうことを考えていくと、私はこの難航していた市道と賀白川線の用地買収を進めるがために、今回の計画で事業目的をつくったんじゃないかと。こちらが先にあったんじゃないかというふうに思いますが、その点いかがですか。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

議員のご趣旨は、残地を買うための理由づけではないかというご趣旨だと思いますが、結論から申し上げますとそうではございません。確かに時期的には残地購入と農協の葬祭場の計画が同時期にはなりましたが、それを理由づけにしたわけではございません。あくまでも、一方では賀白川線の事業進捗、一方では文化会館周辺への葬祭場を別のところへ移転してもらおうと、もう別々の話でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そういう答弁するでしょうね。認めないでしょうね。

きょうは地図を持ってきてないでわかりづらいですけど、ちょうど和賀白川線の計画されている道に対して斜めにずうっと所有者の土地が横断する形で走っているんですね。その和賀白川線の道路から左側というか、西側については、先ほど言うた葬祭場の部分に入るんで、そこは事業目的がある。それから和賀白川線の部分も事業目的がある。ところが問題はその東側ですよ。ここのところは事業目的がないんですよ。

今、今岡議員が言われた質問の中で、ないと言いましたね、事業目的は。言われたのは、一団の土地として市有地として活用できる、こう言われました。今、土地余りですよ。もうどこでも土地が余っているんですよ、それが1つ。

それからもう一つ、亀山市は今公共施設の管理の計画を立てていますよ。あれを見ると減らさなきゃならんですよ。これから先、公共施設を統合していく、廃止してしていくという、基本的には減らさなきゃならん。土地をさらに広げて何を一体つくるんですか、そこへ市が、どんな施設をつくるんですか。こういうこともまともに計画もなく、一団の土地として使えるからと。理由になりませんよ、こんなこと。

もう一つ聞きたいのは、先ほどの答弁で、残地は購入しない、これは変えないんだと言われた。もう変えていますよ、これ。既にこれをやったら変えてしまうんですよ。どう変えるか。市有地がひっついているところは買います。これが1つですよ。それから、今後活用が見込まれるところは買いますと。この2つをあなた方は認めてしまうことになるんですよ。いいんですか。残地は購入しないというのと矛盾しますよ。市有地と一緒にあれば買います。そこが活用されるのであれば買います。いいんですか、これで、成り立ちますか。残地購入しないということとこの2つが成り立ちますか。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

あくまで原則は変えておりません。

今、議員がおっしゃった2要件については、あくまでも例外を認めるときの一つの要件であるというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そこまで広げたらもう例外が例外でなくなりますよ。もう基準示したようなもんですやん、これ。残地に事業目的がなかったも、市有地とひっついておったら買いますよと言うんですよ、あなた方は。

それから、その土地が将来活用できる、これはわかりませんよ、全然。何に使うということがなかったもいいんですよ。活用できるとあなた方が認めたら買えるわけですよ、これ。非常にいいかげんな話です。だから、既にもう残地は購入しないというのは崩れてしまうんですよ、これを認めたら。わかりませんか、そんな単純な理屈が。

私はこの問題の根っこにあるのは、やっぱり和賀白川線の用地を何としても買わない道路ができない、ここがやっぱり根幹にあるのではないかなど。そのときにちょうどこういう話が出てきたんで、じゃあもうこういうふうにしよう。それでもまだつじつまが合わないですよ。さっき言ったように、和賀白川線の東側、これはもう理屈がつかないんですよ、買う目的としては。

だから、この繰越明許もそう、それからこのやり方もそう、特例特例ですよ。特例があなた方の普通のやり方になるんですよ。認められませんよ、こんなひどいやり方。市長どうですか、これ。これでもやりますか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、それも含めて特例とおっしゃられましたが、再開発事業、亀山市としては初めての事業でございますし、歳入も含めてしっかり担保して事業を進めていくと。これは当然こういうことでございますので、今回の交付金を受けてしっかり前へ進めようということが基本的でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

それから、今の農協の斎場にかかわります案件でありますけれども、原則としては、私どもは今後におきましてもそのように変わっておりません。

しかし、今回の今の状況の中で、やはり将来的に、今、この駅前の農協所有地が固定化した施設が整備されていく、これにつきましてはいろんな支障が出てくる。これについて協議を重ねました結果、別の住山地内でのご判断をいただくことになりました。

したがって、その今の用地取得等々につきまして、特例だとおっしゃられました。この件については、やっぱり市が既に保有しておりますこの市有地、現時点では活用が確定をしておりますけれども、将来の和賀白川線整備後、これが活用できる一団の一体的な利活用ができる土地につきまして、当然この判断をするということは、一定の合理性があるというふうに理解をいたしておるものでございます。

したがって、この点につきましても全体的な状況の中で協議を重ね、最終的に判断をさせていただいたことにつきましては、合理性を持っておるというふうに思っておりますし、過去にもこの和賀白川線の周辺地域については、一体的な活用も含めた検討をするべしというようなご意見も議会からもいただいておりますけれども、当然そのような背景も含めて今回判断をさせていただいたものでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市長の言うことをやっていったら、幾らお金があっても足りませんよ。道路が1本できた。じゃあその周辺にどんどんいろんなものが張りついてくる。お金をまたかける、こういうことですよ。もう立地適正化も何もないやないですか。立地適正化区域を絞ってそこへ集中させようとする。住山のあそこはもう範囲外ですよ。そういうところにまたいろんなものができてきていいじゃないですかと、こういう話ですやろう。もう立地適正化も否定ですよ、あなた、それ。

それから、理解をしてくれと言いましたけれども、理解できるような話をしてください。理解で

きないような話しかないから理解できないんですよ、これ。

特例と言ったのはあなた方ですよ、私が言ったんじゃないですよ。原則で特例やと、例外やと言うたんですよ。そのことを申し上げて終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午前11時12分 休憩）

（午前11時22分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

それでは、通告に従い質疑をさせていただきます。

今回、議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）についてのうち、第8款土木費、第4項都市計画費の中の亀山駅周辺整備事業、また繰越明許費補正についてもお聞きをしたいと思います。ご答弁のほうよろしくお聞きをしたいと思います。

先ほど服部議員が質疑をされましたので、ほとんど聞かれてしまいました。でも、本当にこういう開発事業というのは大変なんだなということをつくづく感じておりますし、服部議員もおっしゃっていましたが、この繰り越し繰り越しというのが今までなれていなくて、非常に自分としても、私自身としても戸惑っているというか、どういうふうに理解をしていいのかということを考えております。

こういった事業ですので、今の服部議員が質疑をされましたけど、一つ一つ自分自身も納得をしたいので、一つ一つ確認をしていきたいと思います。

まず、29年度の補正予算についてをきちっと理解していかなければならないと思いますので、まずそこを聞かせていただきたいと思います。

服部議員の資料からいきますと、翌年度の繰越額が1億千二百何がしということですが、この残っているお金が今年度繰り越されているわけですが、これが執行完了できるのか、その点についてもう一度確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑に対する答弁を求めます。

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

平成29年度分の繰り越しについてということでございますけれども、平成29年度の当初予算は2億4,920万円でございます、2ブロックの準備会や4ブロック等への補助金、また市道御幸8号線の用地や建物補償でございます。そのうち、平成29年度の決算におきましてお示しいたしました繰り越し1億1,238万円につきましては、準備会等への補助金や市道御幸8号線に係る建物補償でございます。

11月末現在、予算額に対する執行率は約43%でございます。今後、2ブロック市街地再開発事業基本設計等業務に係る補助金等が支払われますことから、今年度予定しております予算について100%の執行となる予定でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

まず、29年度分の繰り越した金額については、100%今年度内に執行ができるという見通しをお聞かせいただきました。

それから、30年度当初予算9億7,000万について、これが今どれぐらい執行されているのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

30年度の予算につきましては、現在、予定をしておりました市街地再開発組合の設立がおくれておりまして、その設立後、事業としては予算を消化できるものと思いますが、今現在30年度予算として消化している部分については、先ほどの表にもございましたように数%のところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

先ほどの表と言われましたけど、服部議員の表からいくと3.1%と書いてありましたので、そういうことなのかなあというふうに思います。ほとんど執行されていないということでお聞きをさせていただきました。

今回、補正額が6億1,030万ということで、国のほうの補助金が予想以上に前倒しで来たということで、今回補正をされたというふうに、先ほど補正に至った理由については説明を受けました。これ、普通に聞いていると、国から前倒しで来たということはどういうふうな素直に、素人ですので、国からお金が予定をしていたよりも早く来るということはどういうふうな素人感覚では思いました。

ただ、今回もやはり前年度と同じように繰り越しが出ているということに、やっぱりいろんな議論が起きているのかなあと思っております。

この時期に前倒しで来るこの補正予算ですけど、この4カ月間でやっぴりしてしまうというのは到底無理な話だと思いますので、これがほとんど繰り越しをされるということは、何や亀山市、一個も執行せえへんのかという形で、国にとってこの印象が悪くなるというようなことはないんでしょうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

国の交付金内示によりまして2億5,700万円の増となって、この事業費として5億1,000

万円の増額補正をお願いしているところでございますけれども、組合設立後の執行となることから、非常にその部分について国との協議も随時進めてございます。その中で、国としては全面的に支援をいただいておりますので、その分で増額補正が行われたと。そういう中で、組合設立がおくれているという部分も当然のことながら報告してございまして、その中で執行を、設立を速やかに行って進めるようにというようなことで、国のほうとは協議を進めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

粛々とやんなさいよと、あと拍車をかけてやんなさいよという形で、国のほうの印象として、そういうあんまり大きく変化があるということではないような形で理解をさせていただきます。

そうすると、先ほどの議論もありましたが、一旦返して31年度の当初予算で、国からはもともと来るお金ですので、そういったことを予算で盛り込めばいいんじゃないかなというふうに、あくまで素人ですので、そういった観点で聞いていただきたいんですけど、こういうふうな形で、もしこの予算を返したとき、国の印象というのは何か変化が、亀山市に大きな影響が何かあるのか、その点について聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

国の補助金に関しましては、毎年毎年内示によりまして確定してまいりますので、次年度の補助金に関して幾らぐらいになるかとか、要望どおりいけるか等は未確定でございまして、その中で、国のほうが今回、お返しした場合どうなるかというところでございますけれども、仮に返還した場合、次年度の補助金配分は非常に厳しいものになるというふうなことを考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

そうするとやっぱり今のお話でありますと、今回受け取ってない、来年度に予算を要求したとしても、それはなかなかこれが100%来るかという見込みは余りないということを理解させていただきました。

国に対して印象も余りよくないというふうになるのか、その点についてもう一回お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

市街地再開発事業におけます補助金につきましては、国のほうといたしましては今回、私ども国交省等の陳情等も市長も行っていただきまして、いろんな部分でご支援を願ったところでございますけれども、そのご支援に国のほうもご理解を示していただきまして、非常に高額の補助金をつけていただいたというところでございます。これについても私どもが、先ほども言いましたように、補助金が使えない等の部分、要は返したいというふうな部分になれば、非常に心証は悪くなる

というふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

最初に言いましたけど、やっぱりこれだけの大きな事業をするということは、ただ書類として申請をすればいいわけではなくて、本当に水面下でさまざまな働きかけもされているということも理解をさせていただきましたし、また印象が悪くなるというのは道路事業だけではなくて、もしかしたら国からの補助金で国庫支出金ですか、そういうのは亀山市においても大きなウエートを占めておりますので、今後の印象が悪くなるとか、心証が悪くなるとかというのは大きな痛手になってくるんじゃないかというふうに感じました。

今回、繰越明許をされた14億の、前倒しでいただいた5億を抜いてもこの9億の部分は、もう少し理由として、なぜ次に繰り越さなければならないのか、今年度の予算を、その点について、その理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

そもそも繰り越しの原因となったというところはどうかというところでございますけれども、準備会におきまして発注の基本設計等の委託業務につきましては、当初8月完成、その後、組合の設立の予定でしたが、再開発事業における権利者のリスク回避や事業の安定化のため、準備会において共同住宅の部分の保留床を取得いただける住宅開発会社の選定が行われました。また、権利者にご理解をいただくための個別ヒアリングも実施いたしましたことから、基本設計等の完了が11月となりまして、全体スケジュールがおくれてきたものでございます。

しかし、これで共同住宅の企画から販売まで責任を持って参画いたします参加組合員のめどが立ったことから、再開発事業における保留床処分が確定いたしましたことにより、いろんな部分、収入の面でも大きな安心が得られたものというふうに思われます。

その中で、今後は組合を速やかに設立いたしまして事業の推進をしまいたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

組合員の方にとっては、自分のところの財産を一旦手放して、権利床という形でお買いをいただくとか、それからほかのところという部分はあるかと思えますけど、本当にリスク回避のための丁寧な説明を特別委員会でも行政のほうに求めておりましたので、そういう形の中でのスケジュールの延び、それだけではないですけど、そういうことをされたんだと思えます。

それから1つ気になっているのが、12月から3月まで今年度は残っております。14億を31年に繰り越すということは、この間の事業はストップしてしまうのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

12月の補正で繰り越しをお認めいただきますと、12月議会で議決後、増額分の補正分も合わせて契約や支出と年度超えての契約が可能となりまして、組合設立後、速やかに事業の進捗が図られるものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

前に進んでいくということ、事業がとまるわけではなくて速やかに進めていくということで理解をさせていただきました。

もう一点、今回この繰り越しが出ておりますが、この繰り越しは12月じゃなくたって、事業をずうっと執行して3月で繰り越しという形で出すということもできたんじゃないかと思うんですけど、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

仮に3月の補正で繰り越しをいたしますと、3月議会議決後の契約事務となりまして、多額の補正や繰り越しは非常に時間的にも大変難しいものになるというふうに考えておりまして、この1月から3月の期間にも事業としては進捗をしなければならないということが命題でございますので、どんどん推進していくためにもこの12月で補正をお願いしておるようなところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ちょっと今の答弁はわかりにくかったですけど、事業は進んでいると。今回繰り越しをしたとしても、この12月から3月までの事業は進めていくと。それを進めながら、できない分を3月の議会で繰り越しということができないんですかと聞いたんですけど、ちょっともう少し詳しく教えていただきたいと、理解ができなかった。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

済みません、ちょっとわかりにくくて。

今回のことで、年度を超えての契約が可能となりまして、組合設立後、速やかに事業が図られるというところでございまして、契約を、何しろ組合設立後速やかに行いたいというところがあります。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ちょっと済みません、理解ができなかったんですけど、速やかに執行したいのはようわかります。

してもらわなあかと私は思っていますけど、それがその12月と3月でどうなのかという、そこがちょっと理解できないので、もう少し説明がつかますか。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

詳細の内容を言いますと、1月、組合が設立されますと準備に入りまして、3月までの間に実施設計等も発注いたしまして、また補償等の部分も3月の段階で入っていけるというところがございます。補正をお願いしております次年度の補償分等につきましても、当然3月までの間に執行ができるよう努力していくというところがございます。

済みません。年度をまたがって契約ができますので、そこが3月と12月の違いというふうなことでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

3月にしてしまうと、その年度をまたぐという部分が非常に難しくなってくるということで理解をさせていただいていいのかなあと思います。

それから、次に都市開発資金貸付金についてお伺いをしたいと思います。

これはどのような性質のものなのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

この貸付制度は、地方公共団体を通じて貸し付ける国が行う事業でございます。市街地再開発事業を施行する組合に対し、地方公共団体が無利子で貸し付けを行う場合に、その資金の一部について、国が無利子資金を貸し付けることにより円滑な市街地再開発事業の推進を図るものでございます。

活用の効果といたしましては、組合が保留床処分までのつなぎ資金を確保、また無利子の資金であるため、金利負担が軽減されることにあります。

具体的には、国が地方公共団体に貸し付けますが、地方公共団体の貸付額の2分の1以内で、今回、国から5,000万円が認められましたことから、市街地再開発組合への貸付金は市の5,000万円と合わせて1億円となります。

市街地再開発事業の進捗により保留床売却等の収入の後、事業精算時に地方公共団体へ無利子で償還され、さらに市から国へ貸し付け分を償還する制度でございます。償還期間は最大で8年以内で、一括償還となっております。

なお、市分の5,000万円のうち75%の3,750万円が一般補助施設整備事業債、残り1,250万円は一般財源からの貸し付けというふうになっております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

無利子で自由に使えるお金を1億担保できるというのは、非常に組合にとっては有利なものなんだろうと思うんですけど、この貸付金ですけど、当初30年度の予算では8月に組合が設立するんだというふうに言われていました。私たちがそんなふうに理解をしていたんですけど、そうであるならば、当初予算のところでこういったものが出てくるべきやったんじゃないかと思うんですけど、今回ぎりぎりになって、こういった有利なものではあるんですけど、出てきたという理由についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

この貸付金は、再開発事業全般に関する組合設立後の貸し付けでございまして、議会からのリスク回避等のご意見もありましたことから、組合設立が見込まれたこの時期に補正という形で計上させていただいたこととさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

組合設立というものがもう見えてきたので、今回補正予算の中でこれが計上されたというふうに理解をさせていただきます。

じゃあ次に移ります。

第10款の教育費の空調機整備事業についてお伺いをしたいと思います。

これも先ほど今岡議員が質疑をされましたんですが、ことしの流行語に「最大級の暑さ」というのがノミネートされたぐらい、全国的に暑い夏でありました。

国のほうの補正予算がついたということで、先ほど補正の理由は聞かせていただきました。

国からは6,336万5,000円が入ってくるわけですが、それに対して歳出は2億4,510万円、この中身について具体的に教えていただきたいと思います。

もう一つ、これは3分の1ほど国から来るとのことなんですけど、3分の2を市で見えていくというその中身、こういった性質のものなのかについて具体的に教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

先ほど今岡議員のご質問にもご答弁をさせていただきました。

今回、ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金が新たに創設されましたので、その事業として採択が予想されることから、補正を上げさせていただいております。その中で空調機整備事業につきましては、事業前倒しにより来年度に予定しておりました小学校についての工事監理のための委託料330万円及び工事請負費2億1,000万円を計上いたしております。

それとあともう一点、財源の関係でございまして、今回の特例交付金の国の補助率は3分の1でございまして、通常の学校施設環境改善交付金による補助率と同様ではございますが、この国庫補助のほかに地方債に対する財政措置が手厚くなっております。学校施設等整備事業債の充当率が100%と大きいだけでなく、元利償還金に対する交付税算入率も通常の30%が60%になってお

りまして、その結果、実質の地方負担分は約26.7%ということで、財政面でも通常の補助金よりは非常に有利な制度となっております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

先ほども今岡議員の中でもありましたけど、本当にこれもありがたい有利な、亀山市にとってはうれしい財源確保になるんじゃないかなと思います。

議会の中でも議論がありましたけど、もっと早くやれないのかという、当初の計画でありましたら多分夏をまたいでしまった、来年の夏休み後ぐらいになるんじゃないかというふうなこともありまして、もっと早くできないのかというような議論もありましたので、これが粛々と進んでいくことを望みますが、先ほどの議論の中で少し私も気になったことがあったんですけど、学校施設というのは、ただ子供たちが教育を受ける環境だけではないということ、やっぱり私たちは知っておかなあかんというか、災害時の重要な拠点になるということをやっぴり頭に入れておかなければならないんじゃないかなあって、先ほどの今岡議員との議論を聞かせてもらっていて、子供たちだけではないということを強く私はここで、これは一般質問になりますので答弁は求めませんが、そこら辺、危機管理の部分をしっかり頭に入れて進めていっていただかなければならないということ、やっぱり教育部門もそうですし、市長部局もそこら辺の思いというのはやっぱり受けとめていただきたい、このことを申しまして、私の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時51分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。

選挙後、新しい体制の中で大樹という会派を立ち上げさせていただきました。たくさんの方々の恩恵、大徳を背に受け、市政の活力ある発展と市民全体の豊かさの向上という意志、大志を貫く樹木を育てていきたい。そして、その樹木は市民の多様な考えや息遣い、大意を吸い上げ、地に根を張り、多くの実をつける大樹となり、市政、議会の大きな幹となるべく存在したい、そんな思いで大樹という会派を立ち上げさせていただきました。ご理解をいただきたいと思います。

それでは、議案質疑に入ります。

議案第76号一般会計補正のうち総務費の工事請負費並びに用地購入費の増額の議案でございます。

この案件につきましては、午前中お二人の方、今後も3人、4人が質疑、あるいは質問の中で行うということですので、3点ほど簡潔に質疑をさせていただきます。

まず、開会日のこの提案理由説明書というものがございます。この中にはこう記載されております。

総務費につきましては、住山町地内の市道と賀白川線沿線用地の有効活用を図るべく、市有地に隣接する用地を取得するとともに、その造成に係る工事請負費等を計上しますということで、用地取得費五千九百何万がし、そして工事請負費4,000万を計上、合わせて1億の予算が計上されたということでございますが、この提案理由説明書だけを見れば、市民にとってはこの約2つの用地取得、あるいは請負費4,000万、合わせて1億の取得がですね、工事請負費の1億円ですね、これが有効活用であるかということ、その判断を議会、あるいは市民に問われたという議案であると認識をしておりました。

しかしながら午前中の質疑では、どこまでが議案の範疇か議案外かちょっとわからない部分があったんですが、あるいはその背景、あるいは趣旨を今岡議員は非常に上手に咀嚼をしまして質問をされていたんですけども、執行部側から今回の補正に至った経緯、理由について、議案の範疇内でお答えをいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回の補正に至った経緯についてご説明いたします。

本年3月、本市は鈴鹿農業協同組合が同組合亀山支店東側の自己所有地に葬祭場を建設する計画があると、そのような情報入手いたしました。この土地は亀山市文化会館駐車場の隣接地でありまして、同組合が貸し付け駐車場として利用しているものでございます。

この情報に接しまして、本市は鈴鹿農業協同組合に対し、当該土地は市の文化の中心施設である亀山市文化会館に隣接していること、同会館の駐車場として利用したいこととの理由から、建設予定地を変更されるように要請し、その候補地として市営住山住宅南側の土地を提案いたしました。

この本市の要請、提案に対しまして、鈴鹿農業協同組合は了解されまして、その後、同組合と協議いたしまして合意したことにより、今回の補正予算を提案させていただくものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

先ほど私が説明しました提案理由ですね、これだけをもって有効活用、この意味合いが市民にとって全く僕は理解、今の説明をもって初めて公に議場の中で、いわゆるその経緯、あるいは今までの流れ、理由についての説明。なぜこの提案理由に今説明されたことが記載されていなかったんですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

議員ご指摘のように、提案理由説明書におきましては市道と賀白川線の沿線用地の有効活用を図るべくとの記載がございますが、具体的な内容については記載してございませんでした。ただし、本議会の市長の現況報告におきましては、鈴鹿農業協同組合の貸し付けについても触れております。

また、今回の案件につきましては重要なものと認識しておりますので、11月21日の全員協議会において、事前に報告をさせていただいたところでございます。

なお、提案理由説明書につきましては全ての議案について説明されておりますので、簡潔に記載させていただいておるといふことからご理解をいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

説明書は簡潔であるということなんですけれども、この議案は、やはり本質的に鈴鹿農協に対して、文化会館の横の駐車場を借り受けるためにその代替地の購入とそれに係る造成費用を計上したと。簡潔になるんじゃないですか、これ。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

提案理由の説明書には今までもそんなに詳細には書いていないということがありますので、また総務委員会とか予算決算委員会の中では詳細に説明させていただきますけれども、簡潔に書いてあるということでご了承いただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

総合政策部長、これは明らかに簡潔とはいえ、本来的に文化会館の横の駐車場を農協の葬祭センターでなくて、これをいわゆる立ちどまってもらうためにということは、市民の方には一番大事なことなんです。そのために1億かけて、それでもいいですかという投げかけをするのが本来ですよ。その意味で説明責任、あるいはオープンという意味からして、不十分と感じないですか。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今の鈴鹿農協の問題につきましては、さまざまな場面でご説明をさせていただいておりますが、提案理由の説明ということにつきましては、議員並びに市民の方々に理由を述べる場でもございますので、今後につきましては、きっちり内容も精査した上でしっかりと説明をさせていただくというふうな形で考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

もうあと二つほど簡潔に質問をさせていただきます。

午前中の質疑の中で、服部議員が客観的に見て1億円をかけるというのは、見方によっては相手

方の鈴鹿農協に有利ではないのかと、斎場に非常に近いところである、あるいは造成までも市が受け持つということなんですね。

副市長の答弁の中では、下水に関しては合併浄化槽、あるいは舗装工事も行う等、一定の負担はあるということなんですけれども、ここで聞きたいのは、服部議員の中で、いわゆる地域住民がそこにセレモニーホール、農協のを持つことに関して一定の歯どめみたいな考え方はないのかとか、あるいは質問にはなかったんですけれども、農協の理事会等あたりも、私は農協がすぐさま早々に斎場を建設するというような予兆というか、こんなのがあったんですか。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

いろんな説明の中で、本年3月に農協が葬祭場をあの場合へ立てられるという情報を入手したというふうに申し上げておりますが、それ以前については、その情報は一切入手しておりませんでした。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

それでは、市は今回の補正約1億、これだけの支出で、ほかに借りたり貸したりする中でコストみたいなものはかからない、これだけで済みますか。今から何かが発生するとか、その意味で市にとって借り受けをして貸し付けをするという行為が、何かほかにマイナスの要素というものがあるんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回の補正予算に計上しております用地購入費、造成工事費以外の費用はないものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

これ以上お金はかけないということなんですけれども、これは質問ではございませんので聞いていただきたい。

例えば、今お支払いをいただいているあそこの土地の固定資産税がどうなるか、当然借り受ける場合は、常識的にそれがオンされて市が払っていくというケースが多いようにも思うし、もう一つは、全く別なんですけれども、セレモニーホールをまた新たな農協さんが立てられるということで、斎場のいわゆる式場の借り代がますます下がっていくと。

これは別件なんですけれども、平成21年には利用率が46.8%あったものが、去年はもう23%ぐらいになっている。新たに農協が建てればこれ10%、いわゆるお金のほうも当時2,000万近く入ったものがもう1,000万になっているという、こういうふぐあいも、ふぐあいというかマイナス面も見える。

それからもう一つは、購入した土地が、きょうも午前中にあったんですけども、葬祭場以外は利活用のまだめどが立っていないとか、私は一番当初の初めの質問の中で、いろいろな要件がありながらも市が説明しなければいけないのは、それを持って、そういうマイナス面を持ってあそこの駐車場が農協のセレモニーホールでなくて、市が保有して死守しなければいけない理由をしつかり市民の方、あるいは議会に対して示す、こういう姿勢でこの議案を臨むべきだということと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

あの文化会館のある土地に葬祭場を建設するということにつきましては、都市計画法上の規制はございませんので、都市計画法で規制するということは限界がございます。

その中で亀山市におきましては、総合計画の基本構想におきまして、将来都市像の実現に向けて都市空間形成方針というのをつくっております。その基本方針の一つに、住みやすさの向上に重点を置いた土地利用の推進を掲げておまして、亀山市文化会館周辺地における良好な土地空間を維持していくという観点から、あそこに長期にわたる固定化した施設が建設されることは好ましくないものであると考えるものであります。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今後の議論については、ほかの議員にお任せをします。

購入に関してちょっとこれも確認をしたいんです。

説明の中では、和賀白川線の延伸工事のため用地買収交渉を進めてきたけれども、道路用地以外を含めた買収を要請してきて、交渉が難航してきたということで今回の案件が出てきて、そこが葬祭用地に利用できたり、市として周りが全て市の土地だから一団の団地として活用できるということで、今回買収の判断をしたということなんですけれども、これを確認したいと思います。

道路の延伸工事、この土地買収は飛び地を含めた買収でないとできなかったのか。逆に言うと、今回の鈴鹿農協の案件がなかったら工事は先送りをしていたんですか。確認。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

和賀白川線整備事業と今回の鈴鹿農業協同組合への貸し付けとの関連につきまして、少し経緯をご説明させていただきます。

市道と和賀白川線整備のために、所有者に対して用地買収の交渉を進めてまいりました。所有者は道路用地以外の残地を含めての買収を要請されておりました。その要請に対して、本市は道路用地以外は別途事業がないと買収はできない旨の回答をしたことから、交渉は時間を要することと予測されておりました。しかし、周辺地は全て市有地であること、また今般の鈴鹿農業協同組合の葬祭場用地として一部利用が見込めること理由から、道路用地以外についても買収する方針としたものでございます。

したがいまして、和賀白川線の用地買収については、残地を含めた買収でないと買収が進まなかったものと考えております。

また一方、鈴鹿農業協同組合の今回の案件がなかったとしても、市としましては和賀白川線の重要性、また周辺が全て市有地であることから、一体的な有効活用が見込めるということから、残地を含めた取得を決定したものでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今回の鈴鹿農協の案件がなくても道路用地以外の飛び地も購入する内々の約束だったという答弁でよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回、所有者から農事調停については市に購入してくださいという申し出がござっておりますので、内々といいますか、農事調停が出されたということで、この議決をいただいたら市として正式に買うことが決定するということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

確認をさせていただきました。

もう一つだけです。

全協の中での議事録の中で、市長は文化会館横の駐車場にしまして、文化会館が30年近く建ちながらも駐車場不足という構造的な問題をずっと抱えてきたんだということで、その後、午前中にも質疑がございました。本市にとりましては都市政策上の制約を受けることで、ここに固定化した施設が長期にわたって建設されることは、都市政策上の制約から好ましいものではないという判断でこういう形に至ったんだという。

それでは質問します。

亀山市の都市政策上、固定化した施設の建設が好ましくない建物、あるいは地域はどの範囲かお示しをいただきたい。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

都市計画法におきまして、13種類の用途地域が定められております。その用途地域ごとに建設できる建物が定められておりまして、市におきましては用途地域の都市計画決定をしております。したがいまして、その用途地域の規制によるものでございます。

議員お尋ねの地域はどの範囲かということですが、亀山市文化会館の周辺の土地を指すということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

いつから文化会館が市の都市政策上の真ん中になったのか私はわからないんですけども、確認だけですので。

今の答弁の中で都市計画法の第9条の用途地域、あるいは第11条の都市施設の解釈の中では、規制というのは限界があると、制限もかけられないというご答弁なんですけれども、仮に今後このような開発、あるいは建築物ができるという情報等を受けたらどのような対応をとるのでしょうか。

例えば近在の洋品店が本社機能でなく支社機能を建てて、事務をつかさどる建物を建てたいというような場合は、市としては何か対応がとれるんですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回の対応としましては、文化会館に隣接する土地を文化会館の駐車場として利用ができることが、駐車場不足に大きく寄与しておるという判断から決断させていただいたわけなんですけれども、今後と同じような事例が出てきた場合は、都市計画法に合致しておるかということは第一でございますけれども、都市計画法で規制できないようなものにつきましては、もう個々の状況で判断していくということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

確認をさせていただきました。

終わります。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質疑は終わりました。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして議案質疑のほうをさせていただきます。

今回は2点というか、議案としては補正予算に関してですけれども、その中で2つの項目です。

まずその1番目の項目としまして、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目財産管理費、市有財産管理費の増額補正について通告させていただいております。これにつきましては、朝方から多くの議員さんが取り上げられているJAの土地を文化会館の横だということで利用したいという、その話の中で、代替地として和賀白川線沿線上の用地を買収すると、こういった話ではないのかなとは思いますが。

この辺につきましては、11月21日でしたか20日でしたかの全員協議会にて説明を受けまして、大体のあらましというか把握はさせていただいてきたわけなんですけれども、それでもやはり事細かに聞くべき部分があると思いますので、その辺をちょっと聞かせていただきたいと思います。

全員協議会の説明の中でいろいろとその説明をいただいたわけなんですけれども、そもそも今回、文

化会館付近の駐車場の話と和賀白川線の用地買収の話、この大きな2つが、これを一緒に考えてしまふとかえってややこしくなるなあと思いはしましたので、それにつきまして、その辺を分けてちょっと聞かせていただきたいと思います。

背景についてということではあるんですけども、その辺で、まず文化会館の付近の駐車場の確保という話でありました。ちょっと先ほどそもそも都市空間がどうたら、市の文化中心施設の文化会館という話で、そこに何か斎場はそぐわないんじゃないか、好ましくないような話がありますけれども、ちょっとそれは私たちとしてはかなり首をかしげる部分がありますので、その辺はちょっと議案質疑の部分とは外れてきますので、改めて市長の文化政策に対する考え方という意味で別の機会に聞かせていただきたいと思はしますんで、そもそもそのときに理由として上げられていた駐車場の問題ですね、駐車スペースの確保という意味でまずお聞きしたいと思はします。

イベントごとに非常に不足ぎみであると、こういった話ではあるんですけども、実態は一体どうだったのか。イベントでよくホテルの駐車場をお借りしたとか、周りの店から苦情をいただいたとか、こんな話がありましたけれども、具体的なイベントですね、どういったイベントで、どういふふうな駐車場の賃借が行われたのかとか、その辺、実態を把握されている部分をお聞かせ願いたいと思はします。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

具体的なことに関しましては、本年の11月10日、市防火協会主催の防火フェアが大ホール及び駐車場で開催されまして、同時に中央コミュニティセンターでは軽音楽のコンサートが開催されておりました。南のホテルの駐車場も臨時にお借りしておりましたが、駐車場では満車で入り切れない状態でした。

11月18日には、屋外で食の祭典・市民の集いが開催されると同時に、大ホールではワーク・ライフ・バランス講演会が開催されておりました。駐車場はホテル前も農協の事務所前も借りておりましたが、車が付近の店の駐車場にあふれ、お店から苦情をいただいた。最近ではこういうようなことでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

最近の事例ですんで、私らも記憶に新しいところではあるんですけども、あくまでもそれは最近の例だけなんです。もう少し数として、1年当たり何件ぐらい苦情の出るほかの駐車場をお借りするようなイベントがあるのか、その辺のデータですね、数年分ぐらい用意してもらふべきやと私は思はしますけれども、その辺、もし数年分ぐらいのをきちっと把握されているんやったら、それを示していただきたいと思はします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

数年間のこの駐車場の状況は私どもちょっと今持っておりませんので、調査して、またご報告させていただきます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員に申し上げます。

あくまでも案件は工事請負費と用地費ですので、その件についてもう少し質問に要旨を合わせてください。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほども申しましたように、背景に文化会館の話がありますのでそれをちょっと聞かせていただいておりますので、そのことでさらにちょっと聞かせていただきます。

今回JAの駐車場の土地の確保、私はやっぱりこれは非常に重要なことやと思っております。あそこをやはり文化会館の土地として使っていく。ただ、これは先ほど言われたように実態を把握されているとはとても言える状況ではない。

そんな中で、JAのこの土地に対して、今まで一体どういうふうな確保をする努力をされていたのか、これも含めてですけど。文化会館に対してそこをお借りするとかいう話がありました。それに対して、文化会館のイベントごとの駐車場が必要とか、こういった努力はどういうふうなことをされていたのか、その辺を確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

鈴鹿農業協同組合が所有する貸し駐車場につきましては、イベントのときには借りるというふうなことはしておりますけれども、今まであそこの土地を売ってくれとか、そういうふうな用地買収の交渉とかは行っておりません。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それで、購入をするとかそういうふうな話はなかったとは言いますが、今回も前提として、あそこを確保するために賃借契約とかという話が出ておりました。

そんな話の中で、JAからそもそも先ほどの答弁の中でもありましたけれども、やはりあそこで葬祭場を建てるそのかわりに、今回の補正予算で上げられているその土地、農事調停とかもありますけれども、そのような話が出てきた。その話の中で、まずこのJAから代替地を求められたのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

その文化会館の土地の葬祭場の代替地というのは、JAから求められたものではなくて、市から提案したものでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

あくまでもJAから代替地を求められたものではないということを確認させていただきました。

その上で、もう一つ言っておりました和賀白川線沿線の用地買収の話ですね。やっぱりこちらがメインですんで、その話をお聞かせ願いたいと思うんですけども、そもそも今回、道路用地については当然当初予算で盛り込まれておりますんで、それ以外の部分ですね、その沿線と言われている、その部分を確保されにいったわけですけども、これを購入する理由としまして、当然和賀白川線という話がありましたけれども、もう一つ、やはりこの一体的利用が図られる、こういう意味で非常に意味があるもんなんやと、こういうふうな答弁だったと思います。

それでは、この一体的利用を行う範囲、一体どれぐらいの範囲を考えていらっしゃるのか。この辺、多分これを決定したのは市長やと思いますけれども、その辺どうなんでしょうか。この辺をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

一体的利用と申しましたのは、和賀白川線が開通したその沿線、範囲がどこからどこまでとはつきりは決まっておりませんが、沿線ということでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

範囲は特に決まっていないということでありました。

そうすると、今回、沿線上の土地もあるんですけども、その沿線からちょっと外れた土地も農地調停及び購入に入っているんですね。畑として出ていますけれども、この地番として12の4という土地、これは畑でこの和賀白川線の沿線という意味ではちょっと外れてはおるんですね。それに対しては、これは範囲に入るのか入らないのかということ、これは入るという話になってはおるんですけど、結局その辺の範囲が曖昧な状態でこういうことを考えてええのかということなんです。

そこでちょっとお聞きしたいんですけども、今回この所有者の方以外、今回上げられているこの土地以外の土地がその一体的利用ができるという、この付近に存在しないのか、もう。ほかに購入すべき土地というのはないのか、一体理由という意味で。その点についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

周辺は市有地でありまして、新たに民から購入するというふうな土地はございません。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そういうことだと、漠とですけども、イメージではあるんですけども、周辺に市有地があって、その市有地に包まれておるような部分、この辺を多分想定してみえるんやろうなというふう

に思うわけなんですけれども、それで一体的利用ができる、それで購入する、それをしたとしましょうということなんです。

ただ、そういう意味でこの辺で次の妥当性という部分にちょっと入っていきたいと思うんですけども、こういった話、これが本当に必要であるんやったら、それは当然購入するべきですよ。ただ、今までこの土地に関して私は何か計画というのをやはり聞いたことがないんですよ。市長の先ほどの話の中で、過去にはそういったことも考えろという議会からの提言もあったと、こういうことではあったんですけども、ただそもそもなぜここに市の土地が多く存在しているのかというのが、私は非常に気になりました。

この経緯ですね、なぜここに、言ってみれば今回の所有者の方の土地だけが残っていて、市の土地が余りにも多い、逆に言えば、なぜこんな状況になったか、その辺の実態の把握についてはどういうふうにされているのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

調査いたしましたけれども、周辺の土地は昭和47年ごろに取得した土地でありまして、当時の用地買収の経緯がわかる資料もないということでございまして、不明でございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

おっしゃるように昭和47年、大分昔からの所有していた土地というわけなんですよね。ただ逆に言えば、そもそもこの辺に市としての計画があったんじゃないのかなというふうにも私は思いました。

やはり今回、所有されている方、そのときはうんと言われなかったんでしょね、と私は感じたんですけども、やはりこれだけの土地を昭和47年に所有したということは、やはりその北側に存在している住山住宅、この辺のことも含めまして、やはり市営住宅というのをあの辺でつくっていく、そういった話だったんじゃないのかなあというふうには思うんですけども、ちょっと話が脱線した感じですけども、こういった経過もあったんやろうと思います。

そんな話の中で、やはり今回その一体的利用ができる必要な土地やと言われるんだったら、この辺の話、なぜ最初からそういうふうな計画を出して購入という話にされないのか。和賀白川線があるから買うんじゃなくて、和賀白川線は和賀白川線として当初予算で計上する、これもいいですし、ただ、それ以外でそもそも一体的な土地の利用、これを考えたときに購入するということをなぜ当初の予算を出してこられなかったのか、もっと早く出してこられたんじゃないかと思いたんですけど、その点はどうなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

J Aが文化会館の隣接地に葬祭場を建設するというのを市が情報を入手したのが3月でございますので、当初予算に計上するということはできなかったということでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

そうすると、やっぱりこの一体的利用ですね、和賀白川沿線の話、これは結局JAの話が出てきて、やっとかさその話になったということ言われているようなものですね。

そうしますと、和賀白川線沿線の話も、結局場当たりのイメージが拭えないわけですね。これに関して、結局一体的な利用とか言われていますけれども、さっき服部議員からも立地適正化計画の中ではどうなんやというのがありましたけれども、そもそもこの話、総合計画にこういうふうな話書いてあるのかどうか、都市計画に上がっているのかどうか、都市マスのどこに書いてあるのか。やはりこういった話がどうもぐちゃぐちゃなんですね。

先ほどの文化会館の周りの話でも、いろいろとイベント1年間ぐらいの話であったんですけども、食の祭典の話がありましたけれども、結局当該のこの駐車場を借りていないですし、よくあるパーク・アンド・ライドとか、花火大会とか、関の花火大会では、関中や関支所にとめてもらって、そこから花火会場まで歩いてもらったりもしている。結局今回だって、西小、亀中から大体文化会館まで1キロないぐらいです。1キロちょうどこ、弱ぐらいです。やはりそこから歩いてもらうような、そんな試みもしていない。ホテルの南側にも、今回もホテルと言われていましたけれど、非常にJR沿線上に広大な土地もある。やはりこういったことを考えると、もっと別のやり方があるかもしれないし、また立体駐車場をつくるとかいう手もあるかもわからん。

そもそもこういった話も含めて考えていかなあかん話が、何か知らんけれど場当たりに和賀白川線の一体的利用、こういった話になってしまっている。やはりその辺が問題やと思います。

その中でちょっとお聞きしたいんですけども、そもそも、ただこれJAの土地、JAに代替地を提供するという話でありますけれども、今、既に市としては斎場を市営のものを持っています。その状況で、幾ら民間がやる予定やといっても、そのさらに斎場をふやすという、このイニシアチブを市がとることになります。この造成工事を市が行うということは。

これは、代替地をもし用意するにしても、やはりあくまでも一体的利用の中で購入するのはいいでしょう。でも、この造成工事に関しては、やはりこれはそのJA側にしてもらわなあかんと違いますんかなあと思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

まず、JAが今の亀山支店の隣に建てる場合でしたら、もう既存宅地で舗装もされておりますので、建築確認のみで建つというふうに考えております。

一方、今回の住山住宅南の土地に関しては、一見既存宅地のような形にはなっておりますが、提案させていただいておりますように、一部農地も含んでおりますし、排水経路を、今、土地が南傾斜になっておりますが、雨水排水を北側に持っていく必要がございます。そのためには一部造成工事が伴いますことから、既存宅地扱いではなくて、開発行為を伴うものというようなことでございまして、その造成工事については市が行うべきものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それはどうかなあというふうに思いますね。そもそも、やはり当然代替地としていろんなところがあったとは考えられると思いますけど、その中で市が提案したにしろ、やはりその話を市がもう持っておる斎場をさらにつくるような、その方向をする、その問題じゃないのかなと思います。

今、とにかく市としてはいろんな施設を集約する、公共施設白書とかそういうふうな計画の中でいろいろと集約を図っていかうとする中で、新たに市が持っておる施設を別につくろうとする、少なくともそれを先導する形になるわけですよ。やはりその辺は代替地というのはJAさんのほうで、少なくともこれについては逆に提供しますけれども、ただそれに対してはできるだけJAさんのほうで造成してくださいと、それに対する費用に関しては、そもそも今回JAの土地を借りるとか、あるいは購入費とかそんな話があると思いますけれども、借地料とかそういうふうな部分でそれを安価にするとか、そういうふうなことで対処すべきやと思いますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

冒頭のご質問は、先ほどの鈴木議員の質問にも関連するものだというふうに思いますが、確かに市の斎場の葬祭場施設については、鈴木議員が先ほどおっしゃったように、当初の四十数%の利用率から、今、半減して、利用料も半減しております。

そんな中で、今伊藤議員もそういう市の施設の利用率を下げるような施設を市がなぜするんだというご趣旨だと思いますが、あくまでもその文化会館に隣接した葬祭場を別のところへ持っていただくというようなことでございますので、確かに影響はないとは言えませんが、こちらへ持ってくるその理由を考えていただければ、少しの影響はやむを得ないと言え言過ぎかも知りませんが。

それともう一つ、農協さんの場合は組合員が利用する、いわゆる組合員の福利厚生施設として葬祭場を考えてみます。利用件数をお伺いしますと、年間の火葬件数の1割程度、数十件というふうなことでございますので、今まで3つ民間の葬祭場が建設されましたが、それに比べての影響は少ないのではないかというふうに予想はしております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

済みません、勘違いしてもらったらちょっと困るなあと思ひまして。

何も市の施設の利用率が下がるから困ると言っているわけじゃないです。どんどん集約しようとしている中で、なぜ市が既に施設を持っているのに、その同等の施設をつくるためのイニシアチブを市が発揮してそれをするのかというところの問題点やというふうに言っておりますので、ちょっとその辺ばかり言っても平行線になるだけなんで、これは一体的な利用ができるからということで検討するということでしたけれども、それではこの検討については、一体どういうふうな形で進められるのか、その辺これからどういうふうな形で進めるのか、現時点の考え方をお聞かせ願ひ

たいと思います。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

先ほど来申し上げていますように、この和賀白川線の沿線の一体利用につきましては、当然和賀白川線のその部分の供用開始が前提となります。この和賀白川線の今後の事業を進めていく中で、どのような利用が適切であるのかというのをいろんな部署で横断的に検討いたしたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

こういった話が、検討という言葉で片づけられるというのはちょっとどうなのかなとは思っておるんですけども、やはりそこまでのことをするんやったら、これだけの大規模の土地ですから、あそこは住山住宅ともかかわってくる部分ですんで、それこそ庁舎とかと同様な基本構想ぐらいを打ち立てるぐらいのスケジューリングをすべきやと私は思っております。そこまでするんだったらですけど。

そもそも今回、私は文化会館付近の駐車場にしても、あそこを今回代替としてという話もありましたけれども、やはり一体的利用が図れるという部分でも双方の土地をやはり確保しにいくということに関しては、別に異論はないです。

ただ、やはり先ほど言いましたように、何か場当たり的な、そんな部分が非常に拭えないような状況である。やはりそれを拭うためにも、もう少しきちんとした説明をしていただきたいと思っております。

それでは次の、2つ目の項目に行かせていただきます。

2番目の第14款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の増額補正、及び第2表 繰越明許費補正、追加、第8款土木費、第4項都市計画費、亀山駅周辺整備事業についてお聞かせ願いたいと思います。

今回、本事業に対する国の認識についてというふうに通告させていただいております。

これにつきましては、先ほども森議員のほうから国との関係のような中であったと思います。私も同じようなことは考えておりました。

このことに関しまして、こういった繰り越しが前提となっているようなことにつきまして、国としては何も言ってこないのかと、これが非常に気になっておるんですけども、国として、この状況を見てどういうふうなことを言われているのか、何も言われてへんのか、その辺の国の認識をまず市が感じ取っている部分をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵産業建設部次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

市街地再開発事業は都市再開発法の法令に基づくものでございまして、国からの交付金も活用しながら事業計画を立て、再開発組合が事業主体となり事業を実施するものでございます。

今回の亀山駅周辺整備事業は、亀山市立地適正化計画に基づく都市機能誘導区域へ公共公益施設を誘導することで、国が進めるコンパクトなまちづくりや中心市街地の再生に寄与するものでございまして、その目的や趣旨について、国においては十分ご理解をいただいているものと考えております。

今回のまた、この事業のおくれでございますけれども、国や県と非常に随時協議を行っております。進めておる状況でございます。その中で国といたしましては、まだこの支援という中で、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、事業の推進に対しての支援をいただいておりますという状況でございます。以上でございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

国の認識ということでお聞きしたんですけれども、特にこの繰り越しの部分ですよね、繰り越しが前提となったこの予算組み、これができんことはないか知らんけれども、やはりこれは好ましくないんじゃないのかという話がほかの議員からも出ておるわけですし、この辺の認識が国としてどうなのか、その辺をもうちょっと聞かせていただけますか。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

予算消化につきましては、増額分も平成31年度に予定しております市街地再開発事業に係る補償分等を前倒ししまして実施することとしております。

この繰り越しについてでございますけれども、国としては事業も支援する中で、おくれではおるものの、十分消化が可能であるというところで、このような状況に至っておるということでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

国としては、繰り越しても十分消化できるものというふうな認識でおるだろうということではありました。

これにつきまして、ちょっと先ほどの森議員への答弁の中で、これを消化できなかったら市として心証が悪くなるというような話でありました。

ただ私が話を聞いていて思ったのは、逆に言えば国の心証が悪くなるような、そんな状況を見過ごしている部分があるんじゃないかというふうなところなんですね。結局、これがもし消化できなかったとしたらです。先ほど森議員が、私は素人ですけどと言われました。私も自分は素人同然やと思っていますけれども、むしろ素人の目線できちっとこういうようなのは取り組んでいかなあかんと思いますんで、その目からすると、確かに国からの大きな補助金の増額があった、これはええほうに解釈してしまう部分があると思います。

ただ一方で、増額補正して、それを繰り越してまでする。逆に言えば、前、服部議員も言われていましたけど、もう後戻りができやんというような、それをつくってしまうような、そんな懸念も

出てくるわけですよ。

実際そうであっても、補助金は返せやんことはないということではあります。ちょっと行政の財務経験者の方にたまたまお話を聞く機会がありまして、この辺の話をお聞きしたら、国としてはそういうふうな返還という話になったときに、まず返還よりも別のところで使えないのかということをやまず模索すると。国会を通っているんやで、そんなんそうやすやすと返せませんわなということでありましたけれども、そうすると、でももし返すとなったら、市長クラスが行って、市長は行かんでもええとか言っていましたけれども、副市長クラスが行って事情説明するとか、そんな話になってきますわなとかありますけれども、ただそんな話もあるんですけれども、やはり補助金の返還とかその辺の話があるとするんだったら、やはりその辺、本当に見きわめない、国としてはやはり粛々と予算執行できるもんやということでおたくらが言うてるんやで、それをやってくださいと言うしかないと思います。

ただ一方でこの事業、先ほど亀淵次長もおっしゃいましたけれども、国がコンパクトなまちづくりとかを進めている中でのという話が出てきている部分やと言われましたんで、その辺の話の中で、やはり国がそもそもこの事業を進めたいという国のイニシアチブがあるからこれができている部分があるんだろうかというふうに、そんな話もあるわけですよ。その辺は一体どうなのか。国としてやはり推進したいという部分でかなり市に対して優遇した予算がおりにきているのか、その辺は一体どうなのか。その辺を、国の裏話的な話になるかもわかりませんが、その辺の事情をちょっとわかればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

市街地再開発事業におきましては、全国各地で行われておりまして、国の場合、再開発という中では、先ほども申し上げましたように国が進めておりますコンパクトなまちづくりということや、中心市街地の再生というところで非常に寄与する部分の事業については支援をするという立場でございまして、国としましてもなるべくその支援を強化しておるというところでもございまして、仮に返還等という場面になれば、先ほども申し上げましたとおり亀山市の事業についての補助金の配分の優先順位等も低くなりまして、予算確保が非常に難しくなるということも予想されるというところでもございます。

国としては、十分な支援を全国の市街地再開発事業において進めておるというところでもございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろなことをお聞きしましたがけれども、やはり国としてもそれなりの厳しさを持っておるし、市としてもかなり困難な中でも進めなければという状況ではあると思います。

ただ、やはり今回の異常な繰越明許、こんな話が出てきたということは、とまっている一番の理由というのは、やはり組合の設立がおくれているということです。

やはり、前から言っているように、これはもう第1種を第2種に変えて、やはり自治体が主導す

るぐらいの見直しが私は必要やと思いますんで、そのことだけを申し上げまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 1時58分 休憩）

（午後 2時07分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

今回、3議案について質疑をさせていただきます。

まず、議案第73号亀山市税条例の一部改正について、お伺いします。

今回、5項目にかかって改正が上げられておりますので、まずもってその内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成30年度国の税制改正におきましては、現在の働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人全てを応援する観点から、地方税法及び所得税法の一部が改正されたところでございます。

その中で、特定の収入のみ適用されます給与所得控除と公的年金控除の額を、それぞれ一律10万円引き下げ、全ての所得に適用されます基礎控除の額を10万円引き上げる改正が行われたところでございます。この改正を受け、合計所得金額を基準として判定する個人住民税の非課税限度額について、給与及び公的年金収入者の税額に変更が生じないように、市税条例の改正を行うものでございます。

具体的な改正内容の1つ目としましては、障がい者、未成年者、寡婦及び寡夫の非課税限度額を、前年の合計所得金額125万円以下から10万円引き上げて135万円以下といたします。

2つ目としまして、個人住民税の均等割を課さない方の前年度合計所得金額は、本人のみの世帯の場合は現在28万円以下でありますのを10万円引き上げ38万円以下といたします。また、例えば同一生計配偶者と扶養親族、例えば子供1人の場合は、現在の非課税限度額は100万8,000円以下であります。これも10万円引き上げて110万8,000円以下といたします。

3つ目としまして、個人住民税の所得割を課さない方の前年の合計所得金額は、本人のみの世帯の場合は35万円以下から10万円引き上げて45万円以下といたします。また、同一生計配偶者と扶養親族、子供1人の場合は、現在の非課税限度額は137万円以下でございますが、これも10万円引き上げて147万円以下といたします。

次に、平成33年度以後の各年度分の個人住民税について、現在全ての所得割の納税義務者に適用しております基礎控除と調整控除を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者のみに適用するものでございます。

最後に、法人市民税について、平成32年4月1日以後に開始する事業年度開始時における資本金または出資金の額が1億円を超える法人につきましては、法人市民税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書の提出を、電子情報処理組織を使用する方法、通称でございますがeLTAXにより提供しなければならないことが義務づけられたものでございます。

以上が今回の亀山市税条例の一部改正の内容でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

地方税法が改正されたことによって、市民に影響が出ないよという意味で、まず最初に3点の個人市民税の非課税の範囲を定めてもらったことと、市民税で均等割を課さない方の範囲と、あと所得割を課さない範囲を定められたということなんですね。

10万円を引き下げたものを10万円また足して、何か結局あんまり影響がないように数字上ではこれについても見えますし、ちょっとたくさんあるので整理してお聞きしたいんですけども、まずは先ほど言ってもらった、私いただいている資料の中では、法人市民税のところで、資本金が1億円を超える対象が162社というのが出ていますけれども、この市の中で今言うてもらった改正で影響のある人数をそれぞれお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、それぞれの対象者から申し上げますと、まず個人市民税の全課税者といたしましては約2万5,800人ございます。この中で、今議員から指摘ございました給与所得控除10万円は引き下げるけれども、基礎控除が10万円上がりますので、給与所得者と公的年金所得者は影響ないわけでございますが、その対象者がまず給与所得者については約1万7,800人、公的年金受給者につきましては、これは課税されておる人数でございますが約2,300人ということでございまして、この方たちには影響はございませんが、給与所得者と公的年金受給者以外の所得者でございますが、こうした方が約750人お見えになります。この中で課税されております方が550人お見えになりますので、まずこの550の方が基礎控除の額が10万円ふえますので、550の方は減税になる対象であるというふうに考えております。また、これも議員からご指摘のあった非課税の限度額も135万円に上がっておりますが、寡婦、障がい者、未成年の対象者は1,100人ということで、この方たちもいずれかの影響を及ぼすものと、そのように認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

続いて、ちょっと一応人数だけは伺っておきたいんですけど、この2,500万円以下の方に限

り、基礎控除、調整控除が適用されるということですので、2,500万円以上の方が控除を受けられなくなるということですが、その方たちの人数も伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

亀山市内におきまして合計所得金額が2,500万を超える方は、平成30年度実績におきまして36人とカウントしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今、人数を大体聞かせていただきました。そして、先ほど引いて足したんだったら余り変わらないんじゃないかなということも感じたということも申し上げましたが、実際、特に最初の給与所得控除、公的年金の控除を基礎控除に振りかえるというところの改正ですけれども、これについて特に伺いたいんですが、市民生活への影響についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の改正では、先ほども申し上げましたが給与収入者と公的年金収入者は、それぞれ給与所得控除と公的年金控除が10万円引き下げられますが、基礎控除が10万円引き上げられますので、この2種類の所得者については影響はございません。

ただ、その他の所得でございますが、例えば営業所得でありますとか個人事業主等、そうした方につきましては、そういった給与所得控除の引き下げがございませんと基礎控除のみ10万円増となりますことから、こうした方、私550人と申し上げましたが、こうした方につきましては一定の減額措置になると、そのように認識をしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

お伺いしているといいことばかりのような気もするんですが、そもそも所得情報を活用するさまざまな制度が市にはあると思うんですけれども、そういう意味で影響があるんじゃないか。また、こうやって条例改正する大もとである税制改正ですね、ほかにもたくさんあって、例えば給与所得控除の上限の引き下げなんかもありましたね、1,000万円から850万とか。そういうことも含めて、結局、このそもそもの税制改正をもとに課税が、市民税がされていくわけですので、いろんな影響が実はあるんじゃないかと思うんですが、そこについてはどうですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

これは議員ご指摘のとおりでございますが、今回の税制改正によりまして、合計所得金額を算定の基礎としております、例えば国民健康保険税でありますとか介護保険料、ほかにも就学費助成事

業、福祉医療費、不妊治療費の助成、市営住宅の入居要件などさまざまございますが、こうしたものの中で、まず所得判定の中で給与所得控除及び公的年金控除の額が引き下げになりますので、合計所得金額が逆に上回るというか上昇するという、それについて影響が出てくることが予想されるものでございます。

しかしながら、現時点におきまして、今回の改正を受けて今申し上げた国民健康保険税制度など、こうした改正は行われていない状況でございます。今後、平成33年度からこの法律が施行されますので、国民健康保険税制度などにおいて減税する制度改正なども十分に予想されますことから、国の動向などを十分注視して情報収集に努めるとともに、関係部署との連携を密にして対応してまいりたいと、そのように考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうだと思います。この所得情報を活用する制度は多分市にたくさんあると思うので、まずはその国の動向を待っているだけではなくて、やはりどういう制度がこの市の中にはあるのかということとはきちっと洗い出させていただいて、捉えていただきたい。一応、国の税制改正大綱には、社会保障制度等の給付や負担の水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないよう適切な措置を講じるとしておられますので、何かしらは出てくるんだとは思いますが、待つばかりではなく、それとまた周知ということもおいおいはやっていただきたいなと思います。

この改正を通して、この市の税収はどうなっていくと見ておられるのか、最後にこれについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

あくまでも概算でございますが、今回影響を受けるのは3種類あるというふうに認識をしております。1つは給与収入と公的年金収入以外、営業所得とか個人事業主の方、この方が550人お見えになりますので、10万円基礎控除がアップしておりますので、例えば税率が10%の方ですと1万円の減税、20%の方ですと2万円の減税ということになりますので、おおよそ対象者としては500万から1,000万円の減税になるのではないかというふうに予想しておりますし、非課税限度額の引き下げにつきましては約300万円の減税ということで、減税といたしましては1,000万超の減税になるというふうに思っております。

一方で、2,500万円以上の方36人、この方は1人当たり9万円の増税になりますので、9万円掛ける36といたしますと約300万円ぐらいになりますので、それを差し引きいたしますと1,000万円前後の減額、減税になる、そういった改正ではないかというふうに認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ありがとうございました。

次の質疑に移りたいと思います。

議案第75号亀山市営住宅条例の一部改正について、今回新たに借り上げる市営住宅が出されたわけですが、これの概要についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回新たに借り上げます市営住宅の概要でございますが、関町新所で新築の木造2階建て、また本町三丁目で新築の鉄骨3階建ての民間共同住宅をそれぞれ借りるものでございます。

借り上げます住宅の戸数でございますが、新所の住宅が単身者向けを4戸、世帯向けを2戸の計6戸でございます。本町の住宅が単身者向けを6戸、世帯向けを12戸の計18戸ございまして、合計24戸を借り上げるというものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

この単身者向けと家族向けというのが、家族向けでもちょっといろいろな広さもあるのかなと思うんですけども、今住宅困窮していらっしゃる方の傾向とかも見て、こういう割合にさせていただいたのかなあとも思うんですけども、そこら辺と、あとエレベーターをつけられたところもあるというので、障がい者対応、あるいは高齢者ということも考えておられるのかなと思うんですけども、その内容のちょっと詳しくと、その対象について優先についてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回単身者向け、また世帯者向けの数につきましては、現状の老朽化しておる市営住宅からの住みかえの対象となる世帯の方、また新たな要望も含めましてこの配分にしておるといふところでございます。

次に、バリアフリー化の関係でございますけれども、当然各住戸の室内につきましては手すりとか段差解消ですね、そういうバリアフリー化はなされております。さらに今回、本町の住宅につきましてはエレベーターも設置がされておるところでございます。

また、過去に借り上げた住宅でございますけれども、その場所が少し坂道とか階段を登らなあかんと、そういうご指摘もいただいたことがございましたことから、今回につきましては平地に建設をされた生活利便性のよい住宅を選定したというところでございます。

それと、優先的入居の条件ということだと思いますけれども、今回借り上げる市営住宅に関しましては、まずは先ほど申し上げたように、老朽化の著しい現状の市営住宅からの住みかえを希望される方を優先しております。現在、住みかえの希望を募らせていただいております。その後、希望のなかった住宅につきましては、市の広報等を通じて一般募集を行っていくということにしております。なお、募集につきましては、市営住宅条例で定めております高齢者世帯、また障がい者世帯、ひとり親世帯の方が応募できる優先入居住宅、それとその他の住宅困窮者の方が応募できる一般住宅の2種類に分けて募集を行うということにしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

24戸ある中で、まずは優先的に考えたいのが老朽化した市営住宅に住んでおられる方の住みかえだと。それが大体何戸ぐらいを見ておられるのかということと、その高齢者、障がい者、ひとり親家庭の優先枠というのを何戸というのがあるのかどうかというのを伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、老朽化をしておるところからの住みかえの方でありますけれども、まずは今回、関町地内の旧市営単独住宅にお住まいの方、その方が今回新所のほうに移っていただくということで、関町地内の市営単独住宅につきましては、お住まいになられる方がなくなるという予定に現在進めております。そのほかにつきましては、一般募集というような形になってまいります。

次に本町のほうにつきましても、現時点で住みかえを募集しておりますので、ご希望を今なされておる方は3世帯でございますが、まだ締め切りになっておりませんし、今後住みかえを希望される方があればまずは優先になっていくというところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

関については、お一世帯、お二方かわかりませんが、ちょっと今その数が知りたかったんですね。その住みかえ枠としてどれぐらいを見ておられるのかということですね。それから、その優先枠としてどれぐらいを見ておられるのか、その他としてどれぐらいあるのか、その24のうちの内訳を伺いたいんですけれども。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁させていただきましたけれども、まずは老朽化しておる、現在耐震化がない、そういう耐火構造でもない住宅の方を優先的に住みかえしていただくということで、そちらの方をまずは優先ということで、その残りの部分につきましては、高齢者世帯と障がい者世帯、ひとり親世帯等々の方、また住宅困窮者の方、新たな方をまず募集するというような形であります。まずは既存からの住みかえの方を優先して入居していただくということにしております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

野村や亀田の住宅もあると思いますし、和田やら、それから住山にもまだいらっしゃるかと思うんですけれども、全て、例えば住みかえの方が皆殺到したら、それでもう24戸埋まったらそれで終わるということなんですね。今、当座考えてみえるところとか声かけてみえるところとかあるんですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、住みかえの対象とさせていただいておりますのが、住山、和田、亀田、野村、城山、若草、新所、これらの合計が125戸現在入居されておりますけれども、そちらの方がまずは優先に住みかえをしていただくと。これにつきましては昭和38年とか昭和30年の住宅とか、昭和25年の建設工事の住宅、そのような住宅でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

まずは住みかえを優先するということですが、今までもずっと住みかえを、住みかえをと言っておられたんですけれども、これは進んでいくのかどうかということをお聞きしたいんですけれども、例えば引っ越しも大変でしょうし、高齢で大変でしょうし、家賃も上がっていくことも心配されると思うんですけど、そういう手だてもあつてのことなのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

住みかえのときでありますけれども、移転の補償費といたしまして、一律ではございますけれども17万円の支給をさせていただくというところでございます。

また、家賃につきましては、公営住宅法の中で住みかえ先の家賃が急激に上がる、当然新築ですので上がってくるというような状況になりますので、それを考慮した激変緩和という制度がございまして、現在お住まいになられております市営住宅の家賃を初年度はそのまま、現在の額ということで、あと5年をかけて計6年で段階的に新しく入居する市営住宅の家賃になるよう、家賃を設定していくことになっております。そのようにしております。また、入居者の方につきましても、本来の家賃になるまでの1年ごとの家賃についてはお示しをさせていただくということで、あくまで現在お住まいになっていただいております家賃が基本になっていくというところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

一定の補助も考えておるといことですが、今までもこの借り上げ住宅、整備してこられましたけれども、空き部屋についても、やっぱり家賃も入れていかなくちやいけないということで懸念も言われていたんですけれども、今の全体の空き状況をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

借り上げ住宅につきましては、ほぼ満室の状況でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今は、じゃあ済みません、何軒あるのかということ、数もちよっとお聞きしたいので、目標が70だったと思うんですけど、今何軒あってどれだけ入っているかということ。そしてそれを踏まえて今後の方向性、70整備したからもういいということなのか、住宅困窮している方がまだまだおられる、倍率のこととかも含めてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在の住生活基本計画の中では、平成30年度、本年度までに70戸の民間賃貸住宅を借り上げることを目標として進めてまいりました。今回、新所の6戸、本町の18戸の合計24戸を借り上げることによりまして、総戸数は74戸となりますことから、当初の目標は達成をさせていただくということになってまいります。

それと今後でございますけれども、現在、ここ数年でありますけれども、市営住宅の入居者募集におきまして、応募される方は減少している傾向になってきておるということの中で、先ほどから申し上げております、老朽化した市営住宅にお住まいになっている方の住みかえ用住宅を確保していくということが急務であると考えてございまして、そのことから、現在、新しい新たな亀山市住生活基本計画の見直しの策定を進めておりますけれども、その中でも住宅確保に配慮を要する方に対する居住を確保していくために、引き続き民間活用市営住宅事業に取り組んでいく予定ということで現在進めておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

まだまだ進めていくということを伺いました。

そして、次の質疑に移りたいと思うんですが、議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算についてのうち教育費、小学校と、幼稚園は上げませんでしたけど一緒ですけども、空調整備の事業の増額補正についてお伺いします。

朝から何件か同じ質疑を上げておられたわけなのでおおむねわかってきたわけですが、私といたしましてお聞きしたかったのが、まずは特例交付金ということで当初考えていたものとは違う形で前倒しになったことによって、財政等への影響がないのかどうかということをちょっと懸念してそれを確認したかった。国の試算と実際の違いということも最近国会でも議論されていきましたので、そこが心配ないのかということが1つと、あと全国で、県内でも一斉に進められていくわけですので、空調機の不足や業者の不足などによって影響がないのかなということをちょっとお伺いしておきたかったんですけど、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

今回の特例交付金の財政の関係でございますが、森議員にもご答弁させていただきました、通常

の国の補助率と同様の3分の1の補助率でございまして、それに加えて、特例的な交付金ということですので、財政面では通常の補助金より非常に有利な制度になっております。

それともう一点スケジュールの話でございまして。

今回のスケジュールにつきましては、この補正予算をご承認いただきましたら、現在実施しています設計業務が完成次第、速やかに発注業務を進めたいと考えております。この特例交付金の補助金の交付決定の日の関係もございまして、現在想定しておりますのは、本年度中に工事請負契約を締結しまして、来年6月に機器の設置、7月から稼働させることを目指したいと考えております。

最後に、全国的にこの特例交付金の影響によって、請負業者の受注状況であるとか機器の供給状況が懸念されるという問題がございまして、これが閣議決定が10月にされておるんですが、その翌日に、経済産業省のほうから各県の教育委員会に対して、県内の業者に対してそういうような指導とか状況把握に努めることというような通達が出されておりますので、国を挙げての施策であると認識しております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

スケジュールの点もお答えいただきました。

ちょっとまだ先ですけど、入り込んで、スケジュールの中では小学校も11あるわけですので、例えばどこからとか決まっているようなことがあるらしたらお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

スケジュールの話ですが、現在設計段階ですので、どこから始めるとかそういう具体的なことまでは進んでおりませんが、例えばなるべく早く発注できるようにというようなことで、分離発注等の検討もさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質疑は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

質疑に入る前に、冒頭にちょっと市長に申し上げておきたいことがあります。

医療センターで12月6日にノロウイルスが発生して、患者11名、看護師1名が感染してというような事案があったんですけども、これについては冒頭に議長にちょっと申し出て、当然その現況報告、状況、その終息状況を報告するのが当たり前やと私は思うけれども、そういうような気持ちはやっぱり持っていただかんと、行政に緊張感がないと私は思っています。

それを申しつけて、質問に入らせてもらいますけれども、議案第76号一般会計補正予算についてですけども、あまたの議員が駅前に関して質問されました。大体概要についてはかなり知り得たんですけども、市長にお伺いしたい。

今回の補正で6億強の補正をやり、その補正にかかわらず今回14億の繰越明許費補正を提案されておると。何が原因でこのような繰り越しをせざるを得んかという市長の認識、どうい

原因で、もうここに出てくるのも担当者ばかり出てきて、提案者である市長がどのような認識を持ってこの14億の繰越明許をこの議会に提案したのか、そのお考えをお聞かせ願いたい。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の増額補正につきましては、冒頭からその考え方はお示しをさせていただいてまいりましたが、ご案内のように亀山駅の周辺整備事業につきましては、国からの交付金、これは社会資本整備総合交付金を受けて実施をいたしておるところでございます。平成30年度分、当初では国の交付金は4億9,000万予定をいたしておったところでありまして、この国の交付金の増額内示によりまして2億5,700万円の増となりまして、5億1,000万円を増額補正をいたしたいと存じます。

この事業費が14億8,000万円ということで、これは先ほど来より、午前中からご答弁させていただいておりますが、この増額分につきましては平成31年度に予定しております再開発事業に係る補償費等に対する補助金や、道路等の公共施設に係る補償等の負担金を前倒しをして実施するものでございまして、繰り越しにはなりますけれども、この駅前の再開発事業の前進をさせることになろうかというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あのね、そんなことはわかった中で聞いておるんですやんか。その要因は何でかと。その当初の9億の消化ができやんとそれを上乘せして、服部君が言うたように1億あるところに5億の金がついてきたと。それを、何で14億も繰り越さんならん要因は何であったかという分析を市長がしておらんことには、担当部局はたまったもんやない。それから地元の地権者の方もたまったことじゃない。その認識を聞かせてもろうたけど、何やらわしはわからんというようなふうを受け取れるような答弁しかようせんのかな、市長は。なぜこのようなことが起こったか、私はこの一番の要因は、亀山駅周辺整備事業の準備組合が、正式な組合として設立されやんだというのが大きな要因やないかな。私はそういうふう認識しておる。この組合が設立されておれば、この予算は執行されておったかもわからん。その認識があなたにはないわけや、今の答弁を聞くと。そのような認識を持つておったら、当然組合を設立するためにはあなたが先頭を切って、その組合の理事の皆さん方、組合員の皆さん方に、担当者任せじゃなしにみずから地域に出て行って説得するのがあなたの仕事や。あなたのマニフェストに基づいてやっておるんだから。あなたの重大政策の一つやからね。それをそういうような認識がないから今のような答弁になると私は思う。だから、この繰り越しについては、私はとても認めるわけにはいかんということを申し添えたいと思う。もうこれ以上言うても時間もったいないだけですからな。

次に、議案第75号亀山市営住宅条例の一部改正についてですけれども、今福沢君がいろいろ説明された。確かに今老朽化した市営住宅125戸あるというようなことを言うて、その皆さん方の住みかえをやると。現在、今回の6戸及び18戸を含めたら74戸やと。だけど、既存に住まいを

提供しておる方々も見えますから、基本的にここでちょっとお聞きしたいんですけども、賃貸契約、1年間の当初予算には民間活用市営住宅事業、一部国費で2分の1、3,362万9,000円が計上されております。そうすると、1年間大体千七、八百万の市の負担となつとると。これを現在74戸になった場合に、今後20年間、亀山市として負担をする金額、当然家賃収入もあると思う。入居収入。だけど貸し主に支払う金額があると思う。その20年間の総額を教えてください。どんだけの民間住宅借り上げ事業に対して市が負担をすべき、20年間の総額費用、家賃収入を引いた亀山市の負担分ですよ。国費を抜いて。それをお示し願いたい。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在の借り上げ料と家賃額をベースに算定をいたしますと、今後20年間の収支ということでありまして、既に借り上げ済みの50戸につきましては、借り上げ料総額が約5億1,500万円、それに対しまして家賃総額が1億4,100万円でございます。この借り上げ料と家賃の差額約3億7,500万円になりますが、おおむねこの2分の1の額を、国の補助であります公的賃貸住宅家賃対策調整補助金を受けることができますために、実質の収支の差額は約1億8,700万円と試算できます。

次に新規の24戸でございますけれども、借り上げ料総額が約3億3,500万円、家賃総額が約1億2,100万円ございまして、借り上げ料と家賃の差額は約2億1,400万円となっております。これにつきましては、先ほどと同様、補助がございますので、収支の差額は約1億700万円となっております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、基本的に20年間で3億弱の負担になると、市民の。そうすると、そういうことで、果たして将来を見越した中で3億の新築の市営住宅を建設した場合に、私の試算でいくと大体30戸ぐらいは建てられると、3億あれば。大体1戸1,000万ぐらいで建つと思いますからね。だから、30戸を市営住宅として例えば3億の金で建てると。当然それには家賃収入が入りますから、そういうような方向に今後転換するという気持ちはないんですか。あくまでも今の答弁、福沢君の答弁からいくと74戸を今回借り上げて、今後まだ125戸の住みかえ住宅があるから、今後この計画を見直してそれを活用していきたいというんですけども、この国の制度、いつまで存続するというか、この国の制度がいつ誕生したのか、住生活基本計画が、補助金制度が。これいつまで続く予定ですか、予想で。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

国の制度がいつまで続くかということにつきましては、現在お答え、私のほうからはさせていただくことはできませんけれども、この制度ができましたのは、国のガイドラインとして出てきましたのは平成21年度でございまして、亀山市におきましてもそれに基づきまして進めておるとい

ところでございます。

今後、借り上げ住宅につきましても、先ほどご答弁させていただきましたように住生活基本計画の見直しの中で継続していくということで、現在、案でございますけれども、そのように整理はしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうすると、今後まだ125戸の老朽化した市営住宅の住みかえをお願いしていかならんという中で、その計画を組んでいくと。平成21年、ちょうど今の市長が就任された年度でそのような制度ができたんですけども、かのシャープ、シャープで大騒ぎした平成15年ぐらいから、民間借り上げ住宅をやって、それから補助金制度をやっておったと。そのときにかなりのアパートができたんですけども、そうすると民間経営者と民間賃貸住宅で市に借り上げられる、安定的な収入源ですか、空室保証のない民間アパートとこの市が借り上げるアパートは、もう空き家でもこれは借り続けられると。家賃の保証があると。そうすると民間事業者と市の借り上げる住宅の競合が起ころへんかと私懸念するんですけども、これ以上にまだつくり続ける予定なんですか。その整備をして、条例を整備して。そこら辺を確認したいですわ。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

この民間借り上げ住宅でありますけれども、これにつきましては新築ということには限ってございませんので、既存の住宅の中でまとまった部屋がございまして基準に合致しておれば、借り上げることは可能となっております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

後ほどその借り上げ住宅の新築やなくて基準を、一遍また後ほどお示ししてください。どのような基準を持っておるのか。今既に持ってみえたらある程度公表してもらえませんか、その基準というのは。なかったら後でいいです。時間もったいない、まあええわ。

何はともあれ、民間アパート経営者と市の民間借り上げ住宅との競合が、やっぱりうまいこと図れるようにやっていただきたい。そうせんことには、アパート経営をやっておる人らは、結局35年のローンで大体40年ぐらいの建物を建てるんですわな。そこら辺の家賃に対する影響というものもありますわな。そこら辺はきちっとやっていっていかんとあかんと思いますので、そこら辺をちゃんとやってください。

私も持っていますけど、私のものは極力家賃は安くしてますもんでな、別に亀山市に借りてもらおうつもりは私はさらさらないですけどな。

それから、時間的にあれですけども、議案第76号と81号農事調停について、重ねてお聞きしたい。これも午前中から皆さんがいろいろこの議案について質問されて、いろんな答弁をされておるんですけども、このJAの動き、農協の動き、ちなみに3月15日に第386回理事会の議

事録、私手元に持っておるんですけれども、ここで初めて、谷口組合長が議長をやっていますから、そこから提案があって、第10号議案亀山葬祭会館の新設についてという提案が理事会に出されました。いろいろ調べますと、なぜ3月の段階でそんな理事会があって、亀山市は実際知り得たのが、3月に知っておって、それに対して亀山市議会に対するいろんな動きがあるわけですね。この理事会の資料がここにあるんですけれども。5月18日、6月29日、8月17日、9月14日と、5回の理事会で協議をされとるわけですね。そのこれが議事録です。その中で実際の動き、それから今回の予算、それに対する議会に対する説明責任が余りにもなかったと私思うんですけど、その責任はないんですかな、市長。裏で何やら農協と亀山市だけで相談があって、議会には何もその方向性が、亀山市の方向性も何も示されていない。これはどういうわけですか、市長。そのわけを教えてください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、私どもは執行機関として、そういう情報に接して最善の方法を検討し、相手さんがあることでございますので、さまざまな協議等々を重ねてこれを進めてきたところであります。最終的にそういう協議を経まして、10月になってからちょうど市議会議員選挙の直前であったと思いますけれども、先方とこの協議につきまして合意がなされたということ踏まえまして、改選後の11月の段階で議会とも相談をさせていただいて、全員協議会でご報告をさせていただいたという経過でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そうですね。私、この資料を議員各位に全部に配らせてもらいました。あなたにはようやらないでな。開催日時が30年3月20日1時30分、出席者、組合長、議長ですね、谷口君ですね。理事が出まして、10号議案、議長、その前に亀山市の農協の理事が見えるんですけれども、以前から亀山市が欲しいという要望がありましたので、新設については賛成ですが、建設予定地は亀山市の中では一等地で亀山市斎場にかなり遠いです。計画の内容的な部分については賛成ですが、斎場に近い場所で何とかできないでしょうか。予定地にもう少し時間をかけて考えていただきたいと理事が発言をしております。

組合長、亀山葬祭会館の大前提は、新たな土地を買って建てるべきではないと考えています。今の遊休地、既存施設の中で一番適している場所が今回の建設予定地しか考えられませんでした。今の鈴鹿農協亀山支店の駐車場ですよ。距離的な面については、きくや葬祭や齊奉閣から見ると離れているけど、車で5分から10分で着く範囲ですので問題ないと思いますという答弁をしております。関から来ても、目に入りやすく利点がありますからと。家族葬でいくことを考えてあるので、万が一法要などが重なった場合でも、道を挟んだ亀山支店がありますので駐車場を利用していただけます等々うんちくがある。そのときに、理事がこう言っている。その理事が斎場の近くに亀山市の土地があるそうですね、こういうような提案をしておる。議長が、まあいろんなこの文面があるんですね。今後ここが一番利点がええからもう組合長はあくまでもここでやりたいという

方向やっただけでも、亀山市の理事が建設に当たって賛成ですかということではいろんな協議した中で、こんなことを言うてますよ。そのときに、議長が、組合長ですわな、年々JA葬祭のシェアが減少していますうんちくが書いてあるんです。中段で、亀山市斎場の時間変更や施設の改善要望について亀山市と交渉してきましたが、なかなか進みませんだと。だから中規模葬儀のできる施設をつくりたいということが、この3月の理事会で諮られて原案どおり決定して、これがついています。

それから今度は第388回、5月24日、亀山市から土地の提示があったと。5月24日ですよ。第388回。亀山市から提示があったと。組合長、以上で報告は終わりますが、最後の亀山葬祭会館の件は、亀山市の土地は場所的に申し分がない立地ですが、川を10メートルうんちく書いてあって、等価交換することは難しいとなり、それで亀山支店の東側土地で進めていくことで了承を得ましたと。こんな議事録が残っておると。

次に、今度7月9日、まずはこの問題であります。亀山葬祭会館建設予定地についての組合長が、説明が終わりました。亀山葬祭会館の件は亀山市から2件の提案があり、1つは亀山市歴史博物館（旧斎場）で、もう一つは亀田市営住宅跡地でしたが、どちらも立地条件がよくありませんでした。そこで当初に提案された、市道と和賀白川線隣接地を賃貸で進めたい意向の確認をするため、先日のうんちくと書いて、亀山市とよい方向で交渉ができれば進めたいとしています。これが7月の9日ですよ。改選前ですよ、これ。あなたが今言った、改選前やからその後に協議したって。ここで5月の24日かな、それから7月9日、そこで既に亀山市は提示しておるんですよ。鈴鹿農協に2候補地を。それ今の答弁と全然違いますやんか。10月は改選時ですから改選が終わってからさせてもらいましたという答弁。これ農協の議事録ですよ。私、1枚100円出してこれコピーしてきたんですよ。政務活動費を使わせてもらったけど。私100円もないもんでな。これ、既にあなたの言うておる10月やなしに7月の9日に、その前に亀山市から2つの物件の紹介があったと。既にもう進んでおったわけですよやんか、これ。和賀白川線の隣接した土地ということも進んでおったわけですよやんか。まるきりあなたが今ここで言うた答弁は、全然違う答弁をしておるんですよ。違いますかな。

議員各位、これみんな持ってみえますよ。それでまだ言いますわ。最後の段階で、8月の23日、またこれもおもしろいことが書いてある。亀山葬祭会館の新設予定地の変更について、議案第8号で上がっている。それで谷口組合長、その予定地で交渉したいと思えますと。その住山ですわな。それでここの3行目に、最終的に今回の土地を賃貸ではどうかということになりましたが、話の過程では現在の亀山支店東側駐車場の賃貸物件も含めてと亀山市は言っています。こちらとしては別として考えて通常の相場で交渉したいと思っていますと。今、亀山支店の駐車場の収入は年間約270万ありますが、相場でいくと倍の500万ぐらいで交渉できればと考えておりますと、こういうような組合長が発言しておると。そして、今この亀山市から借りられる土地の賃貸料は、年間106万8,000円ですから、採算が合いますよと。だからあそこを亀山市に貸して、住山へ移って行って、そして造成もしてもらえ、土地も買うてもらえ、住みかえのことやで、あそこは年間270万の月決め駐車場が500万で亀山市に借りてもらえますから、差し引き106万8,000円だと、383万2,000円の収益がありますから、亀山市の方々の希望でいきたいというような答弁を組合長がやっております。それで、9月の27日には391回の理事会の議事録を見せていただくと、平成30年9月27日午後1時30分に第2号議案で葬祭会館建設に伴う建設委員

会の設置及び設計監理委託業者について協議があり、原案どおり決定いたしましたというような流れがあるんですよ。だから、今言うた10月にという話は、まるきりうそと言ったら怒られるけど、間違っておると違えますか。この議事録が間違っておるのかな。だからそこら辺を市長、今の答弁をもう一遍明らかにしてください。市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今、ご紹介いただいたJA鈴鹿さんの理事会の議事録、これは把握をしておりませんし、またコメントする立場ではございませんけれども、先ほど申し上げましたのは、3月にその情報に接して、私どもは、今回ご提案させていただいておりますが、これを問題解決させるために先方と交渉を重ねてまいりました。その過程では多分JAさんの立場、本市の立場、そういう中で協議が重ねられてきたと、このように理解をいたしております。

最終的に10月の中旬に最終合意に至っておるということで、私どもはそのように認識をさせていただいております。当然、それぞれの組織としての意思決定であり、そういう場面がありますので、それは当然の話であろうかというふうに思いますので、そこはJA鈴鹿さんの理事の中のプロセスであろうというふうに思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何をおっしゃっておるのやね。あのね、再度言いますよ、9月の27日にJAの理事会の第2号議案、ここで建設委員会の設置、設計監理の委託業者についての協議を経てここでもう決定しておるわけ。JAの都合やない。この議案を出すのにJAの理事が20名ばかりいますよ。必ずこのJAの議事録の裏には理事の印鑑をつくんですよ、裏に。それがなされてこの議事録というのは作成されておるんですよ。あなたが言われておる、ほんなら9月の27日のこの決定事項ということは、それ以前に亀山市との協議が調った中でこの協議をJAはやっておるんですよ。あなたがおっしゃっとることと全然違うやないかな。間違いは間違いで認めるべきさ。要らんよ、君。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

農協側の理事会の件については、先ほど市長が申し上げたように、私どもその内容を把握しておりませんし、コメントする立場にはないと思いますが、最終的に、住山住宅の南側へ農協の葬祭場を建設していただく、それで市が農協支店横の駐車場を借りるという諸条件が整ったのは、私、実務的に市長の命を受けて農協との交渉に当たりましたが、10月中旬で間違いございませんので、内容が固まったのはその時期でございますので、それ以前については、議会に報告することは難しかったものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何を知っておいて言うておるのか知らんけど、そうしたらもう一遍、第390回理事会議事録を開いてくださいよ、皆さん。30年8月23日午前9時30分、これに組合長からこういうような変更についての議題が、第8号変更についての議題がありますのやわ。そこで、それが実現すれば、亀山市の賃料は106万8,000円ですから、採算が合うようにしないとイケませんと。500万で貸すんやから、十分入る。それが8月の23日の理事会で106万8,000円で亀山市からその住山の土地を借りるということを組合長が言うておるんですよ。そんなもの、そんなんやったら、亀山市はその組合長がそんな理事会で虚偽の金額を言えるはずがないと思うけど。

そういうような中で組合長は、今の西の文化会館の90台の駐車場用地、月決め270万の収益しかないものが500万で借りるというふうなことで大丈夫ですよと、住山住宅でよろしいですよということを理事に新設予定地の変更を議題として上げておるわけですよ、この8月の23日に。この議会でもそうですけれども、組合の理事会でも、ある程度確たるものがないことには、理事会には議題として上げられやん。それが、亀山市との交渉の中で、何遍も言いますよ、8月の23日の理事会で組合長がそういうふうにして述べてみえるわけ。ということは、既にその時点で変更手続が済んでおるということは、亀山市とちゃんと協議が完了したから理事会の承認を得たということですよ。そのような中で、そんな、だから要は、それをそういうような中で、なぜその和賀白川線の用地内に3,800平米、その農事調停まで行って、その目的のない土地を5,916万、今回補正出ていますよ。3,800平米。これ坪単価にすると5万4,355円ですよ。原野、山、田、畑、それがそんだけの値がつくんかな、この土地が。仮に和賀白川線整備事業当初予算、測量費等が委託料が1,320万、工事請負費4,800万、用地購入費3,000万、これが当初予算に計上されています。そうすると、この3,000万を9,120万の和賀白川線の整備事業を完結するために余分に1億を投入しようとする。あり得んことやないかな、こんなことは。そうでしょう。それがこの議会に上げられておるということは、本当に何をもって、市長がよく言う二元代表制って、議会と行政は情報を共有し亀山市の市民の税金を有効に利用する、その政治を行っていくと。行っていないやないか、市長。そういう認識はないのかな、あなたは。そこら辺の認識を聞かせてください、もう一遍。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、二元代表制という立場で、これは議決権を持つ議会、執行権を持つ執行部、これが相互に尊重し、そして市政を回していくと。これは当然そのような立場で、今日までもそうですし、今後ともそうです。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

どこの国の国会か知らんけれども、国政か知らんけれども、多数決で強行採決する国がありますわな。身近なところやけれども。だけど仮にこの予算、この農事調停までやるがためのこの4,000万と5,916万かな、この予算が否決された場合、そのときは農協に対してどのような対処をされるのか。そのような事案があった場合に、これは議案ですから、どういうふうに対応さ

れるのか一遍それだけ聞かせてほしい。

○議長（小坂直親君）

櫻井さん。それ仮定の話はもう。質疑です。仮定の話は控えて。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

議長から指摘を受けたのであれやけど、これは私は亀山市議会の一員として、修正の予算を、減額修正の予算を出させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

以上、ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質疑は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時18分 休憩）

（午後 3時27分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

では、通告に従い質疑をさせていただきます。

もう6人目の質問ということで、省きながら省きながらいきます。

議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について及び議案第81号農事調停について質問させていただきたいと思います。

まず、農事調停に至るまでの経緯につきましては、もう質疑の中で答弁いただいておりますので、次に価格についてちょっとお聞きしたいと思います。

この補正予算でいただいている道路以外の用地費5,918万8,320円、この土地の価格なんですけれども、ちょっと高いのかなあという感じがしましたので、どのような算定をしたのか。資料では当該残地については畑、山林、原野とございますけれども、農地として見込んだのか、それとも宅地見込み地とかそういうふうに見込んだのかとか、その辺の詳しいところを教えてくださいたいと思います。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質疑に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回、補正予算で上がっています5,918万9,000円につきましては、畑と山林と原野の地目がございます。全体で3,589.26平米でございます。買取価格につきましては現状、不動産価格鑑定を取りまして、平米単価は地番によって異なっておりますが、平米1万8,000円と1万6,000円の価格になっております。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

わかりました。

それでは続きまして、今、価格の算定基準を教えてくださいまして、平米当たり1万8,000円または1万6,000円といただきましたのでそれは置きまして、該当地の今後の使用についてというところで、これについても先ほどの答弁の中でまだ計画が立っていないということでしたが、一部の土地が農協の葬祭場を建設するために一部利用が見込めると考えているという市の答弁がありましたので、今回約1億円を費やすこの土地の一部に葬祭場が建設される予定なのですが、この農協という一つの民間の事業について市が介入するということになりますけれども、この見解についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

何度も申し上げますけれども、今回の件につきましては、市としては文化会館隣接の土地は市の文化の中心施設である文化会館に隣接していることということと、文化会館には大規模イベントのときに駐車場が不足することから、駐車場として利用したいということで、こういうようなことから当該地に葬祭場が建設されるのは市にとって都市政策上の制約から好ましいものとは言えないとの理由から、政策的判断をしたということでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

政策的判断ということで答弁いただきました。

農協の東御幸の文化会館の横の土地、そして住山の南側のところですね、これを借りるということで、賃貸といいますか購入ということも考えられると思うんですけども、今回買い取りという方法というのは考えられなかったのかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

この東御幸町の貸し駐車場について、その利活用について要請をいたしました。そのところ、同組合からは当面の間は貸し付けしたいとの意向でございました。そのため借り受けとなったということでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

貸し付けをしてほしいという向こうからの意見ということでお聞きをしております。

そして、造成工事費、そして用地購入費で大体約1億円かかっているという大きな議案なんですけれども、今回、その残地を取得をして、その代替として購入代金、農協に普通だったら購入してもらって、そしてその交渉の上で移転してもらおうというふうに、普通のことをすればインフラ整備とかも造成工事もやったほうがいいのかなあという感じはするんですけど、なかなか賃貸という

のがわかりづらいなあというふうに今回思ったので、ちょっと質問させていただいております。

また、この残地に含まれる土地というのは、資料の中で書いてありますのは、農協に対して平成31年度からおおむね20年間の貸し付けるという話なので、この借地に建物を建てると法定地上権とかが発生してくると思います。そうしますと、権利関係がかなりややこしくなるのかなあという気もするんですけども、そういう懸念がありますが、この辺はどのようにお考えなんですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

住山町地内の土地を農協に貸しますので、農協が敷地を借りる権利があってということ。ちょっと質問の趣旨が、申しわけございません。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

済みません。

住山の土地、住山の南側の土地に市の土地、市有地を、今度農協さんに貸すことになりますよね、残地を購入して。そこに例えばですけども、今後農協さんに貸し付けていくというふうな考えで利用できるというふうに市はお考えだと。そうしますと、そこを農協さんが借りて葬祭場を建設することになりますよね。そうしますと、借りた土地、亀山市の土地ではありますけれども、その上に建物が、法定地上権が発生しないかということです。その辺になると、権利的になかなか民間では難しいことが起こってこないのかなあという感じがするんですけども、その辺はどうなのか。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

済みません。その前に、なぜ賃貸なのか、借地なのかというのは、住山住宅地の南の話ですよ。これについては、農協側の意向で過去にたしか、鈴鹿市の白子でしたか神戸でしたかに農協会館という結婚式場があったと思いますが、今はございません。当然農協としては組合員のニーズを言われておって、現在はそのニーズはあるけれども、20年後30年後にニーズがあるかわからないので、とりあえず20年間の賃貸として買収については考えていないというご意向でございましたので、賃貸で、今後賃貸借契約を締結いたしたいというふうに考えています。

今、賃貸した場合、建築物を建てたら当然おっしゃるように法定地上権が発生すると思いますが、それについては賃貸借契約の中で、20年後は更地でもって返還するというような条項を加えたいと思っていますが、ただ20年以降、相互の了解のもと延長も可能というような賃貸借契約になるのではないのかなあというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

もうお考えということで答弁いただきました。

その次に、例えば20年後にきちんと原状回復で返してもらおうとか、そういうことをきちんと公正証書にとるとかそういったことはするのかどうかということもお聞きしたかったので、そのように考えているということで答弁いただきましたので、質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田議員の質問は終わりました。

以上で、日程第2に掲げた上程各案に対する質疑を終結いたします。

続いて、ただいま議題となっております議案第70号から議案第97号までの28件については、お手元に配付してあります付託議案一覧表のとおり、それぞれ所管する常任委員会にその審査を付託いたします。

付 託 議 案 一 覧 表

総務委員会

- 議案第70号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 議案第71号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 議案第72号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 議案第73号 亀山市税条例の一部改正について
- 議案第81号 農事調停について

教育民生委員会

- 議案第82号 指定管理者の指定について
- 議案第83号 指定管理者の指定について
- 議案第84号 指定管理者の指定について
- 議案第85号 指定管理者の指定について
- 議案第86号 指定管理者の指定について
- 議案第87号 指定管理者の指定について
- 議案第88号 指定管理者の指定について
- 議案第89号 指定管理者の指定について
- 議案第90号 指定管理者の指定について

産業建設委員会

- 議案第74号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第75号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第 9 1 号 指定管理者の指定について
議案第 9 2 号 指定管理者の指定について
議案第 9 3 号 市道路線の認定について
議案第 9 4 号 市道路線の認定について
議案第 9 5 号 市道路線の認定について
議案第 9 6 号 市道路線の認定について
議案第 9 7 号 市道路線の廃止について

予算決算委員会

議案第 7 6 号 平成 3 0 年度亀山市一般会計補正予算（第 4 号）について
議案第 7 7 号 平成 3 0 年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
議案第 7 8 号 平成 3 0 年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 7 9 号 平成 3 0 年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
議案第 8 0 号 平成 3 0 年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）について

○議長（小坂直親君）

次に、お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす 1 1 日は午前 1 0 時から会議を開き、市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

（午後 3 時 3 8 分 散会）

平成30年12月11日

亀山市議会定例会会議録（第3号）

●議事日程（第3号）

平成30年12月11日（火）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書	記	水越いづみ
書記	高野利人	書	記	大川真梨子

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第3号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、発言を許します。

4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

おはようございます。

勇政の今岡です。

きのうに引き続き、トップバッターで質問をさせていただきます。一日が締まるようにびつとした質問ができるように行ってまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、3つテーマを上げさせていただきました。市職員の不祥事、ブロック塀の安全点検、乗合タクシーについてなんですけれども、まず、職員の不祥事についてというところから入ってきたいと思います。

10月25日に収賄容疑で亀山市の職員が逮捕されたという事件が起きました。

これは、ここに立つ私たちが市議会議員選挙期間中に起こったことで、本当にすぐに動きがとれず私たちも歯がゆい思いをしたところがあるんですけれども、選挙期間中、選挙中を通じてこの事件について触れられる市民の方もたくさんいらっしゃいまして、現況報告にも書かれていたとおり、これは間違いなく市民の信頼を失うような事件であったかなあと。やはり、私たちにできることとしては、そういう市民の負託を受けた私たちとしては、なぜこういう事件が起こったのか、それから今後どうしていけるのかというのをやっぱり議論していく必要があるのかなということ、今回このテーマを上げさせていただきました。

まず、何回かこの議会の前に執行部と議会のほうで集まりというのは持っているんですけれども、11月開催の全員協議会の話なんですけれども、もちろんこの事件に関する話が出まして、市長のほうからおわびの言葉なんかもあったと思うんですけれども、その中で議会側から幾つか質問をさせていただいた中で、この事件というのがどこで起こった事件なのかという質問が出たと記憶しています。その質問に対して山本部長のほうから、その場所について確認していないというような答弁があったと思うんですが、まず、この確認していないという答弁を、私はそういう答弁だったと認識しているんですが、そういう答弁だったかどうかと、あと、この確認していないという答弁の真意、この詳細というのを詳しく伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

おはようございます。

まず、11月に開催をされました議会全員協議会における、私の答弁内容についてのご質問でございます。

まず1点、場所の確認について、確認をしていないという発言をさせていただいたことは事実でございます。それと、真意ということでございますが、これも議員からご紹介がありましたが、去る10月25日に職員が逮捕されまして、翌日の26日の早朝から三重県警察本部の捜査が始まり、その時点で関係書類が押収され、その後、いまだ返却されておられませんことから、事実関係を確認することができなかったため、そのようなご答弁を申し上げたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

つまり、この確認していないという答弁だけだといろんなとり方ができるなというふうに、私もそうですし、ほかの議員も感じたと思うんですけど、2つ考えられるかなど。1つは、確認できる状況にあるけれども確認をしていないという自発的なものなのか、もしくは情報がない、したくてもすることができないという2つの意味にとれるかなど思ったんですけど、今の部長のご答弁から、書類がない、情報が押収されていったということを知るすべがなかった、確認ができなかったというような答弁であったということで受け取っておきます。

それで、現況報告が今回も配付されているんですけども、一番最後の行政経営のところです。さて、このたびの本市職員の不祥事は、全体の奉仕者として法を守り高い廉潔性を求められる公務員としてはあってはならない行為であり、市民の信頼を損なうものであります。今後は、公務員倫理、コンプライアンスの徹底に資する関係例規の見直しと、市補助金交付を伴う民間事業の契約行為に関するチェック体制の強化を図り、早期の信頼回復と再発防止に向けた取り組みを進めてまいりますと。ここで対策をとりますというようなことが書かれていると思うんですが、2つ、公務員倫理、コンプライアンスの徹底、それに資する関係例規の見直しが1つ。もう一つが、市補助金交付に伴う民間事業の契約行為に関するチェック体制の強化という2つの対策が書かれていると。

まず、1点目の公務員倫理、コンプライアンスの徹底に資する関係例規の見直しというところ、これをもう少し具体的に、どういう対策かをお伺いできますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

職員のコンプライアンスの推進に関しましては、平成20年度に亀山市コンプライアンス推進に関する規程を初めコンプライアンス関係規程を整備して、その後コンプライアンスハンドブックの作成やコンプライアンス研修の実施など、職員が職務を遂行するに当たっての法令遵守の推進等に努めてまいりました。しかしながら、今回このような不祥事が起こりまして、まずその全容を把握した上で、コンプライアンスに対する推進の取り組みを再点検する必要があるというふうに考えて

おりまして、その中で、今申し上げたコンプライアンスに関する規程の中では、例えば、亀山市コンプライアンス推進に関する規程でありますとか、亀山市職員に対する一定の公職にある者等からの要望等取扱要綱、亀山市職員等公益通報の処理に関する要綱、亀山市コンプライアンス委員会要綱、そうしたさまざまな規程がございますので、こうした規程につきまして再度点検をして、見直しが必要な部分については見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ご答弁がありましたけれども、この事件の全容を把握する必要があるという答弁もあったんですけども、この公務員倫理ですとかコンプライアンスというのは、恐らくその姿勢ですとか公務員としてどういうふうなあり方というようなところで、一個一個のケースというのはなかなか学びづらい内容だと思うんですけども、このケースは特に、どういう事件だったかというのを学ばないと、知らないと問題の解決にならないというふうに考えています。

私も新聞記事なんかもひもときながら概要を見てきたんですけども、この事件、施主さんがいらっしゃるしまして、それが民間事業者なんですけれども、その民間事業者さんが主導で入札というのを行いましたと。その入札を行う際に、市の職員を今回は立会人として呼んで、入札を助けてもらったということなんですけれども、入札の立ち会いまでに至らず、自分たちで入札をするからどういうふうになればいいかというアドバイスをもらうという段階もあるんですけども、民間事業者が主導で入札を行って、そこに市の職員として立ち会いとして行ったというのが事件の概要になるんですけども、そもそもこういう民間事業者が主導で入札を行うケースというのはよくあることなんでしょうか。それから、市の職員はこういうことが起こり得るということを、どれくらいの人たちが知っているようなものなのかお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回の事件を受けまして、市が補助金を交付する事業につきまして、過去3カ年、28、29、30年11月までですけれども、それにつきまして、全庁的な調査を行いました。そして、結果としましては、各年度補助対象事業は約150件、各年度とも150件程度あります。そのうち、契約先選定に市が関与しておいて、そのうち入札に関して入札の指導であるとか入札の立ち会いに行ったというのが、この3カ年で4件でございました。ということで、過去3カ年で4件という少ないものでございますので、職員が全員知っておるとか、そういうものではなかったと考えております。

現在、そういう補助事業に関する入札・契約行為について、事務の取り扱いのルールを定めてチェック機能が働くように、そういうような関係規則の見直しも考えておりますので、これらをでき次第、全職員に周知徹底していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

150件ほど市が契約に関連する事業がある中で、該当するのが4件で、余り知っている人がいないんじゃないかというような答弁をいただきましたけれども、何が起って何が悪かったのかということがわからない限り、こういうところを徹底しましょう、今後こういう姿勢でいきましょうと言われても何の意味もないと思うんですね。特に、今回の場合は、普通の市が主導となって行う入札ではなくて、民間事業者が主導になっているというすごくまれなケースであったと。そういうことを市の職員として携わる可能性があるよということをまず知ってもらった上で、防止策というのは考えていかなきゃいけない必要があるのかなと。

現況報告書の中にある2つ目の対策の中に入っている、市補助金交付を伴う民間事業の契約行為に関するチェック体制の強化というところなんですけど、こっちも今回の事件については少し問題があったのかなと。何が問題であったかという、今回、民間事業者さんから話をもらった担当課、それから担当課がもらって、その担当課がそのまま入札の立ち会いを行ってしまったということが問題になるのかなと。つまり、いつも事業や仕事でふだんやりとりをしている担当課のほうで全部やってしまったという。本来、立ち会いというのは第三者的な目線というのを期待して行われているものなんですけど、今回はその機能というのが発揮されなかったと。

そもそもこの立ち会いについてなんですけれども、今回事件が起らなかった限り、表にも恐らく出なかったのかなと、担当課の中で完結されてしまったのかなとということで、第三者的目線がないということが1点目の問題点。もう一つが、そもそも立ち会いを行うということが担当課の中で完結してしまって、それ以外の部署内に共有がされていなかったというのがもう一点の問題点になってくると思うんですが、まず1点目、これまで民間事業者が主導で入札を行うということに関して、何か決まったルールとかやり方というのは、今まで決まっていたんでしょうか。要綱なんかはあったんでしょうか。まずそこをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

現在まで、補助事業者に対する補助を出すのに、民間の入札とかそういうふうな庁内での決まりとかルールというものはございませんでした。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ルールがないということは、つまりそれはどういうつもりで、今まで少なかったですけど案件というのは発生していたと思うんですけれども、つまり市としては、こういう民間事業者が主導するということに対しては、どういう思いでルールがないままやらせていたということになりますかね。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

過去3カ年に4件は市が関与したということでございますけれども、いずれもこの補助事業者、補助金を受けるその民間の方から入札の支援の要請がございましたもので、それに担当課が対応し

たというものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ちなみに、その実績のその4件の内容というのはわかりますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

平成28年度につきましては畜産関係で入札の指導を行ったのが1件、平成29年度は介護福祉施設で入札の指導が1件と、今回の事件の立ち会いの2件です。平成30年度が入札の指導、駅前のプロポーザルの立ち会いということで、合わせて4件でございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

この4件の中身なんですけれども、立ち会いと指導ということで言葉の使い分けがされていたと思うんですが、その内容というのはどういうふうに違うんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

入札の指導と申しますのは、民間の方ですので入札をどのようにやったらいいのかというのわかりませんので、市はこのようにやっておりますよというふうなことをお伝えして、適切な入札の方法を助言するという形です。入札の立ち会いというのは、民間の方が入札をしていただいて、その立ち会いで適正に行われているかというのを第三者的に見るということでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

今までは要綱とか決まりがなかったということなんです、今回現況報告にあるように、チェック体制の強化ということで書かれているんですけれども、今後、民間事業者主導の入札に関する相談が来たときどういうふうに対応するのか。対策というのはもう立てられているんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほども次長がご答弁申し上げましたように、まず市の補助金事業の適正化を一層図ってまいります。これはもとより、補助金事業における入札・契約行為関係の今後の対策といたしましては、補助金事業における入札・契約行為に関する事務取扱を明確にするため、まず今月中に関係規則を見直してまいりたいと考えております。

その中身といたしましては、これも議員からご指摘を受けている部分ではございますが、職員が補助金に関する入札・契約の執行を支援できる場合、これをまず明確にするということで、事前に

決裁を得ることについて検討していきたいということと、もう一点、これも第三者的な視点ということでご指摘がございましたが、例えば、市の職員が高額な入札執行を支援する場合におきましては、財務課の職員が立ち会いをするといったことについて今、検討しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そうですね。担当課がそういう話を受けてきて、実際立ち会い、入札の立ち会いをするというときに第三者的な、もうその担当課とは違う財務課のほうで対応するような方向で考えるよというよな答弁だと思うんですけども、もう一つ、今回問題だと思ったのが、この立ち会いが行われていたということも、恐らく報告がその担当課の中で完結していたんじゃないかなと思うんですけども、入札自体はスムーズに普通に行われていたというケースがあったときに、ただそういう立ち会いに行きましたよ、アドバイスしましたよというのが、しかもさっき部長も言われていましたけど、そのアドバイスしましたよ、指導しましたよということが報告されるかされないかというのが非常に重要なポイントになってくるんですけども、この報告というのはどれくらい規程で定めるようにしていくんでしょうか。入札自体は正常に行われていたけれども報告がなかったという場合、何かペナルティーですとかそういったものというのは考えられているんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

ただいま部長が申しましたように、現在、補助事業における入札契約行為の事務取扱のルールを定めるということで、その中で、職員が入札・契約にかかわる場合には事前に決裁をとるというふうなことを定めようと考えております。そうしますと、通常の公務員としての事務になりますので、当然責任は伴いまして、通常業務になっていくということでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

もう一回、報告がなかった場合は、つまり入札にかかわったよ、立ち会ったよというような報告がないということに関して、何かペナルティーというのは加わる予定なんでしょうか。もう一回お伺いします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、報告につきましては、今、ちょっと次長からもございましたように、決裁制をとらせていただくということでございますので、当然これは報告義務が生じてまいります。これに対して報告がない場合には、当然何らかのペナルティーというのは生じてまいるとそのように認識をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ちょっと最初の部長の答弁からもあったように、警察に押収された部分もあってなかなか、恐らく、質問の趣旨とか内容によっては、今、捜査中ですので答えられませんというような答弁も返ってくるんでしょうけれども、私の問題意識としては、そもそも姿勢であったり方針というのを示されたとしても、何が起こったのかというのがわからない限り、改善というのはいり得ないと。だから、たまに執行部のほうに対しても悪いと思っていませんかというようなことを聞いたりするんですけども、今回の件に関しては、とにかく悪かった、申しわけなかったという話ではなくて、きちんとどういうことが起こって、今後どういうふうに防止していくかということをしつかり道筋を立てないと、再発の防止というのはいり得ないかなということで、最初に、全員協議会の確認していないという答弁を、私、もう一回確認したんですけども、そもそもこの事件に関する管轄のトップである部長が、どこで起こったかということすら確認できていないという中で、やっぱり情報というのはいり得ないと。でも、新聞報道なんかである概要なんかをつかみながら、早急に対策を立てるということで先ほど答弁もいただいています、そんな中でも対策を立てて、再発防止に努めていただければなというふうに思います。ほかにも違った視点でほかの議員も質問されると思いますので、私のほうは次のテーマに移りたいと思います。

それでは2つ目なんですけれども、亀山市における通学路のブロック塀等の安全点検の経過についてでございますが、まず、これは平成30年6月18日の大阪府北部地震の発生を受けて、国や県から通知が来た上で実施されていると思うんですけど、まずその通知内容についてお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

ブロック塀等の安全点検につきまして、本年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震により、公立小学校のブロック塀が倒壊した事故を契機として実施したものでございます。

議員お尋ねの国及び県の通知でございますが、6月20日付で県教育委員会から文部科学省通知が添付された通知が発出されております。その内容は、まず学校におけるブロック塀等の安全確認について、建築基準法による判断基準に基づき耐震対策の状況及び劣化、損傷の状況に係る安全点検を行い、基準に適合しないものは必要な安全対策を講じること。あわせて通学路の安全点検、安全確認については、各学校は、学校防災マニュアル作成の手引きを踏まえて改めて通学路を確認し、地震が起こった際に児童・生徒が自分自身の判断で身を守ったり迅速に避難できるよう指導を徹底するといったものでございました。

具体的には、通学路の安全点検の実施につきましては、各学校が通学路において、地震発生時に倒壊や落下のおそれがある塀や壁、建物などが点検を行うこと。その点検結果について、児童・生徒や家庭、自治会、学校ボランティア団体等と情報の共有を行うといったものでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

国や県から通知が来た内容を先ほどいただいたわけなんです、それでは、亀山市ではどのよう

な安全点検を実際行われたのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

安全点検の状況でございますが、通学路のブロック塀の安全点検を行うに当たっては、市内の広範囲にわたる通学路を点検することとなりますので、実施方法について検討の上、7月10日に教育委員会から各学校長及び各PTA会長に対し、危険箇所の抽出の協力要請を行いました。

まず、1次点検としまして、7月中旬から8月下旬にかけて学校及びPTA関係者によるブロック塀等の危険箇所の現場確認をしていただき、873カ所を抽出しました。

次に、2次点検として、教育委員会において1次点検で抽出されたブロック塀について、高さ、傾きなどをチェックする点検チェックシートに基づき、8月下旬から9月下旬にかけて1次点検での抽出箇所全ての現場確認を行ったところでございます。それにより問題のない箇所を除外しまして、危険性のある箇所を763カ所といたしました。

さらに、3次点検として、11月にはこの2次点検の結果をもとに、市産業建設部の建築技師と教育委員会が連携協力して、高さが2.2メートルを超えたブロック塀や倒壊の危険のある空き家を中心に104カ所の現場確認を実施しました。その結果、ひび割れ等があり特に倒壊の危険性が高いと思われる24カ所を特定したところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

3回亀山市は点検をしていますと。通知が来てから1回目、学校長、PTAに協力を要請して1次点検をして、873件まで絞った。次が、教育委員会の事務局が2回目の点検をして763件に絞って、次が、3回目が産業建設部と連携して3次点検をしたということで、まず聞きたいのが、この国や県からの通知は、はっきり言って学校に横流し、普通にこういう通知が来ましたよということで横流しするだけでもできたのかなど。実際、自治体によってはそういう自治体もあるかもしれないということだったんですけれども、亀山市はなぜこういう対策を、地域の人たちと協力して点検、これ、全部の自治体がやっているわけじゃないということなんですけれども、なぜこういう対策をとろうというふうに考えられたのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

国や県からの通知には、通学路の確認者までは具体的には示されておりましたが、通学路の安全確保のための点検につきましては学校長が行うものとされておりまして、市内全域に及ぶ全ての通学路を短期間の間にくまなく点検する必要がございました。従来から教育懇談会であったり通学路交通安全プログラムといった本市独自の取り組みも行っておりまして、市とPTAとの間には既に連携体制が構築されておりまして、したがって、通学路の安全点検をより円滑に実施するため、1次点検につきましてはPTAの皆様にご協力をお願いしたところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

これ、さっきからブロック塀、ブロック塀と言っていますが、通学路の中での危険箇所というのはブロック塀だけではないであろうということで、広範囲、かなりたくさん箇所があるであろうということを迅速に絞り込むためには、こういう学校長、PTAに協力要請というのが必要であろうと亀山市独自で考えてもらったということなんですが、この協力要請が来た保護者さんのほうから、私、ちょっと意見をもらったことがあったんですけども、さっきから安全確認、安全確認と言っていることなんですが、つまり、第1段階、第2段階、第3段階の中でどこかで安全だよと除外をしてしまうと、その箇所というのはもうそれ以降調査されないと。もし、自分が携わったチェックというのが甘くて、万が一子供たちに何か起こってしまったらどうするんだ。だから責任を持ってこの調査に協力できないなあというような声を聞いたんですけども、この学校、PTAと連携した安全確認、このチェックした方に責任というのはかかってしまうんでしょうか。それから、保護者さん、大体は建築に関する知識とかもない、いわゆる普通のといいますか、そういう専門的な方ではない場合が多いんですけども、そういう方々に携わってもらった意義というのはあったことなんでしょうか。2点お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

まず、PTAの協力でございます。

7月10日に教育委員会から通学路の危険箇所の点検につきましてPTAの皆様にご協力をお願いした際に、ブロック塀以外にも建物、看板、自動販売機など少しでも危険と思われる箇所について広く拾い上げていただきたいこと、また危険箇所の見落としに伴う責任はないことというのを事前に説明をさせていただいております。今後、地震が発生し、仮にブロック塀が倒壊した際に、今回の1次点検における危険箇所の抽出に見落としがあったとしても、PTAの皆様にご責任が問われるようなことはないと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

責任がないということは伺いましたが、この協力をしてもらった意義というのはあったものなんでしょうか。もう一回お伺いします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

PTAの皆様におかれましては、真夏の暑い時期に多大なるご協力をいただき感謝しております。通学路には膨大な数のブロック塀やさまざまな建築物がございます。地域の実情をよく理解されているPTAの皆様のご協力なしには、今回の1次点検はスムーズにできなかったと認識しておりますので、通学路の点検にご協力いただいたことについては大変意義がございました。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

そもそも、建築的知識があるないの前に、数がたくさんあるから、とにかくたくさん目の通じてこの危険箇所というのを絞り込んでいく必要があるんだということで、特に最初の部分でPTAの方々に協力してもらったというのは非常に意義があることだったというふうに伺っておりますが、責任がないということについても最初に伝えてもらったということなんですけれども、結局その要請をもらったときに代表の方にその話を受けてもらって、じゃあ皆さん協力してくださいとほかのPTAの方に伝えてもらうときに、そういう責任がないということなんかのお伝えがなかなか伝わりづらかったりして、だからそういう声が届いたりすることだと思うんですけれども、今回亀山市独自で迅速にたくさん危険箇所をチェックするために、独自で考えられて体制をとられたというのはすごく評価できることなのかなと思うんですが、そこに携わる方々がどういうふうな思いを持っていらっしゃるかというのについても議論していければなというふうに感じたんですけれども、この通学路のチェック、危険箇所についてお伺いしたんですけれども、結局、通学路という考え方でいくと、子供たちを危険箇所から逃がす、つまり通学路を変えるということは、危険箇所はそのまま残ってしまうというのが問題としては解決をしていないのかなと思うんですが、今後、残ったこの危険箇所に対する対策というのはどういうふうになっていくんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今後の対策でございますけれども、危険性が高いブロック塀の撤去を促進していくために、公道に面した一定以上の高さのブロック塀を対象としまして、その撤去費用に対する支援策を現在、検討しております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

何か対策としては余り進むように聞こえなかったんですけれども、何か撤去ですとか防止が進むような対策というのはほかにありませんかね。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

このブロック塀に対する対策でありますけれども、本年6月に大阪北部地震を受けまして、その安全確認につきましては、市のホームページ、またケーブルテレビの行政情報番組、そのほか市内のコミュニティセンターにポスターを掲示いたしまして啓発のほうを行ってまいりました。

さらに、県と合同で月1回でありますけどパトロールを実施いたしまして、チラシのほうもポスターをさせていただいております。

先ほどもご答弁をさせていただきました今後の対策でありますけれども、現在検討しておりますのは、その撤去費用に対する補助制度を検討しております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

何かないですかねともう一度聞いて答弁が変わるというのも不思議な話だと思うんですけども、難しいところは、所有者がいて、その所有者に対して指導をしていかないといけない、対策してもらわないといけないということが大変になってくるのかなと。ぜひ、この周知を本当に徹底してやっていかないといけないと思うんですけども、子供たちは通学路を変えて逃がす、危険から遠ざければいいかもしれないですけども、問題の根本的解決に向けて前進していけるように努力していただきたいなという所感です。

では、3つ目ですね。残り時間も少ないんですが、乗合タクシーについて少し触れたいと思います。

まず、天神・和賀地区まちづくり協議会で、12月1日なんですけれども、乗合タクシーであったり公共交通について何か意見を下さいということで話し合いが持たれました。私、まちづくり協議会ができてから携わっているんですけども、何か特定のテーマについて意見を収集するというような機会はなかなかなくて、そんな意見収集の場というのが天神・和賀まち協で設けられているんですけども、まずこの乗合タクシー、公共交通も含めてなんですけれども、そういう意見収集の場がまち協で自主的に設けられているということについてどういうふうにお考えになるか伺います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員からご紹介のありました、天神・和賀地区のまちづくり協議会主催で12月1日に開催をされました乗合タクシーほかについての意見収集の場でございますけれども、これにつきましては、事前に市に対しましてまちづくり協議会のほうから資料の提供をしてほしいという旨の要請があったところでございます。その際、市のほうから職員のほうも派遣をさせていただくことを提案もさせていただきましたけれども、まずは自分たちで行いたいということでございましたので、取り急ぎ資料だけ提供させていただいたところでございます。

市といたしましては、このように生活に密着した重要なテーマでございます乗合タクシーを取り上げていただいたということ、地域で考えていただく場を主体的に設けていただいたことに対しましては大変感謝をしておりますとともに、心強く感じておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

ちょっと結構のきな答弁が返ってきてしまったなと思うんですけども、これ本当に乗合タクシーとか公共交通って切実な問題なので、まち協のほうから本当に意見を集めなあかんということで、こういう集まりが切実な思いとして開かれているわけなんですよね。さっき、市の職員を派遣するかどうかということで、まち協のほうからもいいわということで辞退があったということなんですけれども、まち協のほうからは、こういう提案ができるか、こういうことを聞いてもらえないかということに対して、いや、説明するだけでなかなかこういうふうになりますということは

答えられないと。つまり、要望を聞くとか要望に応えるというのはできないというようなことをもらったので、もう市の職員さん要りませんわというような話になったというふうに聞いているんですけども、今、乗合タクシーの利用率はどのくらいなんですかね。それから、その利用率の数字についてどういうふうに考えられていますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーの、まず利用率でございますけれども、10月1日の運行開始後11月30日までの2カ月間の実績といたしまして563人の方に登録をいただいております、合計104回延べ127人の方にご利用いただいているところでございます。利用状況といたしましては、3年後の目標としております延べ利用者数の約10%程度の利用という現状でございます、現状では低い利用率にとどまっていると認識のほうをしております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

1日当たりだと何人乗っている利用率になりますかね。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

1日当たり3人というようなことになってまいります。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

これ、制度の走り出しなので、余りにもたくさんの方が利用されてしまうとパンクしてしまって困るとか、予想している数字よりもちょっと行かない、あるいは全然行かないぐらいでちょうどいいというような考え方というのは、もちろんないですよ。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

できればたくさんの方にご利用いただきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

今岡議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

できればというふうにお答えいただいたんですけども、これ、多分析っているだけ、願っているだけでは、絶対状況は改善しないと思うんですね。ほかにも乗合タクシー、多分さっきの不祥事と同じように、乗合タクシーの件についても選挙期間中にたくさんご意見なんかもいただいていると思うんですけども、この1日3人の利用率、これ、乗合タクシーの制度を続けていくんですよ。やっていくんですよ。それであれば、このまち協の中でもどういう話が出ていたかという、

この乗合タクシーはやっていくんやから、自分らのほうから歩み寄って利用していかんと便利なものにならへんから、積極的に使っていこうという意見が出ているんですよ、まち協の中で。それは、市役所に独自に通ってもらって、もうやめへんのやろう、乗合タクシーはやっていくんやろうと。ほかの市町からも注目されておるもんで、中途半端にはやめられやんと。しっかりデータもとってモデルケースになって、ほかの市町に展開していくところまで考えておるといところまで地域の方は知っているんですよ。

ということは、ここまで言ってもらっている地域の人たちに対して、市は何で願っているだけなんですか。さっきから、できればとか、思ったより少ないとか。10%って、全然よくない数字ですよ。やっぱり願っているだけじゃなくて、実際に歩み寄りをしていく必要があると思うんですけども、例えば利用率、僕も説明会に何か所か行って、このタクシーの時間帯が本当に利用しづらいということなんですけども、10時から3時。病院に行きたい、通いたいのに、朝は遅いし夜は早いと。だから、本当は9時から5時がいいなという話し合いの中でも要望が出ていたんですけども、1時間でも前倒しをして乗合タクシーを使っていくという歩み寄りなんかはできないんですかね。そのあたりをお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、これまでに乗合タクシーをご利用いただいた方から感想とか、登録をしていただきましたもののまだ一度も利用されていない方に対しまして、ご意見などを電話で、現在、聞き取りのほうの調査もさせていただいているところでございます。

そのような中で議員のご質問でございますけれども、乗合タクシーにつきましては、運行時間は現在、平日の午前10時から午後3時ということになってございます。1時間前倒しして9時からにはできないのかということでございますけれども、現在、先ほども申しあげました聞き取り調査の中でも、やはり通院目的で利用されている方などから、病院の開院時間に間に合うように運行開始時間を早めてほしいといったご意見も伺っておるところでございます。市といたしましても利用者からの運行時間の拡大に対する要望が大きいことは把握をしているところでございます。

しかしながら、早い時間帯での運行につきましては、事業者の営業運行が繁忙な時間帯と重なるというおそれもございますので、運行体制の余地など事業者のご意見なども伺いながら、さらなる利便性向上に向けまして乗合タクシー制度全体の検証を行って、改善策を検討させていただきたいと考えてございます。

○4番（今岡翔平君登壇）

終わります。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時02分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番 岡本公秀議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

おはようございます。

新和会の岡本でございます。

まず最初に、通告に従いまして、乗合タクシーと地域公共交通について一般質問を行います。

亀山市の地域公共交通計画におきましては、当市の公共交通体系の将来目標は、市民生活に必要な公共交通が効率的、効果的に確保され、安心・安全で健やかに生活できるまちとうたわれておりますが、現在の状況はこの目標をどのぐらい達成しておるのかということに関してお尋ねをしたい。例えば、そこそこ行っていますとか、日暮れて道遠しとか、いろんな言い方があると思いますが、この目標達成に対する当局の認識をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市内の公共交通網の充実を図る新たな5カ年の計画といたしまして、平成29年10月に亀山市地域公共交通計画を策定いたしました。この計画におきましては、市内バス路線等の利用者総数、コミュニティバス路線の利用者総数、コミュニティバス路線の1便当たりの平均乗車人数などの数値目標を設定しております。この数値目標につきましては、計画の最終年度になります平成33年度におきまして評価、検証を行うものでございますけれども、平成29年度末、昨年度末の実績を見てみますと、バス利用者数につきましては減少傾向にあるというところでございます。

一方で、市内公共交通を補完する新たな公共交通といたしまして乗合タクシーの運行を開始いたしまして、利用者の拡大に努めておるところでございます。今後も地域公共交通計画に基づきまして、計画の目標像でございます、議員からもご紹介がございました、市民生活に必要な公共交通が効率的、効果的に確保され、安全・安心で健やかに生活できるまちの実現に向けまして、引き続き取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

現在のところ、バスの利用者がちょっと減少傾向にあるというのは、やはりルート設定とかいろいろな問題が考えられると思うんですが、やはり公共交通としてのバスというものをもっと充実していくと、また結果が変わってくるんじゃないかと思うんですけれども、以前に75歳以上の方全員におつけをしておりましたタクシー券というのがあったわけですが、その矛盾点とか不公平を解消すると称して本年10月に乗合タクシー制度が船出をいたしましたわけですが、先ほども質問があったんですが、同じようなことになりましたが、この2カ月間における滑り出しの状況はどうであるのか。利用実績ほかそういうことに関して、もう一度お尋ねをいたします。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

10月1日の運行開始後11月30日までの2カ月間の実績でございますけれども、563人の方にご登録をいただきまして合計104回、延べにしまして127人の方にご利用をいただいたところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

亀山市民の高齢者の人数というのを考えますと、563人の登録というのはちょっと少ないと私は思うんですけれども、先ほどのこの数字、これから登録というのは随時受け付けているのか、最初登録したらまたこの次の登録までしばらく受け付けないよというのか、ちょっとそこを教えてくださいませんか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

利用登録でございますけれども、市役所、あいあい、関支所におきまして、随時受け付けのほうをさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういう利用登録を随時こことこことここで受け付けをしておりますから皆様方やってくださいというのは、やはり絶えず発信せなあかんと思うんですよ。一番最初の滑り出しに、各地各地のコミュニティとか公民館で自治会長さんたちが案内に歩いていただいて、皆さんに来ていただいたということは私はよう存じていますが、それっきりで終わってしまっておるような印象がないこともないので、やはりそういうことは、日を限っているわけでないから随時受け付けますということ、やはりもうちょっと発信していただきたいと。

そして、先ほど伺いましたこの2カ月間の利用状況ですが、この数字は、当初のもくろみと申しますか、それと比べて、最初は、やはりやる以上はある程度の見通しというかもくろみを心に描いておったと思うんですけど、それと比べてどういうふうな状況なのか。今はちょっと少ないけどまだまだ行くさとかいろんな言い方があると思いますが、当初のもくろみと比べてどうなのかご説明をいただきたい。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず登録者数でございますけれども、当初見込みの現在約35%程度になっておる状況でございます、それに対しまして延べの利用者数でございますけれども、これにつきましては見込みの約10%程度というところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

私も思うんですけども、こういった新しい制度を始めるときはなかなか見通しが見つからないんですけども、最初に目論見書というようなものをつくって議会のほうに提示してもらおうと、それと現状と比べて非常にわかりやすいと思うんですよね。役所関係でも税務署なんかは、場合によっては新しく例えばやるときは、目論見書を持ってきなさいとかいうようなこともあって、そういう書類を書いたりしたことは私もあるんですけども、こういう目論見書的なものを新規の事業をやる際にはつくって皆さんに示すとか、そういったつもりは全然ありませんか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

目標値という形でお示しのほうはさせていただいておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

こういうのはなかなか予測が見つからないことも多々ありますけれども、この乗合タクシー制度も、やはり続けているうちにいろいろと手直しをせなあかんとこも出てくると思うんですよね。そうすると、先ほどの今岡議員の質問にもありましたように、やはり利用者の方もだんだんふえるんじゃないかなろうかと私も思っております。現在のところ、利用者の方とかまたタクシー会社のほうから、2カ月間やってみていろいろなご意見とかご提言とかそういったものをいただいておりますか。また、今回は事前登録制度ですので、登録した方が特定できますので、そういった方に、例えば使われた方にちょっと意見を聞く、使われない方にも意見を聞くと、そういったことを、たしか先ほどもちょっとおっしゃいましたけれども、その状況はいかがでしょう。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

運行開始後につきまして、利用者や事業者からは、これまで特に困惑した旨の連絡は特段いただいているところがございますけれども、現在、これまでに乗合タクシーをご利用いただいた方の感想、また登録されましたもののまだ一度も利用されていない方からのご意見などをお聞きするために電話をさせていただきますして、電話での聞き取り調査を現在進めておるところでございます。

その調査をしていく中で、満足いただいたという方からのご意見でありますけれども、自宅の近くから乗車ができる点、さらにタクシーに比べて料金が安価でよいというようなご意見もいただいているところがございます。その一方で、やはり運行時間、また運行日の拡大など、より一層の利便性の向上を望む声もお聞きしておるところございまして、今後も聞き取り調査を進めまして、その調査の結果も分析をさせていただきますして、事業者からの聞き取りもさらに実施をして、制度全体の検証を行ってまいります。それによりまして、さらなる利便性の向上に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

いろいろ、利用者の方も、やはり新しい発想でまた乗合タクシーを利用される方もおられると思うんですよね。そういうことで、これがそういったご意見を賜って、やはり手直しすべきは手直しすると。もちろんタクシー会社とも当然調整する必要があるわけですが、それをできるだけ進めて、やはり公共交通の重大さというのが高齢化に従いだんだん深刻になってきていますので、やっていただきたいと思います。

次に、公共バスについては、亀山の中心部というのはさわやか号が運行されて非常に恵まれておると私は思うんですけれども、やはり周辺部は空白地帯があると。その周辺部の空白地帯を補完するために乗合タクシー制度をつくったんであろうと思いますが、これも帯に短したすきに長し的なところもあるわけですが、この周辺区域の方はそれなりにバスのルートに関していろいろ不便をかこっているという実態に関して、市の担当のほうはそういう認識がどれぐらいあるのかちょっとお尋ねいたしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

市内の公共交通の不便地域につきましては、公共交通計画の中では鉄道の駅から1キロメートル、バス停から500メートル圏域に入らないエリアと位置づけをしております。人口の約7.7%でございます。そのエリアにお住まいの方約3,800人ほど見えると認識のほうをさせていただいております。超高齢社会、また人口減少社会を迎える中で、交通不便地域の解消を含む地域公共交通の課題につきましては依然として多く、それらの解消につきましては急務であると考えておるところでございます。このような課題を解消するために、市内公共交通を補完する新たな地域公共交通として、本年10月から市内全域での乗合タクシー運行を開始させていただいたところでございます。

今後も本計画に基づきまして乗合タクシーの利用促進やコミュニティバス路線の見直し等を進めることで、鉄道、バス等、本市に係る全ての地域公共交通が一体となって機能する持続可能な公共交通ネットワークを形成しまして、交通不便地域を含む地域公共交通の課題解消を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

総合的に交通の便がよくなると非常にありがたいんですけれども、実は、私は神辺地区の太岡寺とか落針の方からいろいろと意見を賜っておるわけですが、この太岡寺、落針は下に旧国道1号線、県道がずうっと走っておりまして、その県道にはバスが走っておるんですよね。あそこはバスが走っておるじゃないかとおっしゃいますけれども、[※]県道からかなり標高がありまして、高いところに民家があると。バスはずうっと下に走っておるんですよ。だけど、そこまで降りていくのが一仕事も二仕事もあるわけですよね。特に足の悪い年配の方には、それともう一つ、県道を横断するというのがこれがまた危険な話で、非常に命の危険があるとい

※削除あり。110ページに発言の取り消し許可あり

ますか、あそこは交通量が多いところですから、そういうことであそこにバスが走っておるじゃないかとおっしゃられても、現実問題、非常に使いにくいという声が私どもたくさん伺っておるんですわ。また、太岡寺や落針の中を保育園とかそういったバスが走っておるのに、なぜ市のコミュニティバスは走らないのと言われるわけですよ。そのことに関して、ちょっとご説明をお願いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

太岡寺町及び布気町を經由いたしますコミュニティバス路線の西部ルートでございますけれども、新たに策定いたしました亀山市地域公共交通計画に基づきまして、関係する地域まちづくり協議会と協議を重ねまして、平成29年10月に再編をさせていただいたところでございます。

この再編におきまして、神辺地域の中心部を横断します営業バス路線の亀山関工業団地線の利用が不便な山下地区及び木下地区を經由するようにルートを新設いたしました。また、今まで停留所がなかった太岡寺地区、落針地区につきましても、新たに停留所を設けさせていただいたところでございます。

このルートを検討する際でございますけれども、神辺地区のまちづくり協議会からご要望いただきました経路案につきましては、運行事業者の三重交通にまず確認をいたしましたところ、地区内に車両対向が不可能な道路幅員での見通しの悪いカーブが連続するなど、バス運行上の安全上の問題があるとの回答がございまして、現在の経路となったものでございます。市のコミュニティバスの運行につきましては、その運行にかかわる全ての利用者の方、運転手、また歩行者の方、また対向車も含めましてさまざまな全ての安全の確保が第一でございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

確かに運行会社、三重交通ですね、もちろん亀山警察なんかも絡んでくるし、いろんな、市だけで決めることではないかもしれませんが、地元の住民の不便さというのやはり理解していただきたいんですよ。そして、例えばバスのサイズを考えると、道路脇に立っておる電柱をちょっと移動してとか、そういうふうなことをやりもせんといて道が狭いとかそういうことばかり言われても、地元としては、いや、ほかに何とか改善する方法はあるんじゃないのと、やはりそういう声が私どもに寄せられるのも仕方がない話であります。

太岡寺の下の県道も横断歩道もないわけですから、横断歩道のないところを横断するというのは非常に危険なことです。バス停があって横断歩道がまるっきりないというのも変な話ですけども、それを何とか改善というか、横断歩道を設置するということはできることなんですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

横断歩道につきましては警察との協議になってまいりますので、できるできないかというのは協

議の上になってまいるということでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そういった、やはり役所の縦割り、横断歩道とか信号、これは警察が絡んでくるということはよくわかっていますよ。だけど、だからといって亀山市が、もうああだめだめ、よそがうんと言わなからだめで済ませてもらうと、やはり市民はいつまでも不便をかこつことになるんですよ。

この次のバスルートの見直しはいつごろで、それまでに公共交通会議というのがあると思うんですけれども、少しでもやはりいろんなことをクリアすることはクリアして、市民の要望にできるだけ応えるんだと、そういうふうな方向性を持ってそういう会議に亀山市としては臨んでほしいと思うんですけれども、いかがですやろうか。また、バスのサイズというのもやはり検討するだけの価値はあると思うんですよ。このバスしかありませんでなくて、バスのサイズをもうちょっと考えとかいうこともやはりやってみようかというような気持ちはございますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

次回の西部ルートの再編ということでございますけれども、西部ルートの再編につきましては平成29年10月に再編を実施いたしたところでございまして、ようやく1年が経過をしたところでございます。まずは、神辺地域だけではなく西部ルート上の関係地域での利用状況の検証も予定をしておるところでございます。また、新たに運行を開始いたしました乗合タクシー制度の活用によりまして、地域の需要にも変化がある場合も考えられますことから、現時点では西部ルートの大幅な見直し、新たなルート設定については想定をしていないところでございます。次期の地域公共交通計画の策定時、検討時には、改めて地域のご意見も伺いながら策定をしていくと、そのように考えております。

もう一点、バスを小型化できないかということでございますけれども、西部ルート運行当時は14人乗りのワゴン車、小型の車両での運行もいたしておりましたけれども、定員を超えてご利用いただくということがあったことから車両を大型化したという経緯がございます。定員を超えた場合、追車対応ということでタクシー車両を手配できない場合には利用者の方にご迷惑をおかけすることになりまして、サービスが低下するという懸念がございます。現時点におきまして、またバス事業者がそのワゴン車などの小型バスを所有していないということも課題になっておるところでございます。市で運行車両を購入する必要も出てくるというようなところでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

神辺でも野尻はバス停ができて非常に皆さん喜んでおられるわけですから、落針、太岡寺、こういった地域の方で、もう不便で困るから90歳になっても車を手放すことができないというようなことのないように、高齢者の交通事故というのはやはり社会問題になりつつありますんで、そういったことも十分考えて、できるだけ市民が、ある程度年が来たら免許を手放しても何とか日常生活

がやっつけていける状況をつくっていただきたいと思います。この質問はこれで終わります。

次に、亀山市立地適正化計画について質問を行います。

立地適正化計画とは、都市基盤とかサービス機能が整っている、既に存在するまち、既成のまちの中にできるだけ会社とか個人の住居、そういったものに来ていただいて、効率的な投資というものをやることによって人口の増加と都市の活性化を推進し、都市力という言葉が使ってありましたけれども、都市力を向上させるんだと。それが立地適正化計画の大きな狙いですが、私は今回、あちこち亀山中を歩きましたけれども、羽若町とか能褒野町とか川合町とか田村町、ああいったところへ参りますと、20戸から30戸ぐらいのそんなに大きな団地じゃないですよ、20から30戸ぐらいの新しい団地がちょこちょこあるんですよ。若い家族の方がそこに住んでおられるわけですが、家も新しいし、ぱっと見てわかるんですけども、そこで当亀山市の立地適正化計画におきましては、既成の市街地、既にあるまちですけども、そこへ新しい方の居住の誘導を行うと。そういうふうなことを立地適正化計画においては述べておるんですけども、これに関して幾つか質問を行います。まず最初に、居住誘導区域というのは具体的にどういった地域を指すのかご説明を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

亀山市立地適正化計画の居住誘導区域につきましては、居住誘導区域の指定方針に基づいて設定をしております。亀山駅、関駅、井田川駅を中心としました亀山中央、関、井田川の3つの居住誘導区域を設定しております。

具体的に申しますと、まず亀山中央居住誘導区域につきましては、大規模商業施設や文化会館等の集客施設集積地から半径800メートルの圏域及び総合保健福祉センター等の医療・福祉拠点から半径300メートルの圏域、亀山宿及び亀山城下町地区、亀山駅周辺の既成市街地及び亀山駅より800メートルの圏域を前提に、国道306号と都市計画道路和賀白川線間の用途地域を指定している範囲としております。次に、関居住誘導区域につきましては、関宿重要伝統的建造物群保存地区、関駅周辺の既成の市街地及び関駅より半径800メートルの圏域を前提に関宿重伝建地区と都市機能が集積をする関駅前の国道1号沿道都市機能集積エリア、公共施設集積エリア及びその間を範囲としております。次に、井田川居住誘導区域につきましては、井田川駅周辺の既成市街地及び井田川駅より半径800メートルの圏域を前提に、住宅団地両側の国道1号と国道306号の沿道にも都市機能施設の集積が見られることから、これらの地域も住宅団地と一体のものとして居住誘導区域としております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

先ほどの説明にありましたように、居住誘導区域というのは、やはり人口密集まで行かないけど人口集中地がメインですけども、こういう地域にまた新しく住んでくださいと居住を誘導するための政策ですね、それにはどういったものを考えているのか。既に実施されておる施策はあるのか。また、これから予定している誘導施策というのはあるのか教えていただきたいと。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

居住を誘導する施策につきましては、現状の開発動向や人口の動向から判断いたしますと、誘導施策なく市場動向に任せたままでは、居住誘導区域内に誘導することは難しいというふうに考えてございます。そのようなことから、亀山市立地適正化計画では、居住を誘導する施策といたしまして住宅取得支援や宅地開発への支援、それと日常の生活利便施設の誘致などの施策を検討するということしております。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

居住誘導施策はいろいろ考えられますけれども、そういうところに来ていただいたら固定資産税をおまけするという手もあるんですけれども、税金をまけると言ってもまけてもらった本人は何か実感が伴わないので、やはり実感の伴う施策のほうが魅力的ではないかと思います。

次に、居住誘導区域と都市機能誘導区域というのに分けてあるんですけれども、この違いは何かと。これを分けなきゃいけないものなのか、居住誘導区域が全て都市機能誘導区域で、もう完全にダブってもいいんじゃないかと思うんですけれども、それはいかがですか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービス機能や公共交通が持続的に確保できるよう居住を誘導すべき区域でございます。一方、都市機能誘導区域は居住誘導区域内に設定をされるものであり、医療、福祉、商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらのサービスの効率的な提供が図られるよう定める区域でございます。また、都市機能誘導区域は、都市再生特別措置法において一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲などの考え方が定められているところでございます。そのようなことから、都市機能誘導区域の設定につきましては、都市機能の各種サービスの効率的な提供を図られるよう、居住誘導区域内において設定されるものでございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

そうしますと、居住誘導区域と都市機能誘導区域は、やはりきちっと分けやなあかんということですね。

それで、例えば、亀山中央居住誘導区域というのが設定してあるわけですけど、これが西の境界が和賀白川線なんですよね。和賀白川線は、今、予定されております北への延伸が完成すると、南北を結ぶ非常に重要ルートとなる。信号は少ないし、踏切がないということですね。その和賀白川線沿いに私が住んでいる野村地区には、関西電力株式会社が営業所といいますか基地を持っておった

んですけども、その関西電力の亀山保線所というのが撤退されて、そこに空白地ができたわけですね。そこからさらに西へ行きますと西野公園がありまして、いろいろ国道1号線バイパスも走っております。こういうふうな地域というのは、今は現在、都市機能誘導区域でもないし、居住誘導区域にも指定されていないんですけども、これから見込みのあるこういった土地というものに早いうちに居住誘導区域などを拡張しておいて、今はともかくも、将来ここに重要な施設とかそういうことを考えたときに、そういうふうな都市機能誘導区域を、また居住誘導区域をあらかじめ拡張すると、そういうことを考えることは全くないのか。それはできない話なのか、ちょっとご説明をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

亀山中央居住誘導区域につきましては、先ほども説明させていただきましたけれども、国道306号と都市計画道路の和賀白川線の間を用途地域としているところを範囲指定させていただいております。先ほど話がありました関西電力というところで、都市計画道路和賀白川線以西に当たります。その区域は居住誘導区域外ということで、立地適正化計画の中では現在の居住の維持やコミュニティの確保を図る区域ということの指定という形になってございます。

なお、居住誘導区域につきましては、先ほども話をさせていただきましたけれども、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービス機能や公共交通が持続的に確保されるよう居住を誘導する区域でありますことから、まずは今、指定をさせていただいております区域の中の既成の市街地の課題解消に向け、居住誘導区域内への居住の誘導を進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

亀山の中心部では、あちこちの地域で高齢化が進んでおって、自治会の役員のなり手がだんだん減って困るとか話があるんですけども、やはり若い方が入っていただけると、そういう高齢化のいろんな問題もやはり改善に向かうといったことも十分考えられますので、有効な施策を打って、既成の市街地の中に若い方が居住しやすい、そういう状況を進めていただきたく希望をいたしまして私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本公秀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際お諮りします。

12番 岡本公秀議員から、先ほどの一般質問において不適切な発言があったとの理由により、その一部を取り消したいとの申し出がありましたので、会議規則第63条の規定により取り消しの申し出を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

岡本公秀議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定しました。

次に、16番 服部孝規議員。

○16番(服部孝規君登壇)

通告に従い質問します。

まず、亀山駅周辺整備事業についてであります。

この事業については毎議会取り上げてきましたが、いよいよ基本設計ができ、次の段階に進むのかどうか重要な点にきています。しかし、きょうの時点まで、まだ議会にも市民にも基本設計は示されていません。

10月4日に開催されました亀山駅周辺整備事業対策特別委員会では、突然、第一種市街地再開発事業の区域が広がったことが報告されました。それによれば、これまで第一種市街地再開発事業の区域は2ブロックのみであったのが、これに市が施行する予定の駅前商店街通りの市道と駅前広場も加わりました。これにより、2ブロックだけでなく拡張予定の駅前商店街通りの市道と駅前広場も、設立される予定の再開発組合が全て施行主となります。これは大きな変更であります。

また、11月21日の特別委員会では、口頭ではありましたが、基本設計の一部が示されました。それによれば、総事業費は当初の46億円から概算ですが60億円にふえ、図書館が入る再開発ビルは当初の計画の5階建てが4階建てになる。マンションに至っては20戸から52戸にまでふえ、高さも14階建ての高層マンションになっています。さらに駐車場は、当初、立体駐車場で120台を計画していたのが、図書館用の地下駐車場を50台、地上にマンション入居者のための1戸1台を確保するとして、計算すれば52台ということになります。

昨年3月の議会で示され、その後市民に説明されたのとは大幅な変更になっております。これらは基本設計の一部で、収支の見通し、資金計画などは全く示されておりません。

そこで、まず11月20日にまとまった基本設計は、議会や市民にいつ示されるのか、まずお聞きしたいと思います。

○議長(小坂直親君)

16番 服部孝規議員の質問に対する答弁を求めます。

亀渕産業建設部次長。

○産業建設部次長(亀渕輝男君登壇)

亀山駅周辺地区2ブロック市街地再開発準備会が発注の基本設計等業務委託につきましては、11月20日の業務完了を受けまして、同準備会の発起人会及び理事会や権利関係者の間で確認の後、事業計画書として公表されるものというふうに伺っております。

この事業計画書が市へ提出されましたら、速やかに議会へもお示ししたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

議会に速やかに出したいということですが、この間の大きな変更の一つが、第一種市街地再開発事業の区域の拡大という問題であります。

このパネルをちょっと見ていただきたいんですけども、この地図自体は8月23日の特別委員会で配付されたものであります。

まず①、ここがいわゆる従来から再開発事業をやると言っておった2ブロックというところですね。それから、この②がいわゆる駅前商店街の通り、市道を拡幅します。14メートルですかね、拡幅をするという道路です。それから、ここが駅前広場、こういう3つに分かれている。8月の段階はこの3つ、それぞれ別々に、市街地再開発事業というのは、この①だけを対象にしておったと。今回言われたのは、この①も②も③も全部、市街地再開発事業の区域になった。ということは、当然、施行するのは組合だと。だから市ではないということですね。駅前広場も市道もね。

これがどういうことが起こるかという、いわゆる2ブロック以外の人、いわゆる道路がかかる人、それから駅前広場に隣接をする人が組合員の対象になるという、こういうことが起こってきたわけでありまして。

こういうふうな大幅な区域の変更をなぜやったのか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

この市街地再開発事業におけます区域の変更につきましては、当初より2ブロックの施設建築物の敷地でございます2ブロック地区及び都市計画道路でございます亀山駅前線、駅前広場と3通りの工事施行区がございました。その中で、三重県、国のほうとの協議の中で、やはり3ブロックの部分についてもこの市街地再開発地区に編入すべきというふうな指導及び打ち合わせ等の協議の中でございまして、そういう中でこの部分を入れたということでございます。

その理由といたしましては、交付金等により優遇的な部分があること。また、その交付金等の査定について非常に有利なものとなるということ、そういうところを加味して、全体として同一工期でできるというところもございまして、この部分、このような措置をさせていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今本当に戸惑いが物すごいですよ。ずうっと2ブロックだけを対象に再開発事業の説明をしてきた。例えば3ブロックの方については、再開発事業の対象ではありませんということはずうっと言ってきたわけですよ。ところが、突然に区域をこういう形に変更して、あなた方も組合員の対象ですよと言われて、早く入ってくださいと。こういうことが今起きているわけですよ。今までずうっと対象外ですよと言われてきた人が、急に、あなたのところも対象になります。組合に入ってください。こういう話ですよ。これはとんでもない話だと私は思います。

この話については、先ほども言いましたように、ずうっと2ブロックだけの話で進んできた。そういう再開発事業そのものについても説明はされていないと思うんですよ。3ブロックの方やとか、それから2ブロック以外の方ですね。だから、市長は3月の議会でしっかり丁寧に進めると、こういうように言われたんですけども、本当に急遽決まったこの区域の変更を丁寧に説明されたのでしょうか。この点についてお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

2ブロックの状況につきましては、駅前のまちづくり協議会の中で1ブロック、2ブロック、3ブロック、4ブロックと4ブロックございますけれども、そういう協議会の中で説明はさせていただいております、従来から。

その中で、ブロック会議、全体会議を行いまして、その代表者の方と協議を行い、またブロックごとに定期的にブロックの皆さんに集まってお聞きながら説明させていただいておるという状況でございます、ある程度の理解はあったものというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

それは違いますよ。やっぱり自分にかかわってくる問題であれば、それなりにしっかり聞きますけど、あなた方は2ブロックではないんだから、再開発事業の対象ではないんですからということをおっしゃっているわけですが、あなた方はね。だから、そういうことをやっておきながら説明をしてきたというのは、全く違うと思います。

12月4日に、権利者を集めた事業の説明会がありましたね。これは聞きましたら、参加者は半数程度だったということなんですね。2ブロック以外の権利者の人がこの事業について不満の声が出されたということも聞いております。

やっぱり、こんな状態の中で急にこういう区域を変更して、2ブロック以外の人についても、あなた方は組合の対象ですよということをおっしゃって、急遽組合へ入ってくれ、組合へ入ってくれと、こういうことをやってきたわけですよ、あなた方はね。こういう状況の中で、本当に組合の設立に向かうことができるのか、今ね。こんな慌ててやることはできるのかどうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

2ブロックの準備会議の中で発起人会が設立されておまして、その中で、11月28日に発起人会及び理事会を開催いたしました。その中で、この事業の組合設立認可申請につきまして、3分の2以上の同意が得られた段階で提出をしたいという旨のことが協議されました。その中で、今月5日でございますけれども、設立発起人のほうから組合設立認可申請書が提出されたような状況でございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これは私もいろいろ事情を聞きました。本当にひどいと思いますよ。4日の日にこの事業の説明会をやったわけですよ。そのときに半数しか来ていなかったんですよ。そのことを私は翌日、亀淵参事から聞きました。そんな状態では困るわなという話で、欠席された半数の方にこれからずっと説明に回るんだという話をされたのが5日ですよ。

そうしたら、6日になったら、もう組合設立の県への認可申請が出てきたので、県へ進達したいと、こういう話が出てくるわけですよ。ちょっと待ってくださいと。この説明会自体、こういうエリアになって、きちっと説明をしなきゃならんのが、半数しか来てもらえなかった。そういう人たちをフォローするために説明に歩くと言うておったやさきに、もう組合の設立を県へ認可を申請するという事を出してくるわけですよ。こんな手順が、もうどだい、間違っているやないですか。

やっぱりこういう人たちの理解をちゃんと得た上で、じゃあ、組合に入りましょうとか、そういう話があってそういう段階を踏んでいくんやと思うんですよ。あなたの説明でいくと、4日に説明会があって、欠席した人の訪問をするというやさきにもう組合を設立すると言うんですよ。一体、こういう人たちの理解とかそういうのはどうなるんですか。もうほったらかしですか。どんどんどどん国の予算がついた。組合も設立していく。だから、もうあなた方は入るしかないですよ。こういうことをやろうとしていると言うしかとりようがないじゃないですか。どうですか、これ。ひど過ぎますよ、これは。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

3ブロック等の権利者の皆様には、市街地再開発事業として道路を整備することや、組合員となることについてのご説明をさせていただいております、一定のご理解をいただいているものというふうに考えております。

しかし、権利者の中には、考えが変更をされた経緯等についてもご意見をいただいている方もお見えになりますことから、今後も権利者のご理解が深まるよう発起人等とともに対応をしていきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今あなたが言われたことは、本当なら組合の設立申請が出てきたときにストップをかけるべきですよ、市は。少なくともそういう方々にきちっと話をして、事業内容もわかってもらった上で話を進めるならともかく、今それもできていないんだと。だから、組合の設立は早過ぎるということをおあなたが言うべきじゃないですか。そうやって聞かれたらそういうふうに答えるんですよ。で、やっていることはといたら、もう全然無視して走るわけですよ。そういうやり方がこの間ずっとやっぱり不信を招いているわけですよ、私が言うのはね。だから、一旦とまって、本当にしっかり丁寧に説明すると市長が言われたんなら、そのとおりにやいなさいよ。口先だけじゃないですか、これ。聞かれたらそうやって答えるんですよ。で、やっていることはといたら無視するんですよ、

突っ走るんですよ。こんなやり方はおかしいですよ。

それで、これはずうっとこの間、質問していますけれども、やっぱり議会や市民の中の議論の中で一番大きいのは、採算性の問題が大きかったと思うんですよ、この間ね。採算が本当に合うのかどうかということ。そういう問題になると、いわゆる14階と言われる52戸のマンションですよ。これが本当に売れるのかどうかという問題。この問題はやっぱり大きな問題やと思います。

今、52戸、14階建てということですがけれども、これだけの高層マンションが駅前にできて本当に売れるのかどうか、その採算性についてどう考えてみえるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀淵次長。

○産業建設部次長（亀淵輝男君登壇）

共同住宅の参加組員として株式会社マリモという企業が参画されたというところで、今進んでおるところでございます。その計画の中で、先ほど申されましたように、高層の14階建ての共同住宅が今現在計画されているものというところでございます。その中で、私どもと申しますか組合のほうもマリモのほうと協議を重ねておりまして、その中でマリモのほうのいろいろな条件、またいろいろな組合側からの要件等もすり合わせているような状況でございます。

その中で、今現在、マリモのほうに私どものほうもなかなか亀山に非常にマンション、特にいわゆる分譲マンションというのは、今現在1カ所しかございませんので、これが2個目の事例になるかなあと申します。その中で、亀山駅前にこの共同住宅が建った場合に売れるのかというのは、私自身も非常に疑問に思っておる部分もございました。

その協議の中で、マリモのほうのお言葉をちょっと説明させていただきますと、やはり市街地再開発事業でつくる共同住宅というものは非常に信頼性が高いと。それは、やはり国なり市なりが十分そういう部分で支援をしながら進めておる事業であって、非常にいろんな部分で信頼性が高いと。

また、2点目につきましては、私どもとして今計画しております図書館の部分でございますけれども、図書館がほぼ併設されたような状況でマンションが建つというところで、非常にそういう部分では本好きの方と申しますか、そういう方については非常にマニアックな部分もございまして、非常に価値が高いものとなるであろうということが2点目。

3点目に、やはり駅前から1分程度で歩けるといふ立地条件を加味すると、十分そういう40戸、50戸のペースであれば販売は可能であるというふうなご返事をいただいております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私はやっぱり亀山市というところは、一戸建ての建物が3,000万以下で土地と建物が買えるような土地柄ですよ。そういうところで、本当に3,000万近くするようなマンションが売れていくのかということについては、前々から私も疑問を呈しております。

そのことについては、今後また進んでいくんだろうと思いますけれども、亀淵参事が3月議会でこのように言われました。全員合意がなければ、当然のことながら再開発事業の着工には着手できないというふうに考えておりますというふうに言われたんですけれども、このいわゆる事業着工に

欠かせない全員合意ができたのかどうか、この点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

先ほども申し上げましたが、組合設立認可申請の時点で3分の2の同意はとれておりますけれども、今現在、まだまだ個人のいろいろな条件、いろいろな考え方等におきまして、まだ迷ってみえる方、もちろんそのほかいろいろな部分で自分の将来の生活設計等にお悩みのある方、いろんな方がお見えになりますので、今現在としては全員同意には至っておりません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

結局3分の2で組合を設立したとしても、事業を進めていく中で、例えば道路を広げる。そのためには家を壊さなきゃならん、立ち退かなきゃならんという問題が当然起こってくるわけですよ。そのときに、合意できないわけですよ。ブルドーザーで壊すわけにはいきませんよ。そうなったときに、たちまち立ち往生するわけですよ。

だから、組合をつくるということで、全員合意がない中で、法的に3分の2でいいんだということでやっておられるようではすけれども、やっぱり私は根本にそれがないと先で行き詰まる。だから、どンドンどンドン、先へ先へ進めるような手だてを打っていますけれども、一番大もとのところで、この事業に対して本当に理解をして協力をするというのができていなかったら、事業がやっぱりどこかで詰まるんですよ。そういうことが現実にあるんで、そういうことを私は問題としているわけですよ。

こういうふうにも亀渕参事は言われたんですよ。夏ごろには何とか基本設計が完了するんじゃないかというような状況でございまして、この当時はそういうふうに見ていたんですよ。完了した時点で、また皆さんにいろいろなご説明もさせていただきますし、まだまだ今検討段階でございまして、資金計画等も本当に詳細なものを検討してまいりたいというようなことを言われています。市長もしっかり丁寧に進めてまいりたいと、こう言われたんですよ。これも決まりきった言葉なんですけどね。

お聞きしたいのは、こういう基本設計、それから収支の見通し、それから資金計画、こういうものをやっぱり議会には近々示されるようではすけれども、やっぱり市民にも説明しなきゃならんと思うんですよ。こういうことをやるのがしっかり丁寧に進めるということだと思うんですけども、市民に対する説明、具体的にいつどのようにされるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

準備会が発注いたしました2ブロック市街地再開発事業基本設計等の業務委託について、組合設立に必要な事業計画書のもととなるものでございまして、組合が施行する施設の建築設計や資金計画等について整理したものでございます。

これらの業務における成果について公表等でございますけれども、事業計画等、一般公表可能な

ものにつきましては、今後作成される予定でございます組合のホームページ等で情報発信していくものというふうに考えております。

また、一方で事業における補助金の適正な支出や公益施設及び道路等の公共施設に関する部分につきましては、市として適切に議会及び市民の皆様にお知らせしたいというふうに存じ上げます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

市民への説明会というのは、去年の3月に計画が明らかになって、夏に2回、3回やっているわけですよ。その内容と全く本当に変わってしまうような内容で今回基本設計をやられているわけですよ。そうしたら、やっぱりこれはやり直ししなきゃいかんですよ、市民の説明は。

いわゆる前の本来この事業に使う設計ではない当初案の説明をただけですよ、これ。だから、当然この設計に関して市民説明会というのを同じようにやらなきゃいかんと思うんですよ。やるんですか、具体的に。その点を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

亀渕次長。

○産業建設部次長（亀渕輝男君登壇）

先ほど申しあげましたように、事業における補助金の適正な支出や公共施設及び道路の公共施設に関する部分につきましては、適切に議会及び市民の皆様にお知らせしたいと考えておきまして、この部分については説明等も行っていきたいなあとというふうに考えておりますけれども、2ブロックの全体の部分につきましては、準備会、組合になりますけれども、組合が行ったり承認していくものかなあというふうには考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱりこの進め方の問題で私はいつも思うんですけど、そうやって言うと、2ブロックの組合がと言うんですね。先ほども言いましたけど、4日の説明会の後、誰が一体、欠席者に回ったんですか。組合の役員と違いますやろう。あなた方職員であったりコンサルが回っているんですよ。だから、実態としてやっているのは、市とコンサルが中心になってやっているわけですよ。ところが、こういうことを説明する必要があるやないかと言ったら、これは組合ですと。使い分けするんですよ、あなた方は。おかしいでしょう。実態として組合が本当に、僕もよく見ますけれども、組合の役員さんが走り回っておるかと言ったら走り回っていませんよ、そんなに。走り回っているのは市の職員やないですか。コンサルやないですか。そういう実態がありながらこういう話をすると、いや、それは組合のものでありますから、組合にやってもらいますという話ですよ。おかしいでしょう。

60億からのお金を使うんですよ。その60億の内訳を見てくださいよ。五十数億は公のお金ですよ。3分の1、3分の1は国と市、残りの3分の1の組合の負担も、市が図書館を買う床13億、こういうお金が入るわけですよ。ほとんど公のお金やないですか。こういう60億の事業、大半が公費、こういうものをやるのにきちっと市民に説明しない。ないでしょう、これは。

市長どうですか、これは説明が要ると思いませんか、全体を。2ブロックのところも含めて全体

をやっぱり市民に説明する必要があると思いますけど、市長どうですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、この駅前の再生のための整備事業、総合計画に掲げて、そしてこれを年次の計画で提示をさせていただきながら、この数年来、議会の皆様、市民の皆様にご理解をいただきながら展開をしてきたものでございます。当然、今、議員ご指摘のさまざまなプロセスや権利者並びにこの第3ブロックのそれぞれのブロックのお立場、あるいは個々のご事情、あるいは権利者の皆様のご事情、これは本当に多様なものがございます。しかし、それぞれの全体会であったり、ブロック会議であったり、これを本当に地域の関係者の皆様のご努力をいただいて積み上げ、また関係機関、国、県初めご協力いただきながら、今日ここに至っておるところであります。

したがって、この議会での議論、それから図書館の移転等々のことも含めて、現在、事業計画書として組合設立に向けてご準備をいただく局面になってまいりました。

当然、この議会並びに市民の皆様はこの全体の事業の詳細につきましても、当然お伝えをさせていただいて展開をしていく、そういう立場には変わりはありませんし、今後につきましても、そのような基本姿勢で臨んでまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

説明会はやるというふうに理解をしたいと思います。

あと残り少なくなってきましたので、次に移りたいと思います。

やっぱりこの駅前の問題は、余りにも国からお金がおりてきたんで急がないかん、組合を設立して急がないかと、こういうことばかりですよ。本当にその地元の人たち、地域の人たち、権利者、市民、こういうところを置き去りにされていると。このことだけはしっかり言っておきたいと思います。

次に、シャープ亀山工場での外国人労働者の大量の雇いどめについてお聞きしたいと思います。

私がこのことを最初に知ったのは、11月30日の中日新聞の夕刊です。シャープ亀山工場3次下請外国人1,000人雇いどめという見出しでした。その直後にNHKが2,900人が雇いどめというふうに報じました。それ以降は、マスコミでも2,900人が雇いどめというふうに報道をした。ここに来て、12月7日の新聞報道によりますと、さらにそれにプラス、日本人労働者も1,000人解雇されたのではないかなというような報道もされております。

先日終わりましたが、臨時国会でもこの外国人労働者の受け入れを拡大する入管法の改定案というのが審議をされまして、この審議の中にも、この法案の問題点が表面化した出来事として、シャープの亀山工場での外国人労働者の大量の雇いどめが取り上げられたということでもあります。

さらに最近では、鈴木知事が雇いどめをした会社から350万円の献金を受けていたということも明らかになりました。このように次から次へと広がっているのが現実であります。

ところが、亀山市はどうか。これも報道から10日以上たちますが、いまだに市からの説明というのは何もありません。亀山市が45億、県が90億も出して誘致した企業であり、その動静が市

政に大きな影響を与える企業で重大な出来事なのに、何で説明すらしめないのか。

そこで、まず市が把握をしている情報、現時点での情報をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回報道されましたシャープ株式会社亀山工場に関する記事につきまして、市が把握している情報についてご説明をさせていただきます。

昨年4月にシャープ株式会社から新事業により人員を倍増する計画がある旨の報告を受け、その後、シャープ株式会社から計画どおり進めているとの報告を受けておりました。さらに、年度末ごろに具体的な人員削減数の報告はございませんでしたが、新事業は縮小するものの、液晶事業については事業の縮小や人員削減はない旨の報告がございました。その後、今年度に入りましてからは、液晶事業に関して事業規模及び雇用について、これまでどおり維持されると伺っておったところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

まあ、通り一遍で。

具体的に聞きますけど、今回こういう雇いどめの問題がありましたけれども、市に対してシャープなり三重県から報告があったのか。この11月30日の新聞報道までですよ。この時点であったのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

シャープ株式会社からは、これまでから随時、企業活動についての状況報告を受けておりました。今回の新事業の増減につきましても、先ほどご答弁申し上げたとおり報告は受けているところでございます。

一方、県からの報告につきましては、今回の件に関しましては、特に報告は受けていないところでございます。

ハローワーク鈴鹿に大量離職時の情報伝達について確認をいたしましたところ、そのような情報がありますと、ハローワークから三重労働局に報告がされまして、労働局から三重県の雇用対策課に連絡されるということでした。

こうした情報伝達の中では、市が情報を知ることはできませんでしたが、市内企業のこうした雇用状況につきましても、市も把握すべき情報であると認識をいたしております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

私が疑問に思うのは、シャープの側が去年生産を拡大すると言われたと。当然そうすると従業員をふやさなきゃならんと出てきますよね。逆に縮小するという報告があったということですけど

も、それについては当然、労働者の問題が出てくるじゃないですか。そういうところに思いは至らなかったということですかね。あなた方が報告を受けたのは、事業を広げるといことと縮小するという話だけだった。そこに伴う労働者の話は一切受けていないんですよ、あなた方は。あなた方自身も、事業が縮小すると聞いておきながら、労働者はどうなるんですかという問いかけもしていないんですよ、これ。だから結局、11月30日に発表されるまでわからなかったんですよ。こんなことでいいんですか。

それから、県との関係もそうですよ。私はこれを誘致したときのことをよく知っていますけど、県と市が一緒になってやったんですよ、この誘致を。県が90億、亀山が45億出したんですよ。そういう企業でありながら、そこがそういうことをやったのに県から何も報告がない。こんな扱いですか、亀山市は。そういうことがやっぱり問題であるというふうに思います。

今回の問題、直接シャープが雇用したものではないということで報道されていますけれども、私は大手企業の社会的責任という問題はやっぱりあるんだろうと思います。シャープが事業を拡大したために雇用が必要になった。それから、縮小したのためにこういう雇いどめみたいなことが起こったということですからね。当然、もとはシャープのそういう製造のいわゆるふえる、減るとい問題が大もとにあるわけですよ。だからそういう問題で考えていくと、やっぱりこれは大もとの責任として私はあるというふうに考えるべきだと思います。

今回の雇いどめのやり方は非常に悪質であるというふうに言われています。これは国会でも指摘をされましたけれども、2カ月で契約更新を何度も何度もやっていくというようなことをやっています。これは何のためにやるかという、社会保険や有給休暇をとらせない。社会保険から逃れる。有給休暇をとらせないということをやっている。仕事はというと、全く同じ職場で同じ仕事をしているんです。ところが、2カ月で別のグループ会社内を転々とさせるという形で切っているわけですね。そのごとに、例えば生産が変動するごとに時間給も変わってくる。1,300円が1,200円、1,100円というふうに変わってくると、こういうふうな問題も指摘をされております。

やっぱりこういうやり方は、同じ職場で働きながら2カ月の短期の契約で、グループ内の企業で雇用を回していくというやり方ですね。これはやっぱり脱法的な行為だというふうに私は思います。

だから、本当に生産が縮小するという話があったときに、なぜ対応しなかったのか。この点について、部長、どうですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどもご答弁申し上げましたとおり、昨年度末ごろに具体的な人員の削減数の報告がございましたけれども、新事業が縮小するものの、液晶事業については事業の縮小や人員削減はない旨の報告がございまして、その後、今年度に入りましてからも、液晶事業に関してこれまでどおり維持をされていると伺っていたところでございまして、こちらのほうから人員削減についての問い合わせはしなかったというところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

これは重大ですよ。人員削減はないと言うたんですね、シャープは。実際には切ったわけですよ。ということは、市にうそをついたということですよ。虚偽の報告をしたということですよ。事は重大ですよ、これ。間違いないですね。人員削減はないとはっきり言うたんですね、シャープは。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

人員削減はないということにつきましては、液晶事業については事業の縮小や人員削減はないという旨の報告があったものでございまして、あくまで新事業の縮小ということでございました。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回問題になったのはアップル社の部品を製造するという話ですよ。液晶やないんですか、これは。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

新事業の内容につきましては、電子部品の生産とは聞いておりましたが、詳細な事業内容については、報告のほうはいただいているところがございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

そうすると、液晶テレビをつくるパネルとかそういうものが液晶だと。それ以外のものは別で新事業だと。だからそれは聞いていないと、こういうことですね。まあ、いいですわ。

ということは、報告はないということですよ、そのことについてはほとんど何も。そうでしょう。新事業に関しての先ほど言われた液晶については、生産をふやすとか縮小するという報告はあるけれども、この新事業に関しては全然報告がないということですよ。だから、当然この雇いどめとかそういうことも一切つかむあれがなかったと、こういうふうに理解してよろしいか。

○議長（小坂直親君）

答弁を求めます。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

新事業の詳細につきましては、報告はいただいているところがございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

この問題は、私は条例の問題があると思いますよ。亀山市の産業振興条例、これの目的を見ますと、奨励措置を講ずることにより就労の場の確保、市の産業経済の振興及び市民生活の向上に資す

る、こういう目的がうたわれております。当然この目的に応じて45億というお金も出しておられるわけですね。今回のこういう雇いどめの事態、いわゆるこういうことについては、この目的である就労の場の確保を壊したことになると思うんですが、その点の見解はいかがですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今回の件につきましては、雇用や地域経済に対するシャープ株式会社の影響が非常に大きいということもありまして、これまでから企業活動についての報告を受けておるところでございまして、特に今回の条例の中の雇用を壊したというふうには解釈をしていないところでございます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

じゃあ、どういう事態が雇用を壊すことになるんですか。非正規の労働者なら減っても雇用を壊したことはないということですか。おかしいでしょう。現実に働く人が切られているんですよ。雇用がそれだけ減っているんですよ。どうして雇用を壊したことになるんですか。理解できません。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今回の、くしくも今、議員もご指摘をいただきましたが、シャープのこの請負会社、この3次、4次、5次という下請の人材派遣の業に対して非常に悪質で法を超える、そういう問題が生じた。いわゆる雇いどめとおっしゃられましたが、派遣切りのようなことをご指摘いただいております。

今おっしゃられる大企業であれ、あるいは中小であれ、企業は社会的責任を当然とるべきことは言うまでもないことでありますが、シャープ亀山工場につきましては、操業からもう十数年ということで、本市の雇用、経済にしっかり貢献をしてきていただきました。当然、事業計画や市場の動向によってその事業量の増減があるかと思えます。それは適切に法に基づきその調整をされて、適切に運用されておられると思えます。

今、議員ご指摘のいわゆる派遣切り、あるいは雇いどめ、この社会的な問題としてなっておる入管法との絡みもございましたけれども、外国人労働者の扱いにつきましても、やはり適切に法の趣旨に合って、企業が地域社会がそれを適切に対応すべきものというふうに認識をいたしておるものであります。

本市といたしましても、2,900名という外国人の雇用と絡みます全てが亀山の住民ということではなかろうかと思えますが、私どもとしてはこの間、担当部、いわゆる就業の支援の相談でありますとか、あるいは生活支援、あるいは生活保護等々にかかわりましても、この件かどうかは定かではありませんけれども、市といたしましては最善の努力をいたしておるところでございまして、その点をご理解いただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

余りにもひどいですよ。こういう事態が起こったことが、法的な手続がちゃんとやられていたら問題ないというんですよね、市長はね。そんな問題やないんですよ、これ。私が言った社会的責任って、そういうことですよ、要は。いわゆる雇用の調整弁、この入管法の問題でも議論されました。そんな形で扱っていいのかという話ですよ。人を。人は物やないんですよ。そういうことが問われている事態なんですよ。そのことの認識が、私は市長にはないと思います。

例えば総合計画、亀山市は掲げています。こういうことを掲げています。企業活動の促進、働く場の充実、雇用の創出と働きやすい環境づくりとして、就労者の働きやすい環境を目指し、雇用や労働に関する相談に応じる。相談なんかしていませんよね、この間。相談に来てくださいという話は聞いたことがないですよ。

それから、共生社会の推進という項目では、多文化共生の推進として、生活の利便性や災害対応など暮らしにかかわる情報提供を行うとともに、仕事や子育てなど、さまざまな分野に対する多言語での相談体制の充実を図るなど、外国人の暮らしの不安解消に努めます。これが総合計画ですよ。相談に応じます。不安の解消に努めます。こう言っているんですよ、総合計画で。何もしていないやないですか。

こういうことがうたわれておりながら、今回どう対応したんですか。相談に来てくださって呼びかけしたんですか。お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山市では、平成18年から働く人の相談窓口をこれまでから開設しておりまして、各種の雇用に関する相談に応じておりまして、内容に応じて三重労働局、またハローワーク鈴鹿などの関係機関への橋渡しを行っておるところでございますが、今回、特に相談を呼びかけたということはございません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

働く相談窓口はよく知っていますよ。私が田中前市長に求めてつくってもらったんですよ、あれね。そういうのがあるからしない方がいいのと違うんですよ。これだけの数の人が路頭に迷うわけですよ。仕事をなくすのと同時に住まいをなくす人もいますよ。あしたから困るわけですよ、直ちに。そういう人がいるわけですよ、現実に。なぜそういう人に対して相談に来てくださいという一言がないんですか。あなた方の答弁を聞いていると、人ごとやないですか。余りにもこれは、私はひどいと思います。

県も私は十分な対応をしたと思いませんけれども、少なくともこの間の鈴木知事の対応、自分自身でも言うていますよ。今回の対応は必ずしも十分ではなかったということも言われています。だから、改善を図るという考えも出されております。プロジェクトチームをつくるという話も出ています。少なくともそういう形でこの問題が明らかになってから、県は動きをつくっていますよ。亀

山市は何にもしていないじゃないですか、これ。

市長、今度の事態を受けて、どう亀山市はしていくのか。それは適法にやられたことだから知りませんと言うのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

雇いどめの問題については、それこそ労働者派遣法等々関連法令に基づいて適切に対応する、このことが必要であろうというふうに思っております。その上で、基礎自治体としては十分情報収集を行って、対象となりました方々に広く相談体制を敷いていくということにつきましては、しっかり対応してまいりたいというふうに考えておるところであります。

あわせて今回、入管法も国で議論がなされ、制定されました。私どもは外国人の労働者が多いまちということで、県内でも多い、いわゆる居住も多いわけがございますので、今ご指摘のような多様な生活支援や言語の応援であったり、いろんなことをさせていただいておるところであります。

しかし、今回、先月27日に、ちょうど本市を含みます全国の15市、外国人の在住の多い都市でつくっております外国人集中都市会議におきまして、外国人の生活支援策の充実を求める意見書を合同で提出させていただきました。それはこのような問題も含めて、縦割りのさまざまな法体系になっております問題について適切に対応してもらう必要があるということについて、国に要望させていただいたところあります。

私どもとしても、今後におきましても、この外国人の生活支援、あるいは雇用支援、言語の対応等々、しっかりと対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱり市長、人は一番困ったときに何をしてくれるかなんですよ。だから、今言われたのは平時の話ですよ、これは。そうじゃなくして、現実にかうやってして、仕事を失う、あわせて住居も失うという方が現実に出ているわけですよ。そういうときに呼びかけもしない。今の話もそうでしょう。だから、今からでも遅くないですよ。相談を受けますので来てくださいと呼びかけてくださいよ、ここで。「亀山市、相談に乗ります。どうぞお越してください。」と言えませんか、それ。どうですか、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

この案件も含めて、当然そのような対応をさせていただいていくことにいたしたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

やっぱりこういう問題を取り上げて言わないことには動かないでは困るんですね。ああいう新

聞報道がされた時点で、やっぱりすぐ動いてほしいですよ、こういうことは。そういうことがやっぱりされていなかったということは問題だと思います。

最後にもう一点、市長にお伺いしたい。

県知事が雇いどめをされた会社から献金を受けていたということが明らかになったわけですが、これは亀山市の住民だというふうな報道もされております。櫻井市長自身はこういう会社からの献金を受けていないのかどうか、確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

受けておりません。

○議長（小坂直親君）

服部議員。

○16番（服部孝規君登壇）

今回、シャープの問題を取り上げました。私は議員になってからずっとこの問題にかかわっています。シャープという大手の企業が亀山に来ていただいたこと、これは大いに歓迎をしたいと思っています。

ただ、私がずっと問題にしているのは、そういう一企業に、私企業に45億ものお金を投資するというのが問題だということを常々言ってまいりました。そのことの効果というのも本当にあるのかどうかということが随分問われてきましたし、今回のような事態を見ていると、シャープからの報告もなければ、それに対して市として対応することもできていない。こんな中で本当に45億を投資したことが生きるのかどうかという、こういう問題がやっぱり今回提起されたんだろうというふうに思います。

そのことを申し述べて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

16番 服部孝規議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時53分 休憩）

（午後 2時02分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党の森 美和子でございます。一般質問、よろしくお願いをしたいと思います。

今回は、ざくっと福祉を取り巻く課題についてという大きなテーマを掲げました。その中で、大きく2点、健康福祉部の職員体制についてと障がい者施策についてをお聞きしたいと思います。

ことしの3月の予算決算委員会でも扶助費について議論をさせていただきました。扶助費が伸びておるということをすごく言われるんですけど、数値的にも非常に伸びているということはおよくわ

かっております。これはやっぱり高齢化に伴う問題とか、それからまた障がい児・者の増加、それから生活困窮者の問題、こうした課題に対する伸びを抑制するということは非常に難しいかと思っております。

伸びているということは、こういったいろんなサービスを受ける人がふえておるということが背景にあると思うんですけど、そういった人たちが伸びておるのに職員体制はどうなのかということについてお聞きをしたいと思います。

大きく1点目の健康福祉部の職員体制についてお伺いをしたいと思います。

妊娠、出産からお亡くなりになるまで、幅広くサービスが提供されているのが健康福祉部だと思いますが、どんな職種がその中であるのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問に対する答弁を求めます。

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの健康福祉部の職員体制でございますが、12月1日現在、私、理事を初め総数で360名の職員が配属されております。

具体的に職種を申し上げますと、事務職員、保健師、保育士、幼稚園教諭、給食調理員、社会福祉士、精神保健福祉士、歯科衛生士、助産師、准看護師、女性心理相談員など、非常に多様な職種をもって部を構成いたしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

たくさん職種の方が360名という体制の中で仕事をしておられる。特に健康福祉部は市民に接する機会が多いという部署でありますので、本当にいろんな方が働いているんだなということを感じます。

また、特にこの中の専門職がかなりいらっしゃるということですが、正規・非正規の割合についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほどご答弁させていただきました内訳の中で、正規・非正規のお尋ねでございますので、職員数360名のうち、正規が118名、非正規が242名でございます。その割合を申し上げますと、正規が約33%、非正規が約67%となるものでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

正規が33%で、非正規が67%ということで、こういった正規・非正規の割合があるということで、職種の中でも時間帯とか、そういう部分ではいろんなかわりをされている方もいらっしゃると思いますが、こういった実態が明らかになりました。

一番聞きたかった職員の適正配置についてであります。最初に申し上げたように扶助費が伸びておる、でも職員の人員というのはほとんど変わっていないという中で、じゃあサービスを受けないといけない人たちがふえておる中で、その中身はどんなふうになっているのかなということが非常に疑問に思いました。定員適正化計画の中にも、業務量の把握と適正配置が課題として上がっておりますし、継続的な業務量調査による適正な人員配置が基本方針に位置づけられております。特に福祉の部門におきましては、さまざまなサービスを受ける方の増加に見合った人員配置になっているのか、その点について非常に疑問に思っております。

全体の中での職員配置は、多分定員適正化計画にのっとなって数は決まっておりますが、その中身がその数に見合っているのか、その点について総合政策部長のほうにご答弁を願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のとおり、今進めておりますのは第3次定員適正化計画でございます。これは平成32年4月1日を目標期間といたしております。第1次から換算しますと5年ごとに第2次、第3次。第1次が平成22年4月1日、第2次が平成27年4月1日、第3次が平成32年4月1日ということで、これは議員ご指摘のとおり、目標職員数は医療職、消防職を除いて424人ということで、これは1次、2次、3次とも全て同数でございます。おっしゃるようにさまざまな行政需要は変わっておりますが、全体としての職員数というのには変更がない状況でございます。

こうした中で、今ご指摘のとおり、特に福祉部門の業務量が増加傾向にある中、専門職を含めた部署の業務マネジメントの必要性も年々高まっているというふうに考えております。この定員適正化計画につきましては、職員数を一定にしながらも、424人の中で行政需要に応じて部署ごとに手厚くしたり、人数を減らしたりという形の中で一定を保ってきたところでございまして、これにつきましては専門職も同様の考えで進めてまいったところでございまして、今回平成32年4月1日が第3次の計画期間となりますので、今後の行政需要を十分考慮して、こういった専門職の増員も含めまして適正な人員配置について検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

適正な人員配置にしていくというふうなご答弁でありましたが、この現場の部署では非常にさまざまな課題もあるように思いますし、そういったことも少し耳に入ってきております。特に福祉部門の現場で何か人力的な部分での人員が足りているとか、そういった部分での課題があるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど山本部長が答弁されましたように、人員適正化計画の中で私ども健康福祉部も推移していることは事実でございます。そういった中で、議員が冒頭申されましたように扶助費の増大であるとか、それから専門職の必要性であるとかということは大変大きなものと考えておりまして、それ

らを連携とか、お互いのスキルアップをする中で捉えてまいりたいと考えておりますし、また根幹にはその専門性が発揮できるような職場づくり、健康福祉部としての職責を全うすることでお互いがお互いを思いやる、そんな職場環境の中で一つ一つクリアできればなと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

なかなか424人という定数が決まっていて、その中でどちらにウエートを置いていくかというのは難しい話だと思うし、ただ今いろんな課題が私はあると感じているんですけど、職員がどんどん負担になってくる、イコール市民サービスには大きな影響が出てくる、そんなことも感じておりますので、また特に福祉の部署というのは一回その方にかかわったら終わりではなくて、伴走型支援とか、それからアウトリーチとか、訪問ですよ、そういったことを積極的にこれからやっぴりきちっとした人員配置を考えていかなければならない、このことをお伝えしたいと思います。

次に移らせていただきます。

障がい者施策についてお伺いをしたいと思います。

今月3日から9日までは障害者週間でありました。12月1日号の「広報かめやま」にもカラー刷りで2ページにわたってこのことが掲載をされておりました。そういった中で、障害者差別解消法施行後の対応についてお伺いをしたいと思います。

全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため障害者差別解消法が制定をされ、28年4月1日から施行されました。3年目に当たり、一つ一つ確認をしておきたいと思います。

こういった法律ができたとき、ともすれば私たちも市民による周知はどうなんだということを聞きます。ただ、サービス側の意識はどうなのかということをお聞きしていきたいと思います。

この差別解消法という名称のとおり、差別と思わなくても先入観からどうしても合理的配慮といえますか、そういうことがなかなか意識改革の中、自分の意識の中にきちっと持たないとこれは進んでいかないんじゃないかと思うんですが、職員の意識について障害者差別解消法が制定をされ、施行された後での職員の意識についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

先ほど議員申されましたように、平成28年4月に障害者差別解消法の施行に合わせまして、本市では職員の対応に関する要領というものを同月1日に施行いたしまして、窓口等における職員の障がいを理由とする差別に関する相談に対しまして、窓口、これは2つございますが、地域福祉課と総務課に設置をいたし、適切に相談ができるよう対応しているところでございます。

また、例を申しますと、この要領に基づきまして、例えばですけれども、窓口業務における手話通訳者の派遣であったり、また市主催のイベントにおいて必要に応じて要約筆記や手話通訳者を設置するなど、合理的配慮の提供に努めているところでもございます。引き続きこのような考え方の中で、職員の障がい者差別に係る認識が高められますよう取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

相談もきちっとやっていたらということでも理解をさせていただきましたが、次に職員の研修についてお伺いをしたいと思います。

以前この質問をさせていただいたときに、職員研修を行うという形で聞いておりました。これが行われたのか。それから、毎年新規採用が亀山市にはあると思うんですけど、新規採用者への研修の中にこうした差別解消法にうたわれている合理的配慮、こういったことが項目として上がっているのか。それから、研修ですが、非常勤職員に対しても行ったのか。その3点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、職員対応要領につきましては、まず職員全体で共有していくことが何より重要と考えておりました、その周知徹底のために制定当時、管理職に対しまして説明も兼ねて研修会を実施いたしましたところでございます。障害者差別解消法の目的でもあります共生社会の実現に向けて、職員全体が法の趣旨を理解し、適切に対応する必要があるでございますので、来年度以降、新規採用職員に対する研修をカリキュラムに加えるなど、職員全体に対する研修、啓発を継続的に実施してまいりたいと考えております。そうしたことから、現在、新規採用職員のカリキュラムには加わっておりませんが、来年度以降にはそのカリキュラムに加えさせていただきたいと思っております。

それと、職員全体で継続的に実施してまいりたいということで、これは当然非常勤職員も含めてその対象としてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

今の説明ですと、管理職に対して研修を行ったというふうにお聞きしましたが、そうすると研修を受けた管理職の方から自分の担当の職員に対して何らかの働きかけ、この対応要領をみんな見ておきなさいよというところで済んでいるのか、それぞれそのままきちっとやられているのか、そのままになっているのか、その点について把握をされているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

この管理職の研修の中で最も重視されたのは、先ほど議員も申し上げられました合理的配慮をしっかりと障がいをお持ちの方に行うという視点での説明会、研修会であったというふうに認識をしておりまして、ただこの部分をしっかりと部下に周知徹底ができたかどうかということについては、大変申しわけないですけれども、私の段階では把握ができていない状況でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

本当にそこが大事なことで、管理職だけが知っておけばいいとか、対応要領を渡せばいいという問題ではなくて、やっぱり意識改革ですので、すぐ何かという形ではなくて、お一人お一人が対応をどうしたらいいのかということを考えるきっかけになるんじゃないかと思いますので、やっぱりそこはしっかりと自分の担当の職員の方に伝えていただく。これはここで座っておられる方皆さんがそのようにしていただきたいと、これは要望をしておきたいと思います。

それから、自立支援の考え方についてお伺いをしたいと思います。

ここで言う自立支援というのは、就労支援という観点からの自立支援ということで聞いていただきたいと思います。

鈴鹿市とか津市など、近隣市で障がい者の事業所で作ったパンとかお弁当、クッキーとか、そういったものを庁舎の中で販売しているところを見かけます。ありましたら必ず私も買うようにしているんですけど、市内の事業所さんに訪問したときに利用者さんがつくった作品を見せていただきました。本当にクオリティーが高くてすばらしいなというふうに、それは作品だったんですけど、その作品に私も驚いたんですけど、そこで言われたのが就労移行をしても一般の企業なんかには就労しても継続できないと。やっぱりすぐやめてしまうとかというようなことがあって、体験実習とか、そういった就労準備、そういうことでこの庁舎を使わせていただいて販売とか、そういった訓練の場にはできないんだろうかという話を聞かせていただきました。なかなか公共施設で販売するというのが難しいのかどうかということも私もちょっとわからなかったので、一回議会の中で質問してみるということで今回こういった質問をさせていただいたんですけど、これはあいあいだけとかではなくて、公共施設を活用したそういった対応ができないのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

現在、障がい者の就労を支援する事業所等が物品販売を行う場として提供しております公共施設は、総合保健福祉センターあいあいのみでございます。

他市の状況を見ますと、障がい者の社会参加を応援しようと障がい者の就労を支援する事業所等が市役所の庁舎内で物品販売を行う場を提供しておりまして、販売日や品目等をホームページで広く周知している事例もございます。

本市におきましては、それぞれの公共施設におきまして物理的に販売スペースや駐車スペースを確保できるかということも考慮する必要はございますが、公共施設で物品販売をいたしたいという申請がございましたら、適切に対応していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ぜひ前向きに取り組んでいただきたいなと思いますし、そういった訓練をすることによって、一般就労になったときに継続性が生まれてくるということもあろうかと思いますが、そういった人たちの少しでも訓練の場になれるような体制をつくっていただきたいと思います。

では、医療的ケア児についてお伺いをしたいと思います。

これも少し予算決算委員会でも質問させていただいたんですけど、医療的ケア児にかかわっている方から少しご相談もいただいたので、今回質問をさせていただくことになりました。

医療的ケア児とは、気管切開をしていてたんの吸引が必要、それから口から食事をとれない場合に経管栄養でおなかから栄養をとるなど、生活する上で医療が必要な子供たちのことで、全国で1万7,000人ほどいると言われており、10年前に比べて1.8倍にふえていると言われております。この背景には、何よりも小児科の医療技術が進歩してきたということがあります。

日本は新生児の救命率世界一と言われております。以前3月にも申し上げましたが、2000グラムで生まれてきた子供が助かっているという、そういった事例があるということでもあります。体調が安定していて家で暮らせると医師が判断すれば、我が家に帰ってくることができます。2016年、児童福祉法が改正をされ、医療的ケア児の存在が初めて法律に明記をされ、医療や福祉に加えて教育の面でも支援が受けられるように努めなければいけないことになりました。ただ、まだまだ支援は充実しているとは言えず、現実には医療的ケアが理由で学校に通えなかったり、学校に通わせるために家族が重い負担を強いられているケースが全国的にはあります。

1つ目としまして、市内の現状についてお伺いをしたいと思います。

以前聞かせていただいた中では、亀山市内には14名のお子さんがいらっしゃるというふうに言われておりましたが、変わらないのか確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

医療的ケア児でございますが、先ほど議員おっしゃいましたように、現在14名を把握しております。その内訳を申し上げますと、未就園児が6名、幼稚園・保育園児が4名、小学生が3名、高校生が1名、合わせて14名となるものでございまして、冒頭申されましたように医療的ケアの内容につきましては、在宅酸素であったり人工の呼吸器の使用であったり経鼻栄養などでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

では、幼稚園や保育園での受け入れ状況についてお伺いをしたいと思います。

私が意見交換させていただいた折には、認定こども園アスレとみずほ台幼稚園の2カ所で受け入れをしているというふうに聞いておりますが、現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

幼稚園や保育園での受け入れでございますが、公立の保育所、認定こども園及び幼稚園に障がいがあるお子さんが入所される場合、その介助の必要性に応じ介助員や保育士等の職員を配置しているところであり、特に医療的ケアを必要とするお子さんの場合につきましては、看護師の配置を行っております。現在、看護師の配置が必要なお子さんの受け入れ状況といたしまして、関認定こども園アスレに1名、みずほ台幼稚園に1名の計2名のお子さんが在籍しており、それぞれの園に1

名ずつ看護師を配置しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

少しお話を聞かせていただく中では、この関のアスレとみずほ台幼稚園に固定化されているんじゃないかというふうに言われました。これが多分お母さん方が仕事に行く場合でも、例えば川崎の方がみずほ台がいっぱいであれば関まで連れて行って、それから鈴鹿のほうに行くということは非常に無理なことなのだというようなお話も聞かせていただいたんですが、どの園の区域のお子さんがそういった医療的ケア児として在宅をされる場合も、その近くの保育園、また幼稚園に通うことが可能なかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

現在、対象となるお子さんが在籍している園が関認定こども園アスレとみずほ台幼稚園でありますことから、現時点では対象園児が在園する園に看護師を配置しております。ですので、特定の園に受け入れを固定しているというのではなくて、お子さんが在園したらそちらのほうで受け入れの体制を整えるということで考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

あと、先ほどの健康福祉部長のお話でありますと、幼稚園、保育園の対象のお子さんが4名いらっしゃるというふうにお聞きしましたが、1名ずつという話でしたよね、アスレとみずほ台幼稚園に。あの子はそういう要請がない子なのか、その点について把握をされているのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

4名につきまして把握をしております。ただ、看護師の配置までは必要ないということで、医療的ケアがどの程度必要かということについて、あるいは園ではなくて家でのケアというような状況まで把握させていただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

ありがとうございました。

それから、次の小・中学校における受け入れ状況についてお伺いをしたいと思います。

先ほどのお話でありますと、小学校に3名というふうに福祉のほうからは聞いておりますが、現状についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在、市内小・中学校において医療的ケアが必要な児童・生徒は、小学校に1名在籍しており、医療的ケアを行うために看護師を配置しております。また、来年度には新1年生1名が加わり、合計2名になる予定でございます。現在3名のうち1名が看護師を配置した医療的ケア児ということですが、残りの2名については医療的ケア児としては把握してございません。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

看護師さんが必要ではない形で学校に通われているということで理解をさせていただいていいのか、それからさっき幼稚園、保育園でも聞きましたが、どの学校でも受け入れが可能なのか、その点についてもあわせて聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

市内小・中学校の特定の学校に限定することではなく、どこの学校でも受け入れは可能でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

1名看護師が配置をされているというふうにおっしゃっていましたが、3名いらっしゃるというその2名は看護師が必要じゃない子なのかということの確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

看護師の配置に頼らず介助員の配置ということで対応させていただいております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

少し冒頭でも触れましたが、家族が学校に通わせるために重い負担になっている。学校に必ず一緒に来てもらわなあかんとかという、そういったことが大きな問題になっておりましたが、そういったことを強られるようなことは亀山市ではないのかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

小・中学校においては、現在看護師を配置しております。学校生活において家族に負担を強いられるということはありません。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

最初に言いましたように、医療的ケア児の子が全国的にもふえている。10年間で1.8倍になっているというふうなこともありますので、少なからず亀山市の中でもそういった子が地域の中に戻ってくるということがあろうかと思えます。この看護師の確保というのが非常に難しいというふうに今言われている中で、そういった家族の負担とか、そういったことが課題になるんじゃないかと思ひまして聞かせていただきました。それは最後にちょっと触れますが、相談体制についてお伺いをしたいと思います。

病院から帰ってきて、成長に合わせて幼稚園、保育園、また小学校、中学校に親御さんが入園・入学を希望される場合、どこに相談をしたらいいのか。その相談体制についてそれぞれ聞かせていただきたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

相談体制でございますが、医療的ケアが必要なお子さんの退院時には医療機関の地域連携担当が主体となって保護者や医師、看護師、理学療法士等の医療関係者、行政担当者、相談支援事業所の相談支援専門員などによるカンファレンスが行われ、自宅及び地域での受け入れ体制等について情報共有が行われます。なお、市からの出席者でございますが、地域連携担当の要請に応じ、障がい福祉、地域での療育、母子保健、保育・教育などに関する担当が出席しております。

一方、退院後、一定期間が経過してから入学や入園を希望された場合の市における保護者等の相談は、子ども未来課子ども支援グループの子ども総合相談に母子保健の保健師や地域福祉課の障がい者支援担当職員等が加わり、障がい者総合相談支援センターあいと関係機関のバックアップも受けながら、ワンストップで総合的な相談ができる体制を整えています。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

就学に当たっては亀山市就学指導委員会という組織がございまして、その中で学校の職員、医師、保護者、あとあるいは関係機関ということで子ども支援グループと連携をとって、就学指導、特に障がい児に対する就学の指導及び助言に関することについて組織していますので、学校教育と子ども支援グループが連携をとっていますので、相談の窓口としては機能いたしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

それぞれ相談体制があるということですが、大体子ども支援グループから発信されて、きちっと小・中とも連携をとりながらやっていくということで理解をさせていただきました。

次に、レスパイトケアとしての地域包括ケア病床の活用についてお伺いをしたいと思います。

在宅復帰に向けた地域包括ケア病床が医療センターの中に19床できたということで、介護をされているご家族の方の休息の場として、またレスパイト入院も可能ということで非常に喜ばれてい

るわけでありませんが、こういった医療的ケア児の保護者さんに対してのレスパイトケアとして活用することができるのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

古田地域医療部長。

○地域医療部長（古田秀樹君登壇）

ご自宅でさまざまな医療サービスを受けながら生活をしている医療的ケア児につきましては、ご両親を初めとするご家族の介護疲れが問題になっていることは認識しております。また、このようなご家族の心労を少しでも和らげるために、ご家族の介護支援を目的として医療的ケアが必要なお子様に一定期間病院に入院していただいたり、また短期間障がい児・者の施設に入所してもらうサービスが始まっていることも承知しております。

しかしながら、当医療センターの地域包括ケア病床につきましては、急性期の病院や病棟を退院し、在宅復帰を目指し、リハビリ等を行う入院患者の対応が中心になっており、当院小児科を標榜していないのでこの利用については難しいものと考えております。もう少し具体的に申し上げますと、医療的ケアが必要なお子様、先ほど議員も申されましたように、投薬量でありましたり、投与する酸素の量でありましたりというのはやはり細かい調節が必要であります。この部分はやはり専門の小児科医の指導が必要な部分と考えております。

現在このような状況でございますので、今のところ医療センターでの医療的ケア児の受け入れ、特に就学前の小さなお子様につきましては、議員が申されるような入院の対応については難しいと考えており、国立病院機構三重病院など、やはり専門的な病院で対応していただくことが最適であると考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

多分そういった三重病院なんかに連携をとって親御さんは連れていかれるんだと思うんですね、何かあったときとか。ただ、急な用事ができたり、ちょっと預かっていただきたいというような、葬式とか、そういったことで休息ではないんですけど、そういった対応をしているというところもあろうかと思うんです。

細かい小児科の指導が要するというふうにおっしゃいますけど、在宅、家に帰ってきて親御さんがふだんは見ていて、訪問看護の方が見えて、いろいろと処置していただいたり対応していただいているので、基本は親が見ているという環境の中では、そんなに大きな専門的なものが要するというふうには余り感じないように思います。やっぱり医療センターの今後の活用の方法としては、そういったこともこれから要るんじゃないかと私は思いますけど、最後、統括官のほうにちょっとご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤地域医療統括官。

自席から答弁してください。

○地域医療統括官（伊藤誠一君登壇）

自席で失礼いたします。

おっしゃられるように、地域包括ケア病床は高齢者等に限ったものでないと考えておりますので、総合診療科の医師については小児のほうも診られるというふうになっておりますが、ただお母様方がお子様を見るのと、医療サービスとして見るのはまたちょっと観点が違いますけれども、前向きに検討させていただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

医療センターの経営の観点から、それからまた子育てに優しいまちということもこれは言えるんじゃないかと思えますので、前向きにというふうにおっしゃってみえましたので、ぜひよろしくお願いをしたいと思えます。

それから、最後に訪問看護ステーションの活用についてお伺いをしたいと思えます。

今回、質問に上げさせていただいた訪問看護ステーションは、医療センター内のステーションのみではなくて、今、市内にいろんなところで訪問看護ステーションが開設をされております。そういったことから、民間も含めた質問であります。

先ほども少し触れましたが、幼稚園、保育園、それから小学校、中学校、今の間は看護師さんの数が足りているという形で理解をさせていただいておりますが、少し訪問看護ステーションの方と意見交換させていただいた中で、自分たちも活用してほしいというようなご意見をいただきました。どうしても看護師さんの確保に苦慮をして、さまざまな対応をされているということも現場の中では聞かせていただいておりますので、私自身が訪問看護ステーションは高齢者対応ということをイコールで自分自身が思っていたので、ああ、そうかと、その方と意見交換させていただいた中で、こうした方々も学校や幼稚園に通っていただけるんだというふうに改めて認識をさせていただきました。

そういった中で、伊勢市でこの4月から医療的ケアを必要とする子供さんに対して、受け入れが可能になるように訪問看護ステーションの看護師さんを派遣する事業も行っております。こういった中で、今現在は足りているということではあります、今後のことを見て訪問看護ステーションの活用の方向性についてお伺いをしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

伊藤次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

医療的ケアが必要なお子さんの幼稚園や保育所等での受け入れにつきまして、職員配置や訪問看護ステーションの活用等、お子さんの状況や配慮事項等を勘案し、必要な支援等についても十分検討した上で柔軟な対応をしてみたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○10番（森 美和子君登壇）

医療的ケア児も、ただ寝たきりでいる子もいらっしゃるし、走り回ることができる子もいらっしゃる、いろいろなケースのお子さんもお見えになるというふうに聞きましたので、また柔軟な対応をお願いしたいと思えます。

最後に、健康都市宣言というか健康都市を目指す亀山市として、こういった方に活躍をしていただくということが私は大事だなと意見交換の中で思いました。非常に伸びしろがあるんじゃないかというふうに感じました。私、以前質問させていただいたことがあるんですけど、名張市に視察に行かせていただいて、まちの保健室、そういった制度を名張市はとっていて、まちづくり協議会みたいな組織の中で保健師さんが常駐をされて、高齢者の血压をはかったり、それから小さい子供さんの体重をはかったり、相談に乗るというまちの保健室というのをやっているというふうに聞いて、質問はさせていただきましたが、常駐の看護師さんを配置するというのは非常に難しいなど、自分自身の中で思っていました。

ただ、こうした訪問看護ステーションの方に、例えば週に1回でも行っていただくとか、この日は保健室が開室されているので、どうぞ皆さん来てくださいとか、こういったことがあれば成り立っていくんじゃないかというふうに思いました。やっぱりコンビニ受診とかということで医療費が伸びているということをよく言われますが、それはやっぱり健康上の不安とか、お医者さんに対する不満とかも少しあると思うんですけど、気になるからいろんなところに行かれる、受診をされるというふうに思いますので、少し看護師さんなりが医療相談ができれば、血压が少し上がっているのを病院に行ったらどうですかとかというふうな、そういったことができないんだろうか。

また、乳幼児の場合は問題のないと思われているお母さんたち、問題があればしっかりと支援の手が差し伸べておられますのでいいんですけど、子育てというのは毎日毎日の変化の連続ですので、この方は問題がないと思われているけど、ちょっとした変化によってお母さんたちが鬱状態になったり、また虐待をしてしまうというふうにつながっていく、そんなケースもあるかと思しますので、そういったことを抑制するためにも、このまちの保健室だけじゃないんですけど、こういった訪問看護ステーションの方に来ていただく、そういったこともこれからの事業展開の中で考えていけるんじゃないかなと思います。こういった例えばまちの保健室などの方向性について伺いをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員が先ほどご紹介いただきましたまちの保健室につきましては、名張市のほうで保健福祉課の方々が相談窓口として市内に15カ所で開設されまして、いろんな形で健康相談、介護相談等にご活躍されていることを承知しております。

そういった中で、健康都市そのものの中でご提案いただいたわけなんですけれども、看護師等が地域に出向いて相談業務を行うことにおきまして、例えば乳幼児等で不安がっていらっしゃるお母様方、お父様方のお話を聞いていただく場を提供することが大変重要ではないかというご提案かと思えます。

全体を通しての考え方なんですけれども、地域での健康医療にかかわる相談機能につきましては、在宅において直接ケアができる訪問看護師にも大きな期待を寄せているところでございまして、先ほど一部ご紹介していただいた例も踏まえまして、今後の考え方のございまして、専門職の活用ということに一つ申し上げますと、地域包括ケアの一環としてサロン活動、またそのサロン活動に栄養士であったり、歯科衛生士、理学療法士を派遣して活動のバックアップをしたりすること

や、また市立医療センターでの総合診療医が地域の公民館等に出向くなど、いろんな方策の中で地域住民が医療職と直接かかわる取り組みを展開しつつ、今後も進めてまいりたいと考えております。

○10番（森 美和子君登壇）

終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 2時53分 休憩）

（午後 3時03分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、14番 前田耕一議員。

○14番（前田耕一君登壇）

大樹の前田でございます。

4年間無党派で、一番最後に質問させてもらっておりましたけれども、今回久しぶりに真ん中ほどに入れてもらいまして、頑張って質問したいと思っておりますので、答弁のほどよろしく願いいたします。

今回は、亀山市公園施設長寿命化計画の策定についてと、それから亀山市における働き方改革の取り組みについての2点について質問したいと思っておりますので、ご答弁のほうよろしく願いいたします。

まず最初に、亀山市公園施設長寿命化計画の策定について質問させていただきます。

本年6月議会に、私はますみ公園の整備について一般質問を行っております。その際の答弁の中で、公園施設全体が老朽化しており、今後の修繕費等多額になるという中で、健全度調査を行った上で公園施設長寿命化計画を策定することになっている。そして、この策定にあわせて軽飛行機の跡地についても今後検討していく旨の答弁をいただいております。

その後、7月の中ごろに亀山市公園施設長寿命化計画策定業務が入札により業務委託されておりますが、この公園施設長寿命化計画とはどのような計画なのか、具体的にお示しいただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

14番 前田耕一議員の質問に対する答弁を求めます。

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

亀山市公園長寿命化策定計画でございますが、都市公園であります亀山公園、西野公園、東野公園の3公園の重立った施設の長寿命化修繕計画の策定を現在進めているところでございます。国のほうで地方公共団体等における公園施設の計画的な維持管理の方針や、長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を目的に策定するものであります。

各公園施設について、現在、現地調査で施設の劣化、損傷の状況を把握し、健全度判定を行い、この判定をもとに公園施設の機能保全及びライフサイクルコストの削減を目的とした長寿命化対策を行っているものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今の答弁では、亀山公園、西野公園、それから東野公園の3公園の重立った施設の長寿命化計画ということでございますけれども、私としては当然のことながらすみ公園の整備もこの計画の中に含まれていると思っておりました。その答弁では、3公園云々ということでございますけれども、私も今の知識の中では余りにも抽象的で十分に理解できてございませんので、もう少し具体的にお示しをいただきたいんですが、詳しくということで2点目の質問に入らせていただきます。

公園施設等の長寿命化計画を策定する以上は、現在の公園施設の現状を確認した上で何らかの問題点が、あるいはふぐあいがあったかどうかを具体的に示していただいて、その内容によって今後この公共施設の長寿命化計画を進めていくことになってくると思いますので、その辺のところをもう少し具体的にご答弁いただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

公園施設等の現状であります。現在、市内92カ所の公園の維持管理に努めており、開発等で作られた公園も年数がたつにつれ、老朽化の一途をたどっております。トイレを初めとする建築物、階段、スロープや駐車場等の構造物、遊具や施設案内看板など、多種多様な施設を適切に修繕、維持管理において、今後修繕の増加が見込まれるところでございます。

また、公園管理の問題であります。長寿命化計画を策定しております亀山公園、西野公園、東野公園の3公園内において、施設規模の大小はありますが、200を超える施設が存在しております。この多様な対象施設を調査、点検を実施することで、各施設の健全度を判定し、公園施設としての必要性、費用対効果、経済性も考慮した修繕方法を検討しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今の答弁ではやっぱり3公園のということで、抽象的な形でのご答弁をいただきました。

今回、この長寿命化計画につきまして、先ほども申し上げましたけれども、入札により長寿命化計画の策定業務を委託されて対応しているんですけど、約450万強の金額で入札が行われまして、現在進めているのではないかと思います。3公園の状況を把握していくのにどのくらいの期間がかかるちゅうたら、簡単に現在の3公園の状況なんかは把握できるんじゃないかと思うんですけども、よしんばこの3公園を中心に今後進めていくにしても、それ以外の公園もたくさんございますけれども、それも含めての計画の中へ入れていくとか、方向性を出していくというようなことを考えてみえないのかどうか、それについてまず確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

長寿命化計画策定の手順をお示しさせていただきたいと思います。

長寿命化修繕計画の策定に当たりましては、今回で申しますと3公園でございまして、予防保全型管理を行う施設と事後保全型管理となる施設に分類し、その後、専門的な知識を持たれた有資格者による調査を行い、健全度判定を行っていただいております。健全度判定に基づき施設の補修、方針に対する緊急度判定を行い、この判定結果をもとに補修にかかわる費用、撤去、更新に関する概算費用、ライフサイクルコスト等を算出し、年次計画を立てた公園施設長寿命化計画書が策定されるものであります。

議員申されますほかの公園はどうしているのかということでございますが、他の公園の維持管理につきましては、現在、亀山公園、西野公園、東野公園を含め遊具の点検につきましては、現在、亀山市地域社会振興会が指定管理者に今年度までなっていていただき、その業務の中で遊具の安全点検に関して実施していただいております。

点検内容項目につきましては、国の指針であります都市公園における遊具の安全確保に関する指針及び亀山市公園遊具点検実施要領に基づきまして実施していただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

やっぱり3公園を中心ということで答弁をいただきました。

今、例に出していただいたのが3公園の遊具の点検の関係を答弁いただきましたけれども、この点につきましては過去に私、大分前ですかね、二十二、三年やったと思いますけれども、遊具の点検、整備についての質問をさせてもらっております。そのときに年に2回、専門業者の点検、それから週2回程度、指定管理をしてもらっております地域社会振興会のほうが見回りをして、十分な対応をしているという答弁をいただいております。

今回、またこの長寿命化計画の中で遊具の問題も計画には入れていくということでございますけれども、必要あるのかなというのは非常に感じます。遊具の点検にそんな時間はかからないと思いますし、前回私が確認させてもらった以降、遊具を見せてもらったら、確かに塗装が剥げるとかいう問題もありましたけれども、今のところ危険度を感じたこともないですし、長寿命化ということをおっしゃっておりますけれども、聞くところによりますと計画は10年間という計画が計画されていると。10年間の計画に遊具の問題とかを入れていく必要があるかと思っておりますけれども、例えば遊具ということで進めてもらっても結構かと思うんですけど、それ以外に具体的にどういうものを重点的な施設、あるいは設備をお考えになるかどうかということを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

長寿命化計画の目標であります、計画期間はおおむね10年ということで計画を策定しております。重立った施設はどういうものかといいますと、例えば体育館とかプール、プールの機械設備、それとか野球場のバックネット、あとはグラウンド等とか園路、そしてフェンス、それから土木構

造物等々のものを今点検対象として行っていくところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

施設等ということでございますけれども、多分これは事業計画が進んでいると思いますけれども、例えば西野公園のトイレの問題とか、この辺についてもこの長寿命化計画に入ってくるのかどうかというのは非常に興味深いところです。

それから、今のお話の中では3公園の中の施設ということをおっしゃいましたけれども、公園施設と、それから運動施設と別個のもんやという私は認識で、そういうように思わされてきたんですけれども、今回の長寿命化計画の中では例えば野球場とか体育館とか、あるいは多目的広場なんかの施設についても計画の中へ入っていくのかどうか。どのようにその辺のところをお考えかお示しいただければと思います。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

公園管理のほうは各課ごとで分かれておるんですけど、今回の長寿命化計画策定におきましては、亀山市の施設として網羅できるような形で健全度評価をつくっていきたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

施設としてというご答弁をいただきましたので、個々に一応確認したいと思うんですけど、例えば東野運動公園の駐車場がございますね。今、駐車車両台数は約100台ということで利用されていると思うんですけども、それがいろいろと地域の皆さんも含めて、あるいは団体の皆さんも含めて駐車場が狭いという声をよくお聞きします。それで一番的確な中身といいますのは、例えば夏休みに子供さんたちが子ども会育成者連絡協議会かな、そのソフトボール大会とか、キックベースボール大会をやっています。これをやっているのが、現在、西野公園の野球場なんですね。野球場の中を2面使ってソフトボール場として使っております。亀山市には立派なソフトボール場があるんですね、東野公園に。それから、サブグラウンドと位置づけしていいんかどうかわかりませんが、もう1面、多目的、バックネットもちゃんとあって、施設がございます。けど、一切使ったことがないんですね。何でやというと、駐車場が小さくて狭いからやと。100台しかとめられないということをおっしゃっています、団体の関係者なんかもね。だから、あそこで大会をしようにも路上駐車とか、近隣に違法駐車して問題があるんでちょっと遠慮して使っていないと。駐車場が狭いということですね。

その辺のところを多分今まで、あそこ施設ができてから相当たっていますから問題にしていんじゃないかなという感じはしないでもないです。それから、あの裏に東野公園は昔土俵がございました。私も過去の質問の中で、もう利用してないんやから壊して、ほかのに活用したらどうやという話をしておりましてけれども、幸いなことと言ったらしかられるかわかりませんが、台

風で倒れました。もう10年、15年たちますね。それっきりで何もしないまま、あそこの土俵のスペースはあいたままです。活用の方向性を出してもらったのを聞いたことがないです。あそこを駐車場にしようと思ったらできないこともないですね。確かに今の駐車場からは移動はできないです、公園の中を大改装しないと。しかし、西の団地のほうから入る道を考えたら、十分40台、50台の車をとめる方法でもできるんですね。そういうようなことも全然検討もしてないと思いますし、多分今の、厳しい言い方かも知りませんが、行政の担当者でその辺のところを問題にしている方はいないんじゃないかと、そのくらい疑問を感じております。

東野に駐車場100台と言いましたけれども、あそこを例えば側道から南側の土手を削って2階建ての駐車場にすれば倍以上の車が駐車できるんですね。そういう方策も考えていけないこともないかと思うんですけども、そういうことは全然考えられていない。それから、立派なソフトボール場、あれができた当時は三重県で唯一のソフトボール専用の競技場ということで、私も自慢はしていたんですけども、あそこを見ますと確かに外野のフェンスの周り、ラバーはきっちり張って、外野の選手がフェンスいっぱいまで行ったボールを追っていても危険性がないようにきっちりに対応してもらっているソフトボール場、競技場でございます。ところが、フェンスの下に側溝がずっとグラウンド周回であるんですね。側溝のふたがコンクリートですわ。普通、フェンスをラバーにしたら、側溝のふたもラバーとかゴム製のもので対応して、フェンス際で転倒しても何ら問題のないような対応というのはしておくべきだったと思うんですけども、そういうことの対応は全然されていない。今のところするような計画もないみたいですけども、そういうのもやっぱりこの計画の中へ市は入れていただきたいと、かように思います。私もたまにあそこをソフトボールなんかで使うんですけども、残念ながらポジションがファーストですので外野へ行くことはないんで、ふだんは余り意識していないんですけども、通るたびに危ないなという感じはしないでもないです。こういうことはやっぱり迅速な対応が必要じゃないかなと。

このフェンスにつきまして、ソフトボール場はラバーと言いましたけれども、西野公園の野球場は逆にラバーじゃないですね、フェンス。こういうことは常日ごろから周りとか、目をつけてもらっていたら問題と違うかなという感じはすぐにどなたでも感じられると思うんですよ、スポーツに少しでも興味があれば。全然ソフトボールも野球も関係ないわということであれば、言ってもそれこそ無理ですけども、そういうこともやっぱり常に、特に所管課については目を光らせて対応を検討していただきたいと。

それからもう一つ、西野運動公園の多目的広場のほうのグラウンドと土手の境に側溝がありまして、ふたでございましてけれども、最近になって木の柵からほとんど入れかえさせてもらって新しくなってございましてけれども、ふたですね。だけど、これ木製となりますと、どうしても1年、2年したら今回修理しなかった分については、また1年、2年したら腐食が進んで危険度が増していくことがあるんで、木を使うのは反対ということやなしに、小まめに点検をしてもらえればいいんですけど、それをしないのであればラバーとかその辺を使って、腐食も余り心配しないでもいい形にしないかとか、そういうこともせっかくですから今回の計画の中へ入れてほしいなと、かように思っております。

それから、西野のトイレは当然大丈夫だということで安心はしておりますけれども、ぜひそういうことを。それから、都市公園、話にもありましたけど、通告はしていませんけど、ついでに申し

上げますけれども、例えば里山公園「みちくさ」ですか、あそこは多分皆さん方も1回や2回は行ってみえると思いますけれども、今でも入り口のほうではいろいろイベント、この間もリースづくりとかやっていますけれども、ちょっと奥へ行ったら水路が東側にありますけれども、あの水路の柵を一回見てみてください。竹柵がしてございました。ほとんどございません。鉄製の柵があるだけで腐食してというか、もう見るも無惨ですわ。そういうことをやっぱり常日ごろから目を通して、今回の長寿命化計画の中では適用されないかわかりませんが、ぜひそういうところを対応してほしいと思うんですけれども、今ちょっと私余分なことを申し上げたかわかりませんが、全体的なところを所管課としてどのように方向性を考えてみえるか、私全部言っちゃいましたけれども、ご答弁があればお願いしますわ。

○議長（小坂直親君）

服部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

繰り返しになりますけど、長寿命化計画の目標であります計画期間はおおむね10年の計画を策定いたします。計画策定を完了した後は、平成31年度以降になりますんですけど、社会資本整備総合交付金の補助を受け、修繕工事を実施することを目標としているところでございます。

今後の進め方ではございますが、国からの交付金事業は既存の公園施設の全部を新しく作り直す事業と、施設を構成する主な部材の支柱、はり、屋根等の交換工事など、いろいろな採択条件がある中、施設の抽出と選定を的確に実施し、利用者の安全性の確保に努めてまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今の話は、結局は長寿命化計画を進めて10年計画くらいで、どうやって改修とか点検して整備を進めていくかちゅうたら、補助金とか交付金を利用してになりますね。こんなの当てにしておいたら、絶対今私が申し上げたようなことはできませんよ。市単でやってもらったらいじゃないですか。確かに予算が厳しい亀山市ということで、財政的にも困難な部分があるかと思えますけど、やっぱりそれぐらいの気持ちじゃなかったら改修できないと思えますよ。ぜひその辺のところは、早急にとまでは申しませんが、できるだけ早い時期に見直ししていただいて、使い勝手のいい施設にしていきたいと、かように思いますので、もっとほかにも言いたいことがありますけれども、とりあえず長寿命化計画については質問を終わります。

次に、亀山市における働き方改革の取り組みについて確認をしたいと思います。

働き方改革関連法案がことしの7月に公布されております。この法案は少子・高齢化が進む中でも50年後も人口1億人を維持し、職場、家庭、地域で誰もが活躍できる社会、1億総活躍社会の実現を目指すための法案とこのことではございますが、私は余りぴんときないんですけども、どのような法案なのか、ご答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

働き方改革は、先ほど議員おっしゃられた国の1億総活躍社会の実現に向けて、働く方々が個々

の実情に応じた多様で柔軟な働き方を選択できるようにするための改革でございます。この働き方改革を推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保について、労働基準法を初め労働安全衛生法等の関連法の改正が、これもございました本年7月に公布をされ、一部を除きまして平成31年4月1日から施行されるものでございます。中でも長時間労働の是正及び多様で柔軟な働き方の実現につきましては、労働基準法等の改正により時間外労働の上限規制や年次有給休暇の確実な取得などが規定されたところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

今、部長より答弁ございましたように、働き方改革の重点として、長時間労働の是正とか非正規と正規職員の格差の解消とか、あるいは労働力人口不足の昨今でございますので、特に高齢者の就労促進なんかが中心に法律が施行されています。

そんな中で、亀山市として当然何らかの方向性、施策は考えてみえるかと思うんですけども、この働き方改革に対する亀山市としての重点目標等をどのように立ててみえるか、そのところがございましたらご答弁願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

働き方改革に向けた市の重点的な取り組みでございますが、これは去る10月に決めました平成31年度行政経営の重点方針の一つに、市役所の働き方改革と組織機構の再編と検証を掲げておりまして、その具現化を図るため、平成31年度の人事行政方針では、効率的な業務運営や業績を重視する働き方の実現を重点的な取り組みの一つといたしたところでございます。この取り組みは、労働時間の長さよりも業績や業務効率化による労働生産性の向上を重視する職場環境へ転換することにより、職員の働き方に関する意識改革を図ることを目的としております。そうした観点から、時間外勤務の削減や年次有給休暇の取得促進に重点的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

ありがとうございます。

目標とかいうのはおっしゃるとおりでございますが、これがいかに実現性があるかどうか、あるいは実現していけるかということが非常に大きな問題だと思うんですね。

そこで、2点ほど確認したいと思います。この働き方改革の重点目標というのはいろいろとありますけれども、私、今回は長時間労働について確認したいと思いますのでよろしく願いいたします。

まず最初は、職員の有給休暇の取得状況、これをできましたら2年3年ぐらいの推移と、目標というのはどのように設定されているか、今後のですね。それについてまず確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、年次有給休暇の目標日数から申し上げますと、これは市の特定事業主行動計画の中で、年間10日間というふうに定めさせていただいております。過去3年間を申し上げますと、これは暦年でございます、平成28年は約8日間、8.2日というふうに記憶しておりますが、平成29年、初めて10日ということで目標達成をさせていただいたところでございます。ただ、平成30年におきましては、暦年でございますので12月末が集計になりますが、12月5日現在で9.1日ということで、まだ目標に若干足りないところでございますが、何とかこの末をもちまして達成に向けて進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

28年が8.2日、それから29年が10日、それからことしは9日と、あと1日ふえるかもしれませんが、どっちにしましても大体10日ぐらいでございますかね。その10日という日数が目標として設定されておりますけれども、多いか少ないかというのは非常に微妙なところだと思うんです。決して多くはないと思います。少ないと思います。有給休暇は亀山市も当然20日間ありますけれども、職員の皆さんはどうしても休暇の繰り越しなんかも考えて、多少は残したいという部分があるのは当然だと思うんですけれども、それにしても20日間の休暇が認められておって10日しか取得されてない、あるいはそれを目標としているというのは、高いと思いますか。例えば、これはちょっと確認したいと思っておりますけれども、夏休みが亀山市の場合3日間ございますね。6月から10月かな。

（発言する者あり）

○14番（前田耕一君登壇）

5日間。これは休暇の取得状況はどんなもんですか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

夏季休暇につきましては、ほぼ100%の取得状況だと認識しております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

5日間と完全消化と言ってもいいんじゃないかというような数字を今ご答弁いただきましたけれども、その気になれば取得できるんですね。この取得するのも、例えば自分から自主的に取得したケースもあれば、上司からとれよと、まだ2日とってないでというような形で、ある程度強制というのは変な表現ですけども、ともかく取得を促進のための声かけをしているということがあってとってみえると思うんですけども、このような方法を亀山市としても10日という目標日数を、あと2日、3日上げるというようなことは無理ですか。僕は十分可能やと思うんですよ。

中には、俺はもう出勤するほうがいいんやと。私は出勤して職場で自分の仕事を思いっきりする

ほうがいいんだという方も見えるかと思いますが、もっと取得を奨励してもいいんじゃないかと思うんですけども、数字拾ってもらってないかもわかりませんが、亀山市の最高のと言ったらおかしいですけども、消化率、一番取得日数が多いレベルの職員というのは何日ぐらいとってみえますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

職員によりましては毎年20日しっかり消化できる職員も存在しております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

そこでよく問題になるのが、100%消化しておる職員を持ち上げるというか褒めるというのがいいのか、おまえ休み過ぎじゃないかと言ってちょっと遠慮せいと言うのがいいのかというのは、いろいろと考えがあらうかと思いますが、やっぱり与えられた有給日数ですから、できるだけ皆さんがたくさん消化できるようにという方向性というのは考えてほしいなど。これが無理だということは、やっぱり職場の環境とか、あるいは庁内全体の雰囲気とかによっても変わってくると思いますけれども、年休は遠慮なしにとれるような雰囲気をつくっていくべきだと思うんですよ。管理職が中心になってやらんとなかなかできないと思うんですけどね。それをできないというのは、やっぱり仕事の能力がないか、人事配置が悪いか、できるけどわざとせんかというようなことも含めていろいろと考えることもあるんですけども、やっぱりできるだけその辺の状況というのを分析していただいて、もし休暇がとれる雰囲気でないとか、それだけの仕事の量があって無理だというようなこともあれば、グループ、課の部分を含めて十分見直しをして対応していかないと、なかなかこういう休暇の取得というのは進まないと思いますので、亀山市はこっだけ皆さんは休暇を消化して、それでも十分対応できるんやと、十分仕事しているというようなことを他市へもいい見本として対応するような職場にしてほしいなと思いますので、ぜひそのところ、特に来年から強制的じゃないですけども、5日間の年休を取得させなさいという、来年4月からでしたね、法律ができてくると思いますので、そうなったらまとめて分散してかは別として、もっともっと消化の責任を負わされるということになってくると思いますので、ぜひそのところは十分な対応をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、時間外について確認したいと思います。

29年度の監査報告の中に、年間360時間以上の時間外の職員が5室で見受けられるということで、監査のほうからも指摘を受けておりますけれども、これも最近二、三年の時間外の状況、全体的日数というのはここに出ていると思いますけれども、360時間以上の時間外をしている人数、何人ぐらい果たして見えるんかなど。5課で5人ということはないと思うんですよ。多分たくさん結構見えると思いますので、数字を把握してみえるのであればちょっとお示しいただきたいと思っています。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

昨年の時間外勤務時間が厚生労働省の定める時間外労働の限度に関する基準による限度時間、年間360時間を超えた職員は12人というふうに把握をしております。議員、先ほど5室というふうにおっしゃられましたが、この12人は6室にまたがっておるというふうに認識をしておるところでございます、過去の状況からいたしまして、徐々に減少はしてきてはおりますものの、やはり10人前後はまだ存在をしておるというふうに認識をしておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

6室で12人ということでもございましたけれども、この室からは360時間以上の時間外を実際にやってみえられたということに対して、この室の皆さんはどう考えているのかというのは非常に疑問ですね。あの子また残っているわ、あの人また時間外しているわということで、そのグループ、あるいは室の皆さんがご苦労さんと先にお帰りになるのか、ちょっとお手伝いすることないですかということで声かけしているかということも含めて、やっぱり周りの皆さんの配慮というものも必要じゃないかなと。特に管理者の方がどういうふうにこの辺のところを判断してみえるかということ非常に興味深いと。興味深いと言うたらちょっと言葉が悪いですけども、気になります。

当然こういうことで業務量が偏っているのか、本人さんの作業能率が低いのかは別として、そんなことがあれば隣の席の人がお手伝いするとか、上司がちょっとフォローするとか、そういうことがあってしかるべきやと思うんですよ。多分そういうことはないんですね。これも先ほど有給休暇のときに申し上げましたけれども、早う帰ってもすることがないから、ちょっと時間外勤務しがてらもうちょっと残っているかという方も中には見えるかもわかりません。それを許していいものかといったら、決して許したらいいものじゃないと思いますね。そういうことをちょっと申し上げたいと。

それから、360時間をオーバーした方、労基法の特例状況なんかというのは適用しているのかどうか、それはどうなんでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今360時間の問題、あくまでも我々地方公務員は地方公務員法の対象になっておりますので、労働基準法の中で定める特例につきましては該当しないものでございます。

ただ、あくまでも監査の中でも指摘をいただいておりますように、厚生労働省が定める時間外労働の限度に関する基準につきましては、しっかり守っていかなくてはならないというふうに考えておりますので、360時間を超える時間外があってはならないということで、今後も取り組みは必要だというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

これも有給休暇のときに申し上げましたけれども、実際360時間をオーバーして業務をしなけ

ればいけない状況が見受けられるわけですね。これは時期とか、あるいは季節によっても時間については残業、時間外をせないかんことあるかと思えますけれども、この12人の方なんかは恒常的にこういう形で毎月毎月、それこそ45時間、50時間作業をやってみえたのか、その辺のところというのは把握されてみえますか。それによって、実際に業務量が多いのか、あるいは先ほど申しましたが、人員配置が不適切なのか、あるいは本人さんの能力と申しますか、手が遅いかも含めて、その辺のところを本人さんとヒアリングするとか、そういうような行動というのはとってみえるのかどうか、ちょっと気になるんで確認したいと思えます。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、360時間を超えた職員については、随時ヒアリングをさせていただいております。これは総務課長が対応をしております。

それと、時間外の原因についてのご質問でございますが、まず私どもといたしましても、部署の中で特定の職員のみが時間外勤務が突出しておるという状況は、やはりこれは異常な状況だというふうに考えておりますので、そういったところをまず確認したところ、皆さんが残業がなくて1人だけ突出して時間外が多いというような状況は特に見当たらないというふうに考えております。逆に部署の中では、前後はありますが、全体の職員が時間外が多いというような傾向でございますので、これにつきましてはやはり人員配置等も考えていかななくてはならないというふうな、そういう認識を持っておるところでございます。

それと、時期的な問題をおっしゃられましたが、例えば税務課のように確定申告の時期とか特別に時間外が集中する室・課もございますが、今この6室12人の状況を見ますと、どちらかといえれば年間恒常的な形で時間外をしておるといっていい状況でございます。1年間通じて忙しい状況であると、そのような認識を持っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○14番（前田耕一君登壇）

いずれにしても、時間外、あるいは年休の消化率が悪いということについては、決して自慢できるもんじゃないかと思うんですね。特に休日分につきましては、最近祝日もふえてきましたので、それと関連するわけじゃないかと思えますけれども、振替休日、日曜・祭日の出勤がふえて、これを振りかえで処理したら、今度は年休を処理する暇がないという方も中には見えると聞いておりますけれども、その辺も考慮する必要があるかと思えますけれども、いずれにしても決して消化日数が少ないというのは自慢できることじゃないかと思えますので、ぜひその辺のところを十分に対応して、他市に自慢できるような、うちはこういうやり方でこれだけの消化率で年休をとっているんや、あるいは時間外をこれだけ削減できたんやというようなことを、削減すれば当然人件費に影響してきますし、メリットは当然あるかと思えますので、職員の皆さんもその分仕事の効率は高めないかと思えますし、大変だと思いますけれども、ぜひ効率のいい行政運営をするために必要かと思えますので、努力していただきたいと思えます。

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

14番 前田耕一議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時46分 休憩）

（午後 3時55分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番 伊藤彦太郎議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問のほうをさせていただきます。

今回、都市計画審議会について、議会から提案する政策的条例について、児童・生徒の携行品についてという3つの項目について通告をさせていただいています。

まず、都市計画審議会についてをさせていただきます。

この都市計画審議会についてということで、委員の構成についてということで通告をさせていただいておりますけれども、まずこの都市計画審議会の委員についてなんですけれども、これに関しましては市の制定する都市計画審議会条例、その第2条に審議会の委員は15人以内で組織する。そして、委員は次に掲げるもののうちから市長が委嘱するとありまして、その内容としては、1番、学識経験のある者、2番、市議会の議員、3番、関係行政機関の職員、4番、市民とあります。

まず、確認をさせていただきたいんですけれども、この1番、2番、3番、4番、4種類の立場の方なんですけれども、少なくとも各1、2、3、4、1名は選ぶことになっているのかどうか、この点について確認をさせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問に対する答弁を求めます。

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

都市計画審議会につきましては、今、議員のほうからご説明ありました4つの、学識経験者と市議会の議員、それと関係行政機関の職員、それと市民ということで4つの項目。特に人数は縛られておりませんけれども、現在の亀山市の都市計画審議会におきましては、学識経験者3名、市議会議員3名、関係行政機関の職員2名、市民6名の14名で構成をさせていただいているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

先ほど4つの立場に対して、少なくとも1名は選出されているという状況を確認させていただきました。

まず、どういう委員を選ぶべきなのかということにつきましては、この都市計画法に当然起因するんですけれども、内閣の政令で都市計画、地方審議会の組織及び運営の基準を定める政令という

のが昭和44年に出されたものではあるんですけども、ここの第3条に市町村の都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき市町村長が任命する者とするというふうな項目があります。次に、また市町村長は前項に規定する者のほか、関係行政機関、もしくは都道府県の職員、または当該市町村の住民のうちから市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができることありまして、学識経験のある者と市町村議会の議員につきましては任命するものとすることありまして、これは必ず任命せよというふうなことになっていて、またあとの関係行政機関、国の役人ですね、都道府県の職員、県の職員、あと当該市町村の住民のうち、実際6名と言われました、そういった方々やと思うんですけども、それは任命することができることありまして、任命しなければならないわけではなくて、言ってみれば必要なら置いてもよいというような感じになっておるわけです。

そんな中で、特に一番当該市町村の住民という意味では、その住民というのはやはり欠かせないとは思いますが。やはり当事者であるという部分で。

そんな中で、関係行政機関、国の役人か県の職員、そういった方々を選ぶ必要性ですね。この必要性を一体どういうふうにか考えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。なぜ必要なのかと考えるか、その点があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

先ほど政令のほうのご説明をいただきまして、そのとおり記載がされているということでございます。それを踏まえまして、亀山市の都市計画審議会の条例の中で、学識経験がある者、市議会の議員、関係行政機関の職員、市民のうちから組織するものと記載しておりますので、その4つの項目で人を選定させていただいているところでございます。

それとあと都市計画審議会自体、やはり都市計画決定に関するものの調査、審議をしていただく組織でございます。そういう意味で、都市計画に関する事項の専門的な事項もございまして、国の職員及び県の職員のほうにもご出席をいただいて、委嘱という形をさせていただいてご意見をいただけたらというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

特に専門的な見地みたいな話があったと思います。その辺なんだろうとは思いますが、ただその辺に関しまして学識経験のある方、これも必ず入れなければならない。あと、市町村の議会の議員というのがありまして、当然議員としてもある程度この辺のことを認識した上で議論をしなければならないという部分であるわけですし、私も実際都計審に出させていただいておりますけれども、国の役人の方、県の職員の方、おっしゃることもなるほどという部分もあることはあります。ただ、それに関しては、どちらかというと事務局の職員がある意味把握しなければならないところの間違いとかを指摘されるとか、どちらかというと相談役というか、見守りのような役回りですらっしゃるような感じがしております。実際、最近でも発言はされたことはありますけれども、都市マスをつくっていく上において、ここは国道とかあるけれども、これは県道じゃないですかと

か、そういうふうなレベルの話であったりするもので、余り都市計画を進めていく上での専門的な見地というよりはという気がしております。

そんな中で、本当にこの国の役人、県の職員、もちろん都計審におってもらうこと自体は、そういう意味では事務局のサイドとしておってもらうのはいいんじゃないかなと思うんですけど、やはり委員としてはすぐわないんじゃないか、そこまで必要じゃないのかなという気はするんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

都市計画審議会では、都市計画の決定、変更などの都市計画道路の見直しとか、そういうふうな専門的な分野もあります。そういうような点の意見も聞くことも重要だというふうに思っておりますし、また公正かつ専門的な第三者の立場で意見を言っていただくというのも重要かというふうに思っておりますので、そういう観点で出席をいただいているというところでございます。

先ほど議員のほうも言われましたけれども、今年度3回ほど開催をさせていただいております、主な内容は都市マスタープランの作成に向けての意見というところでございますけれども、そちらに関するところではやはり余り意見を言うところがなかったのかなというふうに思っておりますし、あるいはご遠慮なさっているのかなというところもありますので、この辺はご自由に意見が出せるような雰囲気づくりに事務局としても取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

第三者的とかいう話もありますけれども、ただやはり委員としてはご遠慮いただいている部分があるかなという話もありまして、やはりそうなってきてしまうと思うんですよ、結局国や県の職員と言われると。さらに言いますと、国・県の立場という意味では、ご答弁いただいた草川課長も国から来ていただいております。昨年も松本さんという方が国から来ていただいておりますので、事務局サイドで国・県、こういった方々が来られている部分もありますので、そこらで実現できる話を審議会の委員としてというのは何か違うような気がしていると思うんですよ。結局はこの辺は最終的には市長の判断だと思いますけど、市長、この辺はどうでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

都市計画審議会、法に基づいて設置をされておる必置の規定の仕組みであろうというふうに認識しておりますが、今ご指摘の部分で当然4つの分野のそれぞれの立場の専門性、あるいは公益性、あるいは市民の地域としての立場、そういう立場から組織された合議体の審議会において、さまざまな立場でご議論いただくということは大変重要だというふうに思っております。ましてや都市計画決定並びに変更にかかわる、それこそ専門的な視点、それから亀山市の都市計画決定に至っては、当然広域的な三重県の他都市間との関係、あるいは県の都市計画の方針、計画、こういうものとも当然密接に関係をいたしてまいりますので、国並びに県という視点からこの審議会にご参画いただ

くことは一定の合理性があるというふうに考えておるところです。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

その国や県の行政、他市の部分、他県の部分、そういったところもあるとは思いますが、ただそれをフォローするのは学識経験者というものであると思うわけですね。そういう意味では、ここでなぜ法というか政令が置くものとするではなくて、置くことができるものとなっているのはやはりその辺にあると思います。その辺も市長がそういうふうに言われている部分でありますと、私たちはそういうふうに思うとしか言いようがないんですけども。

あとこれは県の職員と国の役人の話であるんですけど、もう一つ、住民のうちからとあるんですけども、やはり各種団体の代表の方とか、そういった方が多くなってしまっている。それはそれなりに意義のあることだと思うんですけども、一方でここ最近の都計審の中では結構市民の一般の方が傍聴されることもふえてきた。やはり市民協働とか市民参画とか言われる中で、公募のような形で委員を募集するとかいう形もあるとは思いますが、そういった考えはないのか、今後考えていく余地はあるのかどうか、その辺をもう一度市長にお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

現在の都計審のメンバー構成につきましては、さまざまな市民の分野につきましても、当然さまざまな立場からご参画をいただいております、このことについては意義深いというふうに思っておりますし、今後におきましても、この枠組みというのは一定の合理性があるというふうに考えております。

この審議会並びに各種行政委員会、行政委員会は別ですが、審議会、政策決定の議論をする場におきましては、この都計審に限らず、さまざまな改革をこの間進めてまいりました。その中には一般的に公募を行って参画をいただくような審議会についても、当然現在もそのような取り組みを進めてきておるものでございます。

どの審議会において公募を導入していくのかどうか、このことにつきましては個々の審議会の持つ性格とか意義等々も踏まえて、個別にまた考えていく必要があるかと思っておりますが、現時点ではこの都計審につきましてはこの体制で考えてまいりたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

都市計画というと極めてわかりにくい部分とか、そういうところがありまして、都市計画とかいいますと、やはりまちづくりの根底にかかわってくる部分ではありますんで、都市計画という名前自体は非常に夢のあるというか、結構市民にとっても親しみやすいような、そういうふうなイメージの部分ではあるとは思いますが、考え方によっては。

ただ、そんな中でどうしてもその専門性とか、余りそういうふうな部分になってきてしまうと、もちろんそういう指示は必要ですけども、どうしても審議会としての硬直化とか、そういったこ

とも考えられていると思いますもんで、市民参画とか言いましたけれども、あとは世間には市民の中にはもっともっと市が気づいてないというか、把握してないような知識を持っておられる方もいっぱいいらっしゃると思いますので、やはりそれは現時点では考えてもろうてないということでありますけれども、今後の検討の一つに入れていただきたいということを申し上げて次に行かせていただきます。

次に、議会から提案する政策的条例についてというふうなことで通告させていただいております。予算措置を伴う条例の考え方についてというふうにありますけれども、これに関しましては、まずなぜこういうふうな質問をさせていただきますかという、先日行われました亀山の市議会議員選挙において、中日新聞の記事でこの亀山市議選が取り上げられて、その中で亀山市議会の状況という中で議員提出の政策条例案がゼロだと、こういうふうな見出しの中で、ちょっと読ませていただきます。

地方自治法は、予算を除く議案の提出権を議員や議員が所属する委員会で認めている。しかし、2005年の合併で新しい亀山市議会となって以降、議員が提出した政策的な条例案はゼロだと。市議会事務局によると、議会側は議員報酬や議会運営にかかわる条例は提案してきたが、市民生活に直接影響するような施策を条例案として提案したことはない。市長提出の政策条例案を議会側の意向で修正したケースも16年に可決した空き家対策推進条例の1件だけだと。こういうふうなことがありますして、四日市市議会ではもう少し議員提案条例とか行われているとか、四日市の事例が紹介されたりしましてあったわけですが、不本意に思われる方もいらっしゃるし、それは違うわと言われる方もいらっしゃると思いますし、ただ一方でやはり議会はチェック機能、チェック機能と言われるんですけれども、私自身の感想からすると、市長が政策を提案する中のチェック機能というのを余りにも意識し過ぎて、確かに自分の中の政策提案というのはちょっと置き去りにされてきた感があるかなというふうな感じはこの記事を読んで受けました。

そんな中で、改選後、小坂議長が議長になられて、先日の正・副委員長会議で小坂議長もこの記事があったからというわけではないけれども、確かに議員提案とかいう話は必要やというふうな話をされたわけで、委員会の正副委員長に対して、委員会でもこういうことを考えていってほしいというような、お願いというふうに議長は言われましたけれども、そういうふうなことを言われました。

そんな中で、まず市長にお聞きしたいんですけれども、議会から提案する政策的条例についてという、この点について、まず議会からの政策の提案についてどういうふうなお考えでいらっしゃるのか、この点をまず確認させていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

議会からの政策にかかわる議提条例の制定についての考え方をということでございましたが、これはご案内のように条例の制定権は市長、議員の双方にございますので、議員の議案提出権につきましても、地方自治法の112条の規定によりまして予算を除く議会の議決すべき事件について認められておるというふうに解釈をいたしております。私自身も地方議員を18年させていただきまして、特に三重県議会議員を14年させていただく過程で、ご案内の2000年の地方分権一括法

の制定以後につきましては、やっぱり分権時代にふさわしい地方自治をどう進めていくのか、あるいは議会がどのように質を変えていくべきなのか。こういう中で、特に条例の制定権、いわゆる条例の範囲も拡大をしまして、これは三重県下もそうでありましたが、多くの自治体におきまして特色のある条例が制定をされてまいりました。基本的には地域課題の解決につながる政策条例の制定については、市長、あるいは知事からだけではなくて、議員からも提案されていくということについては、自治の進展や市民生活の向上に資するものであるというふうに認識をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

この議員からの提案、議会からの提案に関しては前向きな方向なのかなという印象は受けたわけなんですけれども、中日新聞の記事と言いましたけれども、やはりこういった議員提案というものに関しましては、二元代表制という言葉がありますけれども、政策提案はどちらかという結構行政、市長サイド、それに対する議員は立法府とかよう言われますけれども、それに対するチェックという関係で、どちらかという市長の執行権があるということで、執行権を尊重というか、余り侵すべきではないというような、そういうふうな哲学がある方もいらっしゃるけど、でもそれはそれで私は間違っていないと思うんですけれども、そんな中で基本的には議員提案という、こういった条例に関しては、実際この執行権がどうなのか。それに対して政策提案をするという、このことが実際どこまで実効性があるのかという部分が一つのポイントなのかなという思いで私はおりました。

これにつきましては、それで1番の項目で上げさせてもらっている予算措置を伴う条例の考え方というわけなんですけれども、先ほどの新聞記事の話でありましたけれども、よく議員提案、議会提案条例、結構議会改革の一環として取り上げられることがあるんですけれども、実はこれはもともとの自治法に規定されていることで、実は議会改革とは違う部分であって、ただその中で議会改革の話の流れの中でこの議員提出議案みたいな話になると、どうしてもパフォーマンスみたいな話が出てきてしまう。ただ一方で、やはりパフォーマンスではなくて、本当にそれが市民のために役に立つのかどうか、市民のためになるのかどうかという視点が必要で、パフォーマンスのためであることをするぐらいやったら、もっとチェック機能を発揮して、いかに市民に役に立つようなことをするかというふうなことのほうが重要ではないかという考え方もあるんじゃないのかなとは思っております。

ただ一方で、パフォーマンスやったらパフォーマンスでも構わないというふうな部分も考えられてまして、その新聞記事の中でも四日市の市議会事務局の話でありますけれども、市側に比べて議会がやるのは条例や施策の成立までにスピード感があるということと同時に、議会が提案していくという雰囲気議員一人一人の課題や解決策の発見を敏感にさせるようだと、議員が刺激し合う相乗効果をうかがわせるとかありまして、それはパフォーマンス云々とか関係なくして、やはりそういったことを実際やっていくということの行為そのものが意義があることやというふうな記述もありました。私もその点は同意するべきところだとは思っております。

そんな中で、どうしても市民のためといいますと、予算を伴うものが出てきてしまうと。予算を

伴うことにつきましては、地方自治法に規定されておられるわけなんですけれども、地方自治法 222 条に普通地方公共団体の長、委員会、もしくはそれらの管理に属する機関はその権限に属する事務に関する規則、その他の規程の制定または改正が新たに予算を伴うこととなるものであるときは、必要な予算上の措置が的確に講ぜられることとなるまでの間はこれを制定し、または改正してはならないというふうにあります。この話で、結局予算が伴わない条例制定、議員提案だったら意味がないんじゃないのかなというような話もありました。

ただ、これ読みかえまして、予算の見込みがあれば条例制定ができるという話ではありまして、これに関しては正副委員長会議でも小坂議長のほうから、これは執行部との調整が必要で、執行部との調整がつけば、これはぜひやっていただいてもいいんじゃないのかというふうに言われていまして、やはり議会の総意の中で議会全体として、それは大幅な予算というのは無理かもしれないけれども、的確な予算措置というのは講じられる議員提案の条例の制定、こういった話が進められる方向というのは非常に大きなことかなと私は思って今回質問させていただいておるわけなんですけれども、先ほど議員提案条例に関して市長のお考えを聞きましたけれども、予算措置を伴うものについては、市長は一体どういうふうにお考えでしょうか。その点をもう一回聞かせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今少し触れていただいた、例えば地方自治法 222 条、あるいは前段の 112 条、こういう二元代表としての一定の仕組みが規定をされておるところであります。まず予算を伴う議員からの条例案につきましては、あらかじめ執行機関と例えば財源の見通しでありますとか、あるいは推進の体制等々についてご協議をいただく必要が大切かなというふうに考えております。

その上で、双方に意見の相違があるような場合があるかというふうに思いますが、そして議員提案による条例が議会提出されて、審議を経て可決成立したような場合についてでございますが、一般的にはこれは地方自治法上、議会の議決に対する長の措置として再議の措置というのが規定をされておるところでございますけれども、先ほど前段で申し上げましたような認識を持たせていただいておりますので、基本的にはそうした議員提出条例案の策定過程におきまして、執行機関との十分な協議の場であったり、仕組みが持たれるべきであろうというふうに考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ちらっと再議という話も出ました。その辺についてはあるんですけれども、基本的には前向きな答弁であったんだろうなと思います。

ただ、その中でやはり先ほどの再議という話、これは市長の考えと違う、執行部の今までやってきたこととは違うというふうになったとき、ただ議会としては議決を行った、それに対して議員提案、政策的な条例として。そういったケース、言ってみれば市長、市の意にそぐわなかったものだ

った場合、一体どういうふうな対処をされるのか。再議という言葉がありましたけど、それも含めて現時点でのお考えを聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

具体的にどのような案件をどうこうということではなくて、地方自治法はそういう再議という仕組みが入っておるということでもあります。

議員ご質問の議員から市長の意に反するという表現がございましたけれども、市長の意というよりも、亀山市としては議決機関での審議とか議論を踏まえて、市の中・長期の総合計画、根幹に当たります総合計画を議決いただき、あるいは5カ年の基本計画を議決いただいて、さまざまな施策が推進をされておるものでございます。基本的に政策条例がその政策の方向をより補完していただいたり、あるいはより実効性を高めたり、そういう政策条例というのは非常にあるんだろーということをおっしゃっておられるのかわかりませんが、そこは総合計画、議決をいただく亀山市の基本的な政策の方向と、また違う政策判断をするということについては、また別の視点での議論が必要だろーというふうに思っております。

済みません、本会議の場で私が今具体的な話というよりも、ぜひ亀山市議会としてさまざまな分権への取り組みを進めていただいておりますことについては敬意を表しますし、またその上で私どもとしましては、ぜひ亀山の自治が健全に前へ進んでまいりますよう、二元代表制の質が一層機能してまいりますように期待をいたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

確かに現時点ではそれぐらいのことしか言えないんだろーなという部分もあります。逆に言えばそれぐらいの思いでいただければ遠慮なくといいますか、議会からも政策的な条例は出せるんだなというふうに、やはり最終的には市長の考えというのは非常に大きいと思っておりますんで、こういったことに対して。議会が幾らまとまったとしても、市長の考え次第によってそれが通じる場合と通じない場合というのがあると、そんなふうに思っておりますんで、櫻井市長としてはそういったことをどちらかといえば前向きに取り組んでいただけるということで、それに関してはやはり私だけでなく議員の皆さんがその辺を目指してやっていただくとお思いますので、引き続きしっかりやっていかないとというふうに思っております。

それでは、次の項目です。児童・生徒の携行品についてということで通告をさせていただいております。市内の実態について、教育行政としての考え方についてというふうに2つの項目を上げさせていただきます。

この児童・生徒の携行品についてというのは、児童・生徒が学校に持っていく教科書とかランドセルに入れてというものではあるんですけども、今ちまたでは置き勉というふうな言葉でよく表現されています。

携行品、勉強に関する勉強道具ですよ、きっと。本とか授業で使う道具とか。これを学校に置

いておいて、その授業のたびに使う。当然と言ったら当然なんですけれども、一々家に持ち帰らずに学校に置いておくという、これを置き勉というわけなんですけれども、置き勉というのがずっと日本の教育界では認められないことが多かったと。ただ、これにつきまして、今小学生の携行品の重さが平均7.7キロぐらいあって、40年前ぐらいに比べると1キロから1.8倍ぐらいになっているという話もありまして、2キロぐらいふえてしまっていると。これで肩凝り、腰痛を訴える子供がふえてきている、こんな話の中で、文部科学省も置き勉というものを認める、携行品を学校に置いておくのを認めるというような、そういうふうな方向に転換したと、こんな話が出ておったわけなんですけれども、まず携行品を持ち帰るとか、学校に置いておくとか、この辺の市内の学校の実態はどうなっているのか、その点をまず聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

教科書や教材を自宅に持ち帰らずに教室に置いて帰る、いわゆる置き勉、置き勉強道具の略語ということですが、その実態についてご答弁申し上げます。

現在、市内の小学校におきましては、鍵盤ハーモニカやリコーダー、書道セットや芸術教科の教科書など、一部の学用品については教室のロッカーに保管しております。また、中学校においても年度当初に学年別に学校に置いていってよい教科書や学習用具が生徒に示されておまして、例えば技能芸術教科の教科書や資料集は持ち帰らなくてもよいとしております。

しかしながら、小・中学校ともに学力の定着に向けて家庭学習の一層の充実を図るため、予習や復習、自主学習等、家庭学習に必要な教科書やノートなどは持ち帰らせております。通学時の荷物を持ち運びについては、なるべく過度の荷物の持ち運びとならないよう配慮を行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

実態を確認させていただきました。

そんな中で、この実態が先ほどちょっと話をさせてもらいましたけれども、大体平均7.7キロぐらいの荷物を持っていつも歩いておると。ちょっと別の話でありますけれども、日本以外でもインドではかなりこれが深刻やということで、約10キロぐらいのかばんを背負って大体数キロ歩く小学生が少なくないということで、インドでは7歳から13歳の間で68%が腰痛持ちの可能性があると、そんな実態があるとかいう話で、こういったことも手伝って日本でも何とかせなあかんというふうに文科省が言い出した部分もあるらしいんですけれども、結構子供というのはタフというか、強い存在でもありまして、苛酷な環境でも何とかそれに順応してしまう部分もあるんですけれども、ただその中でやはり腰痛とか体型とか、そういうふうなのにも影響が及んでしまう。これではちょっと話にならんという部分があると思いますんで、実際この辺の10キロ近い荷物を小学生が持ち運んだりするような、そこまでの実態があるのかとか、その辺の把握とか、あるいはそういうふうなことを市としてどういうふうに見えてくるか、今後。この辺はやはり教育長かなと思いますけれども、その辺はどうなんでしょうか。心配せんでもいいのかどうかということですね。

その点、教育長の認識を聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員ご指摘の7.7キロというのは、私も学校教育の関連記事はほぼ毎日チェックしておりますが、新聞等でもニュース等でも紹介された数字が7.7キロというのはございました。ただ、その7.7キロは東京都の平均の重さ、小学校低学年と記憶しております。そういったニュースになったり、文科省からの通知も来ておる中で、亀山市の実態調査も行ったことはございます。時期とか季節にもよりますが、ちょうど関小学校で調査した結果をご紹介しますと、関小学校1年児童の携行品約3キロ、6年生の携行品約5キロでございます。関中学校は、学年を区別しなくとも約10キロ、中学生で約10キロというような状況でございます。中には広島市の中学校の生徒は18.4キロとか、埼玉県は17.8キロとか、名古屋市の中学校については20キロを超えているという数字も入手はしております。したがって、亀山市において全国的な傾向が当てはまるかと言えば、必ずしも当てはまっていない状況であろうかと認識しております。

ただ、国からの通知もございますので、本年9月、学校にはその通知文をもとに校長会等でも指導はさせていただいております。教科書やその他の教材は宿題や予習、復習など、家庭での学習課題を適切に課す、また家庭学習も視野に入れた指導を行う上で重要なものとする自主学習というのを奨励しておりますので、そういった自主学習に必要な用具は持ち帰らせるとか、学年とか発達段階に応じて配慮するように校長等にも発信をさせていただいております。いずれにしましても、今後とも児童・生徒の過度の負担とならないよう留意して、実態も把握しつつ指導してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

伊藤議員。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

いろいろと他地域の実態もちょっと教えていただきまして、20キロというのは私もびっくりしましたけれども、私も息子が高校生なんですけど、その息子の高校は余り置き勉というのを許してくれてないっぽくて、いつも山登りへ行くみたいな格好で行っておるんですけども、その話を聞き取りでしたら、職員の方もうちの息子もそれぐらいの感じで行っていますわというふうな話で、ほかの職員の方も今の時代はそんなのですかというふうなことを言われていまして、さすがにそれでも20キロはないとは思いますがけれども、そういった携行品というものが当然必要やから持っていくんやみたいな世界で、余り気にされないというふうな20キロだとか、そんな状況になってくるんやろうなと思いますんで、その辺教育長がそこまでしっかり考えていらっしゃるといふんやったらまだ亀山市は安全・安心なんやろうなというふうに思いますんで、また引き続きいろいろとその辺を見ていただきたいと思いますという事を申し上げまして終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

13番 伊藤彦太郎議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小坂直親君)

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす12日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

(午後 4時40分 散会)

平成30年12月12日

亀山市議会定例会会議録（第4号）

●議事日程（第4号）

平成30年12月12日（水）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局 長 草川 博 昭
書 記 水 越 いづみ
書 記 大 川 真 梨子

議事調査課長 渡 邊 靖 文
書 記 高 野 利 人

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第4号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党の福沢美由紀です。

一般質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

きょうの一般質問は、高齢者タクシー料金助成制度について、そして補助金を交付する事業の入札について、台風等の影響による農道への倒木や土砂流出についての3点お伺いしたいと思います。

まず1点目、高齢者タクシー料金助成制度についてでございます。

一般にタクシー券と言われて、平成19年から、少しでも皆さんの外出の機会をふやして、これは理事者側の答弁からとったんですけど、目的としては障がい者や高齢者の方の外出の機会をふやしていただいて、社会参加につながるようにしたい、閉じこもっていると認知症だけでなく、疾病を引き起こして身体機能の低下を招く、要介護に移行する可能性があるから、これを防止したい、介護予防の一助として意義があるということで、さまざまな見直し、アンケートなどを通して市民の声も聞いて、対象を75歳以上の世帯から65歳以上の世帯にふやし、また22年には大きく75歳以上の方、高齢者については全ての方を対象にして続けてこられた制度です。この制度が来年もあるのかどうかということが非常に高齢者の皆さんの関心事です。

これについて、私も何度か今まで質問をさせていただいてきましたが、今回言われている見直しの意味が、またその見直しをしなければならない必然性がわからない、プロセスが曖昧、検証もないというままで、放っておいたらこのまま突き進むのではないかという心配があって、今回、何とでもこの質問に上げなければならないと上げさせていただいたところです。

今まで何度か説明を聞きましたが、聞くたび、若干いろいろ変わってきていますので、現在の高齢者タクシー料金助成制度、今後についてどのように考えているのかということについて、まずお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問に対する答弁を求めます。

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

おはようございます。

先ほど福沢議員、るる申されましたけれども、今後の考え方といたしましては、次年度以降につきましては、75歳以上の高齢者のタクシー料金助成事業対象者のほとんどの方は、現在進めております乗合タクシー制度を利用して外出いただけることから、原則として乗合タクシー制度の利用をお願いする予定でございます。ただしでございますけれども、乗合タクシーがセダン型の車両を利用することから、セダン型タクシーに乗車できない方は、引き続きタクシー料金助成事業により福祉タクシーや介護タクシーが利用できるよう配慮してまいりたいと考えております。

また、個々のご事情によりまして、外出移動支援が必要な方につきましては、タクシー料金助成事業や乗合タクシー制度、福祉有償運送など輸送サービスに限らず、他の制度やご家族、地域の皆様の支援とあわせまして、複合的な支援により個別に相談、対応させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今まで聞いてきた、おおむね乗合タクシーに移行していただくと。必要な方については別途考えるみたいな言い方でしたけれども、私が今まで質問してきた中でいつも気になっている答弁があるんですけども、ことしの3月の部長さんの答弁ですけども、いつも大体枕言葉に言われるのが、毎年民生委員さんとの懇談会等の場でも上がってきたと。タクシー料金助成事業についていろんな問題点があるということもあって、今回見直すべきであるということになって、それで乗合タクシーは重なっている部分があるから移行していきたいというような答弁が今まで重ねられてまいりました。民生委員・児童委員さんは、たくさん的高齢者の方とかかわってきた方やと思うんです。その方々が、今おっしゃったような乗合タクシーへの移行を求めておられるのか、多くがタクシー券の廃止を望んでおられるのか、そういう意見だったのかということを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

民生委員・児童委員様におかれましては、いろんな機会を通じまして、市民の方々とのかかわりが大変多いこととございます。そういった中で、私も今回、当該制度をどういった状況にあるかということも含めましてご意見を頂戴しております。実際のところ、利用状況におきましては、タクシー券のご利用が例えば2,000円を限度していることをふやしてほしいであるとか、あと遠いところからと近いところから、いろんな地域の中でご利用の目的が異なっていることからさまざまご意見を頂戴しておりますが、その中で、交通手段という中でものの考え方と、それからひきこもり、閉じこもりの中の話というのをさせていただく中で、ご利用のやり方そのものも多様であることがわかってまいっておる現状を民生委員・児童委員の方々からご意見として頂戴しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

民生委員・児童委員さんが何とおっしゃっているのかということをおもちょっと伺ってまいりました。皆さんからも資料をいただいております。民生委員・児童委員さんがどういうことをおっしゃっているのかというのを28、29、30と教えてほしいということをおっしゃったので、そこから抜き出しましたけど、やはり本当に必要な方に行き届くようにしてほしい。それは、本当に必要な方というのはどういう方か。75歳以下の方でも必要な方がいらっしゃる。等級が1級、2級でなくても必要な方がいらっしゃる。本人さんが入院してしまって、その方を介護するために付き添いの方が必要というときもある。そういう意味で、本当に必要な方に行き届くようにしてほしいという声がありました。また、廃止を考える前に、廃止をしなくてはいけない問題点が、地域によって格差があるとか、そういう問題点があるんだろうけれども、高齢者が利用しやすい策を考えるわけにいかないのか。タクシー券の存続はできないのか、必要としている方はたくさんいる、そういう声です。そして、細かいところでは、上限を廃止してほしいとか、格差をなくしてほしいとか、バスでも使えるようにしてほしいとかあります。

1点ありましたのは、もうタクシー券を廃止して、コミュニティタクシーを新しく走らせてほしい。要するに、私はこれを解釈するとすれば、公共交通として日常的に利用するというものだと考えると、タクシー券では不十分だから違う手を考えてほしいということだと思っておりますね。ほかにもたくさんあったのは、公共交通としてのバスをもっと便利にしてほしい。そこを整備してほしいという声ですわ。私は、これで注意なくちゃいけないのは、公共交通をきちんと整えるという問題と、福祉として、これだけの分ぐらいはお出かけになって、閉じこもらないようにしてくださいねというタクシー券をきっちり分けて考えなくてはいけないということです。

こういう声がたくさんあるのに、今までの答弁の中で、なぜ廃止するんですかといったときに、民生委員さんの声にもあったんですがと枕言葉で言われることについては、民生委員さんも大変憤慨しておられます。ここの喫緊の民生委員さん、西部の会の中でも、やはりタクシー券は残してほしいという声は上がっていると思うんですね。私は、民生委員さんの声も本当にしっかり聞いて、しっかり応える必要があると思いますし、何よりも当事者の声を聞くべきだと思うんですけど、今後、考えるに当たって。そこについては、割と今まで見直しをするときに聞いてこられたと思うんですね、アンケートをとったりして。今回は、本当にもうプロセスが荒い。検証も出してこない。櫻井清蔵議員が求めた資料をいただきましたけど、こういうのは求める前にきっちり出して検証すべきだと思いますし、そういうところはどのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

タクシー券、当該事業でございますけれども、それぞれの検証をもって進めるべきではないかというご意見ではございますけれども、冒頭申し上げましたように、当該制度でございますが、タクシー料金助成事業につきましては、高齢者や障がい者の要するに閉じこもりを防止いたしまして、社会参加を促すという外出支援策として一定の効果を出してまいったということでございます。

今現在、公共交通の議論と同じテーブルの議論が必要ではないかというようなご提言ではございますけれども、それぞれの施策の中で、我々健康福祉部の中で高齢者、障がい者の閉じこもりに特

化した事業展開の中で今日まで進めておること。また、ご紹介申し上げますと、平成29年度の実績値でございますけれども、その交付率が62%弱でございます。またそれをご利用いただいたのは50%ということで、全体を通しますと3割程度のご利用分しかないということもございました。

日常生活の中でいろいろな必要な交通手段があるわけでございますけれども、タクシー券を利用される方が多くなってきておりまして、事業本来の目的を超えておるという判断のもと、公共交通の施策の役割が求められているという判断のもとに事業展開を図ってまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

お使いになるのが対象の3割程度でしかないという言い方をされました。3割が多いのか少ないのかということなんですけれども、例えば亀山市で介護保険をお使いになっている方は全体の何割ですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員お尋ねの介護保険の関係でございますけれども、平成30年10月現在の数字が新しかったんで、そちらでご答弁させていただきますが、第1号被保険者数が1万3,064名、そのうち、認定者数、要支援1・2、要介護1から5ということで2,428名ということで、その認定率は18.5%でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうなんです。介護保険みたいに、本当に皆さん喜んでおられる制度でも2割弱なんです。2割だから少ないからやめますか。そういうことにはならないと思うんです。3割の方が必要やと、本当に4月1日に殺到してお使いになっていらっしゃる。これが3割だから要らないという理屈は通らないと思います。

そして、今まで、この制度、こういう意義があるとして皆さん答弁してこられた外出支援としての効果が、例えば変遷するに従って効果がなくなってきたということがあるのかどうか。それはどうお考えですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

外出支援の効果はというお尋ねでございますけれども、事業構築の折に高齢者に対するタクシーチケットの事業を展開する中で、一つでも多く閉じこもりを防止して、例えば介護保険に置きかえますと、そういったものをご利用される方が極力少なくなるような、そんなまちづくりの一つの事業展開として捉えてまいったところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

皆さんが当初見ておられた効果が落ちたわけではない、意義は十分にあったわけですよ。今でもあるわけです。それと、私は、高齢者の方の意見を聞いていて思ったのが、このチケットがあることで自信を持って生きていられる。頭を下げて頼んで、自分の身を動かすのに誰かの都合で動かななくても私の都合で動けるという自信を持って生きていられるという声を聞いて、これはもうただただタクシーを助成するというだけではなく、本当に人を元気にするすばらしい制度だなと思いました。意義もある、そしてニーズもあると思います。3割といいますけれども、4月1日に本当にたくさんの方が押し寄せてこの申請をされて、皆さん担当の方は大変だと、この前も伺いました。意義もある、ニーズもある、そんな中で、この福祉制度をやめる理由がどこにも見当たらないんです。

市長、どうですか。これをこんな形で見直す必然性が私にはわかりません。それについてお答えいただきたいと思います。どうして、こんなに意義もあって、ニーズもあるのにやめなければいけないのか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

全国的に、この地方中小都市が抱える課題、それも非常に困難で難しい課題の一つがこの地域の公共交通の施策であろうというふうに思っております。その中で、今、私どものバスの運行、それから今回、新しい施策として導入いたしました乗合タクシーの制度、それから従来、今ご指摘のこのタクシーチケット助成制度等々、これら全体のさまざまな諸制度を活用して、あらゆる高齢者の問題、障がい者の方々、これに対応できるような亀山市に合った形をつくっていかうという中でさまざまな議論を重ね、そしてさまざまなお声も聞かせていただいて、現在、今日に至っておるところでございます。

当然、このタクシーチケットで助成をする制度、このような制度は本県では亀山市唯一でございますが、過去からもこれは議会でもたくさんご指摘をいただいてまいりましたこの制度の限界とか課題につきましては、従来から議会での議論、それから民生委員さん初め多くの方々からもお聞かせをいただいてまいりました。それを解消して、なおかつ、例えば1万円という上限では、地域によりましては、例えば昼生から医療センターへ往復すれば5,000円、6,000円かかると。そういう意味では、この1万円という上限がいかがなものなのかというご指摘は非常に多くの利用者からもいただいてまいったところであります。したがって、持続的な制度をいかにつくっていくのかという中で、従来のタクシーチケット制度を見直し、新たな乗合タクシー制度を構築して、この中で考えていこうということで取り組んでいただいております。

（発言する者あり）

○市長（櫻井義之君登壇）

私ども、今、丁寧に答えさせていただいておりますので、福沢議員の質問にお答えをさせていただいておりますので。

いずれにいたしましても、今日に至る過程につきましては、ご案内いただいておりますけ

れども、先ほど申し上げましたように、75歳以上の高齢者で福祉タクシーでありますとか介護タクシーの利用が必要な方へのケアでありますとか、今後もこのタクシーチケットの制度を活用いただける方につきましては、今後も対応させていただくという方針で臨んでまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

市長のお話から、今のタクシー券の課題としてうかがえたのは、地域の格差ですね。格差があって、これが課題やなということは捉えておられるんだろうなあとということが1つと、やっぱり公共交通と福祉の施策というのを何かひっつけようとしているなというのはちょっと感じて、これは違うんだろうなと私は思っています。不公平があると、周辺部の方と真ん中の町なかにある方の不公平があるのであれば、その課題があるのであれば、その課題に対して施策をきちっと立てれば良いと思うんです。不公平があるんなら、公平になるように価格を変えれば良いと思います。

そういうことをすることなく、何かしらふわあっと公共交通が足りないからということで今議論されていますけれども、私ちょっと通告していませんけど、ここは私は分けて考える必要があると思うんで、福祉は福祉で皆さんの閉じこもり予防として、市民は医者やお買い物に行く100%をこの福祉の施策でやってくれと思っていませんよ。そんなん全部できるわけじゃないですか。月1回はお出かけくださいねという制度やったんですから、それはそれでいただきながら、公共交通は整えてほしいというのが市民の声ですよ。それは公共交通を整えていただいたらよろしいやないですか、そちらの部で。それはやっぱり分けて考えないと、地域公共交通会議の中ではタクシー券のことは議論できないんですから、違うんですから。だから、それは分けて考えるべきだと思うんです。

それともう一つ、もう一回ちょっと確認したいんですけど、民生委員・児童委員の方は、この見直しについておおむね賛同しておられるということですか、納得されたということですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

この制度の変更につきましての民生委員・児童委員の方のご意見を頂戴したわけでございますけれども、これに対する事業が是か非かというような問いかけはしておりません。我々いたしましたしましては、事業展開の中で、市長が申し上げましたように、福祉の問題も含めまして事業展開をいろいろ考える中で、次なる公共交通への施策の展開であったり、我々の福祉の部分のタクシーの事業展開であったり、それぞれの取捨選択の中で考えていくものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうしたら、市長としても、民生委員さんが皆さん納得いただき、市民も納得いただき、この見直しを進めていきたいという思いなのかどうかをもう一遍確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まず、民生委員・児童委員の皆さんと、毎年1年に1回、私自身も直接協議をさせていただいたり、政策提言等々を受けるといった場を持たせていただいております。今、3年間の資料をお手元のほうに配付はいただいておりますが、当然この9年にわたりまして、タクシーチケット助成制度の課題、例えば先ほど申し上げたようなことであつたりとか、あるいは不適正な利用があるのではないかと、あるいは本当に必要な方に行き届いていないのではないかとということ、それから例えばこの福祉の制度と地域公共交通という、亀山のような本当に集落が非常に全域にあつて、中心部と距離がある地域においては、さらなる全体としての制度が必要ではないかと。そういうご意見をこの間いただいております。

同時に、利用者の方、あるいは地域のバスの再編も、議員ご承知のように展開をいたしてまいりました。これらは、地域公共交通会議という、この会で多くの会議、また関係者が参画をいただいて、一定の方針なり調整を行う会議でございますけれども、その会での決定も含めて、今の乗合タクシーの新制度の導入も含めた政策判断についてご理解をいただいております。当然、100名近い民生委員さんの中には、さまざまな思いを現在お持ちの方もおられようかと思っておりますし、全体的としてやっぱり改善をし、将来に備えよというようなご意見もたくさんいただいておりますけれども、私どもとしては、市の政策判断、政策決定として、新たな新制度導入への転換をしつつ、今後の亀山市の地域社会の公共交通を考えていくという体制を整えてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

やはりタクシー券の課題がはっきりしているんですよ。だから、必要な方に届いていないという課題も今おっしゃいました。必要な方に届くように施策をきちんと構築すればいいんですよ。だから、それを福祉の中ですればいいんであつて、それをわざわざ公共交通にひっつけていくことが問題だと言っているんです。そして、やはりこの移行によって移動ができなくなる方が必ずできます。動けなくなる方が、閉じこもらなければならないようになる方が必ず出ることが推察されます。先ほど、介護タクシー、福祉タクシーとおっしゃいましたけど、それが足りるのかどうかという問題も一つありますし、それを使うための要件があると思います。そこについては、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

福沢議員おっしゃいましたように、福祉タクシー、介護タクシー等がございます。福祉タクシーと申しますのは、国土交通省から一般乗用旅客の自動車運送事業、これは福祉輸送事業の限定でございますけれども、そういった許可を取得いたしまして、車椅子対応などの福祉車両を用いて営業されるもの、またそのうちでございますが、乗務員が介護主任者研修以上の資格を保有し、旅客の乗降など身体の介助を行い、一定の条件のもとに介護保険の対象となるものが介護タクシーとされ

ておるものでございます。

お尋ねのケースでございますけれども、それぞれの理由が異なってまいりますことから、そういった方々が主に介護認定の認定・不認定、そういうのは関係なくご利用は可能なんです、ご利用されます方の全てが認定が必要でないということもありまして、その対象とされるべき方々が、私ども長寿健康課ないしはタクシー会社とのやりとりの中でご利用いただけるような制度でございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

介護タクシーも、福祉タクシーも介護認定がなくても使えるということですね。今おっしゃったのは、これからの協議の中で使えるようにしていくということかなと思うんですけど、例えばチェックリストとか、新たなものをつくっていかなければならないと私は考えますが、その点についてはどう考えているんですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

議員おっしゃいますように、当該制度の市民の方々との受け答えになりますと、ある一定のフォーマット、シートみたいなものもご用意させていただくことも必要かと思えます。それと同時に、個々のご事情がいかなるものかということを親切丁寧に聞き取る我々職員の質も問われることとなりますので、それらをあわせまして考えてまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今までの説明だと、セダン型に乗れない、車椅子じゃないとあかん人がそういうタクシーをご利用いただいたらいいという言い方をされていたと思うんですけども、例えば乗合タクシーなどに、その乗り場までは歩けない、あるいはようよう歩けたとしても、そこで歩いた後の外出が可能かどうかかわからない、それぐらい膝や足が不自由であるという方はたくさんおられるんですね。でも、それぐらいでは介護認定は受けられません。ピンポンと押して、はいと出ていったら、ああこまで歩けるから大丈夫ねといって、もう介護認定にしなかった人がいるんです。そういう中で、丁寧な、本当にタクシーどうなのかというチェックを、今までバス券にしたらどうやといたら、そういう作業をこんなに忙しいのにできないと言っていたその部署で、そんな丁寧なチェックをして、この方は福祉タクシー、この人は介護タクシーということを実際に割り当てていけるんでしょうかね、人数的にも。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

実際、物理的なことをお尋ねでございますけれども、健康福祉部といたしましては、当該事業の制度設計も含めまして、次年度以降ですけれども、1月に全体の周知を図り、また2月に広報等を

載せさせていただく中で、少しでもご理解いただくような形で進めてまいりたいと考えております。また、るる申し上げてまいりましたが、他の制度であったりとかサービスの利用を含めましての考え方を持たせていただく中で、個別にということに強調させていただきましたが、その個別のニーズというものが重要だと考えておりますので、職員全体で相談を受け付け、丁寧に対応してまいるといふことで考えております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今、殺到する市民の皆さんで大変だと言っている中で、この個別ということが本当にどれだけできるかというのは、なかなかできないと思いますよ。本当にそれが、おっしゃったように必要な方にきちんと届くようにという意味で、バス停にも行けないような方にはきちんと介護認定もされて、介護タクシーにも乗れるようにして、それで元気に歩ける方は乗合タクシーに乗ってもらったらどうやというの、私はそれでオーケーとは思いませんけど、それが本当にできるならば、それはある意味意義があると思いますけれども、そうなる前に、この4月からやるというんだったら、動けなくなって切られる方が必ず出てきます。間に合いません、そんなの。人をふやすんですか。そんな足の不自由な方はどんどんとあいまいに殺到することもできませんよ。そんな不確かなままこの見直しを進めていくということは、これは責任のないことなんじゃないでしょうか。

もう一つ視点があります。タクシー券はお金を出さなくても全てもらえる券なんですね。だから100%いただけるものです。乗合タクシーは、乗るたびに一定払わなくちゃいけない。乗り放題ですけど、払い放題ですよ。全然違うんです。経済的に、何回か何回か、足が不自由だけれども、乗合タクシーを払うことができないという経済的な課題がある方についても、タクシー券を考えていかれるということですか。この方については、やっぱりタクシー券じゃないと無理だろうということ、個別な対応で考えていかれるんですか。

○議長（小坂直親君）

井分部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

個別の対応はいかがかというお問い合わせでございますけれども、市長申しましたように、福祉施策の中での物の考え方、また公共交通の物の考え方、それぞれを整理する中で整理してまいりたいと思っております。よって、福祉において考えますと、現在の高齢者のこのタクシー料金の中での福祉施策の今までの歩みを次の公共交通につないでいければなと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今のご答弁では、考えるのか考えないのかよくわからなかったんですけれども、時期的な問題もあると思います。要するに、4月になったときに、タクシー券がもらえないとなった人がたくさん殺到して、閉じこもりになって、本当に最初に言っていた目的が達成されない、どんどんと介護認定しなくちゃいけない方がふえてくるようなことになったら、それはどう責任をとられるのかと私は思います。ぜひとも、これはおっしゃったように、必要な方にきちんと届くまでは、少なくとも

タクシー券は続けるべきだと思うんですけど、その1点について、市長、答弁をお願いします。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

経済的な問題も含めまして、私どもは今のタクシーチケット助成の1万円という限界を超える、今ただでもらえる1万円、それから本当に必要な方が1万円を超えても病院へ行かなくてはならん、こういうものをしっかり応援できる仕組みをつくっていかうということも含めて、この新しい制度を導入したところであります。

いずれにいたしましても、今、ご利用いただいております皆さんが、この新制度を本当にご利用いただく中では、非常に安価でいいよというお声もいただいておりますが、しっかりとこの制度につきましてご理解いただき、またご活用いただけるような説明や対応をしっかりとさせていただいて、今後につながっていければと思っております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

今回、この件に関しては、答弁が本当にさっぱりわからなかったんですけども、意義もしっかりある、ニーズもある。やはり今回の一般質問を通して、私はやめる理由は見当たりませんでした。必ずこれは続けていただく、そして市民の声をしっかりと聞いていただくということを求めたいと思います。それから、やはりこれが求められるということは、公共交通がまだ不十分だということの裏返しでもあります。そして、今までやってきた、お祭りのたびにバスを出してきた。そういうことも閉じこもり予防と言うんやったら、そういうこともまたされたらどうでしょうね。日曜日はバスがありませんので、しょうぶまつりも行けません。みんなお祭りがあっても行けないわと言ってはります。本当に必要な施策をきちっとやっていただきたい、タクシー券を続けていただきたいということを申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

補助金を交付する事業の入札について。さきの贈収賄事件に端を発してこの質問となったわけなんですけれども、まずもって、さきの贈収賄事件について市長にお伺いしたいと思います。

この件について、何をもって市長の責任があると思ってみえるのか、こういうところが市長は責任があると思ってみえるのかという責任についてお伺いし、どうやって責任をとっていかうとされているのか、この2点について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

今般の本市職員の不祥事につきましては、全体の奉仕者であります、法を守って高い廉潔性を求められる公務員としては、あってはならない行為でございまして、また市民の信頼を損なうものでございまして、市長としての責任を痛感いたしておるところであります。そのため、事態を重く受けとめて、職員逮捕後、速やかに臨時の経営会議を開催させていただいて、職員に対して、法規肅正やコンプライアンスの徹底並びに再発防止策を通じた市民の皆様の信頼回復に努めることを指示いたしますとともに、以降、真摯に対応を図ってまいったところでございます。

こうした中で、二度とこのような不祥事が起こらないよう、チェック機能の強化など再発防止策を講じて、市民の皆様からの信頼回復に向けて組織を挙げた取り組みを進めていくことが私に課せられた責任であるというふうに認識をいたしています。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

あつてはならないことだと、市長としての責任は感じておるということですがけれども、具体的に私は市民目線で感じるころは、きのうも今岡議員がおっしゃいましたけれども、どこで入札がされたのかと聞かれて、場所は確認できておりませんというような答弁しかできない、このチーム亀山を、そのトップにいるということが私はその責任だと思いますね。何かあったときには、その任命責任とかいろいろあると思うんですけれども、あったときにどう動くかということに対する責任がやはり今問われていると思うんですね。私たちに対する説明も不十分でしたし、どこでやっているかもわからん、そんなの聞いたらわかりますやんか。部署に確認したらわかりますやんか。そんな無人で、本人しかいなかったわけじゃないんですから。それもできないような亀山市であったということについては責任を感じてほしいと思いますし、責任のとり方について、こうしろどうせいということを私が言う立場ではありませんので、市長がお決めになることですがけれども、それはもう市民がしっかり見ておられると思います。これについてはこれだけ申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

補助金を交付する事業ということで今回の事件が起こったわけですがけれども、私たちも学童保育なんかでも補助金があったり、大きくはJRのエレベーターなんかもありました。いろんな福祉の施策もあります。補助金を交付する事業における入札のルール、これがあるのかないのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

市が補助金を交付する事業の交付申請から執行までの基本的な事項につきましては、亀山市補助金等交付規則というのがあります、そこに規定しておりますが、補助金を受ける事業主が行う入札のルールについては定められていないというものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ということは、入札をしても構わないし、随意契約でやっても構わないということなんですね。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

この補助金の中で、国とか県費が含まれる補助金がございます。こういう補助金の中で、補助金を交付する条件として、個別に入札方式を国のほうから要請されるというふうな補助金もございます。しかし、そういう要請がない場合は、事業主の判断に基づくものというものでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

そうしますと、今回の事件に至ったというのは、どこに問題があったからということなのかということを確認したいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

今回の事件は、事業主からの要請によりまして、入札契約事務の支援を行ったものでございます。しかし、入札契約行為に関する事務取扱のルールが市になかった、明確でなかったということから、適正な契約に至るためのチェック機能が働かなかったことが原因であります。また、特に今回の場合におきましては、当該職員の公務員としての倫理観の欠如によるというものが大きかったものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ルールがなかったということと、職員個人の倫理観の欠如ということですが、これからもうこういう入札であったり、入札でなかったりいろいろあると思うんですけども、私が一つ感じますのは、何で補助金を出しておるかということですよ。やはり、福祉であれば福祉施策をきちっと質を担保してほしい、こういうものの質を高くあってほしいという市の願いがあるんだと思うんですよ。それを入札でもいいよ、随契でもいいよ、安いところをとっていいよということで、放ったらかしておくんでは、民だからといって、質は担保できないんじゃないか、補助金を出す意味がないんじゃないかと思うんです。ですから、私は、きちっと質を担保できるようなルールをつくるべきだと思うんですね。ですから、どういう範囲やと入札をしなければならないというルールになるのか、入札の方法についても、ただ安いだけで落ちるような入札ではなくて、いろんな入札がありますけれども、そういうことも含めて検討していただきたい。質が担保されるような補助金のあり方ができるような入札ということも考えていただきたいと思うんですけども、そこについてはどうですか。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の対策については2点ございまして、1点は、今、福沢議員がおっしゃられた補助金事業に対するものと、もう一点は職員のコンプライアンスに関する部分というふうに認識をしております。まずもって市の補助金事業、今、質の担保ということもおっしゃられましたが、それも含めて、適正化を一層図ってまいりますこと、これがまずもって大切なことであるというふうに思っております。

加えて、補助金事業における入札契約行為につきましては、この事務取扱規程というのがございますので、これは昨日ご答弁は申し上げましたが、これを明確にして、どこに問題があったか、こ

れもきのう触れさせていただきましたが、1つは職員が事前に決裁を得る、そういった作業でありますとか、高額な入札に対しては財務課の職員が立ち会うとか、こういったことを明確にするような見直しについて、今月中をめどに進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

補助金も市民の税金ですので、ぜひともわかりやすい、市民が納得するようなものを出していただきたいと思います。

時間もございませんので、最後の質問に移りたいと思います。

台風等の影響による農道への倒木や土砂流出について。

今回、本当に台風の倒木が多かったので、私、この間の臨時会でも質疑をさせていただいたところです。市道については、民間にある土地からの倒木であっても、どんな木であっても、市がしっかりとパトロールをして、そこを通るのは危険がないようにしていただくということがわかりました。しかしながら、農道についてどうなのかということが、あのときの答弁ではございませんでしたという言い方でした。私は、1件聞いていましたので、担当に言ってありました。農道に大きな木が倒れて、機械が出せないという相談がございました。今回も含めて、被害の実態がどうであったのか、そして済みません、時間がないのであわせて聞きますけど、これについて補助する考え方について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

今年度の台風によります農道の倒木被害でありますけれども、臨時会のときに、私、被害ございませんということで答弁をさせていただきましたけれども、農道で1件相談がございました。その箇所につきましては、地元の受益者の方において伐採の対応をいただいたところでございます。また、伐採した木の処分につきましては、もとの敷地に戻すというようなことをしていただきまして、現在通行可能となっているところでございます。また、農道につきましては、基本的に維持管理が地元受益者でございますために、自治会等から報告・相談をいただいた場合には、現地確認を行いまして、地元受益者で処理をしていただくようお願いをしているところでございます。

また最後に、補助についての考え方でございますけれども、農道へ例えば土砂が流出した場合等につきましては、亀山市土地改良事業補助金のうち、重機及び土砂等運搬車両の借り上げの補助金によりまして、それを交付して、活用していただきまして受益者で対応いただいておりますけれども、現在、倒木に対する対応は、その補助金では対応していないというところでございます。今後でございますけれども、農道に対する倒木の対応につきましては、現在、基本地元対応としておりますけれども、市が実施する必要性については検討をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

福沢議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

倒木についても、農道に対して補助しているところはあります。農道を通っていただきたいということでちゃんと施策するんであれば、農業をしていただきたいという思いを市は持っておられると思うので、ぜひとも前向きに考えていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時52分 休憩）

（午前11時01分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番 鈴木達夫議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

大樹の鈴木でございます。

一般質問をさせていただきます。きょうのテーマは、亀山市の住宅団地の再生についてということで、5項目ほど質問を用意しました。よろしくお願いします。

まず、現状についてという項でございますが、1番目は、住宅団地とは何かという定義について、どういうご認識かということ、それから2番目は、では亀山市ではこの住宅団地と称されている箇所といたしますか、幾つくらいあるのかということ、3番目は、これらの住宅団地の一般的な課題、あるいは将来の課題についてどう認識しているか、3つまとめて質問します。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問に対する答弁を求めます。

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

住宅団地でございますけれども、一般的に、民間会社が建設する計画的な集団住宅地のことを言われております。また、市内にございます住宅団地と名前がついている箇所につきましては、15カ所程度かなというふうに考えてございます。

また、住宅団地の一般的な課題でございますけれども、分譲開始当時から入居者がそのまま居住を続けるということになりますので、一斉に高齢化を迎えることになる。それに伴いまして、空き家の増加や地域活動の衰退等によるコミュニティの希薄化など、さまざまな問題があるというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ありがとうございます。

一般的には、民間により計画的に建設される集団住宅であると。市内に15カ所ほどと。それから抱える問題は、一斉に高齢化が進み、時期が来れば空き家も目立つようになり、地域のコミュニティの希薄化が生まれるということなんですけど、これは15軒というのは意外で、例えば私の近

く、井田川近辺だけを見ても、みどり町、ひとみヶ丘、みずほ台、みずきが丘、アイリス町の団地、山田の団地、メープルタウン、スパイラルガーデン、隣の田村へ行けば、若宮団地、名越、あそこ220軒、230軒あります。団地、あるいは能褒野にも3つか4つの固まりもあったり、市内でも住山団地とか、野村団地、和田団地、山下町の虹ヶ丘とか、二本松団地とか、あるいは関にも関富士ハイツとか、泉ヶ丘、会下の団地と、私が見ただけでも30、40でも、そらんじて今読みましたけど、言えるぐらいある中で、なぜ15かというのがわかりにくいということが1つ。

それから、高齢化が一斉に進む、あるいはコミュニティが希薄化する、空き家がふえる。例えば、昼間の人口と夜間の人口の差が非常に大きいことから発生する交通問題とか、あるいは防災とか、あるいは防犯の問題、あるいは公共施設の利用の期間が集中するため、例えば横断歩道が欲しいなあというふうに計画しても、できたところには子供の数が少なくなって、利用者が少なくなる。そういう意味では、例えば後で取り上げる学校の教室数とか、これは団地の特性だと思います。そういう意味では、いわゆる恒久的な行政サービスの必要の有無、これが非常に難しくなるような特性もあります。もう少し丁寧に、深いといえますか、重厚な答弁をいただきましたかという思いもしております。

それでは次に、都市マスタープランにおける位置づけについてという項に入りますが、都市マスタープラン、今、中間案が示され、今後パブリックコメント等を行われた後、3月議会に上程されるということで恐縮ではございますが、その前の基礎となる立地適正化計画にも同じような考え方、書き込みが合った中で、今の時期に私がこういう疑問点とか、あるいは確認を投げかける必要があると思ひ、この項をやらせていただきます。

それでは、改正の都市マスタープランのただいまの中間案の中には、都市づくりの戦略方針の中に、3つの地域が都市機能誘導地域、あるいは居住誘導区域に示されています。関宿周辺の観光交流拠点、それから今話題になっています亀山駅周辺の中心的な都市づくり、そしてこの質問をする井田川地区、高齢化する住宅団地の再生となっていますが、この位置づけについてという質問は、先ほど私が質問の中で、亀山市各地に点在するいわゆる住宅団地の、今言われた、あるいは私が話しました潜在的な課題、高齢化、空き家、コミュニティの希薄化、人口減、地域活力の低下等々を解決するためにやる、先駆的にといえますか、モデル的に行うのか、あるいはあくまでも都市拠点への居住誘導が早急に求められている中で、井田川地区、文面によれば、みどり町、それからみずほ台に特化して、いわゆる限定してこのエリアを指定したか、これを聞きたいと思ひます。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

現在、策定を進めております亀山市都市マスタープランの中で、都市づくりの基本理念であります都市の価値と魅力の向上のためのエリアの一つとして井田川地区を指定させていただいております。特に、分譲開始から40年程度が経過をして、高齢化が懸念される井田川地域のみどり町、みずほ台の住宅団地を捉えて、多世代循環型コミュニティの形成を実現目標として、エリアプランの検討を進めていく予定でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

井田川地区だと、特にという言い方ではないでしょう、これは。みどり町とみずほ台限定じゃないんですか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

みどり町、みずほ台の周辺には、まだひとみヶ丘も入っていますので、その辺のエリアというところで考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

わかりました。

それでは、この高齢化を迎えた井田川地区の再生ということで、そのエリアに求められる実現目標の中に、多世代循環型コミュニティ形成という言葉が、これが目標なんですね、実現目標。では、この多世代循環型コミュニティ形成とはどんなイメージなのか、お示しをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

多世代循環型コミュニティとは、高齢者の地域内での住みかえや、住みかえ後の住宅の改修により若年層への住宅の提供を行うなど、地域内で世代間の循環を促進し、高齢者が暮らしやすく、若い世代の流入促進を図る取り組みでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今、高齢者の地域内の住みかえ、それから若者への住みかえた後の住宅提供、これは本当に大胆で、住民にとっては画期的なとか、そうなのみたいなことなんです。いわゆる高齢者の地域内での住みかえをして、なおかつその住みかえたところへ若い人を呼んで、それが循環し、その若い世代の流入促進を図る。非常に壮大な計画であるなあというイメージを持たせていただきました。

それでは、3番目に再生へのシナリオという項を設けました。シナリオを読ませていただきますと、手順とか進め方ですね、これは1ステップ、2ステップ、2段階になっています。まず、シナリオ1について、いわゆる再生シナリオ1ですね。どんな進め方をするのかご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

まず、住宅団地再生の考え方でございます。

まず、方針の1のほうで示させていただいております現居住環境への不満を要因とした転出の抑制というところでございますけれども、人口の減少を自然減によるものみにとどめ、社会減少を

抑制することを目標に、現居住者の団地環境に対する不満、不安要因を解消することが必要と考えております。具体的には、老後の生活の不安の対応、買い物や通院等の日常生活の不安への対応、住宅性能や居住性能への不安への対応、空き家・空き地の増加による不安ごとなどの対応が考えられます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

ステップ1といいますか再生シナリオ1では、現在の居住環境への不満をなくすということで、不安や不満の解消をするということなんですが、これは誰が不満、不安を解消していただけるんですか。だから、市は何をやるのかなあという。いわゆるそれに対する具体的な取り組みと、誰がやるか、取り組み主体について説明をいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

取り組みの主体ということでございますけれども、まず地域の努力や行政の支援のみでは、やはり非常に厳しいというふうに考えてございます。そういうようなことから、民間事業者の協力や研究機関のノウハウも必要と考えております。そういう中で、住民と大学、あるいは住宅事業者、それと行政が検討組織を立ち上げまして、地域住民を主人公に再生手法の検討をしてみたいと、そのように考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

それでは続いて、そのシナリオ1では不満要因を解決すると。それからシナリオ2では、今度は転入者を呼び込むための施策をとるということが書かれています。次の項の誘導施設とも関連をしますが、このシナリオに再生の具体的な取り組みと、あわせて誰がするのか、取り組み主体についても説明をしていただきたい。行政は何をするのかということも含めましてお願いします。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

方針2の居住者の満足度の向上、住宅地の魅力向上による転入者の呼び込みといたしまして、先ほどの方針1とも連携はいたしますけれども、団地の利便性、快適性、安心・安全の向上を図り、新規転入者を呼び込むことにより、自然減による人口の減少を可能な限り補うことが必要というふうに考えてございます。具体的な対応例でございましてけれども、多様な世帯、世代が住み続けられる住まいの供給、日常生活を支援する施設や場の形成などを考えているところでございます。

市がどういうふうな形でやるのかというところでございましてけれども、こちらにつきましても、先ほど方針1のほうで進めさせていただきました一緒のような形で、住民と住宅事業者、大学等の研究の有識者を含めた組織を形成いたしまして、方針1と同様に検討のほうをしていきたいというふうに考えてございます。

行政は何をやるのかというところでございますけれども、まずは今、どういうふうな地域に課題があるのかというのをやはり住民の皆さんに知っていただくということが重要と思っております。そういうふうな観点で意見交換等をいたしまして、現状の説明、このまま何も施策をせずに放っておいたときにどういうふうになるのかというのをお示ししながら意見交換をして、やはり住民にこういうふうにやっていこうという意識づけをしていくことが重要かというふうに思っておりますので、その辺のところの支援をして一緒に取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

市の役割としては、アンケートや意見交換の場をつくったり、行政、あるいは住民、それから事業者、あるいは研究機関との組織づくりをするんだということと理解をさせていただきましたが、そんな中で、非常に私はキーワードになるんじゃないかなあというふうに思うんですけども、現在の居住環境の不満を解消した後で転入者を呼び込む、そのシナリオの中で、多様な世帯や世代が住み続けられる住まいの供給に関して、硬直的な居住者属性の解消という言葉がうたってある。非常にこれはキーワードになろうかと思えます。この言葉の説明をお願いします。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

硬直的な居住者属性の解消とはということでございますけれども、住宅団地でよく見られる現象で、分譲開始当初の居住者がそのまま居住を続けることにより、世帯主の年齢や家族構成等の類似した属性が時間の経過とともに高齢化が同時に起こることをあらわしており、これを解消することが必要でありますということでございます。そのことから、多様な世帯、世代が住み続けられる住まいの供給により、新しい居住者の移住を進めることで解消を図ることができるということでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

非常に重いといいますか、大変な作業になるかなと思います。

先ほど、多世代循環型コミュニティの形成ということで、先進事例ということもありましたけれども、資料の中で、兵庫県の三木市がまさしく多世代の循環コミュニティの形成という事例、私も勉強会等々を当局とやったんですけども、この三木市の事例を簡潔に説明していただきたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

兵庫県三木市の事例でございますけれども、1971年から民間事業者により開発、販売が行われた戸建ての住宅団地でございます。高齢化が進む住宅団地の団地再生のために、大学、開発事業者、行政、地域住民が組織を立ち上げ、再生のあり方について検討を行った事例でございます。検

討の結果、高齢者に優しい住環境の提供、地域内住みかえシステムの構築などにより、団地再生につなげていく事業でございます。現在実施中というところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私もこれを見せてもらったり、勉強というほどじゃないんですけども、参考に見たんですけども、本当に大胆なことをされているんですね。いわゆる地域内の住みかえの仕組みをつくっている。それから、健常者にあっては2LDKの住まいを提供し、今までお住まいのところが若者世代にその住宅を与えるというようなこと。あるいは、地域の生活支援を含めた集合住宅も建設されて、4年前ごろから国の指定を受けてやっているんですけども、そんなことで、これはもちろん大きな会社とのタイアップ、研究機関とのタイアップをするという意味では大いに参考になるかなあというふうに思いました。

そこで、次の誘導施設ということでございますが、この誘導施設、この地域に足りないもの、今、地域が求めるもの、あるいはそれに対して対応できる誘導施設について、どんなふうに考えているかをお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

現在の井田川居住誘導区域の都市機能施設の立地の状況でございますけれども、他の誘導区域に比べて、亀山中央と比べまして、医療施設、老人デイサービスセンターなどの高齢者福祉施設などが少ないことから、そのような施設を誘導できればというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

いろんなこの資料の中で、こういう書き込みがあるんですね。この井田川地区は、今おっしゃるように、他の地域と比べ、住民が集い、交流できる施設、子育て支援施設、病院が少ない。あるいは、日常の生活を支援する施設や場の形成という記載もあります。他の地域と比べということなんですけれども、今、亀山中央なんですけど、中央と比べて、具体的に数字で幾つくらいだから少ないという客観的な数字を出してもらいたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

具体的な数字でございますけど、まず医療施設、病院、診療所等になりますけれども、これで見ますと、亀山中央でございますが、10カ所ほどございます。井田川地域については1カ所というところでございます。老人デイサービスセンターなどの高齢者福祉施設で見ますと、亀山中央でいきますと6カ所ございます。井田川地域は2カ所でございます。子育て支援施設、保育園というところでございますけど、これで見ますと、亀山中央は6カ所、井田川地域では1カ所というところでございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

誘導施設は何が必要かということで、今、デイサービスの施設が、あるいは病院が非常に少ないということなんですけど、デイサービスと病院が果たして、先ほど言いましたように、この記載の中で、他の地域と比べ、住民が集い、交流できる施設、あるいは子育て施設、あるいは病院ですね、あるいは日常生活を支援する施設、あるいは場の形成。デイサービスと病院だけではないんじゃないんですか。ほかに考えられるものってありますか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

そのほか、施設としては文化施設とか、あるいは商業施設も当然必要になってくるというふうに思っておりますけれども、その辺は、また地域住民と意見交換をする中で、どういうものが必要なのかというのは見きわめていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

なぜ私がこういうことを言うかということ、もう資料の中で、いいですか、手順、シナリオ1の中で、例えばこういう書き込みもあるんです。地域住民のコミュニティ活動の拠点の施設、あるいは配食サービス施設、あるいは共同農園の整備、あるいは買い物、ご用聞き、配送サービスの提供と。それから、もっと行きますと、すごいですよ。高齢者対応マンションの建設、福祉に関する農園の整備、あるいは公の施設の再利用等々書いてあるんですね。これは、事例ではなくて、いわゆる亀山市の手順として、シナリオ1、シナリオ2に書き込みがありながら、今、この公の議場でどういうシナリオですかと聞き方をしても全く出てこないんです。何かトーンダウンしているんですか。デイサービスだけじゃ満足しない。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

トーンダウンしているんじゃないかというふうなご質問ということでございますけど、トーンダウンしているわけではなくて、私どもが考えること以外に、やはり地域住民の思いは違うと思いますので、そういうふうな意見交換をする中で、しっかりと組み立てていきたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

先ほど、多世代循環型コミュニティの形成と、どんなイメージかの中で、また繰り返しますけれども、高齢者が地域内で住みかえをしたり、自分の持っている自宅を若い世代に譲り渡したり、非常に大きな作業ですし、大胆な事業かと思えます。しかし、市はそれをもっても、それをするこ

で現在の居住者の不満を解消し、若い世代を呼び込んで、いわゆる人口減、あるいは市の活力を生みたいというシナリオを提示したということで理解をさせていただきました。

それでは、今も言ったように、立地適正化計画、あるいは今の中間案の書き込みというのは非常に壮大で、まさに将来の亀山を決すると言ったら大げさかもしれませんが、私はそれぐらいの提案だと思うんです。むしろ、あるいは駅前事業に匹敵するぐらいの大胆な計画という認識をしています。

そこで、そういう意味では、市長にも3つくらい質問を用意したんですけども、マスタープランが議決されたら、また改めて質問をしますが、3つほど私が要点を述べさせていただきます、これを実現するためにね。

1つは、スピード感といいますか、やっぱり本気度なんですね。本当にこの絵を描いていただいたことを本気で思って、スピード感を持ってやれるか。これは10年にわたる計画ではありながらも、二、三年で素案をまとめるぐらいの勢いが私は欲しいと思うんです。今、みどり町820軒余り、みずほ台730あるんですね。ひとみヶ丘220軒ぐらいあります。みどり町が今の平均世帯主の年齢がもう75に近い、平均がですね。うちのみずほ台にとっては、62、63、もうあと10年もたてば、皆さんもう85、みずほ台でも七十三、四になるという中で、とにかく本気度、スピード感を持ってもらいたい。今、おっしゃるように、アンケートとか意見交換、これに2年3年もかかっていたら、この事業は進まないんじゃないかという思いが1つ。

2つ目は、そういう計画が可決をされ、どんどんスタートしたら、どこが市の中で担っていくか。当然、今の産業建設部関係が細かいことまでこれを推進していく立場ではない。まち協の部署もございます。あるいは福祉部門の関連も非常に多い、あるいはハードの面では建設、あるいは環境のかかわりもある、権利関係も出てくる。その意味で、このマスタープラン、あるいは3つの戦略地域の中に井田川が位置づけられているとしたら、しっかりした責任のある職員を配置すると。今、地域担当職員がいますが、やはりそれに特化した人員配置が必要であるということが2つ目。

3つ目は、やはり民間事業者をどう入れていくかですよ。あるいは、研究機関とどうタイアップをしていくかと、これは非常に重要。先ほどの三木市ではごさいませんが、これがキーなんです。大和ハウスという大きな会社、あるいは研究機関、京都大学等を含めて、これともう立ち上がりのときからスタートしていたということでごさいます。もうスタートをしましたら、研究機関とのタイアップ、連携はすぐさまとっていくと。これぐらいの勢いを持って行って進めていただきたいということを申し上げて、この項は一応終わります。

それでは、パネルを用意させていただきました。このパネルは、ここには書いてありませんが、平成25年度以降、29年まで、いわゆる井田川地区のミニ開発をまとめた数でございます。この赤いところが井田川小学校区域でございます。この2つ55軒、あるいは86軒がありますが、この上が井田川地区の居住誘導地域であって、いわばこの55軒、86軒、64軒、17軒、これは全て居住誘導地域外のものが合わせて220軒も建っていますよという資料でございます。

ここで私の質問は、マスタープランに書き込みのある誘導地域外の開発の比率が非常に高く、市街化の拡散に歯どめがかかっていないという、まさしく顕著な例だと思いますが、これをもって適正な土地利用の誘導をどうするのかという質問でなくて、私は井田川小学校の施設、いわゆる教室のキャパについて、今までの質問とは全く色合いが違いますけど、この項に入れさせていただきます。

ました。平成25年から5年間で220軒、あるいは現在平成30年に至っても、この山田のこの辺とかこの辺のところは建っています。うちのみずほ台のほうも今15軒造成をしている中で、今も現在進行形だということはお伝えしますが、教育委員会に聞きます。こちらの800軒近い、みずきが丘のところにあるんですけども、この生徒さんのピークは過ぎたとは聞いていますが、この220軒プラスアルファ、果たして今の井田川小学校の教室数で賄えるのか。私はもうたちまち教室は足らんじゃないのかという危惧をしています。たちまち、あるいは向こう5年、10年まで行かなくても、これからの児童数の予想する推移を示していただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

議員ご指摘のとおり、井田川地区におきましては、継続的に20区画前後の宅地開発が幾つか進められておりまして、近年の児童数は若干の増減はあるものの、増加傾向にございます。今後の児童数の予測でございますが、現時点で把握しております井田川小学校区内に居住する子供の実数から、今後6年間の推移を予測いたしますと、来年、再来年は同数の796人となりますが、2021年以降は減少に転じ、2024年は690人と予測しております。また、井田川小学校児童の半数を占めるみずきが丘の児童が現在ピークを迎えておりまして、今後、減少することが予想されます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

今の答弁ですと、大丈夫であろうということですね、大丈夫なんですね。

24年度に4つの普通教室を増設したんです、井田川小学校。下は防災倉庫等をつくっていただいたんですが、あれは2億円かかっているんですね。当時、私は今後の予想の中で、4つの教室で大丈夫かという質問をしたら、転入転出児童数、未就学児童の推移から大丈夫だという答弁だったんです。それで、なおかつ、当時の資料ですと、平成29年度の見込み、去年ですね、何人かといったら736人です。今、聞いたら、これ七百九十何人ですか、ことしの所管事務事業概要は778となっていますから、いわゆる差が42人だなあというふうに思ったら、今の答弁だと七百九十何人見えるんですか、ちょっと数字をもう一度お願いします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

本年12月1日現在でございますが、井田川小学校の児童数は779人でございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

平成24年の予測が736人に対して、現在は779人、43人オーバーしている。これが5人、10人なら許容範囲、43人の見込み違いなんですよ。これは一体何をもって予測しているか、聞かせていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

議員ご指摘のとおり、井田川小学校の児童数は、平成24年における予測数以上に増加しております。当時の予測方法でございますが、平成24年当時の住民基本台帳をもとに、校区内の児童数を予測したものでございまして、ただし教室数を検討する際については、当時の就学児及び未就学児の転出入の状況も加味した検討は行っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

住民基本台帳等、転入転出等と。いわゆる今ここに示したこういうミニ開発等々については、全く予測できないかもしれないけど、しないということでは予想したということですね。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

新たなミニ開発等で今後住居が建築されるであろう分については、予測の数値には入ってございませんでした。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

そうしますと、今後、開発行為といいますか、どのような方法で今後は児童・生徒見込みを立てていくつもりなのか。43人の差が生まれたことについて、何らかの反省をもって、今後どのように見込み数を把握していくかということでございます。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

学級編制を行ったり、それに伴う必要な教室数を確保するためには、児童数の予測は不可欠でございます。先ほど申し上げましたとおり、校区内に居住する児童だけの推移を見ますと、数年先には減少していくことが予想されますが、これに加えて、ミニ開発等の今後居住されるであろう、建築されるであろう増加要因も含めて十分検討をする必要があると考えております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

産業建設部といいますか担当部局もわかりにくいものは、なかなか教育部局でわかるかというのがございますが、余談であります。むしろ法的に許容範囲か、多分無理だと思いますけれども、開発の行為の許認可の中に、小学校のキャパあたりも何か一つの許認可の対象にできないかなという思いもしています。多分、やっているところもあると思うんですけど、ちょっとこれは勉強します。今、思いつきで申しわけありません。

それでは、教育長に質問します。

文科省の学校の1教室当たりの児童数は、小・中40人という規定の中で、三重県では小学校1・2年生は30人と、中学校の1年生については過密学級解消ということで35人というみえ少人数教育という指針、方針の中でうたわれていますが、こういう形で教室数の需要供給の浮き沈みの可能性のある中にあっても、この1学級の児童数、この三重県の少人数方針、これは教育長としては必ず守ると、死守するという思いがあるのかという面も含めて、1学級の児童数に対する考え方を聞きたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

議員ご指摘のみえ少人数教育推進事業であります。小学校1・2年生及び中学校1年生において、国の基準を下回る少人数学級を編成することにより、きめ細かな教育を推進し、児童・生徒の生活習慣や学力の定着、向上を図ることを目的とした県の事業でございます。この事業につきましては、いわゆる小1プロブレム、中1ギャップ、そういった問題対応も加味された事業でございます。これまでどおり、今後もみえ少人数学級推進事業の方針を原則として堅持してまいりたいと考えております。

また、1学級の児童数ですが、国は1学級40人と言われましたが、小学校1年生については35人となっております。市教育委員会としましては、小・中学校全ての学年で1学級35人以上の学級を過密学級と考えておりますので、35人未満を目指していきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

時間がありますので再確認、井田川小学校、増設教室は必要ないであろうということは、教育長、その見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

教育部長のほうが開発の住宅戸数等を加味しない数字を冒頭答弁させていただきましたが、二、三年後ぐらいがピークを迎えます、児童数の。そして、みずきが丘はこの5年ほどで100人以上減るのも確かです。しかし、このミニ開発分を考慮しますと、わかっている限り申しますと、来年度1教室もう不足です。2年後も不足が見込まれます。したがって、長期で見ますと、二、三年後がピークになろうかという、今、結果を持ち合わせております。現在精査中でもございます。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

少人数学級等々を死守するという中で、来年、再来年もう足らないと、2年ですか、足らないと。これは主要事業に上げていくんですか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

現在精査中でございますが、主要事業に向けての検討をしております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

私、この質問は、11月21日にもう出して、その後、当局に、5年後、10年後の数を調べてと言ったら、最後に教育長が落ちがあって、このミニ開発の部分は抜けているんだと。そんな曖昧なことされたらたまらないですよ。それも含めて、足りないから、何年後にこれくらい足りないくらい答弁しないけないですよ。ミニ開発部分は考慮していないという答弁をしたというのは、それは絶対におかしいというように私は思います。

実は、このパネルの外もありますが、実際には、亀田川合線沿い、あるいはアイリスヒルズも今ソーラーパネルをやっていますが、20年後、あと十数年後には住宅地になるでしょう。あるいは、みどり町、みずほ、ひとみ、川合にもまだあります。それから、農振も外した306、これも住宅の建つ可能性も十分ある。これは、井田川地区としていい悪いは別として、それはもうそういう特性を持った土地なんです。いわゆる土地利用とか、空き家対策とか、高齢者対策という都市マスタープランの課題は別として、教育長、これは南部地区、あるいは関地区も含めた大きな学校群の再編成ですよ。ランドデザインを今から描くべきです。必ず、この辺を中心に、いわゆるアイリスヒルズ、亀田川合線あたりも含めた、これは大きく変わっていく可能性があるんです。ちまちま2年、3年のことでなくて、学校群の再編成について、今から私はランドデザインを描く必要がある、統廃合までは言いませんけれども、地域の生徒数等々、あるいは教育的にそれがどうなのかも含めて再検討するべきと思うが、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

今後6年間の各校におけます児童・生徒数の変遷をもちろん予測はしております。そういった中で、各校それぞれに一定の増減の傾向は見られます。したがって、学級数の変動も予想されません。ところが、現状では、学級増の場合は、既存の特別教室等の転用や一部教室の増設等は起こり得るかもわかりませんが、大きな変動とは考えておりません。しかし、議員ご指摘のように、市内各地域における今後の人口推移により、当然、義務教育を必要とする児童数、生徒数の変遷が見込まれますので、学校群の再編成、あるいは通学区域の見直し等につきまして、必要に応じて、地域や保護者のニーズ、子供たちの豊かな学び、確かな学びの観点から、検討していく必要性はあろうかと感じております。ただし、地域とともにある学校を今は理念としまして、コミュニティ・スクールの展開等を進めておりますので、次期学校教育ビジョンのもとで、通学区域検討委員会を開催することを含めて考えていきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

鈴木議員。

○11番（鈴木達夫君登壇）

質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

11番 鈴木達夫議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩します。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、15番 前田 稔議員。

○15番（前田 稔君登壇）

勇政の前田 稔でございます。

通告に従い、順次質問をさせていただきます。

まず1番目に、亀山市の贈収賄事件についてということで、市長の監督責任についてお伺いをするんですけれども、このことについてはほかの議員さんも質問をされていました。

まず、当日逮捕されたときの状況というか、時系列ですけれども、何時ごろに逮捕されて、そしてその後どういう庁内で経営会議か何かわかりませんが、何か対応されていたのか、その辺のところをちょっと時系列でお伺いしたいのと、それから市長のその後の行動とか、その辺までちょっと教えていただきたいなあと思います。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質問に対する答弁を求めます。

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

職員逮捕当日の内容を時系列にということで、ご説明を申し上げます。

平成30年10月25日に職員が逮捕されておりまして、まずこれにつきまして第1報が市に届きましたのは、午後3時20分でございます。これは、三重県の警察捜査二課から情報を得まして、時の生活文化部次長の嶋村氏の逮捕というふうなことで報告を受けたところでございます。今、逮捕の時間ということでございましたが、これは警察から午後というふうな報告で受けておるところでございます。その旨を速やかに、市長・副市長に連絡をさせていただいております、このときは市長、副市長、私とも庁議に入っておったところでございます。

そうした中で午後3時30分、私から三重県警察の捜査二課に事実確認の電話をさせていただいたところでございます。そうしたら、捜査二課からは午後4時に報道機関へ一斉の発表があるということと、あわせて翌26日午前9時から、本庁舎と関支所に県警の捜査が入るという情報を入手いたしました。それを午後3時50分に市長・副市長に報告をいたしまして、その中で関係各課にも連絡をさせていただき、市長・副市長からは、人事台帳、履歴等への準備と、あと議会への報告についても指示を受けたところでございます。

そうして午後4時に警察による記者発表がございまして、午後4時38分になるんだと思いますが、議員各位に対して第一報のメールをタブレット配信でさせていただいた。これは、議員各位に

おかれては選挙中ということで、大変申しわけなかったんですが、第1報をタブレット配信をさせていただいたというところでございます。

その後、5時から午後9時までの間、まずまちなみ文化財グループの職員に事実の確認でありますとか、あと翌日に市として記者会見を行っていくということと、第1報でございましたもので、議会へ詳細の報告についてと、この事件に対しての周知徹底を図る意味で、臨時経営会議の準備と、あと翌日に記者会見も行うということでございましたので、記者会見の打ち合わせと、当日は非常にたくさんの報道機関からの問い合わせ等もあり、そういった事務に従事したというところがございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

逮捕されて、5時以降も庁内において、翌日の家宅捜索の話だとか臨時の経営会議もされておったということですよ。5時から夜9時ですね、されておったということですね。その間の市長の行動についてちょっとお聞きしたいんですけども、この日、7時からどこへ行かれていましたか、ちょっと確認をしたいです。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

25日の19時から、労働会の政策制度に関する集いがありましたので、そちらのほうにご挨拶、10分か15分ぐらいだったと思いますけれども、そちらへ出席をさせていただきました。その後、庁舎へ戻りまして、夜の9時だったと思いますが、先ほどの対応の打ち合わせをいたしておりました。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

私がちょっと聞いておるのは、労働組合の決起集会があつてということで、これは市議会議員の選挙中でもありまして、そこで応援演説もされたというふうな話も聞いております。そのまま庁内へ戻られたということですけども、こういう亀山市政始まって以来の大きなことが起こって、そしてまた午後からですが、夕方からのニュースやテレビで一斉に全国ネットでこの亀山市の事件が報道されている中、行かれまして、そういうところへ行っていたということはどうなのかなというふうには思いますけれども、前もって約束もあつたんだろうし、いろんな理由もあつたんだろうと思いますけれども、その辺について副市長や部長は知っておつたんだろうと思いますけれども、行くのがいいのか悪いのかというのはちょっと個人の判断ですけども、そのことは知っておられたのか、ちょっとこういう事態だからやめておいたほうがいいんじゃないかということをお言われたのか、そういうことはあつたのかなかったのか、お伺いしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

当然この件に限らず、市長の日程については、常に把握しておるところでございます。今、市長が申し上げたように、短い時間のことでございましたので、すぐ戻っていただけるということでございましたので、特に私のほうからは何も申し上げておりません。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

でも、市のトップということで、これぐらい大きな事件が発生しておる中で、私は、余りそこは行くべきではなかったかなという私の考えでございますけれども、そういうふうに使わせていただきました。

その前にも、鈴鹿との議会のボウリング大会の中でも、挨拶の中で言わんでもいいようなことを言って、新聞報道なんかにかかれたこともありまして、最近ちょっとその辺の市長の言動や行動が、ちょっと気が緩んでおるのかなというふうにも思うんですね。それは市長がしたこと、これは別に違反しておるとかそんなわけではございませんので、市長の判断ですのでよろしいですけれども、市長の今回の事件に対しての監督責任についてはきちっと聞いておきたいなと思いますけれども、その件について、まだ起訴中で刑は確定していないと思うんですけれども、どのようにお考えか、そこを市長にお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

午前中にも申し上げたんですが、このたびの本市職員の不祥事は、全体の奉仕者であります公務員にとりまして、あってはならない行為であるとともに、市民の信頼を損なうものでございまして、市長としての責任を痛感いたしておるところでございます。

この事態を重く受けとめまして、職員逮捕後、臨時経営会議を開催して、職員に対し、綱紀粛正や再発防止に向けた指示をいたしました。そして、真摯に対応を図ってまいったところでございます。

市政において、二度とこのような職員の不祥事が起こらないように、万全を期すべく取り組みを進めてまいりますことは、市長としての責務であろうというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その市長の認識はわかったんですけれども、この前に三重県知事が障がい者の雇用の件で、水増しとかいうのがあって、直ちに知事は減給をされました。今、話の中ではそういう責任を感じておるということだけで、そういう給与の減給とかそういうことまではお考えでないということでございますか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今回の職員に対する最終責任は、市長である私にあると思っております。今後、今起訴

されて、公判が始まってまいりますけれども、この公判の行方を見定めた上でみずからの処分を行う必要があるというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、次の質問に移ります。

乗合タクシーの制度について、お伺いしたいと思います。

まず、現状についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーの現状でございますけれども、これまで市内各コミュニティセンターや市役所、関支所、あいあいなどで開催をいたしました事前登録説明会などを通じまして、11月30日現在までで563人の方に登録をいただいております。なお、登録につきましては、市役所、あいあい、関支所で現在でも随時受け付けをしておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

また、10月1日の運行開始後でございますけれども、同じく11月30日までの2カ月間でございますが、その実績といたしまして104回の運行を行いまして、延べ127人の方にご利用いただいておりますという状況でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

10月1日から運行を開始して、11月30日までの2カ月間で104回の運行、延べ127人、1日平均3人ぐらいというふうに聞いていますけれども、この滑り出しについてどのように感じておられるのか、お答えください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在の状況でありますけれども、3年後の目標に対しまして、登録者としましては約35%というような状況でございます、延べ利用者につきましては現在も約10%というような状況でございます。

現在の利用実績についてどのように考えるかということだと思いますけれども、亀山市におきましては、車の所有率が高いということもございまして、ご高齢の方につきましても運転免許を持たれて運転をされている方が多いというのが一つ考えられます。また、本年度につきましては、タクシー料金助成事業と乗合タクシーの併用期間ということもございまして、タクシー券を優先的にご利用いただいているということも一つの要因であるかと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今現在タクシー券も使われているということで、併用しているからこのような数字だというふうなことなんですけれども、現在、いろんな課題や問題も既に出てきておるかと思うんですけれども、その辺の課題や問題点というのは、どのように把握しておられますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、これまで乗合タクシーをご利用いただいた方からご感想、また登録をされましたものの、まだ一度も利用していただけてない方、ご意見などにつきまして、電話のほうでの聞き取り調査を現在進めさせていただいておるところでございます。

今後、聞き取り調査の結果を分析のほうもしていきますけれども、それと同時に事業者からの聞き取りも実施いたしまして、制度全体の検証を行い、利便性の向上に向けて検討を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

電話で聞き取りをしているということで、どんな意見をいただいているかということを知っているんですが。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

運行開始後につきまして、利用者や事業者の方から困惑をしたというお話につきましては、特段いただけていないところがございますが、聞き取り調査をしていく中で、制度に満足いただいた方からは、やはり自宅の近くから乗車できる点とか、タクシーに比べて料金が安価でよいというようなご意見もいただけておるところでございます。また、一方で、運行時間、また運行日の拡大など、より一層の利便性の向上を望む声もお聞きしているところがございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

運行時間とか、それから私が聞いておるのは、予約の時間が10時から15時ということとか、それがもう病院へ行くのには8時ぐらいには行きたいという方も見えて、そういうこともあるんだろうと思いますけれども、その予約の時間帯についても問題だというふうに聞いておりますし、高齢者だとか障がい者の方は付き添いが要るような場合がありますよね。そういう場合は付き添いが乗るとこの制度は全然使えないということで、午前中も福沢議員からありましたけれども、同じようなことなんですけれども、そういう問題点も出ていると思うんですけれども、そういうことは今現在、当局としては苦情は来ていないということですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

聞き取り調査でございますけれども、まだ全て完了しておるわけではございませんので、現在行っている途中でございまして、今後も聞き取り調査を進めてまいりまして、その調査の結果を分析して、制度全体の全体的な検証を行いたいと考えておりまして、その後、利便性の向上に向けての検討をさらに進めていきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今、制度全体の検証をしていきたいというお話だったんですけども、その制度の全体の検証をいつごろするんですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

これまでも私、ご答弁させていただきましたけれども、4カ月間運行した後に、本年度検証に入りたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

4カ月後ということですよ。

もう一つ、利用者の負担割合についてお聞きしたいんですけども、その利用者の負担割合についてはどの程度になっておりますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

利用者の負担割合ということでもありますけれども、利用料金につきましては乗車するゾーンと単独乗車か複数乗車、乗り合いですけれども、これによりまして1人1乗車、乗り合いの場合400円から単独乗車の最高1,500円ということになってございます。

現在、11月末までの2カ月の確定でございますけれども、運行実績に基づいて計算いたしますと、利用者負担の割合といたしましては約36%程度ということになってございまして、コミュニティバス全体と比べまして、財政負担割合は比較的低いというふうに考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その財政負担割合は低いというふうに言われましたけれども、その6割強が市の負担ということですね、そうなるんですよね。だから、今は少ないですけども、物すごく利用者がふえてきて財政負担がすごくふえた場合、ある一定の、どこまでふえたらというかわかりませんが、ふえた場合、その後の対応というのはどういうふうになりますか。物すごく人気を博してふえてきた場合のことは考えておられますか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

乗合タクシーの委託料でございますけれども、現在の契約方式につきましては、タクシーの運行距離に応じたメーター運賃で支払うという契約となっております。

その中で、今後利用者数とか運行回数が増加した場合、運行経費は当然増加していきましても、その際どうするのかというご質問でございますが、事業者とも当然協議をさせていただきますけれども、現在の運行距離に応じた単価契約から、例えば定額での貸し切り契約への見直しへの検討も必要かと考えております。ただし、タクシー車両借り上げの場合につきましては、その車両につきましても運輸局の認可上で、一般タクシーとしての利用がもうできないということになりました。乗合タクシー専用ということになってまいりますので、事業者のほうと十分な協議が必要になってくると考えてございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

今は物すごく需要がふえた場合のことをお聞きしましたけれども、逆にこれが余り利用がなくなるといふか、今はそれなりにふえていくはずなんですけれども、余り効果がなかったところら辺の見きわめ、先ほど4カ月後というか、それはいろんなアンケートの話ですけれども、どこら辺でそのところを見きわめるのかなというふうに思うんですけれども、増加していくときはいいですけれども、今度、それが余り人気が出てこない、非常に低廉な状況であるというようなときはどうされるのかお聞きしたい。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどの4カ月といいますのは、利便性の向上に向けての検討、検証ということでご理解いただきたいと思っております。

それと、見きわめというご質問ございましたけれども、現在、この乗合タクシーにつきましても、目標につきましては3年後の、例えば登録者数、延べ利用者というようなことで、3年後ということで目標設定もしてございますので、それまでにつきましては当然見きわめといいますか、運行のほうは継続していくものと考えておるものでございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

これは、全然そうしたら乗らなくなっても、3年後まではずうっとそのまま見ていくということで何もしないということですね、再確認ですけど。3年間は何もしないと。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

昨年策定いたしました地域公共交通計画で、現在の地域公共交通のそれを補完する新たな制度として乗合タクシーを位置づけたということをございまして、その計画期間中については運行していくというようなことをございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、3番目の質問に移りたいと思います。

新庁舎建設基本構想（中間案）についてということで、まず庁舎の概要についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

庁舎の概要ということで、現庁舎と新庁舎のことについてご説明いたします。

まず、現庁舎でございますけれども、現庁舎の概要は、地上3階、地下1階の鉄筋コンクリートづくりでありまして、延べ床面積が職員会館や附属施設を含めまして6,367.58平方メートルでございます。建築年につきましては、本庁舎の南棟が昭和33年、南棟の増築部分が昭和46年、北棟が昭和54年、そして西庁舎が昭和42年でございます。最も古い本庁の南棟で築60年が経過しております。なお、全ての棟が建築基準法の耐震基準が改正された昭和56年以前に建築されておりますが、平成18年、19年度におきまして耐震補強工事を実施しており、建物の耐震性を表すI_s値について、法定目標値0.6でございますが、その1.25倍の耐震基準を満たしているという状況でございます。

新庁舎の概要につきましては、今回は基本構想ということで、新庁舎の具体的な内容について定めるものではなく、今後検討していくに当たっての方針や考え方についてお示したものでございます。この中で新庁舎建設に当たっては、現在分散化している庁舎の集約化のほか、現庁舎における課題・問題点の整理、また本年度実施いたしました市民アンケートの結果などを踏まえまして、新庁舎に導入する機能について、防災や市民サービスの向上の観点から今後検討してまいるということをございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

新庁舎についてですけれども、最近の庁舎建設での検討事項というのがいろいろあって、1つは市民に親しまれる市民に開かれた庁舎建設、あるいは2つ目にはユニバーサルデザインとかバリアフリー対応の施設、3つ目には環境共生型の施設、グリーン庁舎ということですね。それから防災拠点となる施設、それから経済性・耐久性を考慮した施設という5項目ぐらいがあって、最近庁舎を建てる上ではそういう検討をされていることが多いんですけども、亀山市については、問題点となっておったのは防災拠点となる施設というのは一つあると思うんですけども、そのときにはどこに建てるかということも関連してくると思いますけれども、そういったことと、それから亀山市の場合は駐車場が非常に少ないということで、市民アンケートもそんなんでいましたよね。だ

から、交通の便のいいところとかそういうアンケートも出ていました。

その点について、どこに庁舎を持っていくかということも大事だと思うんですけども、その辺のところはどのようにお考えですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

新庁舎につきましては、市民の皆様に質の高い行政サービスを提供する場であるとともに、まちづくりの拠点施設としての役割も期待されているところであります。本年7月に実施しました市民アンケートにおきましては、防災拠点として、地震、風水害、土砂災害等の災害の影響を受けにくい位置であることや、ゆとりのある駐車スペースが確保できることなどの多くの意見がございました。

このことから、新庁舎の建設予定地につきましては、まちづくりと整合が図られているかどうかという計画性や市民サービスの向上が図られているかという利便性、さらには安全性、実現性、経済性といった5つの条件から複数の候補地を選定いたしまして、その中から決定していきたいと考えておるところでございます。

なお、庁舎の建設予定地につきましては、平成31、32年度において、作成する基本計画の策定の中で検討していきまして、平成33年度には建設予定地を決定いたしたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

その庁舎を建てる位置に関しては、災害やとか水没するようなところではないということなんで、駅前あたりはないのかなというふうに判断をさせていただきますけれども、それは31年、32年において決められるということでもあります。

駐車スペースなんですけれども、かなりの公用車や、それから来客者用のスペースが必要となると思うんですけれども、その駐車場についてはどのぐらいの台数を検討されておるのか、できたらお答えください。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

基本構想の37ページのところに駐車場というのを書いてございます。

本庁舎で来客用、公用車、職員用も含めまして363台、関支所が99台、総合保健福祉センターが266台、総合環境センターが50台を全て合わせますと、この表では778台となっております。もしも仮にこれを全て自動車1台当たり25平米とすると、25平米掛ける仮に800台といたしますと、計算すると2万平米、平面にするならば。全ての支所なり、あいあい、環境センターの台数を800台のスペースは25平米掛ける800で2万平米という、計算上はなります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

あいあいとか関支所とかもありますけれども、今は全部で800台ぐらいの駐車場が必要ということなんですけれども、今話のありました関支所だとか、あいあいとかの施設についても、それは複合施設になってくるのか、その支所機能は残すのかという部分もあるんですけれども、その辺のところはまだ検討段階だと思うんですけれども、何か構想というのがあるんだったら教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

現在、あいあい、総合環境センターの事務部門、そして関支所と分散しておりますので、それについて検討していくのは、次回、今から始まります基本計画の中で検討していく予定です。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

それでは、事業手法についてなんですけれども、これは一般方式とPFI方式が書かれていますけれども、PFI方式、これについては、一時期ちょっといろいろ話題になったんですけれども、このことについてちょっと調べたんですけれども、いろんなメリット・デメリットがあるんですね。

手続とか制度についてのメリットとしては、一括発注による履行に対する責任所在が明確になるということと、庁舎運営に係る賠償や金利変動などのリスクが転換できるというのがメリットなんです。デメリットとしては法に基づく手続を要するため、準備期間に2年程度要するという事なんです。庁舎整備に伴う地域住民や周辺インフラ整備に係る調整などは、民間事業者では困難な場合がある。

それから、コスト関係なんですけど、基金とか起債に頼らず、財源確保の手段として活用できるというのがメリットなんです。デメリットとしては事業費における金利負担などを含めると、事実上の負担増になるということ。金利負担などにより、運営期間中の単年度当たりの負担も増えるという。それから、庁舎管理を長期契約の総合管理契約とすることで、現状でも一定の削減が可能ということなんですけれども、入札の場合でも6%の削減が可能となっているということがあります。

それから、設計、施工関係においては、メリットとしては設計、施工、維持管理を一括で発注することで、施工や維持管理に配慮した設計が可能であって、民間ノウハウによる創意工夫が可能ということなんです。デメリットとしては、設計、施工、維持管理の全てが一括となるため、発注後の意向反映が困難。それから、民間ノウハウの活用は、技術提案や総合評価により、ある程度期待できるというのがあります。

維持管理関係については、メリットとしては同一業者の長期維持管理によるサービスの維持が可能なんですけれども、デメリットとしては災害時など通常の庁舎運営によらない必要が生じた場合の柔軟な対応が困難。主に業務は庁舎運営の維持管理となる。民間ノウハウの活用できる範囲が狭く、市民サービスの直接的な効果が少ないというようなデメリットもありますけれども、その辺のことを踏まえて、このPFIにするか、一般の方式にするか、そこら辺を検討されると思うんですけれども、このPFI方式について、これも検証、研究をされていくということによろしいんですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

基本構想の40、41に事業手法を書かせていただいております。直接建設方式とかPFI方式のことも記載しております。庁舎の建設の事業手法につきましては、一般的に従来実施されてきました直接建設方式、いわゆる従来方式というのと、民間の資金やノウハウを活用してできるPFI方式がございます。これらの事業手法につきましては、それぞれ特徴がございますので、透明性が確保できるか、市民の意見が反映できるか、行政ニーズが反映できるか、民間ノウハウの発揮や資金の調達ができるか、手続にどれぐらいの期間が必要であるかなどの視点から比較を行いまして、これも次の段階であります基本計画の中で検討していきたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

この事業手法が確定しないと、この財源のこともあるんですけども、その財源と事業費に関することなんですけれども、事業費はどのぐらいを予定しておるのか、その土地の取得も含めてですけども、概算でどのぐらいを想定されていますか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

庁舎建設に関する事業費でございますけれども、今、分散しておる行政機能をどこまで集約するかというふうなことによって、庁舎の規模も変わってきます。また、現在の位置に立て直すのか、ほかの場所に建てかえるかによって、用地取得費などの費用が変わってまいります。そして、このことから、新庁舎の規模や建設場所等の具体的な検討を行う中で、概算の事業費を試算してまいりたいと考えております。

なお、平成23年度ですが、総務省で公表されております単価に1平米当たり40万円という金額がございます。これは平成23年度ですけれども、その後、労務単価や資材費の上昇などから、近年の他市の例では1平方メートル当たり50万円を超える例も多くなっているのが現状でございます。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

1平方当たり40万から50万ということなんですけど、そうすると今の平米で、先ほど出た数字掛ける、どのぐらいの総工費になるわけですか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

この基本構想の36ページのところに新庁舎の延べ床面積の設定というのを書かせてもらっております。本庁舎であるとか、支所、あいあい、環境センターを全部集約した場合であるとか、関支

所と総合環境センターを集約した場合であるとか、関支所と保健福祉センターを集約した場合であるとか、4通りのパターンをつくってありまして、これをまた面積の算出で、総務省方式であるのと国土交通省方式であるのと他市の事例を参考にしたものがありまして、この試算の中で一番、関支所を集約した場合で8,876平米、そして一番大きい全庁舎を集約した場合の1万2,000と。そして仮にこれぐらいの範囲になるかと思いますがけれども、これで仮に1万平米といたしまして、先ほど40万から50万、仮の話ですがけれども、50万を掛けたら1万平米掛ける50万で50億という、計算上はそういう試算にはなります。

○議長（小坂直親君）

前田議員。

○15番（前田 稔君登壇）

大体50億ということですね。今現在、庁舎建設の積み立てと、それからあと残りはどうされるのかということを知りたいんですけども。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

庁舎建設基金の積立金は、29年度末現在11億円になっております。その残りは、一般単独事業債という庁舎建設で充当率が75%で、あとは基金と起債と、そしてあと、例えば太陽光発電とかそういうのを取り入れるのであれば、環境省の補助なども見込めるものも考えております。

○15番（前田 稔君登壇）

ありがとうございました。終わります。

○議長（小坂直親君）

15番 前田 稔議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 1時46分 休憩）

（午後 1時55分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

それでは、勇政の櫻井でございます。

一般質問をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

1点目としまして、通学路の現状と課題についてですけれども、通告に出しましたように、関小、加太小、野登小学校については、それぞれのバスによって登下校で安全確保されておりますけれども、他の小学校の遠距離通学の現状を教育委員会でどのように対応しておるのか、またどのような指示を出しておるのか、その現状をお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問に対する答弁を求めます。

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

通学路、遠距離の現状ということでご答弁申し上げます。

まず、遠距離通学の考え方でございますが、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令というのがございまして、その中で適正な学校規模の条件の規定の中におきまして、通学距離が小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校にあってはおおむね6キロメートル以内であることというのが規定されております。そのことから、それぞれのその距離を超えたものが一般に遠距離通学に該当いたします。

市内の小学校でこの基準を超えている地域は、小学校におきましては野登小学校区の安坂山町坂本地区、関小学校区では関町坂下地区でございまして、両地区ともバスによる通学対象となっております。それ以外の地区につきましては、通学距離が4キロメートルを超えていない状況でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

私、そういうような基準の中で学校が設置されておるということですが、一つのこれは例ですけれども、ちょっとパネルを用意してもらいましたので出させていただきます。

各位の手元に図面を出させていただいておりますけれども、ちなみにアイリス町から西小学校の通学路が、現在その赤の線が2.9キロ、どこを基準にしたかという真ん中を基準にしてはかってみたんですけれども、2.9キロと。今この歩道設置をやっておる2.6キロのところ、これは青いところなんですけれども。この図面で示したように、アイリス町の子供さんらにちょっと尋ねましたら、西小学校まで行くのにこのルートを通っておると、大体1時間から1時間10分かかって徒歩によって通学をやっておると。やはりこれは一つの例ですけれども、市内各所においても、かなり遠距離通学路において徒歩によって子供たちが通学するわけですけれども、やはりこの例に挙げさせていただきましたアイリス町の場合は、このような形で民家のところも通っておるけれども、山間部というんですかね、山際も通っておると。それで、狭い道も通っておるといような形で、非常に私としては、子供たちの登下校のときには多くの方が目にするところを、学校の子供たちの安全を確保するために登下校を図るような、やっぱり配慮をせないかんというふうに思っておりますけれども、今こういうような形で歩道整備の不完全なところ等々、非常に困難な道を通って子供たちが通学しておると。

これについて、今の現状を教育委員会としては了としておるのか、行政としても、市長もこれを了としておるのか、そこら辺をちょっともう一遍確認したいと思いますのでよろしく。教育長の考え、見解を。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

アイリス町からの通学路をお示しいただいたわけですが、私、西小学校の校長もしておったことがあるわけですが、そのときにアイリス町の地区の方、保護者の方から通学路の変更とか、

そういったことのご要望は記憶にはないところでございまして、むしろ今2.6キロのほうは車の通りが激しくて、もちろん歩道の整備もないことから、2.9キロのほうの道で通っていることについて、特段何かご要望があったかという、なかったわけでございます。

しかし、ほかの通学路におきまして、2キロを超える、3キロを超える、そういった地区もございまして、そこは、4キロという遠距離の線を引かせてもらっているんで、PTA、地域から危険箇所点検等要望をいただきながら、安全対策には努力をいたしますが、距離については4キロ以内をやむを得ない状況と、そのような認識でございまして。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

そんな要望は聞いておらんとか、そんな苦情は聞いておらんとということですけども、確かに以前に、子供さんらの登下校のときに、バス通学よりも道を歩いて、四季の風物を感じながら学校へ通うというようなことがいいことやないかというようなことを言われた議員もおったんですけども、これは関町時代のときですけども、だけど、これ今、示させていただいたこの下段のほうのくねった細い道、舗装は十分でしょうけれども、かなり狭い道と。ほんで、街灯の道路灯が設置してあるのかしてないのか、そこら辺はどうですか。

雨降りのときも、実際アイリスから子供さんらが157名でしたかね、通学をしてみえるんですよ。その157名の子供たちが、この道を歩いてここまで行くと。だから、その2.6キロのほうはまだ歩道整備がしてないからどうのこうのでなしに、この山の人目のつかない、人の通りの少ないところを、やっぱり子供さんたちが集団下校、集団登校すればそれでいいかわかりませんが、やはり高学年になった場合にはいろんな形で集団下校ができない場合に、当然1人で歩いていかなあかんと。そうすると、やっぱり当然、保護者の方に迎えに来ていただくとかですな、そんないろんな手当てをせんらんと。そうすると、やはりこういうようなことをするのはあかんで、早急にこういうようなことを改善して、登下校の安全確保というような方向性をやっぱり示していかんことには、苦情がないから、そういうのは申し出がないから別に問題ないんやという認識でおると非常に困ると思いますけれども、そんなら市長にお伺いしたい。

この歩道整備、子供たちのその通学路の安全確保のために、市長としてどういうふうな認識を今持ってみえるのか。アイリスだけと違いますよ。各地域、川崎小学校でもあそこまで行くのにかなりの306号を渡って、遠距離で登校しています。昼生小学校においては、確かに近いですけども、そこでも大体かなりの距離を、雨が降ったときには橋も渡れやんというような状況のところがあると。そんな状況で、どのような形で子供たちの安全確保を図るかということ、やっぱり市長としての一つの方向性を示していただかんことには、やはりあかんと思っておるんですけども、そういうようなお考えはないですか、どうですか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

これは当然なんですが、児童・生徒が毎日使います通学路の安全確保につきましては、道路整備の中でも最優先すべき事項、視点だというふうに考えて対応いたしてまいっておるところでござい

ます。

本市の通学路の安全対策というのは、従前から、これは余り三重県では、各自治体では少ないやに聞いておりますが、PTAと自治会からのご要望を受けまして、これを教育委員会で取りまとめた上で、通学路交通安全プログラムによりまして、道路管理者であります、例えば三重県であったり、亀山市、それから亀山警察署、それから教育委員会、学校、PTAといった関係機関が連携をして合同点検を実施いたしまして、子供たちの毎日の安全な通学のためご努力をいただいております。

この合同点検を受けまして、対策が必要となった箇所につきましては、毎年早期にその解消が図られてございまして、本市の安心・安全につながっているものというふうに考えております。ただ、全てが国であったり、県であったり、市におきましても、対策がとれないような構造的な課題もありますので、それについては引き続いて関係機関と連携をしながら進めてまいりたいと考えております。

あわせて本当に今の西小学校区の話であります。教育長が西小の校長をする随分以前に、今のピンクと青の亀田の交差点から北につきましては、アイリスができて、通学路として歩道がないということで、当時県として整備をいたしたところでもあります。そんな折に、このピンクの路線ではなくて、若干300メートルですが、八幡神社のほうの県道石水溪線を活用して通学路の変更というお話は当時あったやに記憶をいたしております。しかし、それができなかったのは、この県道に歩道がかなりの距離に未整備でございましたので、これにつきましては当時この変更をするという判断はできなかったものと考えておりますが、以降、ご案内のように県におきまして、平成28年度からこの事業の歩道の整備を展開をいただいております。椋川から市内への延長315メートルの事業区間につきましては、国の交付金の配分にもよりますが、この32年度をめどにこの歩道整備の完了に向けて、現在ご努力をいただいておりますというふうに伺っております。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

やっぱり子供たちの通学の安全を確保するためには、例えば教育委員会から青パトというんですかね、そういうのが巡回しておるんですけども、その青パトの台数も限界がありますし、そこら辺の巡回がまだこのアイリスの部分では青パトも入っていけないところやと思いますけれども。ちなみに今岡翔平君が12月11日に質問されておった通学路の安全点検、学校と教育委員会、PTAと7月の中旬に873個の報告があったと。それで2次点検で763個に絞ったと。それで危険箇所として104カ所で、特定箇所として24カ所を認定したと。

それについてどうやというような質問があったときに、大澤部長の言われるには、今後検討していきたいというような答弁でした。こんな24カ所を早急に、何をもって検討するのかということがわからぬのですわ。早急にそれは、やっぱりいつ、きょうの朝日新聞にも東南海地震がいつ起こるかかわらんと、80%以上の確率があると、30年以内と。だから、今起こってもおかしくないという中で、検討するよりも、まず私がよく言うのは、考えるよりも行動せよというのが優先的なことだと思うんですけど。だから、それらのところがやっぱり24カ所を特定したんだから、八百何十カ所の中で24カ所を特定した場合には、市長として、予備費でも使って早急に撤去なり、その

安全対策を図るといような指示は市長として出せなかったんか。やはり原課に任せきりで市長の指示はなかったのか、また市長は指示をせんだんか、それをもう一遍ちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

先般、答弁もさせていただきましたけれども、今回のさまざまな状況を受けて、私どもとしては、これをしっかり把握をした上で、どのような支援体制でそれを解消できるのか、これについて調査・検討をするように指示をいたして、進めてきておるところでございます。その上でご指摘のような問題に対応を、本市としてはしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、調査・検討をしとる間に大阪の地震があつて、子供が1人死んでおるわけですよ。その亡くなった方、子供がおつたから、こういうような形でいろんなブロック塀の寸法をはかつたりなんかして見てきておるんですよ。

その後から聞きますと、農協の斎場に1億のお金をぼんと補正で出してくるわけですよ。そのお金は簡単に出せて、24カ所の特定した場所の子供たちの通学路の安全確保のための予算は出せない。どういうわけですか。その財政を握っておる、山本部長、ちょっとそういうようなことは、なぜそんなことが出せんのやな。農協の1億は出せても、何でこの12月にこの特定箇所24カ所の補修費の予算が出せなかったのか。そんなに金がないのかな、亀山市は。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回お示しをさせていただいた24カ所というのは、民の物件でございまして、これに対して原課では市からの補助制度を検討しておりまして、その補助制度に基づいて、その24カ所を支援するという、そういった考え方で今進んでおりまして、産業建設部からは既に予算の要求も受けておりまして、その補助制度を固めた上で実施してまいりたいと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

待っておくれなはれや。7月に点検をして、ずうっとして、この今回の議会の質問をして、24カ所の特定。7月ですよ。今、何月ですか。今は8月違うな、12月ですよ。何を検討する必要があるの。そこら辺が行政の何かわけのわからんところには金をつけて、肝心なところには金をつけんという、ちぐはぐな行政を今やっておるんで、私はあなたに苦言を言いたい。

もう一つ、確かに中学校が、もう時間がないもんで次に移りますけれども、だから早急に、別に制度を民間であっても、つくりゃあよろしいやん、そんなことは、すぐに。ほんなら、いつできるんやな、これ。

それで、こんなことを言うとしたらもう時間がないもので、だから私が言いたいのは、子供たちが安心して、きのう伊藤君が質問されたように、重たいかばんをしょって、1時間歩いて、やっぱりみんなが和やかに学校へ登校してもうて、しっかり勉強してもうて、教育を受けて、そして立派な方になってもうて、亀山市に帰ってもうて、その恩をやっぱり亀山市に返すというような政治をしていかんことには、そのまちはようならんと私は思う。そういうようなことをするためには、この子供たちに対する支出は惜しんだらあかん。やはり、いろんな事業を抱えておって、そりゃあお金がないかどうか知りませんで。だけど、この子供たちのためのお金は、何も惜しなと思う私は。制度がどうの、あるいは民間やから、その制度を考えやんならんと。そんなごねごね仕事をやっておるうちに地震が起こって、そこで死んだらどないするんやな、子供たちに何かあったときに。けがでもしてもつまらんと思う。

次に移りますが、中学校の子供たちの自転車通学も、やっぱり危険箇所がたくさんある。確かに今、亀山バイパスの端で野村布気線の道路改良をやっておると。あの沿線、奥行って白木、上白木、小川から来る子供たちの道路沿線の通学路の状況、草が生えておるもので、どうしても子供たちは友達と来ると2台、3台で通学すると、どうしても車道にはみ出ると。草が刈ってあれば、その通学路ができる。そういうようなことを、やっぱりきちっと県と協議した中で、草刈り等もきちっとやって、それで中学生の自転車通学をしておる子供たちの安全を確保するという施策をとっていただきたいと思います。

こればかり言うておるともう時間がないですから、もう一点、確認をしたいんですけれども、各通学路における歩道のバリアフリー、現状大体何%ぐらいできていますかな。その現状、どのぐらいできておるか、それちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

バリアフリーの件ですので、担当課のほうでご答弁させていただきます。

既存の歩道施設のバリアフリー整備の現状でございますが、平成21年3月に策定されました亀山市交通バリアフリー構想に基づき、順次対応してきたところでございます。

改善手法といたしましては、歩道の段差、傾斜、勾配の改善、視覚障がい者誘導ブロック、歩行者用の案内表示など、バリアフリーに対して改善に努めてきたところでございます。この21年に策定しました計画範囲内は、完了しているものと認識しております。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

何%や、全体で何%や。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

ちょっとその数字を持ち合わせていませんので、申しわけございません。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、平成21年、昔の昔の大昔やん。まだわしが50……、60になっておるからもう60になるな。

だから、やっぱりそこら辺の平成21年やなしに、やっぱりその辺の現状もきちっと把握した中で、やっぱり子供たちの通学路の安全性を確保してやってください。それによって、今申し上げたことが言えると思います。何はどうか、全所をもう一度点検して、子供たちの通学路、通学灯の設置状況、全小・中学校の通学灯の設置状況、そういうようなことを後日報告していただきたい。お願いしたいと思います。以上、お願いします。

次に移りたいと思います。

保育所の入所についてですけれども、1次募集が11月20日までということになっておりますけれども、後の質問が控えていますので簡潔に行きたいと思っておりますけれども、11月20日までに第1次募集終わるんですけれども、その保育所等の利用申込書が、なぜ入所を希望する保育所の欄が8つもあるんですか、希望欄が。その8つも設けた理由、以前は6カ所やと思うんですよ、今回は8つになっておると。私もこれ知りませんだもんで、自分の身内のことを言うのも悪いですが、どないしようかなという相談を受けたんですわ。何でもええで8つ書いておくと私は言いましたんですけれども、その下にあるように、基本的に入所するところは、保護者の居住区域のある保育所に全て大体入所できるようにするのが本来の姿ではないかと私は思う。確かにその保護者の勤務状況によっては、他の保育施設を希望される保護者の方も見えるかわかりませんが、第1希望の段階で居住区に隣接する保育所に入所してもらうためには、この枠は1枠でいいと思う。それを何で8つも枠をつくって書かすということは、基本的に市長が言っておる待機児童ゼロを目指すための一つのマヤかしだと思う。そういうふうに私は思うけれども、見解があったら、市長聞かせてください。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

議員ご指摘のとおり、利用希望園の記載数については、第8希望まで記載できるようにさせていただいているところでございます。その意図といたしましては、現在本市におきましても待機児童が発生している状況にある中、利用調整を行うに当たり、利用希望を優先させ、その範囲内で入所調整をいたしますことから、必要に応じて第8希望まで記載いただいているような状況でございます。

記載につきましては、あくまでも利用者のご希望によりますことから、一応第8希望まで枠はございますけれども、その記載数につきましてはご利用者の希望ということで、数につきましてはまちまちだということでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

あくまでも保護者のあれということやけど、結局、市長にほんならお聞きしたい。

保護者の勤務の状況によっては、他の園を希望される保護者が見える。だけど、基本的に市内に何カ所あって、何人の収容があって、どのような状況でその施設にすると。そうすると、私は11月20日の希望の申込み用紙の記載、この11月の20日でしたら、11、12、1、2、3、これ5カ月あるんですよ。5カ月の間にその入所希望者によって、それぞれの園の入所できる子供

たちに対して当然保育士が要ると。保育士を公募できるその期間であると私は思っておるの。これは、行政が待機児童ゼロにするために、あえて第1希望、第2希望、第3希望というような形で書いていただいて、そしてやっておるというように、行政の都合で保護者に書かせておると。そういうふうには私は感じるんやけれども、本来なら、その保育所に入った子供たちは、ともにその保育園のエリア内の小学校に入学するわけです。そして、保育園でけんかもし、遊びもし、ご飯も食べて、給食も食べて、遊んで、そこで寝て、ともに小学校へ上がっていくというのが一つの保育所のあり方やと思う。

親の立場、保護者の立場からいうと、共稼ぎしておるもので、そこへ入れてもらうというのは、お金も発生しますけれども、ありがたいことやけれども、いいと。だけど、私らが思うには、今度国が保育所の無償化を言うてますわな。今、無償化になると、今まではちょっと保育料が高いもんで入所をちょっと控えておったと。だけど、無償化になった場合に、もっと園の入所が、希望者がふえると思う。そうすると、これは8枠を設けやならんというのは、そこから始まっておると違うかと勘ぐるんですわ、私は。だから、その11月20日に希望をとれば、5カ月間に保育士の確保をするための期間を設けるために、やっぱり入園予約をする希望する保護者の方には1園希望してもらいたいと思うけれども、いかがですか、そういうような配慮はできませんかな、市長。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

さまざまな課題を解消すべく、市としても今考えられるベストの状況で運用してまいりたいと思いますし、今後におきましても、適切な、最適なマッチングができますような環境をしっかりと整えてまいりたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

肝心なことを聞いているのに、簡潔にわけのわからんことを言うもんで困るの。まあいいわ、もう。

何はともあれ私の考えとしては、国の政策の保育所、保育園の無償化によって、当然この入所希望者の保護者の方はふえると思う。それについては、もう少し違う見地で、今のアスレ、今度何やら認定こども園を南崎に建てるようなことを言うてみえるらしいけれども、やっぱり駅前整備も肝心なことかわからんけれども、今亀山市内にある保育所の建てかえ、加太の建てかえ、やっぱり施設がよくなったら、必ずそこへは人が寄ってくる、子供たちは。だから、それを念頭に置いた中で、こういうような1次募集もし、こんなわけのわからん8園も書かさんと、それから今後、国の政策による保育料の無料化に伴う亀山市としての若い世代の政治を、やっぱり市長がやっていってほしいと思う。ほら駅前が大事かわからんけれども、駅前以上にせんならんことはこっちやと思う、私は。それだけつけ加えておきますわ。

次に、乗合タクシーとタクシー券について。

総合政策部長の山本君にちょっとお尋ねするんやけれども、これもいろいろ各議員が質問されました。利用率のうんちくどうのこうのね。タクシー券が始まったのは平成15年からやけれども、

平成21年にひとり暮らしの方の給付金1万5,000円が、平成22年から1万円になったと。そのとき、いろいろ私も1万円にしたときに、それは怒っていますよというような話をしました。そのとき、この乗合タクシー制度について山本部長として、どのような今までの2カ月間の見解をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

乗合タクシー制度の私の見解ということでございますが、10月1日に乗合タクシー制度が施行されまして、今タクシー券の問題と乗合タクシー制度の問題、さまざまな議論を聞かせていただいております中で、やはりタクシー券を求められる声、あと新しい乗合タクシー制度に期待する声、そういったものをさまざま聞かせていただいております中で、まず私として考えていかななくてはならないのは、この乗合タクシー制度を施行させていただいたからには、まずしっかりとこの制度を周知した上で、皆様が使いやすい制度として利用していただけるということの一つ大きな目標として進めていかななくてはならないというふうに考えておりますし、このタクシー券の問題につきましては、さまざまな問題もありますので、しっかりといろんな利用等の条件も聞かせていただきながら、この制度を考えていきたいと、そのように考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

見解がわからんけど、実は私、平成23年3月14日にタクシー券のことをちょっと質問させてもらっておるんですわ。櫻井市長がもう市長になってござるで、やっぱり何で1万5,000円を1万円にしたんかということについて聞きました。その答えが、いろいろありますけれども、難しいことすわと。だけど、このタクシー券制度についての考え方、このようにおっしゃっているんですわ、このタクシー券。いろいろ公平、不公平感があるとうんちくありますけれども、だけど今後ぜひとも持続させていきたいと考えておるものでござりますと。確かに6,000名の75歳の皆さんの中に、個々の事情はいろいろあると思いますが、そこまできめ細かく対応せよというのはご趣旨のご提案ということをおっしゃるんですけど、だけどその後、やはりフェアな公平で一律の基準を明確にして、この制度自体今後も亀山独自の制度として持続していくという中でというふうな言葉を述べてみえる。このタクシー制度に対してね。

それが、いつこれ、何でこれ、市長にちょっと聞きたい。23年度、就任2年後にこういうような答弁をしてみえるんですよ。このタクシー制度ね。今、あまたの議員が質問してきましたと。確かに障がいを持っている1・2・3級の中で、1・2・3の方々についてはあれと。だけど、4の全ての世帯の75歳以上の者で世帯に属する人はうんちくについては結局1万円にするというようなことで、またそうやって事情によって個々によって対応していきますわと福祉部長が答弁しておるんですけども、私が思うにはやっぱりこのタクシー制度、まだ発足して2カ月ほどしかたっていないんですけども、利用者の動向を見ますと、亀山交通を利用された方が10月に52名、関タクシーが9名、都合61名。11月は、亀山タクシーが60名で、関タクシーが6名。結局それで、時間帯が10時が50名、11時が20名うんちくとなっていますね、15時が6名で、単独が5

00円が80名で、複数が36名で乗り合いやったと、それで120名と。この方で、ちょっと確認したんですけれども、これは10月分の支払いはもう終わっていますわね、支払いの明細。あれは、一月後に支払うということになっておったんですかな。10月分の支払いは一体幾らぐらいでしたかな。一月後に精算するということでしたけれども。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

10月分の合計の委託料の支払いでございますけれども、8万7,460円でございます。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

ということは、要はそんだけのことしかないということですよ、これは。それで500円区間がこの80本で、400円の乗り合いが36本というのは、おそらくこの身近な方、その人らが利用されたわけですよ。ちなみに、私、関ですけれども、加太、坂下、ここら辺の方がこの500円区間で利用された方、また野登、遠隔地の方ですな、俗にいうこの1,000円の8人、1,500円の1人、これはどこら辺の地域の方が利用になったんですか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

現在、持ち合わせがございませんので、後ほど答弁させていただこうと思っています。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

だから、資料を持っておらんということは、これに対する対応するまずさがここにあるわけや、この議会で質問しているときに。当然そんなことは聞かれるということ想定して、その資料を持って、この議会に臨んでおらんということは、この制度自体がまだ未完成の制度であって、この10月1日に実施するということは不可能ということやったわけや。だから、やっぱりこのような制度は、まだ未完成の制度で、あるいは検証期間4カ月あるかわかりませんが、それは4カ月どうなるかわからんけれども、やはり私が思うには、ここに質問も出させてもうたように、私この選挙期間中、何とか清蔵よ、タクシー券を復活してくれと、どうも31年からなくなるで、何とかならんかという声をよく聞くんです。タクシー券は、家の前まで迎えにきてくれると。乗合タクシーはあそこまで行かんらんと。例えば私の地域には、600メートルの間に6カ所ありますよ。だけど、聞くところによるとみずほは750戸あって2カ所ということですよ。これもおかしいことでしょう。

だから、この制度自体がなっておらんと思う。だから、私は市長に、市民の皆さんから市長自身にですよ、タクシー券、これもう一遍何とかならんかなというお声はあったかなかったか、ちょっと聞かせて。もうちょっと農協の件がありますんで。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

当然、今のようなお声も多数頂戴をいたしておりますし、この新たな制度に対する期待感や、実際ご利用いただいて、安価でよかったというような声も含めて本当にさまざまな声をいただいております。ただ、その前提は、午前中も申し上げましたけれども、高齢社会を迎えております。あるいは、高齢者の免許証の返納のいろんな仕組み、新たな流れが入ってきております。今後も、本当に地方都市として限られた地域公共交通の仕組みをつくっていくということについては、そのような判断のもとに、今回、政策判断をいたしておるところでございまして、当然、本当に多様なさまざまなお声を直接的にも頂戴いたしておるところであります。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

さまざまな意見を聞いて、やっぱり要るという、存続していただきたいというその意見は放っておいて、これをあくまでやるということですか。

やっぱり議会も、それなりの対応をしていかんならんと私は思います。タクシー券の継続を図るような形でやって、別にそのタクシー券は福祉事業ですから、福祉事業として一つやって、そして公共交通機関の一つの乗合タクシーは乗合タクシーでやって、併用した中で、そして徐々に乗合タクシー制度が市民の皆さん方の登録者が今の五百何十人から何千人、7,000人になるまで、そういうのは継続していくような形をとるべきと私は思います。

最後になりましたけれども、農協の問題ですけれども、おととい質疑もさせてもらったんですけども、ちょっと調べさせてもらいました。なぜ住山と。ちなみに旧亀山斎場、野村一丁目58番地2ほか、公簿面積が3,017.41平米、亀田住宅、亀田町378-1の実測4,886平米、亀山斎場からは1.6キロ、それから亀田からは2.6キロで、目の前ですやんか、2.6キロだったら、歩いても行けますやん。それこそ、子供たちが2.9キロ歩いておるんやで。

そういう中で、本当に10月にしか報告ができなかったんか。この9月27日の農協の理事会で決議された中で、設計監理まで決議する、それで3月24日に協議が上がるとということは、既に農協の理事会の中で内々的に議論があったと思うんですけども、ちょっと片岡さんから1つももらいました。以前に鈴鹿農協が何やら亀山市につくりたいと言うたときには、亀山市にはその需要が少ないから絶対建てんと言うたんが、前組合長、それから前々組合長からの答弁があったらしい、それで建てん。それで、そういうような形で、片岡さんが言うには、能褒野地区もようけ、あそこようけ土地があいておるんやから、あそこに建ててもうたらどうかなという提案ですが、そういうようなことはなかったんですかな。

そういうようなことで、もう時間がないもんであれですけども、鈴鹿農協が当初、亀山市にはそれぞれの斎場があるから、農協の組合員だけの葬祭場では運営ができやんからできないと、建てる必要ないという見解を持っておったのに、今の谷口組合長になってから、急遽これを建てるようになったと。そういうような中で、実はこの話はもう一遍、農事調停もやられていますから、総務の委員会でもう一遍時間ないですからやりますけれども、一つね、ここにすずか税のたよりってあります。これは、この間広報でもらいました。この子供たちは、税金のおかげで勉強ができる。い

いこと書いてありますわ。一遍これ読んでおくんなはれ。特定な地域、特定な場所、特定な理由もなしに、税金を野放図に使うというような行政は、金輪際やめていただきたい。あなたもあと2年半しかないんやから。そうせんことには、やっぱり亀山市の将来はないと私は思っておる。税は、やっぱりきちっとこの税のたよりの中ほどを読んでいただきたい。これはいいこと書いてあるよ、子供たちは。自衛隊のこと皆書いてある。そのように頼みます、ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

さっきの答弁について、大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほどは失礼いたしました。1,000円の遠隔地の8人でございますけれども、今回全て川崎地区の方でございました。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午後 2時45分 休憩）

（午後 2時55分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの大澤建設部長より発言が求められておりますので、これを許可いたします。

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

先ほど、遠距離の1,000円でございますけれども、全て8人、川崎地区と私、ご答弁させていただきましたけれども、訂正のほうをお願いしたいと思います。正しくは、関地区からの乗車が4件、亀山地区からの乗車が4件ということでございます。失礼いたしました。

○議長（小坂直親君）

次に、1番 草川卓也議員。

○1番（草川卓也君登壇）

草川卓也でございます。

まずもって、去る10月28日、亀山市議会議員選挙におきまして、多くの市民の皆様の温かいご支援を賜りました。おかげさまの気持ちを大切にしながら、最大限の責任感と最大限の緊張感を胸に、私は今この場に立っております。初心を忘れず、諸先輩方のご指導をいただきながら、一人の政治家として精進してまいりますことを、この議場の先にいらっしゃる市民の皆様にお誓い申し上げます。若輩者、30歳、新人でございますが、45分間の質問時間をいただきましたことに感謝し、粗削りながら精いっぱい通告に従い、一般質問を行いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、まずリニア亀山駅についての質問から始めさせていただきます。

リニア中央新幹線の整備は、国家プロジェクトとして着実に前進しております。最短で2037年に名古屋・大阪も開通する、その中でリニア亀山駅の実現そのものが夢から現実への新たなステ

ージに差しかかっていると、私はそのように考えます。

一方で、今回の市議会議員選挙を通じて地域を歩いてさまざまな方とお話をすると、リニアに対して多様な意見をいただいたのも事実でございます。このリニア誘致、未来のまちづくりに向けて、オール亀山の体制づくりはまだまだ道半ばであると感じております。

そこでまず、早速ですが市長にお伺いしたいと思います。

リニア亀山駅が実現したら、亀山市はどのように変わるのか。そして、市民生活にはどのような波及効果があるのか、市長の見解、市民の皆様に向かって直接伝えるつもりでお答えいただきますとともに、リニア亀山駅実現とその周辺まちづくり、今後の取り組みについての抱負もあわせてお聞かせいただきたいと思います。お願いいたします。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

リニア亀山駅への市長の考え方、思いということでございますが、かつて私自身が、きょうの議員と同様に市議会初当選の最初の定例会で、当時、時の今井市長にこのリニア構想を質問したことを今思い出しておりました。ちょうど27年前の議事録を読み返しますと、当時28歳、若げの至りでお恥ずかしい限りではございますけれども、当時考えておりました想定以上の長い長い誘致活動になってきたなあというふうに今率直に感じておるところであります。

さて、本市のリニア誘致活動につきまして、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議の設置の折から四半世紀以上の長い歴史を重ねながら、議会、経済界、地域団体など、多くの市民の皆様と一体となって取り組んでまいりました。また、未来を担う子供たちには、リニア体験試乗会などを通じて、大きな夢を育ててまいりました。

ご案内のように、亀山市はいにしへの時代から我が国の東西交通の要衝として発展をいたしてまいりました。近年さらに本市の強みである交通拠点性の向上が図られつつございますが、このリニア亀山駅の実現は、時間便益につながることはもちろんながら、人・物・情報の流れが変わり、その広域交流機能のさらなる強化や、三重県内のエントランス、玄関口としての重要な機能を担うこととなり、本市の持続的成長と産業、雇用、市民生活など、有形無形の価値や効果が生まれるものというふうに考えております。

お話にありました名古屋以西の構想につきましても、新たなステージに差しかかる大事な局面であろうというふうに考えておるところであります。今後も市民会議を核に、5万市民、オール亀山での諸活動を展開して、次世代へしっかりとつなげる責務を果たしてまいりたいというふうに考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

長い誘致に当たり、交通拠点性、玄関口といったリニアの効果もあわせて、いろいろと検討がなされてきているところかと思いますが、もう少し教えていただきたいのですが、市民生活に直結す

る部分というところをもう少し強調してお答えいただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

市民生活の変化、さまざまな変化が考えられるというふうに思っております。例えば、市民の皆さんの移動性ということとはもとより、市の拠点性、求心力や、やっぱり人・物・情報の動きが変わってまいりますので、その中で市民の皆さんの広域交流、移動の便益が上がってこようかと思っております。直接的な影響としましては、リニアが開通いたしますと、東京・大阪間が1時間強で結ばれるなど、行動圏域が格段に広がってまいります。市民の皆様もリニアを利用し、より気軽に各地へ行くことができますことから、都市からの通勤、出張、学校、大学などへの通学のほか、旅行でありますとか、レジャーでありますとか、このような他所との移動については非常に容易になり、移動の利便性が大幅に向上すると考えられるものであります。

また、市民生活への影響といたしましては、三重県の玄関口としての役割、その一翼を担うことによりまして、駅を利用される多くの人々の往来が見込まれ、必然的に商業、あるいはビジネスニーズが発生することが見込まれてまいります。これによりまして、本店・支店の移転も含めた新たな産業集積や国・県レベルの施設の設置など、さまざまな都市機能の整備が考えられまして、これはリニアの駅を利用する人のみならず、市民の皆さんにとりましても地域の活力がより一層向上し、暮らしの質の充実につながってまいりますものと期待をいたしております。

その他、有形無形と申しましたけれども、全国におけます亀山の都市としての知名度であったりイメージであったりの向上は無形の力になると、愛着・誇りにつながるものというふうにも感じておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

さまざまな可能性を踏まえながら、リニアの亀山駅に伴うまちづくりの検討を今後さらに深掘りして、より活発な情報発信に努め、情報共有し、市民の皆さんとともに構想をつくり上げていくと。ただリニア中間駅が建設されて終わりではない、市民生活の向上を目指したまちづくり、そんな取り組みが今後ますます求められると考えます。

そこで、あえて少し大きな質問をさせていただきますが、リニア亀山駅について、亀山市ではこれまでどのような検討がなされてまいりましたか。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

リニアの駅の設置場所につきましては、事業主体でありますJR東海が方針を示すこととなっておりますので、現在のところ県内停車駅は未定の状態でありまして、市といたしまして具体的な駅位置の検討は行っていない状況でございます。

しかしながら、リニアの1編成当たりの長さは400メートルという長さでございまして、また

リニアを浮上させるためのガイドウェイ、磁石ですが、この設置など、リニアの車両構造や必要となる施設の機能から考えますと、相当程度の用地が確保できる場所が必要であるというふうに認識をしております。また、先行開業いたします東京・名古屋間の中間駅の事例におきましても、中心市街地とは少し距離のある場所に設置をされておるという現状もございますので、本市にリニア駅が設置される場合においては、そのような可能性が高いのではないかと考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

まだ駅の位置が正式に公表されていないということで、具体的な検討はまだなされていないということでしたが、やはり決まってからでは遅いという部分もあると思います。これからより一層リニア亀山駅というこれだけ大きな事業でありますので、将来のまちづくりを考えれば、さまざまな可能性を踏まえて検討を進めるというのは、当然行われていくべきところであると思います。事業実施に至る前の環境アセスメントに必要な時期を考えれば、数年後にはルート及び駅の位置が明確になってくるかもしれないと、そんな時期に差しかかっているわけであります。より円滑な事業の推進が可能になり、より魅力的なリニア亀山駅周辺のまちづくりを推進していくためにも、駅位置が決まるまでに、少なくとも内部でさまざまな検討、より深掘りした研究というものを進めていくべきであると、そのように私は考えます。

今年度、リニア中央新幹線中間駅設置・開業による影響把握調査というものが亀山市のほうで行われました。この調査を受けて、リニア亀山駅が設置可能な有力地、例えばA地点、B地点、C地点であったりだとか、そういった市独自の検討、各地の候補地によってそれぞれの特性に即したリニア駅周辺の魅力あるまちづくりだとか、三重県全体の玄関口機能ということもありましたが、それを発揮するための具体的な施策、まずは検討を進めていくことは可能だと思います。このような調査して終わりではなく、この調査を受けて、亀山市独自で亀山市内部でどのような検討、どのような取り組みをこれから進めていこうという方向性をお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほども申し上げましたように、今具体的な駅位置ということについては想定をしておらないところでございますが、今議員からもございましたように、昨年度実施いたしましたリニア中央新幹線中間駅設置・開業による影響把握調査を実施いたしまして、この中で今後検討していくべき事項にリニア駅を三重県全体の玄関口と位置づけた県との連携や在来線駅や高速道路とのアクセスの確保、あと車社会との親和性を持った駅の機能整備、こういったものが視点として上げられるところでございます。

例えば具体的には、リニア駅との距離にもよりますが、例えば亀山駅や亀山インターチェンジ等のアクセス道路を整備する必要があるというふうにも考えられますし、また車社会との親和性を持った駅の機能整備という観点で申せば、リニア駅の利便性を踏まえたパーク・アンド・ライドの機能の重要性から一定規模の駐車場の整備が必要であるとも考えるところでございます。

このように、一つ一つ必要となる事項について整理を行い、また県や近隣市町とも連携を図りながら鋭意取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

さまざまな方向性が考えられるということで、三重県全体の玄関口としての機能であったり、パーク・アンド・ライドの環境を整えていくとか、そういったことをお話いただきましたが、その中で県との連携というお言葉がございましたが、それに対してJ R東海との連携という点は、今後どのような推進をしていく必要があるとお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

県の連携というのもとても重要な要素ではございますが、先ほども申し上げた事業主体はあくまでもJ R東海ですので、こちらの連携というのも非常に重要なことだというふうに思っております。

例えば、駅位置やルート決定につきましては、事業主体であるJ R東海が行ってまいりますので、例えば環境影響評価とか、こういったものに先立って概略の駅位置やルートも示される予定となっておりますので、やはりこういったものの情報収集でありますとか連携をより密にしていくことが重要な視点だと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

次の質問に移りますが、これはただの乗りかえ拠点とリニア駅がなるのではなく、リニア亀山駅でおりてきてもらう、つまり亀山市を目的地として人を呼び込んでいくという施策に関しては、方向性としてどのようなことをお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

先ほども少しアクセス道路のことでご答弁を申し上げましたが、現在、亀山市のまちづくりは、亀山駅を中心として関駅、井田川駅、3つの拠点でまちづくりのほうを進めておるところでございます。

今回、リニア駅が亀山駅以外のところで設置が決定すれば、第4番目の駅としての拠点というものが存在してくるというふうに考えておまして、例えば新駅と亀山駅でありますとか、関駅でありますとか、井田川駅、こうしたものをどのようにアクセスでつないでいくか。これは道路であり、鉄道でもあると思いますが、こういったアクセスをしっかりとつなげていくことがまちづくりにとっても重要な視点であろうと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

次の質問に移りますが、若者の移住・定住についてでございますが、亀山市が目指す持続的成長を続けるまちづくりという点において、若者移住・定住ということは、この施策の必要性は明らかであると考えますが、まず一般論として、若者の定住・移住を促進させるためには何が必要だとお考えになりますか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市の移住・定住促進の取り組みにつきましては、人口減少という大きな課題の克服を目的といたしまして、平成28年2月に亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたし、施策の推進を図っているところでございます。

こうした中で、一般論とおっしゃられましたが、市外の方に本市を移住先として選んでいただくためには、都市機能の充実や防災力の強化などにより、まちの魅力や価値を高めるとともに、出産や子育て、就労など、若い世代の方々が未来に希望を持ち、暮らすことができるまちであることが重要な視点であると考えております。また、こうした本市の魅力を市内外に積極的に情報発信をしていくことで、より効果的な移住促進が図られるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

先ほどおっしゃっていただいた都市機能の充実であったり、防災、出産だとか、そういったソフト面での充実、こういった未来への希望という点が若者の移住・定住というものを促進させていくというご答弁であったと思います。

こういった機能の充実というのは、リニアを通して必ず亀山のまちづくりとして充実させていくことができる部分だと確信しております。そういった点でも、ぜひリニアと若者定住というものをしっかりとリンクさせた政策、施策、そして検討をぜひ行っていただきたいと考えております。

実際、亀山市に住む高校生にとって、リニアに対する期待というものは非常に大きいものがあると、私は今回の市議会議員選挙を通してそのように感じました。私が亀山駅に立っておりますと、ある高校生が話しかけてきました。草川さん、リニアって本当に亀山に来るんですかと言ってきました。リニアに関心あるのと聞いたら、何言っているんですかと言われました。亀山の高校生にとって、リニアに対する期待というのは本当に大きいんですと言っていました。彼は、ことし受験だそうです。亀山に住み続けるか、外へ出るか、それを真剣に悩んでいると。そんな若い世代にとって、このまちの未来に希望が持てる、そんなリニア亀山駅のまちづくりをぜひ進めていただきたいです。そして、そんな若い世代にも伝わるような情報発信と情報共有をぜひお願いしていきたいと思っております。

それと少し関連して、来年度リニアの誘致、もしくは機運醸成に関して、つまりオール亀山の体

制づくりに関して、どのような事業を進めていく方針をお持ちでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

リニアの推進につきましては、市独自で進めておるところもあるんですが、リニアの市民会議、これは商工会議所とか市民を巻き込んで、四半世紀の取り組みを行わせていただいております。こういった中で、例えばリニアの誘致に対して国土交通省等への陳情活動でありますとか、市民の方へのカレンダー等の配付によりますリニアの周知、そういったものを市民会議とともに進めさせていただいておりますが、来年度は特に亀山市民会議におきまして、リニアのシンポジウムというのを予算化しております、このシンポジウムを開催することによりまして、リニアの優位性等を再度幅広く市民の方にお示しできる機会であると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

若者にぜひ参加しやすいシンポジウムにさせていただければと思います。

お隣の奈良県、リニア中間駅の誘致運動を推進している奈良市でございますが、リニア誘致に関するイベントを開催したよとか、世論調査であったり、ゆるキャラであったり、リニア推進のツイッターアカウントを開設していたりと、さまざまなアイデアを出して全市的な取り組みを進めておりますので、ぜひ亀山市でも多様な取り組みを検討していただければと思います。

少し話題が変わりますが、少し前にご答弁いただいた中に、リニアの駅の位置に関して相当程度の土地と中心市街地から離れたところであると、そういったお話をいただきました。例えば、亀山市の東南部地区、特に阿野田、菅内、昼生の周辺、鈴鹿市、津市へのアクセスが非常に便利でありまして、かつ手つかずの丘陵地が広がっている。一団の土地が必要という点においても合致するところなんですけれども、この東南部地域というのは、リニアの亀山駅の位置として非常に適していると考えられますが、いかがでしょうか。市の見解を求めたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のこの東南部地域は、亀山市域の中でもほとんど民間による開発がなされていない、いわば相当程度の面積が確保できる一団の土地として、市内でも数少ない地域と言えるというふうに考えております。今後、本市の将来にわたり、さまざまな土地利用を考える上におきましても、大変ポテンシャルの高い地域と認識もしているところでございます。

今、適しておるかどうかということにつきましては、ちょっとコメントは差し控えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

このリニア駅周辺の魅力あるまちづくりについて、市の内部でもいろいろと検討を進めていただきたいと申し上げてまいりましたが、近い将来、例えば東南部地域の住民の方々同士で、みずからが住むまちの方向性について検討を重ねる必要が出てくると、そんな可能性もあるということだと思います。そんな可能性があると感じておくというのは大切なことだと思いますし、例えばこの東南部地域が誇る金王道の保全をどうするのかであったり、美しい農村の原風景、農地、里山など、豊かな緑というものをどのようにどこまで保全していくのかと、検討しなければならないことは多々あると思います。あくまで一例として挙げましたけれども、地域にとって多くの検討を要する重大な案件だからこそ、用地取得や残土処分を含め、より円滑な事業の推進を可能にするためにも、早期の駅の位置の決定が望まれます。今後一層、県、国、JR東海との連携を密に要望を進めていただきたいとお願いを申し上げたいと思います。

最後に、市長に対しまして、一連のリニアに関する質問で一番大切な部分を再度質問させていただきます。

今までの質問のご答弁を踏まえてお答えいただきたいんですけれども、リニア駅の位置が公表されるまでに候補地となる場所をぜひ洗い出し、今回の調査結果以上にさらに深掘りした駅周辺地域の影響だとか、亀山市全体への影響、それに伴う具体的なまちづくりの方向性など、あらゆる検討を進めていただきたいと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

8年後には東京・名古屋が開通をいたします。当然、先行して沿線各県が、あるいはそれぞれの都市がご努力をいただいていた長い長い同志でありますけれども、さまざまな課題や教訓をもって、今頑張っていたいただいております。

私もは、あらゆる検討をしっかりと重ねて、先ほどお話がありました、これからの新しいステージにしっかりと臨んでいく必要があるというふうに思っておりますので、土地利用等々も含めて、保全すべきものはしっかり保全させる、あるいは必要な措置をしかるべき段階でとっていく。そのことにつきましては、今後しっかり本市として対応してまいりたいと思っております。これは亀山市の力だけでは非常に難しい、大きなプロジェクトであろうかと思っております。県並びに関係機関や、それこそまちを挙げたオール亀山市の力を結集して、これに臨んでいく必要があるかと思っておりますので、今後ともしっかりと対応してまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。以上でリニアに関する質問を終わらせていただきたいと思います。

引き続きですが、通告の順番を少し変更することになりますが、先ほど私の質問の流れで出てまいりました亀山市の東南部地域に関する項目、東南部地域の土地利用についての項目を先に質問させていただきます。

先ほどまでのやりとりがありましたように、東南部地域、特に阿野田、菅内、昼生周辺は、鈴鹿

市、津市へのアクセスが非常に便利でありまして、かつ手つかずの丘陵地が広がっているポテンシャルの高い地域という答弁もいただきましたけれども、そういった地域であることを確認させていただきました。

一方、第2次亀山市総合計画の都市空間形成方針図を確認しますと、この地域は地域型居住地という表現にとどまっております。先ほど市長からも保全というお言葉がありましたけれども、この地域型居住地、都市空間形成方針というのは具体的にどのようなものでございますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

第2次総合計画の中の土地利用を示しました都市空間形成方針の中で、今おっしゃられた地域は地域型居住地というふうな分類をさせていただいております。これは、いわゆるJR亀山駅と関駅、井田川駅、この3駅を中心とするところを都市拠点と申し上げますが、この都市拠点以外の周辺に存在する居住地を地域型居住地というふうに申しております。また、この基本構想で掲げる都市空間形成方針では、これら地域型居住地と都市拠点をさまざまなネットワークで結び、コンパクトなまちづくりを進めるという視点でまちづくりを行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

東南部地域はポテンシャルの高い地域であるとおっしゃっていただきましたが、この地域型居住地という都市空間形成方針、これを今後も継続していく方針であるか、それとも市の考えで東南部地域というものをどういう地域にしていきたいという方向性に関してお考えがございましたらお答えいただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

第2次総合計画の基本構想の期間が平成37年、2025年までというふうに計画しておりますので、この都市空間形成方針の考え方というのは、一定平成37年、2025年までは継続していくという考え方でございます。

また、この東南部地域の土地利用でございますが、これは少し市長からもございましたが、非常にポテンシャルの高い地域という認識は、私も答弁で申し上げましたが、そういった意味で地域型居住地という位置づけになっておりますが、本地域は今後も土地利用計画に明確に位置づけをして、将来の土地利用までさまざまな活用方法を議論し、保全すべきところはしっかり保全して対応していきたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

東南部地域に住む決して少なくない方々の思いを代弁させていただければ、亀山市において発展して便利になっていくのは鈴鹿川を境に北部に集中していると。川南の東南部地域は取り残されているのではないかと、そういった思い、地域住民の本音というものも決して少なくないと私は考えております。この東南部地域、特に阿野田、菅内、昼生周辺、このポテンシャルの高い地域は、先ほどあらゆる土地利用を検討できると申し上げていただきましたけれども、どうかこの東南部地域の近未来の構想、計画は希望あふれるものを検討して、これからまたまちづくりに生かしていただければと思います。

少し話が変わりますが、一方で東南部地域のポテンシャルの高さゆえに無計画な開発というものも今後懸念されると思います。もちろん民間による開発というものは、地域の住民生活の向上に大いに資することは多々ありますので、それ自体を否定するものではありませんが、しかし無計画であることによって問題が生じる可能性というものは否定できないと思います。例えば、それが今後考えられる東南部地域の計画に合致しないものであったり、地域環境に大きな悪影響を与えるものであったり、例えば東南部地域住民、特に昼生の住民にとっては大きな誇りである、先ほども話に出しましたけれども、歴史文化資産の金王道に重なってしまうような開発であったりとか、そういったものであればこれを傍観することはできないと思います。

このような民間主導の開発が進められて、仮に地域からの反対の意思表示というものが出た場合、市の対応としてはどのような対応が考えられるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川産業建設部参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

亀山市の土地利用につきましては、これまで農地法や森林法による土地利用規制のみで、農用地や保安林以外にはほとんど開発に制限がなく、土地利用の自由度が非常に高い状況でございました。このようなことから、用途地域外で小規模な住宅とか、あるいは商業施設等が活発に土地利用が行われまして、都市の格差につながっているところでございます。そんなことを踏まえまして、現在策定中の亀山市都市マスタープランにおきまして、無秩序な開発や建築行為を抑制し、東南部地域にございますけれども、自然環境の保全、共生を図る保全ゾーンとしての位置づけとしているところでございます。

また、用途地域外での開発をできる限り抑制するため、亀山市にふさわしい土地利用制度の運用検討を進めていきたいというふうに考えておりますし、具体的には都市機能の拡散を抑制するための特定用途制限地域の運用検討や、住宅開発を含めた市街地の拡散を抑制するための自主条例の制定など、必要なものを今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

一応確認させていただきたいんですけども、仮に地域から反対の意思表示があったとしても、それは現状ではとめられないということよろしかったでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川参事。

○産業建設部参事（草川保重君登壇）

地域から反対があったというところにつきましては、自主条例の制定の中では、地域の声を聞きながら、その辺の条例の制定という形が進めていくこととなりますので、その辺で反映ができるのかなあというふうに考えてございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

思ったより時計の針が進むのが速いなと思っているので、ちょっと次の質問に移らせていただきます。

就学前の教育・保育環境の整備についてに移らせていただきます。

市長の現況報告にありましたように、幼児教育の無償化に伴う地方負担のあり方というのは、大きな議論となっております。その中で、現在国に示されている地方負担について、亀山市の見解と今後の対応について、どのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

国の進める幼児教育の無償化についての地方負担についての考え方、亀山市としての立ち位置についてのお尋ねがございましたので、私のほうからお答えをいたします。

国の進める幼児教育の無償化に関する地方負担のあり方につきましては、以前から全国市長会が中心となりまして、国への要請・要望を行ってまいりました。この施策につきましては、ご案内の社会保障と税の一体改革の取り組みとして、消費税増税による財源を活用した国策として決定されたものであり、増税による地方消費税の増収は見込まれますものの、国の責任において財源措置を行うよう、全国市長会として求めてまいったものでございます。

そうした中で、先月14日、全国市長会に対し国の案として幼児教育の無償化に必要となる約8,000億円のうち、約4,000億円の負担を市町村に求める考え方が示されたところであります。全国市長会といたしましては、国の施策である幼児教育・保育の無償化の財源については、国の責任において全額を国費で確保することを要請いたしましたところでございます。あわせて、本市独自の立場からも、地元選出国會議員に対しましても同様の趣旨で要望をさせていただいたところがございます。

こうした結果、今月3日に国におきまして新年度の半年分を国が負担するとともに、市町村負担分を約3,000億円に引き下げる案が示されまして、10日に全国市長会としてその考えを了承することを決定いたしましたところであります。これら幼児教育の無償化に関しましては、地方の財政的な負担の面などで少しは前進をいたしているところではございますが、認可外保育施設の取り扱いなどにつきまして、保育の質の確保の面など、今後も懸念される協議が必要なものもございまして、引き続きまして全国市長会を通じた要請を行いつつ、しっかりと対応してまいりたいと考えておるところであります。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

ぜひスムーズな無償化への移行ができるように、引き続き要望をお願いしたいと思います。

今後の懸念についても市長からお話でしたが、先ほどの櫻井議員の質問にもございましたけれども、無償化によって幼児教育・保育の現場には大きな変化が訪れると考えられます。現場にさまざまな課題が残されているのも事実でありまして、十分な対策がとられないままに無償化が実現されれば、課題はより一層深刻化すると指摘もされております。

そこで、いま一度確認させていただきたいんですけども、亀山市の幼児教育・保育における現状の課題と、それに対する無償化の影響はどのようなものと検討されているかお聞かせいただければと思います。

○議長（小坂直親君）

伊藤健康福祉部次長。

○健康福祉部次長（伊藤早苗君登壇）

幼児教育等の現状と課題ということでございますが、少子化問題や各家庭の家族構成や生活スタイルの変化など、社会を取り巻く大きな変化が起こっております。また、幼児教育の無償化や働き方改革など、子育て環境に関する動きもございます。そうした中で、本市の幼児教育・保育現場における最大の課題といたしましては、やはり待機児童の解消であると考えているところでございます。

待機児童の現状といたしましては、改善傾向にはありますが、やはり0歳や1歳児における状況としては依然厳しいものがございます。保育所、認定こども園、小規模保育事業など、長時間の保育を求める傾向は今後も増加することが見込まれますことから、引き続き待機児童の解消に向けた取り組みが最重要課題であると考えているところでございます。

なおかつ幼児教育の無償化による影響といたしましても、女性の社会進出や共働き家庭の増加など、子育て環境の変化はさらに進むと考えられます。加えて無償化が始まることで、既に起きている幼稚園から保育等へのニーズの変動がさらに加速する可能性が高いのではないかと考えるところでございます。そのようなことから、変動の影響を受けにくい認定こども園等の整備をしていく必要があると、今後も必要になるかと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

待機児童のお話をいただきました。受け皿をふやすという取り組みも当然必要だと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

先ほど、市長からも保育の質というところにもお話がございました。あと、保育士の正規職員と非正規職員の割合というのもよく議題に上がるところでございまして、無償化によって保育ニーズが増大して、保育の受け皿、保育士の確保が今より困難になったとしても、ぜひ非正規の正規化、雇用を推進していくという動きに変わりがないようお願いできればと思います。現場の保育士の

皆様から業務負担の増加を懸念する声も出ておりますので、保育の質確保とともに対策をぜひお願いしたいと思ひ、幼児教育の無償化に関して進捗状況を引き続き私は見守ってまいりたいと思ひますので、こちらで一旦締めさせていただきます。

引き続きまして、学校教育についての質問に移らせていただきます。

新しい学習指導要領に關しまして、社会に開かれた教育課程というものが提示されております。今、学校、家庭、地域の関係者の皆様が当事者意識を持って将来をたくましく生き抜き、社会に貢献できる子供たちをこの地域でどのように育てていくのかという目標、ビジョンを共有し、お互いに信頼関係を築きながら、共通の目標を実現するために協働していくと、こういった社会に開かれた教育課程という理念を実現していく有効な取り組みとして、コミュニティスクールを発展的に推進していくということが求められていると言えますが、まず学校運営協議会の委員の構成を確認させていただきます。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

地域に開かれた信頼される学校づくりを目指して、現在市内で6つの小学校が学校運営協議会を設置し、コミュニティスクールとなっております。その設置及び運営に関する必要な事項としては、亀山市学校運営協議会規則に定められております。その規則において、学校運営協議会の委員の任期は2年とし、その構成は保護者、地域の住民、学校運営に資する活動を行う者、学校長、教職員、関係行政機関の職員、その他教育委員会が必要と認める者のうちから15人以内で組織すると構成メンバーは規定しております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

委員の多様性というものをこれからさらに担保していくということが大切であるかなと、私はそのように考えております。新しい委員の対象者として、例えば学童保育の指導員さんであったり、学童保育指導員さんはぜひ地域で教育という目標、ビジョンを共有して、協働する存在であっていただきたいと思ひますし、ほかには塾の先生であったりだとか、地域という枠組みを少し広げてみれば、亀山市、まちに根づいて教育を真剣に考えている塾の先生方もいらっしゃるわけです。それぞれ立場、役割が違っても、同じ目標を共有して子供の成長をサポートするための体制をつくっていくということが社会に開かれた教育課程を実現していく第一歩であるかなと考えております。

その上で、ぜひ学校運営協議会規則に定められている委員の定数について柔軟に考えていく必要があると思ひますし、その構成もそうですけれども、今後は運営協議会で子供たちをこの地域でどのように育てていくのかという協議であったり、例えば教育の目標を議論するワークショップだとか熟議をいかに実行していくか。そういった地域の方々当事者意識を持って教育現場に参画し、共有した目標に向かって協働していくと。そのための継続的な仕組みづくりが必要だと思ひます。学校運営協議会の今後のあり方に関して、ぜひ教育長から一言いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

服部教育長。

○教育長（服部 裕君登壇）

ただいまご指摘のありました学校運営協議会委員の皆さんにつきましては、各学校がそれぞれの委員を推薦した上で、市教育委員会が委嘱を行わせていただいております。

既にこれらの委員の皆様は、各学校において学校運営への参画、支援及び協力を促進し、多様な人的、物的資源による協働を推進していただける方々であると考えております。また、そのほか学校は、学校ボランティアや放課後子ども教室等の方々とも幅広く連携、協働しておるところでございます。

議員ご指摘のメンバーや人数の見直しにつきましては、現在の規則の学校の運営に資する活動を行う者、また教育委員会が必要と認める者等に該当するかと存じます。したがって、規則の見直しの必要性はたちまち感じていないところでございますが、柔軟に弾力的に対応が可能と考えておるところです。

また、議員ご指摘の幅広い方々のかかわりについては、校長会等でそういった有効性について発信してまいりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

このコミュニティスクールをさらに充実させていただくことによって、教職員の働き方改革というところに強くつながっていくのではないかと、私はそのように考えております。地域との協働によって教職員の負担を軽減させて、子供たちと向き合う時間をふやすことができると。教材研究だとか、そういった教育の質を保障するために必要な時間を確保するため、そういった教職員の働き方改革とコミュニティスクールの推進を両立させていくためにも、ぜひとも地域との協働という体制、取り組みを進めていただければと思います。

引き続きまして、介護、予防、自立支援についてでございますが、今年度から導入されておりますコミュニティソーシャルワーカー、これまでの実績についてお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

井分健康福祉部長。

○健康福祉部長（井分信次君登壇）

今年度、議員が申されましたように、導入をさせていただきましたCSW（コミュニティソーシャルワーカー）につきましては、市が委託する2名を含め、社会福祉協議会に4名配置されており、住民や市民活動団体が主体となった協働、連携の取り組みが活発化していくよう地域の福祉課題を掘り起こし、福祉なんでも相談、ちょこボラなど、地域まちづくり協議会等の活動支援を行っているところでございます。実績値につきましては、半年で250件程度を対応していただいたと伺っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

地域との連携を深めて自立を促していくといった方向に、これから地域福祉、そして介護予防という動き、そういった動きになっていく。そういった体制をつくっていくためのコミュニティソーシャルワーカーであるかなと認識しておりますが、地域に任せきりにならないよう体制づくり、例えばより多様な民間事業者、介護予防だとか健康づくりに特化した事業所というものもこの亀山市にはありますので、そういった多様な事業体、民間事業者も地域の一員となって、ともに健康づくりを進めると、そういった仕組みづくりも検討できるのではないかなと思います。

ちょっと残り時間が余りないので、かなりはしりながら行かせていただきます。

次、昼生地区のまちづくり、生活道路、通学路について質問させていただきます。

こちらは以前から質問をさせていただいている県道鈴鹿芸濃線とJR紀勢線が交差するアンダーパスの件でございますが、こちらの経緯に関して、その後の進捗状況はいかがでしょう。

○議長（小坂直親君）

服部産業建設部参事。

○産業建設部参事（服部政徳君登壇）

当箇所につきましては、自治会連合会昼生支部を初め、地域の皆様からさまざまなご要望をいただいております。市長名で所管しております三重県鈴鹿建設事務所のほうへ進達させていただいております。

今後の進め方でございますが、抜本的な解決には至っていないのが現状でございます。今後は強制排水などの手法も検討する必要があることから、予算確保に努めていただけると伺っております。市といたしましても、今後も県へ一層の要望をしまりたいと存じます。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

こちらのアンダーパスは昼生小学校の通学路にもなっておりますので、教育部長にお尋ねしたいと思いますが、あらゆる事態を想定して、アンダーパスを通学路として利用している小学生の安全を守るために、どのような対策を考えていらっしゃいますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

昼生地区のアンダーパスの安全対策でございますが、この箇所については、昼生小学校の下庄地区の児童29人が通学路として現在利用しております。道路の冠水によって児童の登下校に支障を来すといったケースは近年ございませんが、気象情報等により事前にアンダーパスの冠水が予測される場合は、通学路を一時変更し、迂回させるなどの措置を講じながら、児童の安全な通学を確保しております。また、冠水により逆に下校が困難になった場合については、児童を学校に一時待機させ、安全を確認した上で帰宅させるとか、保護者の迎えを待つなどの学校の危機管理マニュアルに沿って対応し、子供たちの安全確保を図っております。

○議長（小坂直親君）

草川議員。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございます。

ぜひ、引き続きの予防と対策をお願いしたいと思います。

残り時間もわずかとなってしまいましたので、最後の項目に移りたいと思います。

歴史文化、里山の保全と発展的活用についての部分でございます。

昼生地区では、長年まちづくり協議会等の主催で金王道ウォーキングが実施されたり、地域、歴史、文化、健康増進に寄与する恒例行事となっております。金王道のほかにも多数の神社であったり、寺院、古墳群やかんこ踊り、獅子舞など、魅力的で貴重な史跡、伝承文化がございます。市として、これら貴重な歴史ブランドの活用を具体的にどのように発展の可能性があると考えているのか。また、それとリンクさせて昼生地区、里山、そういった豊かな緑がございますが、農業の後継者不足であったり耕作放棄地の増加、また獣害の増加など、一連の問題で決してよい状態であるとは言えません。歴史文化の活用とリンクして、里山を活用した地域の健康づくりや地域のブランドの確立など、改善のために講ずる施策はないかお尋ねいたします。

○議長（小坂直親君）

青木生活文化部次長。

○生活文化部次長兼関支所長（青木正彦君登壇）

私からは、昼生地区の歴史文化資産につきまして、その活用の現状と今後の活用の方向についてご答弁を申し上げます。

昼生地区の歴史文化資産には、三寺町の獅子舞など市指定の文化財5件があり、そのほかにも金王道と呼ばれる古道がございます。市といたしましては、これまで市指定文化財の保存修理事業として、於々奈気神社の大クスの樹勢回復事業への補助金の交付や、獅子舞やかんこ踊りの記録映像作成などを実施するなど、昼生地区で積極的に取り組まれております歴史文化資産の保存や継承活動の支援を行ってきたところでございます。

また、昼生地区では、住民の皆様が自主的に金王道の整備や啓発活動を行っていただいております。昨年度におきましては、3年に1度の文化の祭典である文化年2017において、亀山歴史道サミットと題して金王道整備保存会の活動事例の発表や講演会を実施し、市民に向けた郷土の歴史への理解を深める取り組みに努めたところでございます。

○議長（小坂直親君）

大澤産業建設部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

ブランド化ということで簡単にお答えをさせていただきたいと思います。

いきいき三寺のグループにおきまして、ジネンジョ栽培、また平成28年度からはニンニクの栽培を行っていただいております。黒ニンニクとして6次産業化にも取り組んでいただいております。ということで、その取り組みに対しましては、市として支援もさせていただいております。

補助金交付につきましても、本年度で終了いたしますので、引き続き今後特産品フェアなどございましたら、そういう際に出店をされますというようなことになれば、支援を続けさせていただきたいと考えております。

○1番（草川卓也君登壇）

ありがとうございました。質問を終わります。

○議長（小坂直親君）

1番 草川卓也議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩します。

（午後 3時52分 休憩）

（午後 4時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番 中島雅代議員。

○2番（中島雅代君登壇）

中島でございます。

応援していただいている家族、地域の方、そして全ての亀山の方に笑顔が広がるように尽力をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まずは、これからの亀山市における地域でのまちづくりについてお伺いいたします。

私は、10年前に県外から亀山市に移住をしてまいりました。亀山市、特に私の住む川崎地域は、自治会やまちづくり協議会で集会やお祭りなど、たくさんの方が集まる機会がございます。大変地域のつながりが強いところだと感じております。地域のつながりを数多く持つことで、お互いの顔がよくわかって、安心して暮らすことができしております。ここで子育てができることを大変感謝しております。

しかしながら、こんなによい環境であっても、移住をしてきた当時は、なかなか地域の活動に参加をするというのはハードルの高いものでした。そのハードルとは、地域でのコミュニティがきちんと完成されているがゆえに、新たに入ることをためられると少し感じてしまうところです。特に、私のようにその地域に生まれ育っていない者には、地域活動に興味はあっても参加をするきっかけを持つことは難しいのではないかと感じています。

しかし、亀山の方は本当に温かくて面倒見のよい方が多いので、一度飛び込んでいけば新たなコミュニティをつくり出すことができます。私の周りにも近所の方の顔や名前がわからないという若い方が何人もいらっしゃいます。しかも、これは地域の活動に余り参加をしていない若い方は、亀山で生まれ育ったという方でも同じことをおっしゃいます。非常にもったいない状況だと思っております。

これからの亀山は、もっとたくさんの世代や立場の人で意見を出し合ってつくっていくべきだと私は思っておりますので、より多くの方が地域活動に気軽にかかわれるようなきっかけ、そして地域活動において一部の方の負担になり過ぎないような仕組み、仕掛けについて質問をしていきたいと思っております。

ここまで私の思いを話してまいりましたが、まずは市長に市長の考えるまちづくりへの思い、市民に対してどういうふうにかかわってほしいと思っておりますのかをお伺いした

いと思います。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問に対する答弁を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

まちづくりへの市長の考え方をお尋ねでございます。

ご案内のように亀山市のまちづくりの特徴の一つは、今少しご紹介いただきましたが、地域の温かい人と人がつながるような、そして市民力による高い地域力であるというふうを考えておるところであります。市民の皆さん一人一人が自分たちのまちに愛着とか誇りを抱くことができれば、まちが直面をします諸課題の解決のために、あるいは地域社会の未来に向けてよりよくするために、他人事でも評論家でもなくて、自分のこととして、自分の問題として積極的にかかわり行動することにつながるものだというふう考えております。

今日、人口減少社会や少子高齢社会が進展をし、2025年問題を視野に入れた地域包括ケアなどの備えや安全・安心への防災・防犯の取り組みなど、まちの総合力が問われている時代であります。一方で、人と人とのつながりが希薄になったり、世代間交流が薄まってきた時代に生きておるわけではありますが、本市では多彩な市民活動や地域活動による社会参画や協働による静かな胎動が起こっておるというふうにも感じております。

その舞台の一つが、平成28年5月に本市の全域22地区で設立をいただきました地域まちづくり協議会だというふうにも考えております。地域社会を構成する異なる立場の住民が、その利害や対立を乗り越えて、相互理解と協働によって地域課題の解決やコミュニティ再生への実践を積み重ねることは、大変とうとく意義深いことだと思っております、その結果、持続可能な自治が培われていくものというふうにも考えておるところであります。特に川崎地区は、本当にその意味でも先駆的な役割を果たしていただいております、敬意を表したいというふうにも思っております。

「緑の健都」を目指す亀山市、その健やかなる都市の力は、何か一つではなくて、市内22地区の個性ある地域力の総和であるというふうにも考えるものであります。そして、まちづくりは人づくりであろうというふうにも思いますが、今を生きる私たち世代がその力を結集してみずからのまちをよくしていく自治の試行錯誤を重ねまして、その精神と行動をぜひ次の世代へつなげていくことができれば、大変重要だというふうにも思っております。

市民に向かってどのようにかかわっていけばいいのか、市長のメッセージをとということでございましたけれども、今冒頭、ご自身の体験からおっしゃっていただいた、なかなか地域のコミュニティに入りにくかったり、あるいは世代を越えて気軽にそういうものに参加できるような地域の仕組みや風土がより一層高まってまいりの中で、本当に世代を越えて多くの方が我が事としてみずからのまちに関心を持ってかかわってほしいというふうにも思っております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市長から人と人とのつながり、そして市民力、地域への愛着、地域力といったキーワードが出て

まいりました。そういったものを踏まえて、次の世代へつなげていくという思いも聞かせていただきました。

それでは、それを踏まえまして、次により身近な各地域を中心としたまちづくりについてお伺いをしたいと思います。

まずは、地域での活動の拠点となる地域の組織であるまちづくり協議会と自治会、そしてコミュニティスクールについてお伺いをいたします。

最初に、まちづくり協議会と自治会のそれぞれの役割と関係性についてお伺いをいたします。

○議長（小坂直親君）

深水生活文化部参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

まず、地域まちづくり協議会についてでございますけれども、地域まちづくり協議会は地域に住むあらゆる人、または活動する個人、団体、事業者等が自由に参加でき、自分たちの住む地域を自分たちでつくり上げるという意識のもとに、地域課題解決に向けて話し合う場づくりや意思決定できる仕組みを持った組織であると考えておるところでございます。

現在、それぞれの地域まちづくり協議会におきましては、地域まちづくり計画に基づき、地域住民の方々や地域の活動団体が相互に連携協力し、文化、福祉、防災、環境、交通など、幅広い範囲の活動を展開されているところでございます。

一方、自治会でございますけれども、自治会は隣近所に住む人たちで自主的に運営されている最も身近な住民自治組織でございます。自治会は任意の組織でございますが、趣味のサークルや同窓会などの他の任意組織とは異なりまして、地縁というつながりによって結成される組織であり、地域の皆さんが主役となって活動を行っております。

例えば、河川や公園などの清掃、花壇の整備、防犯灯の設置、広報紙の配付、チラシ等の回覧、防犯・防災活動などを行っておるところでございます。なお、現在、亀山市におきましては240余の自治会がございます。

続きまして、地域まちづくり協議会と自治会の関係についてのお尋ねでございます。

地域まちづくり協議会は地域の多様な主体を包括した組織でありまして、その中に構成組織として自治会がございます。自治会は、各世帯までのネットワークを持っている唯一の組織でありますので、自治会活動で培われてきた住民自治の考え方が地域まちづくり協議会の中で生かされていくものと考えております。

また、自治会単位で解決できない問題、例えば地域福祉や子育て環境、文化の継承等の問題は、自治会を越えた枠組みである自治会連合会や地域まちづくり協議会との役割分担を相互補完しながら、地域の各主体の総和で伝えていかなければならないと考えているところでございます。

さらには、地域におきましては、自治会だけで構成する連合自治会もあり、地域まちづくり協議会の中にその連合自治会を自治会部として位置づけているところでもございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

まち協の中に自治会が構成組織としてあるという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり協議会は、その地域の多様な主体を包括した組織ということで、一つの多様な主体の中に自治会があるということでございます。したがって、各まちづくり協議会には、複数の自治会が構成メンバーとして入っているというところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは次に、学校というのは地域の中心になるものだと思います。学校と保護者と地域が協働をして子供たちの成長を支えるコミュニティスクールという仕組みがございますが、具体的にコミュニティスクールの役割について伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

草川教育部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

現在、市内では、6つの小学校が学校運営協議会を設置しているコミュニティスクールとなっております。また、来年度からはその認定に向けて、さらに3つの小・中学校が準備を進めているところでございます。

コミュニティスクールとは、学校と保護者や地域の皆さんがともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進める仕組みでございます。

学校運営協議会では、まちづくり協議会や自治会の方々に委員となっただき、学校教育の当事者として学校運営に参画していただいております。豊かな地域の人的、物的資源を生かした学習は、子供たちに地域への愛着を育むとともに、地域の一員としての自覚を促します。地域の方々も子供たちと地域学習や体験活動にやりがいや生きがいを感じていただいております。コミュニティスクールの取り組みは、このように学校が地域の学びや集いの場となり、学校を核とした地域の活性化やまちづくりにつながっていくものと考えております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

いずれも地域に深くかかわる組織だと思います。それぞれの組織がうまく連携をとっていけば、地域や学校に負担をかけ過ぎずによりよいまちづくりができると思うんですけども、そういう連携についての現状をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり協議会とコミュニティスクールはどのように連携しているかということでございますが、その連携につきましては、それぞれの地域でその連携方法はさまざまであると認識しております。例えば、地域まちづくり協議会の定例会議に学校の代表者が参画したり、あるいはそのまちづくり協議会の一つの委員としてコミュニティスクールの委員の方が参画していたり、逆にコミュニティスクールの運営協議会の委員として、まちづくり協議会の代表者の方が参画したりしているところもございます。

また、例えば3世代交流等のイベントを通じて、その時々でまちづくり協議会と学校運営協議会とが連携しているというふうなところもございます、それぞれの地域に特色のある連携の方法があるかと認識しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

今の答弁ですと、一部の役員さんだけがそれぞれを掛け持ちして負担がふえているのかなと、ちょっと感じたんですけども、より多くの方がスムーズにかかわれるように連携できる仕組みというのを考えていただきたいなと思います。

次に、市民が地域で活動するに当たって、問題などが出てくると思うんですけども、そういったことは市では相談に乗ったりフォローする体制があるのかどうかをお伺いしたいと思います。

というのも、我々はまちづくりや組織を運営するプロではございませんので、書類を一つつくったり、それから人を集めたりするのを難しく考えて、二の足を踏むことがあったりします。そういうところが負担や不安に感じられて、担い手が不足するということが十分考えられます。地域のことは地域の方がよくわかっていらっしゃると思いますが、そういった部分では難しいところが出てくるのではないかと思います。

まずは、地域の組織から問題や課題などを吸い上げる方法はあるのかどうかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域からの問題の声につきましては、現在、地域担当職員が市内22の地域まちづくり協議会の定例会議に参加しておりまして、その中で得た地域の状況や課題を月1回の地域担当職員の会議の中で情報共有をしているところでございます。

また、地域まちづくり協議会の代表者で構成いたします地域まちづくり協議会連絡会議がありまして、そこにまちづくり協働課が事務局として参画しておりますので、その会議の中からも問題点や課題を伺っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

それでは、地域の担当職員でしたり、連絡会議とかで問題や課題などをそこで把握することができるといってお話だったんですけども、それでは、そこで把握した具体的な問題等がありましたらお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

具体的な問題や課題につきましては、多くの住民の方々がまちづくり協議会に参加できるようにするにはどうしたらよいか、また次の担い手を発掘するためにはどうしたらよいか等、各地域まちづくり協議会においては共通の課題があると認識しているところでございます。中でも若い世代を地域まちづくり協議会の活動に参加してもらうことに苦慮しているとお聞きしているところでもございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

ありがとうございます。

担い手であったり参加者が少ないという課題があるようなんですけれども、今、地域の組織の役員を担っていらっしゃるの、経験豊富な60代から70代の方が多い印象なんですけれども、その年代の方、とても元気な方が多くいらっしゃいますので、今後だんだんと再就職などで働いたり、趣味や市民活動などで生きがいを見つけて忙しくされる方がふえると思います。そうすると、地域の組織の役員などの担い手の確保がますます難しくなってくると思います。今から市民のライフスタイルや働き方、生きがい等も総合的に検討していく必要があると思います。

そこでお伺いたします。地域の組織での担い手不足や役員の負担軽減について、何か具体的な方法を考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

課題解消に向けての具体的な対策としまして、現在地域まちづくり協議会に対して、市ではさまざまな支援策を実施しているところでございます。1つは、地域まちづくり協議会と行政が連携しながら、各分野や地域全体をまとめるリーダーなどの担い手を育成することを目的に、地域活動を行う方や市職員を対象に、平成28年度から地域担い手研修を実施しているところでございます。この研修は、合意形成型会議を進行する手法であります会議ファシリテーションを活用した、地域の人たちが自分たちの地域や活動について語り合う楽しい対話の場に必要ノウハウを学んでいただきまして、楽しいまちづくりを目指していこうとするものでございます。

また、地域まちづくり協議会が地域まちづくり計画の推進に関する活動を行うに当たりまして、専門的知識を備えたアドバイザーが会議やワークショップの開催支援、講演会の講師などを行う地域まちづくり推進アドバイザー派遣制度を実施しており、現在各まちづくり協議会でもご活用いただいているところでございます。

さらに、各22地域まちづくり協議会に配置した地域担当職員により、会議の運営での助言や、各地域まちづくり協議会や行政の情報を提供しているところでもございます。

そして、財政的な支援として、地域予算制度のうち地域まちづくり交付金は、地域で用途が決定できる自由度の高い交付金として、地域の特性に応じた活動の事業費として活用していただい

るところでございまして、さまざまな支援策を活用いただきながら、地域に合った活動展開を図っていただけるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

既にいろいろな対策をしていただいているということですので、もっとアピールをして積極的に活用していただくように周知をお願いいたします。

担い手ということで課題となってくるのは、やはり若い世代だと思います。地域の活動に参加するに当たって、冒頭申し上げましたように、既にでき上がっているコミュニティの中に入っていくのは心理的なハードルがございまして。それに加えて、若い世代は日常、日々忙しく、地域活動への情報に疎いというハードルもございまして。私の周りに聞いてみても、子育てや防犯・防災の面から考えても、地域とのかかわりを持ちたいと考えている方もいらっしゃいます。しかしながら、この大きなハードルを越えることは容易ではございません。今後の地域の担い手という面から考えても、若い世代の参画は必要不可欠であると思いますが、何か対策はあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

現在、地域まちづくり協議会の中心的なメンバーは、議員おっしゃるように比較的高齢者が多くあるということですが、高齢者も含めまして、多様な人材の活用こそが、さまざまな地域の課題に対して幅広い視点で取り組むことができると考えておるところでございまして。その中でも、特に若い世代の方々の参画の機会の確保が重要であるとも認識しているところでございまして。

地域まちづくり協議会におきましては、PTAや子ども会、婦人会などの若者や女性も含めまして、地域の多様な主体に参画していただき、地域を包括したまちづくりを進めていただきたいと考えているところでもございまして。これからの将来の地域まちづくり協議会の活動を考えた場合に、幅広い年齢層を対象に活動を拡大していくためには、広報紙等の回覧だけではなく、特にSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を初めとして、多様なツールを活用することで、より多くの方が情報を得ることができる環境の整備が必要であるとも考えておるところでございまして。

また、ホームページ等の作成過程におきまして、地域まちづくり協議会の役員では作成が難しい部分については、地域の若者や精通した方の助けを得て進めることで、それらの方が地域まちづくり協議会に参画するきっかけにもなるとも考えております。さらには、市の支援策でもあります、先ほど申しました地域まちづくり推進アドバイザー派遣制度を活用しまして、地域まちづくり協議会に若者を参画しやすくするためにはどうすればよいか等、専門家にアドバイスをいただくことも有効ではないかと考えているところでございまして。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

行政では公平性が必要ですし、その資源にも限りがございまして、私たち市民も行政に頼り切りになるのではなく、その地域でしかできないことは地域で協力をしながら、そしてできないとこ

ろを行政がカバーするという意識が必要だと思います。

しかしながら、行政も地域での縦のつながり、横のつながりを積極的につくっていくことで、亀山市の新たな魅力、個性が生まれるのではないのでしょうか。これからも時代の変化に柔軟に対応して、誰もが気持ちよく暮らせるまちづくりの仕組みや仕掛けづくりを続けていっていただきたいと思います。

それでは続きまして、子育て中の保護者の関心の高い亀山中学校、中部中学校での給食に関する質問をさせていただきます。

最近では学校で朝食をとという動きもあるそうですが、そこまでは申しませんが、議案にもございましたように、市職員の賃金は全国平均に足並みをそろえているわけがございます。関中学校では完全給食が行われておりますが、亀山中学校、中部中学校では、現在ミルク給食が実施されております。同じ市内での地域差は好ましくないと思います。全国的にもどこも財政は厳しい状態ではあると思いますけれども、それでも子供たちの給食はほとんどの自治体で完全給食が行われております。亀山だけが特別に税金を納めていないというわけではないと思います。どこにお金をかけていくかということだと思います。

全国的にも完全給食を実施していない地域はほとんどございません。私自身、小学校、中学校と自校式の完全給食で過ごしてまいりましたので、完全給食でないというのは違和感しかございません。実際、他県から移住してみえたお子様を持つお母さんに亀山中学校、中部中学校では給食は完全給食ではないと伝えたところ、知らなかったという方が結構いらっしゃいました。もし知っていたら亀山を選ばなかったとのこと。子供のころから中学校では完全給食ではないという状況で育った保護者の方や地域の方は普通に感じていらっしゃるのかもしれない。しかしながら、現在では共働きの世帯もふえ、子供の教育、安全、これは昔よりも神経をととても使います。家庭にかかる負担は増すばかりです。子供たちの健康、食育はもちろん大前提の上で、家庭への負担も考慮に入れて、前向きに検討をしていただきたいです。

それでは、市内の中学校の給食について、現在の状況をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

中学校給食につきまして、平成28年3月に教育委員会におきまして、亀山中学校及び中部中学校において完全給食の実施が望ましいとの方針を取りまとめております。この方針に沿った形で、第2次亀山市総合計画前期基本計画において、中学校給食の完全実施に向けた多面的な検討を行うと位置づけられたところでございます。

そのような中で、これまでの完全給食に向けた検討状況でございますが、昨年度教育委員会事務局内で中学校完全給食に向けてのワーキンググループを立ち上げて検討してまいりました。その検討内容としては、随時会議の開催とか、これまでの経過の確認、情報共有を行うとともに、他市町の実施状況であるとか、その把握とか、参考となる事例の収集を行っております。また、昨年10月には鈴鹿市、11月には奈良市の学校給食の状況についての先進地視察を行い、施設設備や運営方法、さらには導入までの経緯や課題等についての研究を行ったところでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

完全給食が望ましいという方向性で、完全給食を進めていくということでした。時間をかけていろいろな面から検討していく中で、給食室ですとか、給食センターの建築費の試算など、ハード面に関しての検討は進んでいるのでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

学校給食や給食センターなど給食施設、ハード面に係る建設費について、これまで具体的に詳細な積算は行っておりません。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

検討を進めているけれども、ハード面に関しては検討をしていないということによろしいですか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

検討は行っておりますが、具体的な建物の建設費の積算は行っていないということでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

失礼いたしました。余りにびっくりし過ぎて、頭の中がちょっとパニックになってしまいました。

これから完全給食を進めるに当たって、中身も大事なんですけれども、建物がなければ始まらないと思っております。なぜ積算をしていないのでしょうか。お伺いをしてもよろしいでしょうか。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

前期基本計画期間においては多面的な検討を行うとしておりまして、その検討事項の中にセンター方式であるとか自校方式、また市直営であるとか民間委託であるとか、さまざまな管理運営方法の場合もございますし、センター方式にした場合の用地確保の見通し等々がございますので、そこらも含めて多面的な検討を行っております。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

用地的な問題もということだったんですけれども、例えばですけれども、既存の小学校ですとか、今の給食センターを使って、そこから配るという親子方式ということも考えられるかと思えます。また、いろんな面で検討が進んでいく中で、具体的に何がクリアできれば前に進むことができるのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

何をクリアするというのではなく、あくまでも前期基本計画の期間中について、多面的な検討を続けていくということでございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

では、前期基本計画の中で、検討は平成29年から31年の3年間とのことですが、その後はどうされるのですか。お伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

草川部長。

○教育部長（草川吉次君登壇）

先ほど申し上げましたが、第2次亀山市総合計画前期基本計画の期間中の平成33年度までが前期基本計画の期間中ですので、これまでの間、検討してまいります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

何年も検討しても、それから検討から何年もあけてしまっただけでは、せっかくの検討も実情に合わなくなってきてしまいます。しっかり検討していただくのはもちろん大切ですが、実行が伴わなければ意味がございませんので、よろしくお願い申し上げます。

そして、現在の保護者、生徒の声はもちろん聞いていただきたいのですが、現在、既に中学生になっているのでは何を言っても間に合いませんので、現状のままでよいという意見も多く出ると思います。ぜひとも将来中学生になる児童、保護者の声も聞いていただきたいと思っております。

次に、安心・安全に暮らせるまちづくりとして、犯罪被害者等支援についてお伺いいたします。

平成16年に犯罪被害者等支援基本法がつくられました。これは、犯罪の被害に遭われた方、そしてそのご遺族、ご家族の直接的な心身の被害、そしてそれ以外の精神的ショックや経済的困窮、そして捜査や裁判の負担や、報道などによる二次的な被害への支援をするものです。誰もが突然に被害者になる可能性がある社会です。現状では、十分な支援を受けることができず、苦しい思いをしていらっしゃる方が大勢いらっしゃいます。せめて被害に遭われた方、そしてご家族、ご遺族には優しい世の中であってほしいと思っておりますし、きちんと支援を整えることで、被害に遭うかもしれない市民の未来を守ることに思っております。

犯罪被害者等支援基本法の前文の中で、犯罪等による被害について、第一義的責任を負うのは加害者である。しかしながら、犯罪等を抑制し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利、利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならないとしています。

三重県でも三重県犯罪被害者等支援条例の制定が検討をされております。こちらも基本方針の中

で、市町の取り組みへの支援として、犯罪被害者等支援について、県内どの地域においても等しく支援を受けることが大切であり、身近な市町の取り組みが重要であることから、市町における犯罪被害者等支援の取り組みが促進されるよう、必要な情報の提供を進めるとともに、連携をした取り組みを働きかけていきますとしています。松阪市では、既に三重県初の犯罪被害者等支援の窓口が設置をされています。こういった世の中の動きの中、亀山市の現在の状況をお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

久野危機管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

近年の治安情勢の悪化に伴いまして、事件、事故に巻き込まれる犯罪被害者は年々増加しており、このような現状を踏まえまして、議員おっしゃいましたとおり、平成16年に国において犯罪被害者等基本法が制定され、深い悲しみやつらい体験から立ち直り、回復に向けて再び歩み出すことができるよう本格的な被害者支援が確立されました。

この犯罪被害者等基本法の趣旨を鑑み、議員おっしゃいましたとおり、三重県でも（仮称）三重県犯罪被害者等支援条例の制定に取り組んでおられまして、これの骨子といたしましては、一つ、相談及び情報の提供体制の充実を図ること、一つ、寄り添い、付き添う支援体制を構築すること、一つ、心身に受けた影響からの回復を促進するための保健医療及び福祉サービスを提供すること、一つ、生活の安定に向けた雇用の安定や居住の安定などの各種施策を提供すること、一つ、当面の経済的負担の軽減を図るための見舞金制度を導入すること、一つ、市町の取り組みへの支援をすること、一つ、人材の育成を行うことなどであり、平成31年4月からの条例施行の予定と伺っております。

また、これらを受けましても、三重県内での犯罪被害者等支援に係る条例を制定している市町は現在はない状況でございます。

次に、亀山市の犯罪被害者等支援に係る取り組み状況でございますが、三重県を中心に犯罪被害者等支援施策市町担当者会議が設置されておりまして、年2回ほど開催され、これに参加をいたしまして、検察庁や法務省などの機関の取り組みを研究し、三重県及び他市町との情報共有を図りつつ、それぞれの支援体制を行っているところでございます。

この犯罪被害者等支援に係る条例の制定につきましては、三重県の条例制定後の運用状況や他市町の動向を見きわめつつ研究してまいり所存でございます。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

県や他市町の動向を見守るとの答弁でしたけれども、犯罪はいつ起こるかわかりません。現在の体制はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（小坂直親君）

久野管理監。

○危機管理監（久野友彦君登壇）

現在、市役所内での犯罪被害者等の支援に係る担当窓口は、防災安全課で対応させていただいております。相談があった場合は、内容をお伺いいたしまして、三重県公安委員会が犯罪被害者等早

期援助団体として指定しております、津市にあります公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携をいたしまして、支援をしていくこととなります。

○議長（小坂直親君）

中島議員。

○2番（中島雅代君登壇）

市民が万が一のときでも、安心・安全に暮らせるようなまちであるようお願いして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

2番 中島雅代議員の質問は終わりました。

以上で、本日予定しておりました通告による議員の質問は終了しました。

次に、お諮りします。

質問はまだ終了していませんが、本日の会議はこの程度にとどめ、あすにお願いしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

そのように決定しました。

あす13日は午前10時から会議を開き、引き続き市政に関する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

（午後 4時45分 散会）

平成30年12月13日

亀山市議会定例会会議録（第5号）

●議事日程（第5号）

平成30年12月13日（木）午前10時 開議

第 1 市政に関する一般質問

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀渕輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局 長 草川 博 昭 書 記 水 越 いづみ
書 記 村 主 健太郎

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長 (小坂直親君)

おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第5号により取り進めます。

これより日程第1、市政に関する一般質問を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

3番 森 英之議員。

○3番 (森 英之君登壇)

おはようございます。

森 英之でございます。

10月28日施行の市議会議員選挙に初めて挑戦させていただき、多数の市民の皆様の負託を得まして、この場に立たせていただいていることに、まず感謝を申し上げたいと思います。二元代表制の一翼を担う議会の一員として、その責任を全うすることをお誓い申し上げます。

また、議員諸先輩におかれましても、一般質問の機会を与えていただいたことに感謝を申し上げ、初めての質問に対しまして、また真摯なご答弁をいただきますようお願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問をさせていただきます。

亀山・関テクノヒルズ企業誘致についてということと、それから移住・定住の促進について、それからリニア中央新幹線について、乗合タクシー制度について、この4点について質問させていただきたいと思います。

まず、亀山・関テクノヒルズの分譲地の誘致状況についてであります。

本年30年3月に亀山・関テクノヒルズの造成が完了しました。

まず初めに、亀山・関テクノヒルズの分譲地の概要と、現在の誘致進捗状況をお聞かせください。

○議長 (小坂直親君)

3番 森 英之議員の質問に対する答弁を求めます。

大澤産業建設部長。

○産業建設部長 (大澤哲也君登壇)

おはようございます。

本年3月に竣工いたしました民間産業団地、亀山・関テクノヒルズの新分譲地は10区画でございまして、この進出状況につきましてご説明をさせていただきます。

現在、10区画のうち6区画につきまして3社が進出決定をされておりまして、そのうち2社と本市が立地協定を締結させていただいております。

まず、9月14日に立地協定を締結しました寿がきや食品株式会社でございますが、昭和38年

の創業で、本社は愛知県の豊明市、資本金は9,300万円、売上高は2017年度で162億600万円、従業員数293名、2018年度でございますが、麺、調味料を製造販売する食品メーカーでございます。公表されております投資予定額は約50億円でございます。

次に、11月29日に立地協定を締結いたしましたエア・ウォーター株式会社でございますが、昭和4年の創業で、本社は大阪府中央区、資本金は322億6,300万円、売上高は連結で7,536億円。従業員数は、こちらも連結で2018年度、1万4,265名でございます、産業ガスの生産販売をする企業でございます。

なお、投資予定額は現在では未定でございます。

また、立地協定はとり行っておりませんが、株式会社東研サーモテックにつきましては、昭和14年の創業で、本社は大阪府東住吉区、資本金は8,800万円、売上高は2018年度で159億円、従業員数850名でございます、主に金属熱処理加工を行っている企業でございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

今、2社について締結が完了したというところでございますが、一般的に申し上げまして経済効果というところ、これはどれくらい見込まれているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

経済効果でございますけれども、現時点では、今回進出をいただく企業の投資額が確定をしておりませんので、現状でははかり知るところでございますけれども、市税の収入といたしましては、主に固定資産税の土地、家屋、償却資産に関する税収増加、また法人住民税の税収増加を見込んでおるところでございます。

また、新規雇用によりまして、市外からの転入などによりまして個人住民税の増加も見込むことができると考えておるところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

この誘致企業の選定についてなんですけれども、これは開発事業者が主導権を握って進めているとの認識でよろしかったでしょうか。それとも、亀山市がある程度、選定においては積極的に働きかけを行っているというところでございますでしょうか。そこをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

亀山・関テクノヒルズでございますけれども、これにつきましては民間の産業団地でございますので、基本的には民間の開発事業者が第一義的の主導権といえますか、それはあるところでござい

ますけれども、誘致に関しましては開発業者、さらに三重県、亀山市が連携をしながら誘致を行っていくというところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうしましたら、残区画の今後の締結の見込みについてなんですが、今、わかる範囲で結構ですのでお答えいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

残区画の見込みでございますけれども、亀山・関テクノヒルズの持ちますポテンシャル、例えば、高速交通での優位性、あるいは災害に強いとか、そういうところから開発事業者のほうへはかなり引き合いがあると、問い合わせも含めあるということでお聞きをしております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今のご回答でいきますと、それほど遠くないといえますか、近いところで全ての締結が見込まれている、そのようなことでよろしいでしょうか、改めてご質問申し上げます。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員のおっしゃるとおりのことでご理解いただければいいかと思っております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

お答えいただきましたとおり、物流の利便性、あるいは将来的な事業展開が可能な立地条件ということ、それから災害、津波・液状化への安全性が高い、内陸地域に位置しているということで、この立地協定された寿がきや様のホームページにも、そのように書かれてございました。そのような利点を生かしまして、今後も精力的に、この誘致締結に向けてしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

その中で、一般的なことになるかもしれませんが、先ほど経済的な効果というところは投資額が出ていないのでなかなか数値化は難しいということでしたが、税制、収入というところでは固定資産税、あるいは法人住民税、それから市民税ということがあるといってございまして。

一般的な質問になるかと思いますが、稼働時期が仮におくれたことによる影響、何が考えられるのか、どんな影響が生じるのかということをお答えいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、今回の進出企業の操業の開始予定、稼働時期でありますけれども、寿がきや食品株式会社につきましては、現在のところ平成33年、2021年2月。エア・ウォーター株式会社は、同じく平成33年、2021年10月とそれぞれ伺っておるところでございます。

その稼働時期がおくれるということは、現在、想定のほうはしていないところでございますけれども、稼働時期がおくれますと、固定資産税につきましては、おくれた分だけ年度がおくれていくと、収入の年度がおくれていくと、そのように認識をしてございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そうしましたら、あとお伺いしたいのは地元市民の声についてでございます。

締結企業の2社様の亀山市内在住者の採用予定数はどれくらいか、わかればお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

地元雇用ということでございますけれども、寿がきや食品株式会社並びにエア・ウォーター株式会社と、それぞれ本市が締結をいたしております立地協定におきましては、第3条に就職を希望する地元住民については優先的に採用することに努めることといたしております。立地協定を締結した企業には、協定内容を遵守し、地元雇用を優先していただくよう継続的に要望のほうはしてまいりたいと考えております。

なお、予定従業員数でございますけれども、地元雇用も含めまして、寿がきや食品株式会社は約40名、エア・ウォーター株式会社は約20名と伺っております。

その考え方でございますけれども、寿がきや食品株式会社からは、地元採用者は本社工場で一定期間経験を積んだ後に、本市での操業時に戻っていただくことを計画されておるということで、最終的には地元採用者だけで亀山の工場を稼働することが理想だと伺っておるところでございます。

また、エア・ウォーター株式会社からは、基本的には全従業員を地元雇用としていきたいけれども、産業用ガスの生産販売という事業の性質上、資格を必要とする工程がございますので、当面は技術者を本社から呼び寄せて、順次地元採用者に移行していくと、そのように伺っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

第2次総合計画におきましても、企業活動の促進、あるいは働く場の充実として、雇用の創出と働きやすい環境づくり、個々の施策の一つに掲げています。

市長による現況報告におきましても、関係機関と連携してスムーズな工場の立ち上げを支援すると述べられております。

ここで改めてお尋ねしますが、新たな誘致を進めている亀山・関テクノヒルズに対する市政の位置づけ、あるいは市長の考え、思いをお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

おはようございます。

ちょうどリーマンショックから10年という節目を迎えております。そういう中で、この10年間、さまざまな経済・雇用・社会情勢の変動がございましたけれども、これを乗り越え、私ども亀山市は今日を迎えておるところであります。

ご案内のように、本市での強みであります高速交通拠点性といいますか、これを生かして、これからも一層この活力を生み出していくという意味からは、この企業立地、雇用、この政策推進は基盤となるところでございまして、ご案内のように来年の春には新名神本線が開通をいたします。本当に本市にとりましては、この大きな好機をしっかりと生かして、産業の基盤を高めていくということは大変意義深いことだと思っておりますので、今回ご縁ができました企業の立地、大変喜んでおるところでありますし、今後に向けましても、さらに厚みのある産業や雇用の基盤をつくっていくことにつきましては関係機関、あるいは住友商事と連携をしながら、さらに努力をいたしてまいりたいと考えておるところであります。

先ほど、地元雇用のお話もありましたが、ちょうど本市におきまして、亀山市産業振興条例を昨年一部改正をいたしまして、昨年4月から運用いたしております。立地等に伴いまして、新たに雇用した市内雇用者数に30万円を乗じた額を交付する雇用促進奨励金を新設いたしました。市内企業等の地元雇用をこれからも、その面からも支援をいたしてまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

先ほどの部長からの回答もございましたとおり、立ち上がっていく時期としましては2021年という見込みでございしますが、それまでには当然建屋が建ち、いろんな人がふえてくるという状況が生まれてくるものと見込まれます。その中で、人が動く中で、例えば車の量がふえる、あるいは作業の方の日常的な動きがふえてまいります。今、現状1号線から亀山・関テクノヒルズに入りまして、南側から北に北上するに当たってフラワーロードのほうに入る丁字路がございまして、そこはまだ信号が設置されておられません。また、その立ち上げの中では、当然横断歩道はまだない状況でございまして。

その中で、これから人がふえていく中、あるいは、今、周りの市民の住民の方、小川地区、あるいは白木地区の方も、そこを通行されておられます。その点も含めて、今後、先ほど市長も述べられました、支援には力を尽くしたいということでございしますが、その中で市として直接、なかなかかわることは難しいのは重々承知しておりますが、その点を踏まえてインフラの整備等の誘致企業様、それから住友商事様との連携を踏まえてスムーズに進めていただくようお願いさせていただいて、この質問を終わらせていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、従業員の定住促進についてというところは、次の移住・定住の促進のところ結びつきますので、そこで触れさせていただきたいというふうに思っております。

そうしましたら、次の質問に移らせていただきますが、移住・定住の促進についてというところで、市内の人口動向についてというところにつきましてご説明いただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

佐久間生活文化部長。

○生活文化部長（佐久間利夫君登壇）

市の人口動向でございますが、4月1日現在の数字を5年ごとに申し上げてまいります。

まず、合併前の平成15年の人口につきましては、旧亀山市と旧関町を合わせまして4万7,919人ございました。それが平成20年には5万人を突破いたしまして、5万1人となったところでございます。その後、平成21年、22年の間には、一時5万500人を超えるまでに増加したときもございましたが、平成25年には4万9,661人、そしてことしの4月、平成30年4月には4万9,599人となったところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

この移住・定住促進の効果と今後についてということでお聞かせいただきたいんですが、移住・定住促進の具体的な取り組み内容についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

本市の移住・定住促進につきましては、亀山市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、さまざまな取り組みを進めているところでございます。

そのうちから、人口の社会増に向けた具体的な取り組みとしましては、まず魅力ある地域社会の発信では、本市の多様な魅力を積極的にPRしますさまざまな人が訪れる魅力的なまちを目指すため、戦略的なシティプロモーション活動の展開を行っているところでございます。

また、魅力ある雇用の場づくりと安定雇用の促進に係る取り組みとして、企業誘致や既存企業の事業拡大を促進するなど、就労の場の確保と雇用機会の創出を図っているところでございます。

一方、移住交流の促進に係る取り組みとして、移住に関する総合的な相談窓口を設置するとともに、主に都市部からの移住者をターゲットとした全国フェアや県との連携による相談会等への出展、移住体験ツアー等を通じた情報発信などを行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

その具体的な取り組みについての効果、あるいは今後の展望についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

今回の取り組み、大きく3点の視点で申し上げましたので、その3点についてそれぞれの効果を申し上げたいと思います。

まず、1点目といたしまして、戦略的なシティプロモーション活動の展開におきましては、その成果として1つ、成果指標でありますシティプロモーション専用サイトへの訪問者数は、サイトを作成しました平成28年から年々増加をいたしてございまして、例えば平成28年度7,834人でありましたサイトの訪問数が平成29年度には3万6,646人ということで、情報発信の強化が一定図られているものと考えているところでございます。

また、雇用の創出と安定雇用というところでの成果といたしましては、成果指標であります企業立地件数、これは先ほど産業建設部長からもございましたが、平成27年度の2件から、平成29年度には4件に増加しており、また本年度においても、先ほどございました複数の企業の市内進出が決定していることから、今後の労働者の転入増加についても期待できるものと考えております。

一方で、移住交流の定住に向けた取り組みでございしますが、これにつきましては、これまで移住相談窓口にご相談をいただいた方について、現時点において本市へ移住に至っていないものの、今後、情報発信や支援の効果が成果としてあらわれてくるものと期待しているところでございます。

最後に、今後の取り組みでございしますが、引き続き企業立地の推進や企業支援を通じて、特に若年世帯にとって魅力的な雇用環境の創出を図るとともに、安心して子育てができる環境づくりを促進し、定住人口の拡大を図ってまいりたいと考えております。

また、あわせてこれらの取り組みを含めた本市の魅力を発信し、効果的なプロモーションを行うことにより転入増を図っていききたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

やはり定住促進、あるいは定住化を促すというところにおきましては、やはり安定した社会基盤の充実、これが欠かせないと思っておりますので、今おっしゃっていただいた取り組みを含めて、しっかり取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

28年5月に実施されました市民アンケートの中で、亀山市への定住意向について設問がございました。その中で、市外に転出するつもり、出られるほうですね。できれば転出したいと回答されている方に対してその理由を聞きますと、「買い物不便」31.4%、それから次いで「交通網の整備が不十分」28.5%、「よい就業の場がない」というところは26.3%ということになってございました。

こちらの買い物不便というところに関しましては、本日も市内に大型スーパーが開店というところがございますとおり少し変わってきたところもございまして、この1月に市民アンケートが新しく実施されるということを知っておりますので、その数字を注視したいなというふうに思っているところでございます。

この交通網の整備が不十分なため周辺都市に出かけづらいというところにつきましては、こちらは先の話になるかもしれませんが、後で質問させていただきますリニア誘致、これで大きく変わってくるかもしれない、ポテンシャルを持っているのではないかなというふうに考えているところ

であります。

しかしながら、足元で申し上げますと、新たな公共交通として導入されております乗合タクシー、これのさらなる充実も欠かせないものとなっているというふうに思うわけでございます。そちらは、また後ほど質問させていただくとして、先ほどありましたよい就業の場がないというところに関しましては、先ほどご質問させていただいた亀山・関テクノヒルズの誘致というところも補完されている。十分ではないということかもしれませんが、補完されているのではないかというふうに思っておりますので、しっかり取り組んでいただきたい、改めてお願い申し上げます。

続きまして、リニア中央新幹線についてということの質問に移らせていただきます。

昨日、草川議員からもご質問がございました。私は少しそこを補完する、あるいは違った面からも質問させていただきたいというふうに思っているところでございます。

私が準備させていただきましたパネルを準備いただけますでしょうか。

こちらは亀山市のホームページに掲載されています概要から抜粋させていただいたものでございます。この絵を使っていただいて、まず現在のリニア中央新幹線の計画進捗状況、それから亀山駅誘致の取り組みの状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、リニア中央新幹線の進捗状況についてご答弁申し上げます。

2027年に先行開業を目指す東京・名古屋間においては、2014年、平成26年12月に工事着工がなされまして、現在はターミナル駅となります品川駅、名古屋駅の地下工事、あと南アルプスを初めとする山々を貫くトンネル工事が行われ、開業に向けて着実に工事が進められている状況でございます。

また、名古屋以西の名古屋・大阪間の整備につきましては、東京・名古屋間開業後すぐ工事開始できるように、昨年7月、総額3兆円の国の財政的支援が行われ、当初の全線開業予定より最大で8年間前倒しし、2037年の開業を目指して取り組みが進められているところでございます。

続きまして、取り組みでございますが、これは市民会議の取り組みと市の取り組み、それぞれ申し上げます。

リニア中央新幹線の停車駅の誘致につきましては、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を通じて、関係機関への整備促進や駅誘致の働きかけを行うとともに、次世代を担う子供たちへの意識向上を目的とした親子学習会の開催、PRカレンダーの作成、会報紙の全戸配布など、さまざまな形で継続的な意識啓発や機運醸成に取り組んでいるところでございます。

一方、市といたしましては、平成6年度と8年度にも実施をしましたリニア駅誘致に関する調査を、市内停車駅設置が夢から現実への新たなステージに入りましたことから、昨年度、リニア市内停車駅が設置・開業した際の影響等に関する基礎的な調査を実施したところでございます。

また、リニア中央新幹線亀山駅整備基金の積み立てを平成8年度より継続的かつ計画的に行っており、本年度末には約17億円の残高になる予定でございます。このほかにも、駅誘致に係るPR物品の作成や、県など関係機関と情報共有を図りながら連携した取り組みを行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

今ご回答いただきましたけれども、リニアは夢から現実へのステージに変わってきたというところのご回答がございました。亀山市民の方の多くの声といたしますか、魅力的に感じている、期待をしているという声が多い一方、まだ夢物語で本当に現実的なものになるのかという声も聞くのは確かなところでございます。

この平成8年から積み立ても行われておりまして、今年度で17億円の積み立てが行われるという見込みということは存じ上げているところでございます。この亀山市のホームページにも、きのうも波及効果という話があったのですが、人口拡大の可能性、経済産業への波及、あるいは都市機能の拡大、整備の必要性というのが掲げられております。

私としましては、昨日の回答でもございましたとおり三重県の玄関口でもありということで、観光への期待ということも十分されているところは理解をしております。

ただし、やはり人口増加、定着を促すためには、やはり経済活動が必要ではないかというふうに思っているところでございます。

次のパネルをお示しいただけますでしょうか。

こちら亀山市のホームページに掲載されています概要版から抜粋させていただいているところでございます。

この駅誘致の波及効果を促進するに当たってどのようなことを考えているのか、それを改めてお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、波及効果につきましては、今議員が申されたように経済的な部分もございまして、観光、それと最大の大きな目的といたしましては転入増と、こういったことを求めて運動を行っておるところでございまして、その中で、今回、亀山駅の間駅に向けて影響調査を行わせていただきました。その中で、昨日もご答弁を申し上げましたが、まずリニア駅周辺の新たな都市機能の集積と駅の一体化という中で、例えばではございますが、新駅と在来線、旧駅のアクセス道路の整備、こういったものが重要な視点であると同時に、これも昨日申し上げましたが、リニア駅を利用される方は車を利用される方が多いというような観点から、パーク・アンド・ライドという方式をとられることが予想されますので、大規模な駐車場の整備、またはそうしたもののさまざまなアクセス道路、そういったものを順次整備していく必要があるものと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ビジネスニーズに応えるというところは非常に大事ということは私も先ほど申し上げましたけれども、例えば、今東京一極集中と言われておりますけれども、それを地方に移していく。

例えば、企業誘致ですね。それから、本社機能の移転、誘致等は大きな効果をもたらすのではな

いかと考えております。そちらも含めて国への働きかけ、これが非常に重要になってくるのではないかなというふうに思っているところでございます。

17日にシンポジウムが予定されているということを聞いております。こちらにつきまして、今、現段階で行われる実施前でございますが、何か働きかけ等、行いを含めてどのようなことをする予定なのかを含めてご回答いただけませんか。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご指摘のように、事業主体はJR東海ではございますが、これは国家プロジェクトとして国を挙げた事業というふうに認識をしておりますので、国、特に国土交通省におけるそういった協力というものは必要不可欠なものというふうに認識をしております。そうしたことから、亀山市民会議におきましては、市長を会長として、毎年、国、国土交通省等へJR東海も含めて陳情活動を行わせていただいております。さまざまな働きかけを行っているところでございます。

また、議員ご指摘の17日に開催のシンポジウムでございますが、これは私も確認をしております。名古屋以西、名古屋・奈良・大阪、この3つの府県の早期建設に向けた決起集会というふうに確認をしております。この名古屋以西のルートでの早期決定、そうしたことを各それぞれの知事、市長等が代表して呼びかけていくといった取り組みであるというふうに確認をしているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

なかなかまだルートを決める、あるいは駅設置についてというのはJR東海様がお決めになるというところもありまして、まだその選定に至っていないというところは認識しているところでございます。

ただし、待っているだけではなくて、やはり有力な候補地につきましては、この亀山市側がまず柔軟に即対応できるように準備を進めておくということも非常に重要なことというふうに思っているところでございます。

それから、国への働きかけというところでは、例えば都市機能整備費用等をどのような形で助成をしていただけるのか、あるいは国に対して求めていくのかということについても非常に重要なことかと思っておりますので、精力的に取り組んでいただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、市民への情報提供、発信、これは非常に大事なことだと思っております。夢物語から現実へと移ってきた中では、市民への理解を進めるということが非常に大事かと思っております。今まで、それからこれからどのような形で進めていくのかお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

現在、市民への情報提供につきましては、リニア中央新幹線・JR複線電化推進亀山市民会議を通じて、広報紙とともに全戸配付をいたしております会報紙の発行や市内のイベントなどの発信など、さまざまな機会を捉え積極的に行っているところでございます。今後もより活動を広めるため、リニア亀山市民会議の会員増強を図るとともに、市民の理解や機運醸成に向けシンポジウムの開催を考えております。

また、若い世代や次世代の子供たちにリニアを身近に感じていただけるよう、例えばSNSなどの手段を用いながら情報提供、発信の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

やはりリニアというのは非常にポテンシャル、魅力があるものかと思っておりますので、これから、先ほども申し上げていただいたとおり、子供たちの世代を含めてもこれからの世代でありますので、しっかりリニアへの魅力、その点も含めて進めていただきたいなというふうにも思っておりますし、平成8年から積み立っていただいた中で、多数の方がかかわっていただいているということも十分意識していただいて、皆さんのご周知等を含めて情報発信、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

そうしましたら、次の乗合タクシーの利便性向上についてに移らせていただきます。

こちらにつきましても、昨日までの一般質問の中で多数取り上げられてございました。その回答も踏まえてご質問させていただきたいというふうに思います。

これがことし10月から始まった乗合タクシーであります。利用者がなかなか伸びていないという現状があるかと思えます。

利用時間が平日の10時から15時までに限定されているという点、これが非常に利便性が悪いというところの一つではないかなというふうに思っているところでございます。市内の病院に行くにしても、10時から移動してはなかなかというところがございます。それから、帰りの時間もなかなか読めないというところもございます。こちらにつきましては、例えば今岡議員の質問もございましたが、例えばその時間を拡大するというようなことも、利便性が向上する一つになるのではないかというふうに思っているところでございます。

また、停留所につきましても各自治会から一、二カ所という設置要望ということでお応えするという形で決められてきたというふうな経緯は承知しておりますが、これからまた寒い時期が参りますし、停留所まで遠いというふうになってございますと、そこまで赴くということもなかなか難しいといえますか、足が遠のく方も多数おられるかと思えます。その点を踏まえて、この利便性の向上について、今後考えていることをお聞かせください。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

議員、先ほどご紹介されましたとおり、乗合タクシーにつきましては、運行日は土曜・日曜・祝祭日を除く月曜日から金曜日までになっておりまして、運行時間は午前10時から午後3時となっ

ておるところでございます。

現在、これまでに乗合タクシーをご利用いただいた方から感想、また登録をさせていただいたもののまだ一度も利用されていない方のご意見を直接お聞きするというので、電話での聞き取り調査を進めさせていただいておるところでございます。現在まだその最終的な取りまとめのほうはしてございませんけれども、今後も聞き取り調査を進めまして、その結果を分析するというので、さらに事業者からも聞き取りを実施させていただきまして、制度全体のまずは検証を行いたいと考えておまして、さらなる利便性向上に向けて、それにつなげていきたいと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

そちらの聞き取りを含めて、これから利便性向上に努めていくということでございますが、昨日までの一般質問の中でもお答えがあったかと思うんですが、3年間の利用率10%目標ということがありました。そちらは間違いなかったでしょうか。それと、その10%という数字は登録者数なのか、あるいは利用者数なのか、その辺の母数、それもお聞かせいただけたらと思います。

○議長（小坂直親君）

大澤部長。

○産業建設部長（大澤哲也君登壇）

まず、利用状況でございますけれども、10%といえますのは、これまで延べ利用者数が3年後の目標に対しまして現在10%程度と、低い利用率にとどまっているという状況でございます。

また、登録をさせていただいた方、これにつきましては目標の35%ということになってございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ありがとうございます。

昨日までの質問の回答の中でも、4カ月程度を見てその後ということがございました。やはりその4カ月程度という中で、その後手を打っていくということになると、やはりなかなかスピード感ということにつきましては遅いと言わざるを得ないかなというふうに思っております。

この定着化というところの難しさがあると思いますが、皆さんの現状を踏まえて何が課題であるのかということ踏まえて、しっかりそこを捉えていただいて、それから今後、乗合タクシーの定着に向けてはどのようなことをしていかなくちやいけないのかということ、私どもも改めて市民の皆様からお聞きさせていただいて提案させていただきたいというふうに思いますが、改めてそこをもっと早く進めていただくということをお願いしたいなというふうに思っておりますが、こちらにつきまして最後に副市長にお答えいただけますでしょうか。

○議長（小坂直親君）

西口副市長。

○副市長（西口昌利君登壇）

まず、検証のお答えの前に、乗合タクシーの位置づけを少し話をさせていただきたいと思います。乗合タクシーについては、一般タクシーとバスの間程度の利便性と料金設定ということでございますので、例えば停留所を、今は何百カ所とございますが、それをドア・ツー・ドアに近い形にすれば、それはもう一般タクシーになってしまうというようなこともございますので、その辺はまずご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、検証の問題ですが、4カ月は遅いというお話ですが、なぜ4カ月かと申しますと、来年度の4月からいろんな検証をしてサービスの向上を図るためには、10月から始めておりますので、10、11、12、1月、この4カ月間の利用を見て来年の4月からのさらなるサービスの向上が図れるものは図っていききたいという考え方でございます。

逆に、今ちょうど検証できるのは2カ月ぐらいですが、制度開始からの2カ月程度の検証ではやはり十分な検証ができないということで、最低、来年度からの検証のためには4カ月、1月までの4カ月間の検証が必要ではないかと。

それともう一つ、その検証を踏まえた上で、議会や市民の方々にその内容をお知らせする一つの方法として次回の3月の定例会があると思いますが、その定例会で検証内容をご報告するためには、4カ月の検証期間というのが最適であるというふうに考えて4カ月という設定をさせていただいたというところでございます。

○議長（小坂直親君）

森議員。

○3番（森 英之君登壇）

ご回答ありがとうございます。

そんな回答をいただきましたので、次回の3月の定例会には、私どももまた皆さんから意見を伺った上で、また現況の調査状況をお聞かせいただいで議論を深めさせていただきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（小坂直親君）

3番 森 英之議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

（午前10時49分 休憩）

（午前10時59分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、6番 尾崎邦洋議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

通告に従い、一般質問をやらせていただきます。

まず、救急体制の充実についてと、職員の交通事故についてという2件について質問させていただきます。

なお、順番を変えまして、職員の交通事故についてから入りたいと思ひます。

それでは、よろしく申し上げます。

公用車の事故についてということで、職員の方が仕事で車を利用して、そういったところで業務上の事故とか、そういうようなものがやむなく起きるところがあるんですけども、市の公用車の台数について、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋議員の質問に対する答弁を求めます。

落合総合政策部次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

現在、管理している公用車、一般車両と消防車、じんかい収集車などの特殊車両を含めた台数につきまして、全体で171台でございます。

管理部署別では、本庁が59台、関支所21台、総合保健福祉センターあいあい11台、総合環境センター17台、消防署53台、医療センター7台、博物館2台、図書館1台、合計で171台でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

トータルで171台という台数を持っておられます。

この車について、ちょっと通告では言っていなかったんですけども、ギアとかオートマチックとか、大体の台数でわかりますか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

詳細には把握しておりませんが、大半がもうオートマチック車、特殊車両についてはちょっと存じ上げておりませんが、一般車両についてはもうほとんどがオートマチックであると認識しております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

業務上の交通事故というのは、年のうちに1度か2度というような説明を受ける場合が多いんですけども、この過去5年間で公用車による事故件数と事故の内容についてちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公用車の事故発生状況につきまして、平成26年度から平成30年度11月末現在までの5カ年で、合計53件となっております。

その内訳といたしまして、今から対人、対物、自損、他責、飛び石などのそういう他責、その4つについてご説明いたします。

平成26年度につきましては、対人1件、対物3件、自損4件、他責4件の計12件。平成27年度は、対人2件、対物4件、自損1件、他責3件の10件。平成28年度が対人はゼロ、対物1件、自損が5件、他責1件の計7件。平成29年度につきましては、対人ゼロ、対物1件、自損10件、他責1件の計12件。平成30年度は11月末現在で対人がゼロ、対物2件、自損6件、他責2件の計10件となっております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

対人事故というのは、ここ3年間起きていないということなんですけれども、対物というのは、当然車と車がぶつかるような事故なんですけど、これについては26年度でいえば対物が3件あって対人が1件ということで、対物での相手の運転手とか職員のそういうけがとか、そういったことはありませんか。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

対物事故につきましては、相手方の人的被害とか職員の人的被害というものはございません。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

先ほどの件数、自損とかそういうのを含めると、少なくともそんなに少ないとも言えないようなあれなんですけれども、公用車を運転する人の職員の範囲というのはどういうところで決めているのか、その辺のところと人数をわかる範囲内で、大体の人数を教えてくださいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

公用車の運転ができる職員の範囲につきましては、正規職員及び非常勤職員全てでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

何の基準もないという話なんですけれども、全員対象ということになっているわけですが、これは例えば公務上で事故を起こしたと、職員が。その場合、物損とかそういうものはあるでしょうし、対物とかそういったものも、件数は少ないですけど、そういったときはやっぱり自分の免許証というのはやっぱり汚れたり、そういうようなことはあるんですか。汚れたりというのは、要するにマイナス点とか、切符を切られるとか、そういったことについてはあるのかないのかをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

事故の度合い、対人とかの場合には罰則というか、減点がある事故もございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

そういう場合は、例えば補償とか、罰金というのも運転手が払うのか、それとも公務だからというので市の費用から出しているのか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

ただ、相手方の損害に対する補償につきましては市が掛けている保険から出ますけれども、この運転免許上の罰則とかというのは本人が支払っているものと認識しております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

自分からぶつかったとかそういうのはわかるんですけど、相手があつて、そうすると自分の罰はないですね。自分がやったときは払うということになっているんですか。

それでは、次の項目で、過去5年の通勤途中による事故件数というのをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

職員の通勤途上における過去5カ年の件数につきまして報告します。

平成26年度につきましては、物損事故が8件、人身はございません。平成27年度は、物損が3件、人身事故が1件。平成28年度は、物損事故4件、人身事故は同じく4件。平成29年度は、物損事故12件、人身事故1件。平成30年度は11月末でございましてけれども、物損事故4件、人身事故1件となっております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

公務上の事故というのは意外と少ないと思うんですけども、この通勤途上の事故件数というのは結構あるように思うんですけども、この通勤途中による事故というのは、こういったこともやっぱり通勤上は労災というか、通勤途上では就業上のあれには入らないのか、その辺のところはどういうふうにやっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

通勤途上は公務になりますので、事故があつた場合は公務災害が適用されるということでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

こういう事故の報告書というのはちゃんとした書式で扱っているのか、その辺のところと、通勤途中でも市のほうに届け出をしている道を外れた場合は当然、行き帰りでもふだんは、市に届け出たのが例えば1号線を走ってきて、どの道を通るということは多分指定されていると思うんですけども、帰りでどこかへ買い物に寄ったとか、そういうときは通勤災害とはならないと思うんですけども、その辺の確認というのは全部やっているのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

通勤途上の交通事故についても、報告する書式はございます。それで事故が起こったときには報告の義務がございます。

そして、通勤届を出すときに経路が書いてございます。それに基づいて通勤途上であるというふうに認識しております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

公務外でのということとかぶっておりますので、次の質問に移りたいと思うんですけども、こういうふうに通勤途上とか業務上のこういう交通事故が起きた場合、事故防止策というか、そういうことはどのようにしてやっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

交通事故の防止対策で安全対策につきまして、車検のほか6カ月または12カ月の法定点検により定期的な整備を行っております。

また、運転者は日常点検を行いまして、異常があった場合は直ちに自動車工場で点検・修理を行うことなど、適切な管理に努めているところでございます。

また、安全対策の装備といたしまして、平成28年度から新規の車両購入時にはドライブレコーダーを設置しております。設置状況につきましては、現在の公用車の保有台数171台のうち、本年度設置分を含めまして19台の設置となっております、全体の11.1%となっております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

市の中には安全衛生委員会とか、そういった委員会があると思うんですけども、こういうような事故が起きたときには、その安全衛生委員会というか、そういうのを開いておるのかいないのか、その辺のことをお聞かせ願いたいのと、そういうように委員会を開いて職員の事故をなくすような周知とか、そういう方法はどのようにやっているのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

安全衛生委員会につきましては、公務外の事故につきましては安全衛生委員会の中での議論というは行っていないところでございます。

また、安全衛生委員会の中で、今申しました公務の部分で重大な事故があった場合には安全衛生委員会の中で議論をし、再発防止策について議論をした中で職員に周知をしている状況でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

一般的に労災とか、そういったところは我々もかかわってきたんですけれども、安全衛生委員会というのは、事が起きたときに臨時で開いたりもしているんですけれども、亀山市の場合はどういった構成で月に何回とかいうふうな、それとかこういう事故が起きたときに緊急にやるとか、そういったことのお状況をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、委員会の構成でございますが、亀山市職員安全及び衛生管理に関する規程によりまして、総括安全衛生管理者、衛生管理者、これを市長が指名した者と、あと産業医、安全または衛生に関し経験を有する職員、これも市長が指名した者で、合計12人の職員で構成をしておるところでございます。

また、同規程により総括安全衛生管理者以外の委員の半数につきましては、職員組合の推薦を受けた者という形で、6名は職員組合の推薦を受けた者ということになっております。

また、安全衛生委員会の開催でございますが、これにつきましては労働安全衛生規則によりまして毎月1回以上開催するようにならなければならないというふうになっておりまして、本年度の最初の委員会におきまして、本年度の開催につきましては毎月第3火曜日を開催日と決めまして、これまでおおむね毎月開催をさせていただいております。

それと、この安全衛生委員会に諮って周知を行っていくということでございますが、職員の交通安全につきましては、あらゆる手段を講じて防止をしていかなければならないというふうに考えておりますので、今回、私、公務上の事故についてはここで議論させていただいておりますというふうに申し上げましたが、職員の通勤途上も含めて交通安全の内容につきましても当委員会では報告をして、再発防止や注意喚起につなげてまいるように努めていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

ちょっとメモを取り損なったんですけれども、委員会の構成が6人・6人ということで、市長指

名の方、この委員会の委員長というのは誰がやっているのか。どういう肩書きの方かということだけで結構です。部長とか、そういった名称でお願いします。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

安全衛生委員会の委員長は、亀山市職員安全及び衛生に関する規程によりまして、総括安全衛生管理者をもって充てるということになっておりまして、総括安全衛生管理者は総合政策部長でございますので、私が委員長をさせていただいております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

委員長はやっぱり権限のある方がやらないと決め事が守られない、周知徹底するとか、責任のある立場で改善するということが命題になってくるもので、本来はこの委員会を仕切っていただいて決めたことは、その方が実践するというようになっていると思います。

次に、周知徹底というような話がありましたですけれども、これはどういう形で行っているのかというのをお聞かせ願いたいと思います。パソコンというか、タブレットに送って終わりなのか、そういったこともちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

安全衛生委員会で議決をいたしました内容についての周知、確認でございますが、この委員会の議事の概要につきましては、労働安全衛生規則の規定によりまして、委員会の開催の都度、同規則で定める方法により職員に周知をしなければならないということになっております。

議事の概要につきましては、委員会の開催の都度作成をしておりますが、周知につきましては各委員が委員会ごとに職場において行っているという状況でございますが、規則の中では磁気テープとか磁気ディスク等を使っての周知というふうなところも定められておりますので、直ちにそのような対応をさせていただきたいというふうな考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

次に、事故を起こした方についてのそういった研修というか、次の事故が起きないような指導をやっているようなんですけれども、人事評価というか、交通事故を起こした方についてのその期間対応でどのような扱いをしているのか。事故を起こした方の評点が若干マイナスするとか、事故が起きなかった方はプラスするとか、そういったことはやっているのかどうか、その辺のところもお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

まず、職員が公務または私用にかかわらず交通事故を起こした場合は、分限懲戒委員会に諮問し、職員による交通事故等に対する懲戒処分の基準に基づき審議をした上で、事故の過失等を総合的に勘案しまして、重大な過失がある人身事故につきましては、地方公務員法第29条に規定する懲戒処分を行うなど厳正に対処をしているところでございます。

また、議員ご指摘の交通事故を起こしたことについての人事評価への反映でございますが、現在は行っていないところでございますが、職員の運転頻度の関係でありますとか、発生した事故レベルとの関係、評価へ反映する期間など検討すべき事項がございますので、今後、人事評価制度を検証していく中で引き続き検討してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

車に乗って仕事というのがついているような職場も多いと思いますけれども、やっぱり事故を起こした方と起こさなかった方の、そんなに大きく差をつける必要はないんですけれども、事故を起こさなかった方は加点をやるとか、事故をやった方は若干のマイナス点をつけるというようなことも励行してやっていただければと思います。

最後の質問なんですけれども、ドライブレコーダーは新車交換時に付けるということはあるんですけれども、この同じ職場の中でやっぱりドライブレコーダーがついているから、例えばちょっとスピードを出したとか、一時停止をやらなかったというのは全部ドライブレコーダーに残りますよね。最近では、いろんな事故が起こったときでも、自分が悪いことではなくても相手が突っ込んできたとか、人が飛び出したというような事故はあるはずなんですよね。そういったときに、自分がどのような運転をしていたというのは、このドライブレコーダーで全部できるわけなんですよね。金額も、もう1万円を切っているものもあれば、少しいいのは1万5,000円以上のものもあると思うんですけれども、これを何で職員の命を守るためとか、事故が起こったときに正当性で、私は違反していないとかいうのは、このドライブレコーダーをつければわかるわけなんですよね。それで実際に車の台数が百何十台とか言われていましたけど、それに全部つけたって1万円のものなら160万円ぐらいでつくわけですよ。それを何で新車に変えるというタイミングでつけるというのはやっぱりおかしいと思うんですけれども、その辺のところについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

議員おっしゃるように、ドライブレコーダーは職員の安全運転意識の向上であるとか、交通事故における責任の明確化、または処理の迅速化を図るために必要な装置であると考えております。

新車につきましては全部つけておるんですけれども、今後につきましては、未設置車が152台あります。1台当たり2万円と試算いたしますと約300万円の費用が必要となってきますが、今後、計画的な設置について検討してまいりたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

全車につけて約300万円ですよね。職員の命も守るだろうし、交通マナーもこういうのを付けることによってよくなるということもあるんですけど、この命を守るような道具というか、それで自分の正当性も主張できるようなものがやっぱり300万でできるのであれば、やっぱり私はこれはもう早急にやるべきだと思うんですけども、今のところはっきり来年につけるとか、そういうようなお話はないんですけども、この300万の予算をつけてすぐにでもやってほしいと思うんですけども、もう一度、今お答えした方向で行くのか、それとも来期にでも予算をつけてやっていただけるのか、その辺のところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

落合次長。

○総合政策部次長（落合 浩君登壇）

152台、単年度に全てということではなくて、計画的に何カ年で全車設置していくということで、来年度予算についてもそのところはまだ未定でございますけれども、計画的に設置していくという方向でございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

土地で1億とか何とかというのがありますがけれども、これはやっぱり職員の命を守るという観点から、予算を早急につけてでもお願いしたいと思います。

それでは、救急体制の充実についてに移らせていただきます。

亀山市も年々ふえる救急出動に対する対応策を考えておくことが大切なことと考え、今回質問させていただきます。

亀山市内で急病人が出て、その急病人の搬送先のほとんどが亀山市立医療センター、鈴鹿回生病院、鈴鹿中央総合病院だと思いますが、間違いないか、その辺のところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

平松消防長。

○消防長兼消防部長（平松敏幸君登壇）

救急出動におけます収容病院のご質問でございますが、これは議員ご所見のとおりでございます。参考といたしましてことしの件数を申し上げますと、11月末現在で1,959人の傷病者を搬送しておりますが、そのうちの約85%を亀山市立医療センターを初めとするこれら3つの医療機関に収容しているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

85%の方が亀山市立医療センター、鈴鹿回生病院、鈴鹿中央総合病院に運ばれているということなんですが、加太・坂下・野登地区に住んでいる方というのをちょっとテーマにさせてもらったんですけども、これはどういうことかということ、先ほどの亀山市立医療センター、鈴鹿回生病院、

鈴鹿中央総合病院というのは、亀山市のこの位置から見ても大体東のほうにあるんですね。それで、例えば私が問題にした加太・坂下地区というのは一番西のほうにあると。そうすると、関の分署から、本来運ぶはずの方向でなくて、遠いほうに走るということですよね。そこで車に乗せ、また戻ってくるという、例えば10分かかるものであれば、こっちへ戻ってくるのにまずは20分かかるということで、そこから先にもまたかかるという、やっぱり東のほうに住んでいる方はそれなりに搬送時間は短いし、関より向こうの場所は一旦遠いほうに走ってという、加太とか坂下地区とか、それに野登、あちらのほうは北東分署ができたから早くはなっていると思うんですけども、過去5年間の各地区への出動回数について、まずお聞かせ願いたいと思います。お願いします。

○議長（小坂直親君）

平松消防長。

○消防長兼消防部長（平松敏幸君登壇）

過去5年間の出動件数ということで、少し長くはなりますが、各年で申し上げたいと思います。

平成26年は、総出動件数2,042件のうち、加太地区55件、坂下地区44件、野登地区89件でした。平成27年は、総出動件数が2,017件のうち、加太地区45件、坂下地区46件、野登地区84件でした。平成28年は、総出動件数2,199件のうち、加太地区58件、坂下地区77件、野登地区84件でございました。平成29年は、総出動件数2,281件のうち、加太地区52件、坂下地区60件、野登地区88件でございました。平成30年は11月末現在で、総出動件数2,069件のうち、加太地区47件、坂下地区67件、野登地区88件となっているところでございます。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

1年の間で2,042件、26年がですね。こうやってして上下はいろいろありますけれども、2,000件を上回っているということになると、かなりの出動回数になると思うんですけども、亀山市もやっぱり高齢化が進んでいるということで、高齢者を搬送したというような救急車の利用状況というのはどの辺かということをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

平松消防長。

○消防長兼消防部長（平松敏幸君登壇）

過去5年間の高齢者の搬送人員とその割合ということで、こちら少し長くなりますが、各年で申し上げたいと思います。

平成26年は1,035人中、加太地区30人で2.9%、坂下地区33人で3.2%、野登地区45人で4.3%でございました。平成27年は1,034人中、加太地区28人で2.7%、坂下地区30人で2.9%、野登地区は50人で4.8%でございました。平成28年でございますが、1,194人中、加太地区35人で2.9%、坂下地区58人で4.9%、野登地区51人で4.3%でございました。平成29年でございますが、1,223人中、加太地区27人で2.2%、坂下地区56人で4.6%、野登地区48人で3.9%でございます。平成30年でございますが、11月

末現在で1,106人中、加太地区19人で1.7%、坂下地区55人で5.0%、野登地区46人で4.2%となっております。

なお、5年間の平均でございますが、加太地区は2.5%、坂下地区4.1%、野登地区4.3%となっております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

亀山市の出動の対象からいくと2.何%という数字で少ないんですけども、実際、高齢者の方は悪くなってからしか多分電話しないと思うもので、関分署から出るところとか、北東分署から山の方向に行くというのは片道の時間がかかりかかっていると思うんですよね。ですから、できたら向こうのほうに駐屯車というか、駐屯署か何かをつくって、何かあったときは時間短縮にはそういうやり方が一番いいかと思うんですけども、そういう気持ちで質問はしているんですけども、各地区というか、今言いました加太、坂下、野登地区の出動に要する所要時間と市の平均時間というんですか、それについてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

平松消防長。

○消防長兼消防部長（平松敏幸君登壇）

現場到着までに要する時間ということで申し上げます。

平成30年で申し上げますと、11月末現在で市内全域における確知から現場到着までに要する平均所要時間は7分56秒でございます。

加太地区へは13分13秒、坂下地区へは12分34秒、野登地区へは11分02秒となっております。

なお、平成27年4月の北東分署開署以降は、各年とも大体同じような所要時間となっております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

データをいただいておりますけれども、平成26年では加太は平均時間として13分27秒、それで30年では13分13秒ということで、これはほとんど変わりがないんですけど、確かに先ほど消防長が言われましたように、野登地区は19分49秒かかっていたのが平成30年では11分02秒ということで、かなり8分か8分30秒ぐらいの短縮になったということがここで明確に出ております。市内全域では、26年度は平均時間が9分28秒で、平成30年度で7分56秒ということで、この平均時間というのは北東分署ができて、野登地区へ行く時間が短縮したことによってこの平均値も下がっていると思うんですけども、坂下・加太については冬場とかそういうときになると雪があったりということで走りにくくなると思うんですけども、そういったときに時間短縮するためには、加太・坂下地区、その辺に救急車の駐屯場みたいなものがあれば非常に人命救助というか、搬送時間が短縮できると思うんですけども、そういった考えというのはお持ちなのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

平松消防長。

○消防長兼消防部長（平松敏幸君登壇）

まず、現在の消防体制について少し説明をさせていただきたいと思うんですけども、先ほど議員がおっしゃられましたとおり平成27年4月に北東分署を開署したことによりまして、1署2分署体制となりました。亀山消防署が中央に、そして両分署が東西に位置する理想的な消防力の配置になったと考えられ、中でも野登地区におきましては、現場到着時間が約6分も短縮をしております。

しかしながら、ご指摘いただきました加太・坂下地区におきましては、現場到着時間につきましてはまだまだ、この5年間も余り変わらぬ数字となっております。

また、ご提案をいただきました救急車の駐留警戒、ステーションの設置につきましては、現在、消防力といたしまして、人員、車両の配置など運用上の課題もありますことから、今後研究をしてみたいと考えております。

○議長（小坂直親君）

尾崎議員。

○6番（尾崎邦洋君登壇）

時間をたっぷり残しましたですけども、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

6番 尾崎邦洋議員の質問は終わりました。

会議の途中ですが、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時42分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、大きく2つ上げましたが、1つ目として、地域まちづくり協議会についてをまず質問させていただきたいと思います。

私、議会のほうを離れて1年少しありましたけれども、その期間に天神・和賀地区のまちづくり協議会の事務局長という形で中に入って、いろいろ地域活動のほうに参加させていただいておりました。議員のときからいろいろな形で市民協働が大事だと、協働という形が大事だということなどを常々訴えてまいりましたが、実際に入ってみて、中で大変なことというのがいろいろあったりとか、私が見えていなかったところ、課題、そういったものをいろいろ目の当たりにしてきました。そういった経験も含めて、今回質問をさせていただきたいと思います。

まず、大きく5つ分けておりますけれども、地域予算制度について、まずお聞きをしたいと思

ます。

地域予算制度の2つの柱は、地域まちづくり交付金と地域活性化支援事業補助金であると、制度の施行前に説明がありました。地域まちづくり交付金とは一体どのようなものかについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問に対する答弁を求めます。

深水生活文化部参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり交付金についてでございますが、この制度につきましては議員申されましたように、地域予算制度の一つの柱でございます。

地域予算制度につきましては平成29年度にスタートいたしまして、地域の責任と判断におきまして使い道を決めていただく制度でございまして、1つには補助金をまとめて交付金化した地域に配分をいたします地域まちづくり交付金と、地域活性化支援事業補助金がございますが、地域まちづくり交付金についてでございます。

この交付金は、地域で用途を決定できる交付金とし、これまで地域まちづくり協議会に交付してまいりました地区コミュニティ活動費補助金と健康づくり事業補助金を廃止しまして、その合計額に上乗せ支援分を加えて総額2,200万円の交付金を均等割50%、人口割50%の割合に基づきまして地域まちづくり協議会ごとに配分しております。

この交付金の用途につきましては、これまで地域で行っていただいている自主防災、自主防犯活動、子育てなど、地域まちづくり協議会条例第5条に掲げる事業のために活用いただきまして、交際費や寄附金、食料費等には使えないという交付金としての最低限の制限はございますが、人件費、報償費、旅費、需用費、委託料等に幅広く活用できるものとしております。

また、これまでの補助金の金額よりも交付金の額が増加しておりますので、事務局体制の強化、地域まちづくり計画の推進、新たな地域課題の解決につながるものと考えております。

現在、各地域まちづくり協議会におきましては、地域まちづくり交付金を活用いたしまして獣害対策、防災マップ事業、子育てサロン、健康づくり、環境保全、里山づくり、文化祭、敬老会等々さまざまな事業展開を行っていただいているところでもございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

答弁いただきました。

制度の施行前に説明していただいたものと変わりはないと思います。2つの交付金を1つにして、自由度が増したということで説明いただきました。

次に、もう一つの地域活性化支援事業補助金、こちらのほうについてもお聞きをしたいと思えます。こちらがどのようなものなのか、また実際にどのように使われているのかについて、まずお聞きをしたいと思えます。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

もう一つの柱であります地域活性化支援事業補助金についてでございますけれども、地域まちづくり協議会が行う自主的かつ主体的な活動に対し交付する公募型の補助金で、特色ある豊かな地域づくりを促進し、もって地域の活性化に寄与することを目的とするものでございます。この補助金は上限30万円で、補助率は3分の2以内でございます。

具体的には、地域まちづくり協議会が地域課題解決のために実施いたします事業を支援するための制度と位置づけておりまして、これまでに地域まちづくり計画の策定や水辺環境の再生、獣害対策、鉄道遺産群の説明板整備など、多様な事業に活用いただいております。

平成29年度については5地区が補助を受けておりまして、本年度30年度は8地区の地域まちづくり協議会が活性化支援事業に取り組んでいるところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今年度につきましては、天神・和賀地区のほうでも、この地域活性化支援事業補助金というのを使わせていただきました。上限30万円で補助率が3分の2ということで、3分の1は自主財源というか、自己資金で賄うということでしたので、使うかどうかを最初悩みながら、でも、今の天神・和賀地区の中でないようなものをということで、うちは無線LAN、そしてたくさんの方にサロン活動やいろんな世代の方に来ていただきたいということで、プロジェクター、そしてスクリーンなどを購入して、それによってもっと来ていただけるように、もっと効率よく使えるようにというふうに考えたわけですが、そもそも地域予算制度のメリットを今聞かせていただきましたが、現在の課題、また今後の改良点などがあるかについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域予算制度の課題ということで、現在、地域まちづくり交付金につきましてはその検証を、適正に執行されているかを確認するモニタリングを年度途中に実施したり、実績報告書を通じましてさまざまな活動の経費に幅広く活用されていることを確認・検証しているところでございます。これまでの補助金より額が増したというところでもあり、さらに自由度の高い交付金というところにつきましては、これまで以上により具体的な事業が展開してよいというふうな声もお聞きしているところでございます。

一方、地域活性化支援事業の補助金でございますが、先ほど申しましたように補助率が3分の2ということで、この補助金は3分の1の自己財源を必要としますことから、その財源確保に向けて、これまでの既存の事業の見直しが求められてきております。そうしたことで新たな事業展開、地域課題解決に向けての事業展開を図る上で、今後の地域の事業計画をどのようにしていくかというのが地域内での議論が必要であるというところで苦慮されているまちづくり協議会もあるとお聞きしておるところでございます。

さらに、もう一つ地域活性化支援事業補助金の大きな特徴でありますのは、選定委員会の場で選定を受けて事業が決定されるわけです。この選定委員会は、公開プレゼンテーションを通じて行っ

ていただくものでございますので、そうした公開プレゼンテーションの技量というのも試されるといところで、地域におきましては、よりそのアピールをするためにどうしたらいいのかといところについても悩ましいといところもお聞きしているところでもございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

いろいろご苦勞されているのは私も承知なんですけれども、先ほどもお話がありました地域活性化支援事業補助金も3分の1の自己負担がかかってきます。今も言いましたけれども、まちづくり計画を策定済みのまち協に限るんですね。そして、まちづくり協議会側として考えると、計画をつくる義務というのを課されまして、そして主体性を求められるんですけれども、まち協としても、それらの事業補助以外にも自発的な、また自主的な活動もしております。まちづくり計画だけでなく地域のつながりを密にしていく自由度のある自己資金も必要になってきます。つまり、自己資金がない状態の仕組みでは地域活動に発展的な活動が続かないという状態です。今議会でも大規模な補正がございましたけれども、地域にもそういった財源が必要なんです。

では、その自己資金はというと、地域の自治会の自治会費の負担、または企業や商店などの事業所からの協賛金などで賄っているところがほとんどだと思います。

しかし、自治会員が少なかったりとか、事業所が少ないといったところでは財源不足、あるいはこれから人口減、どんどん減っていくと思います。既にまち協の間ではこういった地域間格差というものが生じてきているのではないかと危惧をしております。

昨年度まで、まちづくり協議会には活動協力金という名目のコミュニティセンターの会場の利用料金の徴収が認められておりました。これは、まち協運営上の財政調整基金みたいな役割を果たしてまいりました。この活動協力金が、ことしから行政からの指導で徴収をしてはいけないことになりました。これは一体なぜなのか。

受益者の負担という意味合いで、かつて市の直営管理時代から続いてきた、徴収されて収入としてされてきたのではないかと推測されますが、それを急に認めなくなったのは一体なぜかお答えください。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

議員お尋ねの活動協力金というものでございますが、実はこれは地区コミュニティセンターの使用の際に、活動協力金を支払わなければ使用できないというふうなことがずっと以前から続いておりました。

地区コミュニティセンターの使用料につきましては、亀山市地区コミュニティセンター条例におきまして、市民以外の者が使用する場合、または収益を目的として使用する場合は使用料を納めなければならないとされております。一般的には、それ以外は無料でございますので、活動協力金を納めなければ使用できないものというものではございません。したがって、以前から活動協力金と称して使用する際に使用する人に納めてもらっていただきました協力金というのは、そもそも論としてそれはちょっと条例にそぐわないものというふうなことから、以前からそういう解釈をし

ておりました。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

コミュニティセンター条例の中で、確かにそれも確認をさせていただきました。そして、いろいろ、活動協力金という名前で、そういったコミュニティセンターを使うということが条例にそぐわないのではないかという議論があったということも存じ上げております。

しかしながら、少なくとも天神・和賀地区のまちづくり協議会では、今までそういった中で活動協力金という形で、結局は使用料ですね、いただいてきたわけなんですけれども、自己資金が乏しい中で、じゃあどのような活動をしていけばいいのか。これはどのようにお考えでしょうか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域予算制度の中で、平成29年度から実施しております地域まちづくり交付金につきましては、これまでよりも大幅に補助する額がふえております。その金額の中で、いろいろ地域の課題解決に向けて、できる範囲の中で皆さん方で議論をしていただければと思います。その上で、さらにこの地域はもっと課題解決のために事業展開をしていかなければならないという判断をした場合は、やっぱり受益者負担の原則からまちづくり協議会へ納める会費等も、ちょっと地域の方にご負担いただくというふうなところで検討していただければと思います。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

まちづくり計画に限った活動や、3分の1の負担、今の活性化補助金のほうですね。3分の1の負担の補助事業だけがまち協の役割というわけではございません。

また、3分の1の自己負担を準備する余裕もない中で、現場にはさまざまな行政の部署からいろいろな課題、依頼が入ってきます。一般の事務費は必要となりますよね。

また、活動協力金という名目の会場利用料金が無料になったことで、施設の利用者は実際にふえております。とてもありがたいことです。だけど、一方で冷暖房費や維持管理など、利用者がふえればふえるほどまち協に負担が増というふうにつながっております。ほかのまち協も同様だと思うんですけども、そういったあたりは市としてきちんと把握して対応しておられるのか、これについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

確かに議員がおっしゃいます活動協力金がなくなったということから、各地区コミュニティセンター等への利用者の方がふえているというふうなところはお聞きしております。

その利用者がふえるということにつきましては、使用許可とかそういった事務手続がふえるというふうなこともございますけれども、かかる経費につきましては、地区コミュニティセンターは指

定管理で地域まちづくり協議会の方をお願いしております。その中で、指定管理料の中で維持管理経費は積算しておりますので、まち協への負担はないものと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

指定管理料をいただいております指定管理者制度ですが、コミュニティセンターについては、まちづくり協議会が非公募で受けております。収益性がなければ指定管理を受けるメリットはございません。その収益をもって管理コスト削減と指定管理者の利益を得るのが一番いい形ではないかと思っております。これは地方自治法の考え方です。先ほどの答弁のとおり、条例を根拠に現在まち協の収益性が奪われた形となっております。つまり、まち協の存続が難しくなっている。

一方で、市には受益者負担の適正化という方針があったはずですが、これによって住民票や印鑑証明が値上げされました。利用者に一定の負担を求めるのは時代の流れであり、この部分の収益があつてコミュニティセンターの指定管理者であるまちづくり協議会の運営が円滑に回っていくものと考えております。

この点について、受益者負担の観点から事務局に問い合わせました。寄附金、先ほどもお話がありましたけれども、寄附金のような形でもらったかどうかという返答がありましたけれども、この点、そういう対応の仕方でいいのかを確認したいと思っております。

寄附金と活動協力金、言葉は違えど同じ意味ではないのか。そういう意味では、寄附金も取つてはいけないと思っておりますが、どうなのでしょう。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

活動協力金につきましては、あくまで地域の活動にご賛同いただいた方の意思により発生するものと理解しております。したがいまして、市が関与することではないと考えております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

ほかの公の施設の指定管理者制度では、利用料金制度をとっております。あらかじめ条例で利用料が定められ、公共性の高い利用の場合は指定管理者の裁量で減免する制度で運用されることもありますが、収益が前提にあつて運営されております。

そこで、今までの慣例であつた活動協力金とか寄附金とか、こういう不透明で不公平感を感じられるものを是正するために、受益者負担の適正化の観点から利用料金制度の条例、これはコミュニティセンター条例ですけれども、これを改正するという意思はないのかお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地区コミュニティセンター等につきましては公共の福祉を目的としておりまして、広く市民の方に利用していただくというところでありまして、条例どおり現在無料としているところでござい

まして、今のところ、その見直しについては考えておりません。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

平成29年度の総務の所管事務調査で、指定管理者制度についてしております。指定管理者制度導入の主目的は経費削減とサービス向上であるにもかかわらず、収益性のない学童や地区コミュニティセンターなどにこの制度を適用し、指定管理者を競争のない非公募で選定して本来の効果を期待できないという問題を指摘しておりますが、まさにこのとおりだと思います。

では、指定管理者である全てのまちづくり協議会でとは考えておりませんが、自主財源が減り行く、既にまち協間でこのような格差が出ている中で、一部のまち協の自主的な運営がいずれ継続できなくなるおそれがあると私は思いますが、その点はどのように考えますか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

まちづくり協議会の活動におきましては、財源が大きな柱となってくることは重々承知しております。現在の地域まちづくり交付金と地域活性化支援事業補助金を有効に使っていただくというのはもちろんでございますが、そのほかに例えば国とか県とかという補助金、あるいは宝くじの補助金等々もございますので、さまざまな事業についての補助メニュー等もまちづくり協議会の皆さん方にご紹介させていただきながら、有効に活用いただければと思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほど、天神・和賀地区のほうでは無線LANであったり、プロジェクター、そしてスクリーンなど、これをじゃあ購入しようかというまでに3分の1の負担金、これがちょっと大変だなということいろいろ考えておりました。

でも、やっぱり利用はしていただきたい。そして、これから今後のことを考えて、例えばコピー料金であったり、こういったものも削減することができるんじゃないか。いろんなことを考えつつ、そして皆さんに利用していただきたい、そういう思いでさまざま工夫はしております。

しかしながら、やはり受益者負担の適正もそうですけれども、やはりきちんと自主財源がある、自己資金があるという中で何とか運営したいと思いながらやっております。この話はこれ以上続けても平行線になりますが、利用料金制度は難しいということです。地域主体でまちづくりを行っていくためには、その運営組織のマンパワーの問題も今後浮上すると思います。地域が自立するには、基礎体力の部分である自主財源獲得が本当に必要だと、私は中にいて本当に思いました。

1つ提案いたしますけれども、まち協間の格差是正のために、まちづくり協議会の運営基金を設置して、ふるさと納税など広く寄附を募って、例えば市内の事業所の協賛金も含めて一括して市で積み立てて、それを各まち協に公平配分するような、そういった格差の調整弁として機能する制度の設計を構築することを提案いたしますが、そういった取り組みは市の制度上難しいのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

例えば、認定NPO法人に対しては寄附をしますと税額控除になるというふうな制度もございますが、まちづくり協議会に対して寄附をすることによって税額控除とか、そういった制度につきましてはまだまだ、そういう意見も中には研究しておられる大学の先生方も見えますけれども、そういったところの情報も収集しながら、今後どのような方策があるか勉強してまいりたいと思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

研究していただきたいと思えます。

先ほどのシステムといいますか、仕組みについては松阪市のほうで既にもうされております。ふるさと納税の形で地域のまちづくり協議会、住民協議会ですけれども、そういったところにふるさと納税の形で市が窓口になって協議会においていくというものです。これに関しましては、市民の方、その地域の方皆さんが自分の親類であったり、自分の友達であったり、自分の子供が東京に行った、大阪に行った、そういったときに亀山市に愛着がある、亀山市に住んだことがあるんだからといった気持ちをふるさと納税でしてくれないか、それを地元の人が言うわけです。そうしますと、それで寄附をしよう、寄附文化が醸成される、そして自分の育ったまちに税金がおりようになる、そういったシステムをつくるというのも考えたほうがいいのかなというふうに今の時代、特に思えます。

では、次に移りたいと思えます。

地域まちづくり研修について、これはどのような研修なのか。対象者、内容などについてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域まちづくり研修につきましては、市職員向けの研修と地域まちづくり協議会向けの研修がございます。

1つ目に、市職員向けの研修につきましては、平成29年度に管理職以上の職員と地域担当職員を対象に、四日市大学の学長であります総合政策学部の教授の岩崎氏を講師に迎えまして、地域まちづくり協議会との歩み方についての研修を行い、地域まちづくりへの理解を深めたところでございます。

2つ目に、地域まちづくり協議会向けの研修につきましては、平成29年度につきましては地域まちづくり協議会の会長や事務員の方を対象に社会保険労務士を講師に迎え、税務や労務管理についての研修を行い、実務的な知識の習得につなげたところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

地域まちづくり協議会というのも市民の方に運営をされております。そういった中で、事務員さん、そしてそれにかかわる管理職の方、いろいろまちづくり協議会が何かといったこと、事務運営など、こういったことはきちんと知っていただきたいし、また研修を行っていただくことで、これはいいことだと思います。

次に、地域担当職員についてお聞きしたいと思います。

この制度については平成26年9月、予算決算委員会の中で地域担当職員について私も質問をさせていただいております。そのときには、地域担当職員の職務は大きく2つであり、1つ目にまちづくり協議会の設立支援、そして2つ目に地域の将来計画であるまちづくり計画の策定支援、この2つについての位置づけであると答弁がございました。この協議会設立も計画策定も各地域で既に済んでいると思いますが、現在の担当職員の仕事というのは何かお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

当初の目的でありますまちづくり協議会の設立支援と計画の策定支援は一定の目的が達成されたと思っています。その中で、現在につきましても地域担当職員は地域まちづくり協議会の定例会議に出席しまして、会議の進行支援や情報の提供を行うとともに、その中で地域担当職員で構成するチーム会議を毎月1回開催して、各地区の情報の共有を図っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

先ほども答弁ございましたけれども、策定後についても現在はその都度会議に参加をしていただき、そしてまたチームでも月1回の会議をしており、情報共有をしているということで答弁をいただいております。

しかしながら、地域担当者、地域担当職員の中でも対応の温度差というのはやっぱり個人個人あると思うんです。地域担当職員の間で各まちづくり協議会の、例えば、いい事例、悪い事例、取り組みや課題調整などの情報共有、こういったものは十分になされているのか、その点について確認をしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域担当職員制度につきましては、地域まちづくり協議会のアンケートにおきまして、その制度に対しまして一定の評価をいただくとともに、引き続きまちづくり協議会からは支援を求められているところでもございます。

今後も、地域のまちづくりのための会議を円滑に行うための引き続きの支援も必要であるかなというふうに考えております。

また、その地域担当職員相互につきましても、地域からの情報の要望であったり、そういったところについては各それぞれ地域まちづくり協議会ごとの情報を一堂に集めて、それをまた地域まち

づくり協議会のほうへフィードバックするというふうなことを現在行っているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

今ご答弁いただいたんですけれども、なかなかさまざま、地域では格差といいますか、違いがあると思います。フィードバックを十分いただいているというふうには感じられなかったので、こういうふうにも今質問といいますか、聞いたんですけれども、どれだけその地域で例えばすごくいい情報をいただいたとしても、その地域の事情とかいろいろなことでできないことも多分あるとは思いますが。

しかしながら、地域担当職員さん自体も本当に地域に入り切れないという方もいらっしゃると思うんですよ。提案できていないことなんかもあるんじゃないかなと、そういった課題調整もできないといったこともあると思うんですが、そういった認識というのはあるんですか。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

確かに議員おっしゃいますように、地域担当職員は本業であります自分の職務を持っております。その一方で地域担当職員としての業務を並行して行っておりますので、直接的に地域へ全ての時期に入れるかといったら、なかなか物理的に困難な部分もございます。そういった課題もあって、ジレンマに陥っている職員もございます。したがって、いろんなアンケート調査もとったところ、やはり一旦地域担当職員になればずっと地域担当職員の業務を担わなければならないと、他の職員とどう違うのというふうなところで、なかなか地域担当職員自身も苦勞しているという課題もあります。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

確かに、今思われている課題というのを、じゃあどうしていくのかということについて、しっかり考えていただきたいなと思います。さまざま問題はあるにしても、やはりこの地域担当職員制度というのはとても大事な役割を担っておりますし、今後も大きな役割を担っていくと思います。

しかしながら、先ほども話がありましたけれども、担当職員になった方、ならなかった方、これは一体何なんだというのもあると思います。それに管理職以外の方ということで、じゃあ管理職になるまでずっと続けなきゃいけないのかといったら、それもどうなのかなというふうに思いますし、ただ、またこれも松阪市の例ですけれども、地域担当職員があるんですけれども、その一方で職員応募のサポーター制度もございます。これはもう職員さんからの応募、自発的なものですね。こういったことにより、よりきめ細かな対応ができるのではないかとこのように思ったんですけれども、これはほかの事例ということで、そういったことも考えつつ制度のほうをより改良していただきたいと思います。

続きまして、担い手研修について、これはどのようなことをしているのか、また目的についても何かなのかも教えていただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

地域担い手研修につきましては、地域活動を行う者や市職員を対象に研修を実施することで、地域と行政が連携しながら各分野や地域全体をまとめるリーダーなどの担い手を育成することを目的に平成28年度から実施しているところでございます。

この研修では、合意形成型会議を進行する手法であります会議ファシリテーションを活用した、地域の人たちが自分たちの地域や活動等について語り合う楽しい対話の場に必要ノウハウを学んでいただいているところでございまして、今後、楽しいまちづくりを目指しているところでもございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

会議をスムーズに進行するファシリテーターの育成ということでお聞きをしました。

ところで、このファシリテーター育成なんですけれども、市がターゲットとしているのはどのような人なのか。また、実際に参加した人、参加している人というのはどうなのか。そして、その成果についてお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

まず、どのような人を対象にしているかというところでございますが、第一義的には地域まちづくり協議会の構成員を対象としておりまして、役員の方はもとより地域まちづくり協議会の次の担い手を発掘するという側面もございまして、役員以外の方も積極的に参加していただけるようお願いをしているところでございます。

現在、役員以外の方もたくさん参加していただいております。あわせて市職員であります地域担当職員も対象にしているところでございます。

それで、成果でございますが、平成28年度から実施しておりますこの研修につきましては、これまで13回開催しまして、それぞれ異なるテーマの中で理論から実践に至るまでの研修を行ってきたところでございます。

結果、受講生によっては研修を受けた回数には差はございますものの、まちづくりには楽しい対話が必要であることを理解し、会議ファシリテーションを活用した楽しい対話の場の運営ができる人が育ってきていると考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

そのファシリテーターとして人が育っていると、じゃあ育った人をどうするかですね。そこについてはどのようなお考えなのでしょう。

○議長（小坂直親君）

深水参事。

○生活文化部参事（深水隆司君登壇）

今後につきましては、研修を受講された方が中心となりまして、各地域等におきまして楽しい対話の場が開催されることで、まちづくりは楽しいと感じながらまちづくりに参画したいという人がふえ、地域の活性化や課題解決につながっていくことを期待しているものでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

最後に移りたいと思います。

今後のまちづくり協議会と行政との関係について、これは市長にお聞きをしたいと思います。

まちづくり協議会に関する現行制度、そして現場の声、実情を踏まえていろいろ議論してまいりましたが、市長の理想とするまちづくり協議会とはどのようなものなのか、またまちづくり協議会と行政の関係について、一体どういう協働の形を理想として描いて、またどのようなまちづくりをしていきたいか、これについてお聞きをしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

さまざまな実践の現場の中で感じられたことを率直にご指摘をいただいております。ぜひ人的な、あるいは財政的な、あるいはその全体としての仕組みとして、さらにこの地域まちづくり協議会が各22地区、本当におっしゃるようにそれぞれの背景とか抱えておる課題とか、地域間格差とおっしゃられましたけれども、さまざまな要素を抱えて今試行錯誤を重ねていただいております。これがしっかり機能できるように、私どもとしても、その活動を支えていけるように、これは接してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

いずれにいたしましても、地域まちづくり協議会と市の関係におきましては、そのまちづくり協議会が例えば負担を感じたりすれば、うまく進んでいかないということもあります。協働する中で、お互いが事業について理解し、納得した上で役割分担を明確にする必要があると思っておりますし、そのための検証や仕組みの改善とか、これを努力をいたしてまいりたいと思います。

それから、庁内の職員の体制のご指摘もございましたけれども、これは早急に体制を改めていきたいというふうにも考えておるところであります。いずれにいたしましても、地域とともに市の行政職員がそれをともに育んでいけるような力をつけていくということはとても大事であると思っておりますので、今後の課題といたしたいと思っております。

まち協がどのようになってほしいのか、何を期待しておるのか、理想をということでございました。きのうも少し触れさせていただきましたが、地域社会を構成する本当に異なる立場の住民の皆さんがみずからの地域をよりよくしたいとか、未来にこうしたいという思いを本当に対立とか利害を乗り越えて、相互理解や協働で取り組むということは大変とうといことだと思っておりますし、この実践を積み重ねていくことでやっぱり地域が輝き、そしてその総和として亀山が輝くんだろうと思っておりますので、ぜひこのまち協の活動、28年に全地区にでき上がりましたが、課題をたくさん抱えておりますけれども、ぜひそれぞれの自発的で、そして強制感というか、やらされ感と

か、あるいは役員の方が非常にご努力いただく中でそこに負担がかかるとか、さまざまな状況も工夫を加えながら改善ができますように私どもとしてもしっかりサポートしてまいりたいというふうに考えておりますし、市といたしましても、ぜひその2地区のまち協の個性や、あるいは工夫が本当に地域の活力となるような今後の展開を期待しておりますし、応援をしてまいりたいというふうに思っております。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

しっかりサポートしていただくということでお声をいただいておりますが、ぜひとも一つ一つの地域に入って、実際に見聞きをしていただいて、その実情を知っていただきたいと思います。その中で、その経験というのが少なからず亀山市のまちづくりの進展につながると私は確信しておりますので、ぜひ市長に来ていただきたいと、そういうふうに思います。

次に行きます。

亀山市ICT利活用計画について、これまでの亀山市の取り組み状況についてということですが、まずICTの利活用計画というのが29年4月から実施されております。これまでのICT利活用に関する亀山市の取り組みについて、まずお聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本総合政策部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とする亀山市ICT利活用計画につきましては、新たな視点でつなげるICTの利活用、これを基本理念といたしまして3つのビジョンに区分して取り組むべき施策の方向性を示すとともに、59事業で構成される実施計画を策定いたしております。

その取り組み状況でございますが、本計画の初年度でございます平成29年度の主な取り組み実績をご紹介します。

まず、市の基幹となりますシステムである税、住民記録、国民健康保険、国民年金などを取り扱う総合住民情報システムと、市職員が主に内部事務で利用する統合型内部情報システムを安全に運用するため、サーバーを外部に持つクラウド化による運用を開始いたしましたところでございます。

このほかにも市税クレジット収納の導入、小・中学校の児童生徒用タブレット型パソコンの導入、国民健康保険の広域化に対応するためのシステム改修などを実施してまいったところでございます。

また、本年度、30年度の主な取り組み状況でございますが、小・中学校の指導用タブレットパソコンの導入、水道料金クレジット収納の導入、地域医療連携システムの導入、福祉医療費の助成制度の見直しに伴うシステム改修を実施しておりますほか、行政情報のオープンデータ化に向けた準備や、職員に配付をいたしております1人1台パソコンの更新等の取り組みも進めている状況でございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

クラウド化を今もう進めているということで、あとはオープンデータのほうも、これは以前にもお話をさせていただいたことがあります、こちらで。確かにオープンデータとかというふうになってきますと、かなりの人的労力、いろんな面で大変だなと思いますので、今回ICTのことについて質問させていただいたことにつきましては、特にその中でもICTの活用に優先順位をつけて、これだけはやっておいたほうがいいのではないかということについて質問をさせていただきたいと思います。

実際、平成29年度の通信利用動向調査によると、現在8割以上の方がスマートフォンやそういった情報端末というのを持っている。特に13歳から59歳までに限ってしまうと、もう9割以上。これが5年、10年たっていくとほぼ100%になるのではないか。こういった中で、総務省の出している平成29年の情報通信白書によりますと、2011年の東日本大震災から2016年の熊本地震までの5年間、この5年間でICTの環境がかなり大きく変わりました。その結果、ICTを活用した取り組みや情報伝達によって情報被害であったり、そういったものが軽減されたという調査結果が出ております。

そういった中で、亀山市のICT計画の中で、亀山市におけるICTの課題に、また地域ですけれども、地域まちづくり協議会に全てPC、パソコンが配置されてインターネットを利用できるようになりました。今後は地域の諸課題に対しICTの取り組みをしていきたい。ICTを利活用して地域と行政が協働したり、地域が自主的、自立的に取り組み、解決できる仕組みをつくり上げていく必要がありますとございます。

亀山市として、ICTを生かして地域と行政が協働し、地域が自主的、自立的に取り組み解決できる仕組みとは何なのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

ICTを利活用して地域との情報連携につきましては、亀山市ICT利活用計画の実施計画の中で、市民・地域・行政間の相互情報交流事業といたしまして、地域まちづくり協議会の情報発信と情報交流の仕組みの構築を、これは生活文化部のまちづくり協働課と連携して支援をしていくこととしております。

昨年度におきましては、平成29年12月に総務省の地域情報課アドバイザー派遣制度を活用しまして、ICTを活用した亀山市地域まちづくり協議会の情報発信と情報交換・共有の仕組みづくりに関する勉強会、こういうものを開催いたしました。これによりまして、その後、新たに2つの地域まちづくり協議会の中でホームページを立ち上げたというような結果がございます。

なお、この勉強会につきましては今年度も継続して行う予定でございますので、引き続きまちづくり協議会におけるICTの利活用について支援をしてみたいというふうにご考えております。

また、こういったICTの支援を行うことによりまして、行政と地域まちづくり協議会の連携というものがより深まるものと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

地域との連携には、市民一人一人の参加というのがどうしても必要になってまいります。

しかし、実際はまちづくりに関していつも問題になっているのが、幅広い世代の参加を促す方法、これについて皆さんは悩んでいるのが現状です。

そこで、今回提案させていただくんですけれども、誰でも、いつでも、どこでもできる、自分のいる場所からわかる、情報発信できる、協力できる手段として今とても便利なアプリがございまして、資料のほうでさせていただいたんですけれども、F i x M y S t r e e tというアプリがございまして。

これは私のスマートフォンの画面からF i x M y S t r e e tのほうに入ったんですけれども、F i xとは修繕する。道路、自分の住むまちの道路を修繕する。道路修繕だけではなく、例えばカーブミラーが壊れていたよと、今回のこれは台風の被害です。四日市もF i x M y S t r e e tを入れているんですけれども、例えばこういったふうにガードレールがこけているよというときに、見つけた人がその場で写真を撮って行政のほうに送ります。そうしますと、行政のほうでそれを確認して、じゃあこれに対応しますねと返事を送ったりとか。議員をやっている方はよくあると思うんですけれども、例えば塀が壊れていますよと呼ばれて、写真を撮って、それを行政のほうに持っていくとか、そういった手段をもうスマホ1台でやってしまうという、こういったシステムです。

これは、最近もういろんな自治体で既にやられているんですけれども、一番最初にやりましたのが半田市でして、半田市さんのほうではマイレポはんだとあって、アプリのほうもちょっと改良しましてもっと使いやすくしています。これら防災だけでなく観光とか道路修繕、いろんなところの分野でやっております。市民の方も参加したいけど、なかなかハードルが高いよというときに、こういった市民参加というのもできるよということで、こういった共助とか協働の仕組みを促すよいツールなんですけど、こういう導入について市の見解を伺いたいと思います。

○議長（小坂直親君）

山本部長。

○総合政策部長（山本伸治君登壇）

議員ご提言のシステムにつきましては、私も聞き取りの際に教えていただきまして、少し勉強させていただきまして、非常に安価で柔軟な対応ができるというふうに認識をしております、これにつきましては先行自治体の課題や本市における現状を勘案しつつ、市民・地域・行政のICTを利活用する先行事例として前向きに研究をしてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○議長（小坂直親君）

豊田議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

終わります。

ありがとうございました。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の質問は終わりました。

以上で、予定をしておりました通告による質問は終了しました。

これより一般質問に対する関連質問ですが、通告はありませんので、関連質問を終わります。
以上で、日程第1に掲げた市政に関する一般質問を終結します。

次に、お諮りします。

あす14日から20日までの7日間は、各常任委員会における付託議案の審査のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

あす14日から20日までの7日間は休会することに決定しました。

続いてお諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

休会明けの21日は午前10時から会議を開き、付託議案の審議を行います。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

(午後 1時55分 散会)

平成30年12月21日

亀山市議会定例会会議録（第6号）

●議事日程（第6号）

平成30年12月21日（金）午前10時 開議

- 第 1 議案第70号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について
- 第 2 議案第71号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- 第 3 議案第72号 亀山市職員給与条例の一部改正について
- 第 4 議案第73号 亀山市税条例の一部改正について
- 第 5 議案第74号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 6 議案第75号 亀山市営住宅条例の一部改正について
- 第 7 議案第76号 平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- 第 8 議案第77号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 9 議案第78号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 10 議案第79号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第 11 議案第80号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第 12 議案第81号 農事調停について
- 第 13 議案第82号 指定管理者の指定について
- 第 14 議案第83号 指定管理者の指定について
- 第 15 議案第84号 指定管理者の指定について
- 第 16 議案第85号 指定管理者の指定について
- 第 17 議案第86号 指定管理者の指定について
- 第 18 議案第87号 指定管理者の指定について
- 第 19 議案第88号 指定管理者の指定について
- 第 20 議案第89号 指定管理者の指定について
- 第 21 議案第90号 指定管理者の指定について
- 第 22 議案第91号 指定管理者の指定について
- 第 23 議案第92号 指定管理者の指定について
- 第 24 議案第93号 市道路線の認定について
- 第 25 議案第94号 市道路線の認定について
- 第 26 議案第95号 市道路線の認定について
- 第 27 議案第96号 市道路線の認定について
- 第 28 議案第97号 市道路線の廃止について
- 第 29 議案第98号 亀山市教育委員会委員の任命について
- 第 30 議員提出議案第3号 乗合タクシー制度の見直しとタクシー料金助成事業の存続を求める決議
- 第 31 閉会中の継続調査について

●本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

●出席議員（18名）

1番	草川卓也君	2番	中島雅代君
3番	森英之君	4番	今岡翔平君
5番	新秀隆君	6番	尾崎邦洋君
7番	中崎孝彦君	8番	豊田恵理君
9番	福沢美由紀君	10番	森美和子君
11番	鈴木達夫君	12番	岡本公秀君
13番	伊藤彦太郎君	14番	前田耕一君
15番	前田稔君	16番	服部孝規君
17番	小坂直親君	18番	櫻井清蔵君

●欠席議員（なし）

●会議に出席した説明員職氏名

市長	櫻井義之君	副市長	西口昌利君
総合政策部長	山本伸治君	生活文化部長	佐久間利夫君
健康福祉部長	井分信次君	産業建設部長	大澤哲也君
上下水道部長	宮崎哲二君	危機管理監	久野友彦君
総合政策部次長	落合浩君	生活文化部次長兼 関支所長	青木正彦君
健康福祉部次長	伊藤早苗君	産業建設部次長	亀淵輝男君
生活文化部参事	深水隆司君	産業建設部参事	服部政徳君
産業建設部参事	草川保重君	会計管理者	渡邊知子君
消防長兼消防部長	平松敏幸君	消防署長	豊田邦敏君
地域医療統括官	伊藤誠一君	地域医療部長	古田秀樹君
教育長	服部裕君	教育部長	草川吉次君
教育委員会事務局参事	亀山隆君	監査委員	渡部満君
監査委員事務局長	木崎保光君	選挙管理委員会 事務局長	松村大君

●事務局職員

事務局長	草川博昭	書記	水越いづみ
書記	村主健太郎		

●会議の次第

(午前10時00分 開議)

○議長（小坂直親君）

おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第6号により取り進めます。

それでは、去る10日の本会議におきまして、所管の各常任委員会にその審査を付託しました日程第1、議案第70号から日程第28、議案第97号までの28件を一括議題といたします。

各常任委員会委員長から、委員会における審査の経過と結果について報告を求めます。

総務委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第70号	亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第71号	亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	原案可決
議案第72号	亀山市職員給与条例の一部改正について	原案可決
議案第73号	亀山市税条例の一部改正について	原案可決
議案第81号	農事調停について	原案可決

平成30年12月18日

総務委員会委員長 今岡翔平

亀山市議会議長 小坂直親様

教育民生委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第 8 2 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 8 3 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 8 4 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 8 5 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 8 6 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 8 7 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 8 8 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 8 9 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 9 0 号	指定管理者の指定について	原案可決

平成 3 0 年 1 2 月 1 7 日

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

産業建設委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第 1 0 4 条の規定により報告します。

記

議案第 7 4 号	亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について	原案可決
議案第 7 5 号	亀山市営住宅条例の一部改正について	原案可決
議案第 9 1 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 9 2 号	指定管理者の指定について	原案可決
議案第 9 3 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 9 4 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 9 5 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 9 6 号	市道路線の認定について	原案可決
議案第 9 7 号	市道路線の廃止について	原案可決

平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日

亀山市議会議長 小坂直親様

予算決算委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、亀山市議会会議規則第104条の規定により報告します。

記

議案第76号	平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について	原案可決
議案第77号	平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	原案可決
議案第78号	平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第79号	平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について	原案可決
議案第80号	平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について	原案可決

平成30年12月20日

予算決算委員会委員長 岡本公秀

亀山市議会議長 小坂直親様

○議長（小坂直親君）

初めに、今岡翔平総務委員会委員長。

○4番（今岡翔平君登壇）

ただいまから、総務委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、18日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第70号亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正については、公職選挙法の改正に伴い、市議会議員の選挙において選

挙運動用ビラを頒布することができるようになったことから、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、選挙運動用ビラの頒布期日について質疑があり、これについては、告示日以降、選挙期日の前日までであるとの答弁でありました。

次に、選挙運動用ビラの頒布枚数の確認方法について質疑があり、これについては、申請枚数に応じて、選挙管理委員会から証紙を交付するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第71号亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、平成30年8月の人事院勧告に鑑みた国の一般職の任期付職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職の任期付職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、特定任期付職員の人数と配置について質疑があり、これについては、行政不服審査法等で申し立てがあった場合に審査を行う審理員1名を採用しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第72号亀山市職員給与条例の一部改正については、平成30年8月の人事院勧告に鑑みた国の一般職に属する職員の給与改定の取り扱いに準じ、市の一般職に属する職員の給与を改定するため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第73号亀山市税条例の一部改正については、地方税法及び租税特別措置法が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第81号農事調定については、住山町地内の農地に係る所有権移転登記手続請求農事調停事件の調停を成立させることについて、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、農事調停に至った経緯について質疑があり、これについては、今回補正予算で計上している用地の中に農地が含まれているが、農地法では、市は普通財産として農地を取得できないため、民事調停法における農事調停を行うこととなったとの答弁でありました。

次に、市が地権者に農事調停を提案したのかとの質疑があり、これについては、顧問弁護士から農事調停の制度を伺い、所有者に話をして了解されたとの答弁でありました。

次に、討論では鈴鹿農業協同組合の葬祭場用地の取得のための農事調停であるが、土地利用が明確になっておらず、時期尚早であるとの理由から反対討論が、また、この用地を取得することで、周囲の市有地と合わせると大きな土地になり、今後の市道と賀白川線の開通により、一体的な活用の可能性があるとの理由から賛成討論がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、賛成者多数で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、総務委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、福沢美由紀教育民生委員会委員長。

○9番（福沢美由紀君登壇）

ただいまから、教育民生委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、17日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長等から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第82号指定管理者の指定については、亀山市運動施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、応募2社の提案額に基づく計算及び配点と各評価の根拠について質疑があり、これについては、相対評価は、各応募者が出してきた提案額によって序列を決めるため点数評価しており、絶対評価は、当初示した条件額に対し、どれだけ安価な提案額が示されたかを評価の計算式で算出している。それらを合算することにより、全体的にどれだけ提案額が低く抑えられているか判断している。指定管理料については、三幸・スポーツマックス共同事業体のほうがB社より点数が低い、それ以外の二十数項目の評価項目全てを勘案して総合点で判断すると、三幸・スポーツマックス共同事業体が上回ったとの答弁でありました。

次に、総合計点について質疑があり、これについては、B社は849点、三幸・スポーツマックス共同事業体は898点で、その差は全体の49点であるとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第83号、議案第84号、議案第85号、議案第86号、議案第87号及び議案第88号の指定管理者の指定については、亀山東小学校区放課後児童クラブ、昼生小学校区放課後児童クラブ、井田川小学校区放課後児童クラブ、井田川小学校区第二放課後児童クラブ、川崎小学校区放課後児童クラブ、関小学校区放課後児童クラブの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、指定管理料の金額が5年間、毎年上がっていることについて質疑があり、これについては、いろいろな加算分や処遇改善等により、上昇率が年約2%と計算しているため、その分を見越して一律2%ずつ加算しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第89号指定管理者の指定については、亀山市文化会館・亀山市中央コミュニティセンターの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、5年間の指定管理料の金額が毎年異なっている根拠について質疑があり、これについては、法定点検等の実施頻度や内容により、年度によって差が生じているとの答弁でありました。

次に、選定評価を行うに当たり、所定の計算方法により算出した額を総合評価配点変換表を用いて変換する理由について質疑があり、これについては、委員1人あたりの配点が10点となっていることから、変換表を用いて配点をしているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第90号指定管理者の指定については、亀山市石水溪キャンプ場施設の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、各施設ごとの選定評価における総配点の差異について質疑があり、これについては、通常、選定委員1人あたりの配点が250点であり、委員5人の総合点で1,250点となっているが、第2回選定委員会で、選定委員が4人しか出席できなかったため、委員4人の総合で

1,000点となっているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、伊藤彦太郎産業建設委員会委員長。

○13番（伊藤彦太郎君登壇）

ただいまから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました議案の審査に当たるため、14日に委員会を開催いたしました。

まず、担当部長から説明を受けた後、質疑に入り、審査を行いました。

初めに、議案第74号亀山市道路占用料徴収条例の一部改正については、道路法が改正されたことに伴い所要の改正を行うものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第75号亀山市営住宅条例の一部改正については、民間活用市営住宅事業により新たに借り上げる賃貸共同住宅24戸について、市営住宅として設置及び管理を行うこととするため、所要の改正を行うものです。

審査の過程では、この議案にも関連する新しい亀山市住生活基本計画はいつ提示されるのかとの質疑があり、これについては、今年度末に策定するため、12月末に産業建設委員会で中間案を説明するとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第91号指定管理者の指定については、亀山市勤労文化会館の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第92号指定管理者の指定については、亀山市都市公園施設等の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものです。

審査の過程では、選定理由にこれまでの事業実績が評価できるとあるが、これまでの実績があるところと、新しいところをそれぞれどう評価するのかとの質疑があり、これについては、評価項目として、施設の管理運営業務の配点が重くなっている。もう一者もほかで管理の実績があり、プレゼンテーションの中で委員が判断したとの答弁でありました。

次に、評価基準に指定管理料が安価に抑えられているかという項目があるが、どちらが安かったのかとの質疑があり、これについては、地域社会振興会が3億4,664万円であるのに対し、ほかの1者が3億4,177万2,000円で、486万8,000円安かったが、基準に基づき採点し、点数は同じであるとの答弁でありました。

次に、安かったほうと高かったほうの採点が一緒というのは理解できない、何のために安価に抑える基準があるのかとの質疑があり、これについては、前もって幅を持たせた基準を決めており、たまたま同じ幅に入ったとの答弁でありました。

次に、安価な提案がされても点数が一緒になるのは配点に問題があるのではないかと、また、指定管理料の評価が低過ぎるのではないかととの質疑があり、これについては、選定の物差し、配分等も含めてしっかり検証し、改善すべきものは改善していくとの答弁でありました。

次に、評価基準は公表されているのかとの質疑があり、これについては、公募の際、ホームページに仕様書で上げているが、詳細なものではないとの答弁でありました。なお、これについては、事前に採点基準等をオープンに評価すべきであるとの意見がありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第93号、議案第94号、議案第95号及び議案第96号の市道路線の認定については、開発行為により設置された新規路線である市道川合36号線、37号線、38号線及び39号線の路線の認定について議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、川合から井田川小学校に向かう市道川合みどり線は非常に狭い。開発で戸数がふえると道路事情が変化するがどう考えているのかとの質疑があり、これについては、今回の開発区域の下で新たな開発があり、その中で、市道川合28号線から通り抜けできる幅員6メートルの道路が整備される予定である。また、井田川小学校までの坂道について計画はないが、小学生の通学路等であるため、PTA要望の危険箇所点検の中で安全対策を講じていきたいとの答弁でありました。

次に、このような開発が道路まで波及することから、周辺道路の状況で開発をとめることができないのかとの質疑があり、これについては、開発に際しては原則幅員6メートルの道路が指導の根幹であるが、市街地等について難しい場合は、幅員4メートルとして待避所をつくることを指導しているとの答弁でありました。

以上のような議論を経て、採決の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定しました。

次に、議案第97号市道路線の廃止については、一般交通の用に供する必要がなくなった能褒野12号線の路線の廃止について議会の議決を求めるものです。

審査の前に現地確認を行い、審査の過程では、質疑はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決することに決定しました。

以上、産業建設委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

次に、岡本公秀予算決算委員会委員長。

○12番（岡本公秀君登壇）

ただいまから、予算決算委員会における審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

去る10日の本会議で当委員会に付託のありました、議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、議案第77号平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、議案第78号平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、議案第79号平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について及び議案第80号平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）についての平成30年度各会計補正予算5議案については、同日、当委員会を開き、分科会を設置して各分科会で審査することを決定し、14日に産業建設分科会、17日に教育民生分科会、18日に総務分科会を開催し、それぞれ審査を行いました。

そして、20日に市長、副市長初め関係部長の出席を得て当委員会を開催し、各分科会の会長から審査の経過について報告を受けました。

その結果、議案第76号については、委員から2つの修正案が提出されました。

一つは、市有財産管理費について、道路用地の購入に際し残地の購入はしないという市の方針が崩れることや、市営斎場の近くに新たに葬祭場が建設されることで、市営斎場の使用料が減収となるなどの理由により、事業費9,947万9,000円を全額減額、関連する歳入、繰越明許費補正も減額するとともに、亀山駅周辺整備事業について、見通しの立たない補正や繰り越しを認めることは、地方財政法が求める会計年度独立の原則の立場から許されるものではないなどの理由により、事業費6億1,030万円のうち、亀山駅前広場整備事業負担金2億2,050万円、亀山駅前線整備事業負担金460万円及び市街地再開発事業補助金2億8,920万円の合計5億1,430万円を減額、関連する歳入、繰越明許費補正、地方債補正も減額する修正案が提出されました。

もう一つは、市有財産管理費について、所有者との道路用地部分の売買契約が、既に11月13日に締結されていることが明らかとなり、今回の補正理由の前提条件が大きく変わってきたことから、議案審査にも影響するなどの理由により事業費9,947万9,000円を全額減額、関連する歳入、繰越明許費補正も減額する修正案が提出されました。

次に、これらの修正案については、亀山駅周辺整備事業における社会資本整備総合交付金を減額して一旦国に戻すことによる市への影響等について、質疑がありました。

次に、議案第76号の原案については、市道と和賀白川線の道路用地の買い取り交渉が難航しているという一方で、売買契約が済んでいることが明らかになり、残地の購入は意味がなく、全ての説明において信憑性が疑われ、再度の説明が必要であるとの理由から反対討論が、また、亀山駅周辺整備事業に係る部分の修正案については、この事業の成否は費用の採算性であり、国からの交付金を一旦返還すれば、今後の補助金配分は非常に厳しくなることから、今回の補正予算は、ほとんどが次年度への繰り越しという特異なケースではあるが、やむを得ない補正であるとの理由から反対討論がありました。

そして、採決の結果、2つの修正案については、賛成者少数で否決し、原案については、可否同数となったことから、委員長は可決と裁決しました。

次に、議案第77号から議案第80号までの平成30年度各会計補正予算の4議案については、採決の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上、予算決算委員会の審査報告といたします。

○議長（小坂直親君）

各常任委員会委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

予算決算委員会の委員長報告について質疑があります。

きのう、委員の中から、可否同数になって委員長が可決ということで、なぜ可決にしたかということで、委員長が可決にした理由を書いてほしいという要望があったと思うんですけども、それ

についてちょっと記載が見受けられないように見えるんですがいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員の質疑に対する答弁を求めます。

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

私、予算決算委員長の岡本は、自分の考えに従って態度を表明しただけのことであり、特段の記入する理由はございません。

○議長（小坂直親君）

4番 今岡翔平議員。

○4番（今岡翔平君登壇）

すると、きのう要望が出た時点で、それを記載する必要がないという答えができたと思うんですけども、その要望が出た際に特に返答がなくて、今記入する理由がないという答えがちょっと腑に落ちないんですけど、そのあたりはいかがでしょうか。つまり、きのうは要望を受けたように見えたんですけど、きょうそういうお答えになるということが腑に落ちないところなんですがいかがでしょうか。

○議長（小坂直親君）

12番 岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

委員長報告の作成に当たって事務局と相談した結果、以上のような報告となったということでございます。以上です。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今、我が同僚の今岡議員から、委員長報告について質問がありましたけれども、事務局と相談してというようなことは、議会は一体何としてみえるのか、それがまず一点。それから、委員長報告の中に、議案第76号の原案については市道と賀白川線の道路用地の買い取り交渉が難航しているという一方で、決してこれは難航していなかったということは、きのうも私も言わせていただきましたけれども、先ほども委員から1つの書類を拝見させていただきました。その中で、権利変更が既に、所有者移転が平成30年11月13日売買、所有者、亀山市、平成30年12月5日、第2万3727号のことで明らかになっておるということも、委員長はご存じで、このような委員長報告をされたのか。それで今、今岡議員が言われたように、判断基準はやっぱり可否同数になった場合には、委員会の中、私も言わせていただいたけれども、はっきり委員長としての判断を明記していただきたいということを言いました。にもかかわらず、私の判断でやりましたと、その判断根拠を私は知りたい、あなたの。この事案をどのように捉えられておるのか、委員長として。それをお聞きしたい。事務局と相談してそういうようなことをやったということは、議会として言語道断なことやと私は思う。それを知りたい、それをはっきり明確にお答え願いたい、委員長として。それをお願いしたい。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井議員の質疑に対する答弁を求めます。

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

今回の委員長報告の最終ページに記載されておりますように、今回の補正予算は、特異なケースではありますが、やむを得ない補正であると、そういう判断で来ております。この文章で私の態度は一応示されたと思っております。そして、事務局と相談云々とおっしゃいますが、これは必ず議会と事務局とはそれなりに連携をとってやるべきだと、そういう考えで、委員長が独断で文章を上げるわけでもない、それは思っております。以上です。

○議長（小坂直親君）

櫻井議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

今の岡本委員長の発言によりますと、どうも議会事務局が責任があるようなことのような発言に受けました。亀山市議会は18名で構成され、予算決算委員会は議長を除く17名で構成されております。当然、17名で構成された場合には、その案件によって可否同数ということが起こり得る可能性があるわけです。その中で、委員長が議会事務局に責任を転嫁させるというようなことやなしに、あなた自身の考えをここで述べていただいて、そして委員長報告をさせていただいたというようなことが、この場で言えないんですか、あなたは。そのことについてお答え願いたい。事務局にそういうような責任を転嫁することはならん。

○議長（小坂直親君）

岡本議員。

○12番（岡本公秀君登壇）

私は何も事務局に責任を転嫁したわけではございません。委員長の私の意向で、事務局のほうがこの文章を作成していただいて、そして私がそれをタペ目を通して、これで行きましょと、そういういきさつがあったということだけであって、事務局から提示されたやつをただ右から左に読んでおると、そういうわけではございません。

○議長（小坂直親君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ないようですので、各委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第70号から議案第97号までの28件について討論を行います。

通告に従い、順次発言を許します。

9番 福沢美由紀議員。

○9番（福沢美由紀君登壇）

日本共産党を代表し、議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について及び議案第81号農事調停についての2議案に、反対の立場で討論します。

まず、補正予算です。

問題のある予算の一つは、鈴鹿農業協同組合が東御幸町に葬祭場を建設する計画に対して、市が

代替地として市営住山住宅の南側の土地を造成した上で貸し付けるための予算です。1億円近い予算を使うにとしては、余りにも説得力のない説明や答弁でした。

第1に、東御幸町での葬祭場建設は、農協内部でも異論があり住民の理解が得られるかどうかでも大きな疑問があります。市が補正予算を組んでまで代替地を提案しなくても、他の土地を検討せざるを得ない状況であります。

第2に、市が代替地として提案する市営住山住宅の南側の土地は市営斎場に近く、建設されれば民間の葬祭場としては4つ目となります。市営斎場は、平成21年度のオープン以降利用者が減り続けており、新たな施設建設によりさらに減ることが予想されます。市が積極的にかかわる必然性が見当たりません。

第3に、道路用地を購入する際、残地は購入しないという市の方針に反して、市道と賀白川線の東側の土地まで購入することになっています。事業目的もなく、畑地となっていますが、セイタカアワダチソウが繁茂し荒れた土地です。市の方針が崩れ、今後の用地購入にも支障が生じてきます。

そして、最後に許しがたいのが、議会に対する不誠実な対応です。市道と賀白川線の用地購入の契約が11月には既に締結されていたのに、その事実を隠したまま議会に対し説明してきたことです。審議の前提を軽んじる許しがたい行為です。

反対するもう一つの予算は、亀山駅周辺整備事業関連です。

反対する理由は、補正や繰り越しをしても予算執行の見込みが立たない事業費が含まれているからです。これは、本会議での議案質疑や産業建設分科会で指摘したように、補正や繰り越しをしても権利者との建物及び土地等の補償、権利変還者への動産移転や営業休止補償等、既存建築物の除却及び整地など、今後のスケジュールにあるような2020年1月ごろからの解体、施設建築工事というのは到底無理なことです。議会が見通しの立たない補正や繰り越しを認めることは、財政法が求める会計年度独立の原則という立場からも許されるものではありません。議論の中で、国の補助金を返してしまうと今後支障が出るという意見がありました。しかし、議会が真っ先に考えなければいけないのは、権利者のことです。もし予算が生まれ、それに合わせて日程が決められれば、それに合わせるように権利者に早期の決断を迫ることになります。いまだに全員合意のない中で強引に進めれば、権利者を苦しめることにしかありません。

また、もう一つの視点として、市民全体のことも考えなければなりません。大幅に区域が広がり、基本設計は大きく変更になりました。しかし、市民は説明も聞いていません。予算の執行の見通しが立たない中、今は一旦立ちどまり、櫻井市長が常々言われるように、しっかりと丁寧に進めるべきときではないでしょうか。

最後に、この補正予算には幼稚園や小学校の空調機整備事業を前倒しで実施する補正など、必要なものが含まれています。そのため、昨日の予算決算委員会で、以上に述べた2つの問題のある予算を削る修正案を出しましたが、賛成者少数で否決されたため、やむなくこの補正予算に反対するものです。

次に、議案第81号の農事調停ですが、この議案は補正予算が成立することが前提となるため、補正予算に反対する立場から賛成できません。

議員各位のご賛同を求め、討論といたします。

○議長（小坂直親君）

9番 福沢美由紀議員の討論は終わりました。

次に、10番 森 美和子議員。

○10番（森 美和子君登壇）

公明党を代表して、議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）及び議案第81号農事調停について、賛成の立場で討論します。

まず、議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算についてです。

特に、私も本会議で質疑をいたしました。第8款土木費、亀山駅周辺整備事業及び第2表繰越明許費補正追加の亀山駅周辺整備事業についてであります。今回の補正予算6億1,030万円は、国の社会資本整備総合交付金が前倒しで支給決定されたことにより、市街地再開発事業における転出者への建物及び土地等の補償費や、亀山駅前広場整備における建物及び土地等の補償費、都市計画道路亀山駅前線における建物等の補償費などが計上されております。

また、特に大きな議論になったのが、今回の補正予算を含む14億3,470万円が繰越明許費として次年度に繰り越されることでありました。第1種市街地再開発事業で最も重要なことは、民間事業であることから採算性であり、国の補助金の確保は市にとって財政面で極めて重要であると思います。予算を認めないで、仮に補助金や交付金を国に返した場合、亀山市への今後の査定が非常に厳しいものになることが考えられるという執行部の見解も確認しました。補助金や交付金はこの事業だけではありませんので、今後の亀山市の財政にも少なからず影響があるように思われます。

また、今回繰り越される14億3,470万円のほとんどが補償費で、質疑の中でも確認をいたしました。組合設立以後は順次事業の進捗が図られていくというものであります。また、全ての権利関係者の合意を取りつけることは重要であることは言うまでもありませんが、なかなか理解していただけない住民の方に対しては、個々の生活プランや状況が違っていて、その方に合った協議を丁寧にしていくとの答弁もありました。この機会を逃せば、市民や地域の方々の長年の願いであった亀山駅前を変えようとした亀山駅周辺の再生が大幅におくれるだけでなく、事業自体が頓挫する可能性もあります。おおむねの権利関係者が、長年の研究、検討を重ねてきた中で、苦渋の決断をされ、合意し、組合設立が間近に迫ってきた中では、市の総合計画に基づきしっかりと事業の推進を進めるべきです。以上のような理由から、今回はやむを得ない補正であるとし、亀山駅周辺整備事業を含むこの議案には賛成するものであります。

次に、議案第81号農事調停についてです。

この議案は、今回市が取得する土地の一部には農地が含まれており、市は農地を普通財産として取得できないことから農事調停に至ったものであります。

今回の用地取得によって、一部は鈴鹿農業協同組合に貸し付けることになって活用できますが、それ以外の土地については現時点で具体的なことは決まっておられません。しかしながら、今回取得する土地の周辺部は市有地であることから、市道と賀白川線の開通後においては、一体的な活用の可能性があると思えます。また、文化会館の隣接地に葬祭場が建設されたならば、しめやかにとり行われる葬儀の隣で、文化会館を利用した大きなイベントが行われる可能性もあり、さらには周辺の交通渋滞など、ふさわしい立地状況とはいえません。亀山市が、鈴鹿農業協同組合に対して葬祭場の建設地の変更を要請し、了解を得たことは評価できます。

以上のような理由により、この議案には賛成するものであります。

最後に執行部に対して一言申し上げます。

今定例会で、議会に対して不誠実な対応がありました。このことで議会が混乱したことも事実です。以後、このようなことのないよう誠実な対応を求めます。

以上、議員各位の賛同を求め、討論いたします。

○議長（小坂直親君）

10番 森 美和子議員の討論は終わりました。

次に、8番 豊田恵理議員。

○8番（豊田恵理君登壇）

議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について及び議案第81号農事調停について、反対の立場で討論いたします。

これらの議案に対しては、多々将来に向けての疑問点と不明点があり、議案質疑でもただしたところ、金額等においては、鑑定を出し妥当であることや、また、取り決めていない将来的な契約についてもきちんと公正証書を交わすなど示されたこと、また、行政側の言う和賀白川線の進捗を鑑み、いまだ問題は含むものの一定の理解はできるとして、私は2日前までは賛成の立場でありました。

しかしながら、委員会も終わって間もなく、さまざまな情報が流れてきて、そもそも私たち議会に提示された議案自体の目的と理由が虚偽に当たるのではないかという疑いが出ており、この状況で賛否をとることは不可能であるという判断に至りました。

既に道路用地は所有件移転登記が済んでいるということについて、きのうの討論の段階では、まだその確証が私においてはとれておらず、正式にお伝えはできませんでしたが、その後、担当課から当該土地の登記事項証明書をもらい、平成30年11月13日に売買契約が交わされ、同年12月5日に所有件移転が受け付けされたということがわかりました。つまり、私たちが全員協議会で説明を受けた11月21日以前に、既に土地所有者と売買契約済みであったということです。

この事実は、用地買収が難航しており和賀白川線の開通がおくれていると報告を受けている議会に対しては、早急に伝えなければならない重要な事実であるはずですが、しかしながら、全員協議会ではその事実は知らされず、資料には和賀白川線の当該土地の買収交渉が難航しているという旨のことが書いてございます。いまだに公式にその事実は伝えられていないまま、私たちは今、議場で採決を迫られております。おかしくないでしょうか。この事実がわかっているならば、この12月議会で行われてきた議論、中身、全て随分変わってくるはずですが、既に売買契約がなされているのなら、所有権が亀山市に移転しているのなら、和賀白川線の道路用地取得のために土地所有者が要請するとした、残地を購入するという市の言い分が全く成り立たなくなる。この議案自体が、今回の残地購入の意味がないということになります。亀山市の事務決裁規程で別表を確認したところ、共通専決事項の21の欄で200万円以上の公有財産購入の契約行為は市長決裁となっています。事務決裁規程上、公有財産を所管する総合政策部で多分合議されて、次長、副市長、市長の決裁の上で用地取得の意思決定がなされているはずであるのに、全員協議会、定例会では、最後まで用地買収が難航しているという状態のままです。当然ながら、この残地の買い取りについては反対をせざるを得ません。またこれにかかわる農協との契約などにおいても、この議案にかかわる全ての説明において信憑性が疑われる状況にありますので、再度の説明が必要であり、現状では賛成できません。

これは、議会に対する説明責任を果たしていない市に対して、議会が厳しく追及すべき案件です。議員各位はそれをきちんと把握、理解していただき、この案件に対応していただきたいと思います。

また、市は誠意を持ってこの件に関して説明をしていただきたいということを申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（小坂直親君）

8番 豊田恵理議員の討論は終わりました。

次に、18番 櫻井清蔵議員。

○18番（櫻井清蔵君登壇）

勇政の櫻井清蔵でございます。

反対の討論をさせていただきたいと思っております。

今回の議案について2名の方が反対討論をされ、1名の方が私の前に賛成討論をされております。

まず、議案第76号の今回の補正予算について、賛成討論者において権利者、市民が要望しておるという部分について大変ひっかかるがありました。市民が果たして今の状況の中で賛成をされておるのかということも検証が十分されておりません。本来、開発事業というのは、その地権者である組合員の全員合意に基づいて、このような事業を進めていくのが本来の開発事業だと、私は過去の経験上、そのように認識しております。賛成討論者において、この予算を国に返上した場合に、今後亀山市に大きな影響を及ぼすというご意見がございました。果たして、この国の補助金がどのような経緯に基づいて、この補助金が拠出されておるのかということについても、大変疑問に思っております。

本来なら、この国の補助金事業というのは、地域住民の地権者の、権利者の全員合意に基づいて、国というのは補助金というのを交付してくるわけです。にもかかわらず、亀山市はいかにも地域の方が合意をされたというような形で、組合が、県のほうへ開発組合の申請書を出させておると、これは明らかに市としての立場、行政としての立場、それが大変、地権者、市民に対する説明責任がなされていない。こういうようなことであると私は思っております。

また、この補正においても一件、和賀白川線でございますけれども、先ほど予算決算委員会委員長にいろいろただしました。私も予算決算委員会でいろんなことで討論もさせていただきました。いかにも地権者の方が、この和賀白川線道路用地に対して、大変困難やというようなことが述べられたと、これは明らかに議会に対する虚偽の報告です。私どもは、この事実を知りませんもので、いろんなことで委員会等で協議もしました。そこについて大変お叱りを受けて、きのうも討論の前で頭を下げさせていただきましたけれども、やはり、行政が、議会が、または市民がという中で、私は市民本位の行政をすべきだと思います。

櫻井市長は、よくこのように言われます。市民に開かれた市政を目指す、市民に理解をいただける市政をやるということ、事あるごと、事ある場所で、このように述べられております。この議会において、和賀白川線の道路用地、または農協問題等々を包み隠さず、やっぱりきちっと報告されて、そして議会に審議をかけて今日に移るのが本来の形であると思っております。

今回、議案第81号において農事調停ということがされています。福沢議員が反対討論の中でいろいろ言われました。果たして今のところで、農協が協議前に、亀山市が手を出す前にそこに立地した場合にその土地が大変やと、森議員もそういうふうに使われました。賛成討論で。確かに、私

もそのように思います。だけどやはり、その経過、経緯、そのようなことをきちっと議会に説明した中でこういうような議案を提出して、それで農事調停に至るような説明をするべきということが、なされていない。

やっぱり議会への説明責任というよりも市民への説明責任がなされていないこの2つの議案については、私は反対せざるを得ません。どうか、議員各位のご賛同を得て、私の考え方に賛同をいただき、この議案に反対していただきたいと思います。

○議長（小坂直親君）

18番 櫻井清蔵議員の討論は終わりました。

以上で通告による討論を終結し、議案第70号から議案第97号までの28件について、起立により採決を行います。

採決に先立って、この際お諮りします。

起立採決の際、着席している場合は、その議案に対して反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

起立採決により着席している場合は反対とみなすこととします。

それではまず、討論のありました議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第76号平成30年度亀山市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、同じく討論のありました議案第81号農事調停について、起立により採決を行います。

本案についての委員長の報告は、原案のとおり可決すべきものとしております。

本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立多数であります。

したがって、議案第81号農事調停については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、討論のありました議案以外の議案第70号から議案第75号まで、議案第77号から議案第80号まで及び議案第82号から議案第97号までの26件について、一括して起立により採決を行います。

本各案についての各委員長の報告は、いずれも原案のとおり可決すべきものとしております。
本各案を各委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、

議案第70号 亀山市議会議員及び亀山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部改正について

議案第71号 亀山市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

議案第72号 亀山市職員給与条例の一部改正について

議案第73号 亀山市税条例の一部改正について

議案第74号 亀山市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第75号 亀山市営住宅条例の一部改正について

議案第77号 平成30年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

議案第78号 平成30年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第79号 平成30年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について

議案第80号 平成30年度亀山市公共下水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第82号 指定管理者の指定について

議案第83号 指定管理者の指定について

議案第84号 指定管理者の指定について

議案第85号 指定管理者の指定について

議案第86号 指定管理者の指定について

議案第87号 指定管理者の指定について

議案第88号 指定管理者の指定について

議案第89号 指定管理者の指定について

議案第90号 指定管理者の指定について

議案第91号 指定管理者の指定について

議案第92号 指定管理者の指定について

議案第93号 市道路線の認定について

議案第94号 市道路線の認定について

議案第95号 市道路線の認定について

議案第96号 市道路線の認定について

議案第97号 市道路線の廃止について

は、いずれも原案のとおり可決することに決定しました。

会議の途中ですが、10分間休憩いたします。

(午前11時01分 休憩)

(午前 11 時 12 分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 29、議案第 98 号を議題とします。

市長に提案理由の説明を求めます。

櫻井市長。

○市長（櫻井義之君登壇）

それでは、ただいま上程いただきました議案につきまして、提案理由の説明を申し上げたいと存じます。

議案第 98 号亀山市教育委員会委員の任命についてでございますが、亀山市教育委員会委員の井上恭司氏は、平成 31 年 2 月 21 日をもって任期満了となりますので、その後任の委員として亀山市関町白木一色 1458 番地にお住まいの若林喜美代氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は、平成 31 年 2 月 22 日から 4 年間でございます。

以上、簡単ではございますが、議会にご提案申し上げております議案の説明といたします。

追加の提案となりましたが、何とぞ、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂直親君）

市長の提案理由の説明は終わりました。

次に、議案第 98 号について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

続いてお諮りします。

ただいま議題となっております議案第 98 号については、会議規則第 36 条第 3 項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議案第 98 号については、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、議案第 98 号について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議案第 98 号亀山市教育委員会委員の任命について、起立により採決を行います。

本案について、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（小坂直親君）

ご着席願います。

起立全員であります。

したがって、議案第 98 号亀山市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決定しました。

会議の途中ですが、暫時休憩いたします。

(午前 11 時 14 分 休憩)

(午前 11 時 44 分 再開)

○議長（小坂直親君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 30、議員提出議案第 3 号を議題とします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

18 番 櫻井清蔵議員。

○18 番（櫻井清蔵君登壇）

ただいま上程いただきました議員提出議案第 3 号乗合タクシー制度の見直しとタクシー料金助成事業の存続を求める決議について、決議の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

乗合タクシー制度の見直しとタクシー料金助成事業の存続を求める決議。

亀山市では、市民の身近な交通手段を確保することについて、これまで実施してきた地域公共交通であるコミュニティバス路線等の再編では限界があることから、平成 30 年 10 月より、バスとタクシーの中間的なサービスとして、乗合タクシーの運行を開始した。

これは、満 75 歳以上の人や、4 輪運転免許を持たない満 65 歳以上の人、心身的な理由で自動車を運転できない人などが、事前にタクシーを予約し、他の人と乗り合いにより、あらかじめ定められた出発地から目的地までを低料金で利用できるものである。

この乗合タクシー制度について、亀山市議会では、制度の運用がスタートする前から、予約が前日の 15 時までであることや、運行時間が平日の 10 時から 15 時までであるということ、出発地及び目的地が限定されていることなどを初め、さまざまな課題・問題点を指摘し、制度の再構築を求めてきた。

一方、市では、これまで高齢者や障がい者（児）の社会活動を促進するため、タクシーを利用する場合に、その料金の一部を助成するタクシー料金助成事業を実施しているが、平成 31 年 4 月から、基本的に満 75 歳以上の方は、1 万円のタクシー券の助成がなくなり、乗合タクシー制度に移行することになっている。

しかし、乗合タクシー制度がスタートして 2 カ月間の実績を見ても、登録者数及び利用者数ともに当初の目標に達しておらず、課題も多くあり、とても公共交通というにはほど遠い状況である。

そこで、タクシー料金助成事業は、あくまで福祉施策として行われるもので、地域公共交通とは性質が異なることから、このタクシー券の一部を除いて廃止するのであるならば、乗合タクシー制度が地域公共交通として十分機能し、市民にとって利用しやすい制度となるよう見直され、タクシー券交付の必要性がなくなった後に廃止するべきである。

よって、亀山市議会として、乗合タクシー制度の見直しと、タクシー料金助成事業の存続について、下記のとおり強く求めここに決議する。

記 1. 乗合タクシー制度が、地域公共交通として市民がより利用しやすい制度となるよう十分検証し、早期に見直しを行うこと。

2. タクシー料金助成事業については、乗合タクシー制度の見直しが終了し、利便性の高い制度として定着するまでの間は、現行制度を存続すること。

以上、議員提出議案の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小坂直親君）

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案について質疑を行います。通告はありませんので質疑を終結します。

続いてお諮りします。

議員提出議案第3号については、会議規則第36条第3項の規定により常任委員会への付託を省略したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

議員提出議案第3号は、常任委員会への付託を省略することに決定しました。

次に、本案について討論を行います。通告はありませんので討論を終結し、議員提出議案第3号乗合タクシー制度の見直しとタクシー料金助成事業の存続を求める決議について、起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（小坂直親君）

ご着席ください。

起立全員であります。

したがって、議員提出議案第3号乗合タクシー制度の見直しとタクシー料金助成事業の存続を求める決議については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第31、閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務委員会、教育民生委員会、産業建設委員会の各委員長から、各委員会における所管事務調査について、会議規則第105条の規定に基づき、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「働き方改革」について

2. 理 由 高度化・多様化する住民ニーズに迅速かつ効果的に対応するため、ICTを活用して業務改善を図るなど、市職員の働き方について調査・研究を行う。

3. 期 間 平成30年12月21日～平成31年9月30日

平成30年12月20日

総務委員会委員長 今 岡 翔 平

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「青少年の自立支援」について
2. 理 由 亀山市は、0歳から18歳までの途切れのない支援に取り組んでいるが、青少年の自立に向け、早い段階からの適切な支援について調査・研究を行う。
3. 期 間 平成30年12月21日～平成31年9月30日

平成30年12月20日

教育民生委員会委員長 福 沢 美由紀

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、調査中の事件について、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、亀山市議会会議規則第105条の規定により申し出ます。

記

1. 事 件 「災害に対応できるインフラ整備」について

2. 理 由 従来の想定を超える自然災害や開発等の行為により発生するおそれのある人為災害等に対応していくため、市内の災害発生原因及び道路、河川、上下水道等の現状を把握し、今後のインフラ整備のあり方について調査・研究を行う。

3. 期 間 平成30年12月21日～平成31年9月30日

平成30年12月20日

産業建設委員会委員長 伊 藤 彦太郎

亀山市議会議長 小 坂 直 親 様

○議長（小坂直親君）

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることについてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にすることに決定しました。

以上で今期定例会の議事を全て議了しました。

議事を閉じ、閉会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小坂直親君）

ご異議なしと認めます。

平成30年12月亀山市議会定例会はこれをもって閉会します。ご苦労さまでございました。

（午前11時52分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月21日

議 長 小 坂 直 親

2 番 中 島 雅 代

1 1 番 鈴 木 達 夫